

放課後児童クラブと放課後子供教室の 一体型実施における連携に関する調査研究 報告書

2022（令和4）年3月

みずほリサーチ&テクノロジーズ株式会社

放課後児童クラブと放課後子供教室の 一体型実施における連携に関する調査研究 事業要旨

本調査研究では、放課後児童クラブと放課後子供教室の一体的な又は連携した実施に向けた自治体の取組状況や課題を把握し、市区町村における一体型の放課後児童クラブ及び放課後子供教室(以下、「一体型」と表記)の実施推進に資する情報の提供を目的として、一体型実施の推進・運営のポイントや取組事例を広く周知するための「放課後児童クラブと放課後子供教室の連携ガイドブック」を作成した。

アンケート及びヒアリング調査の実施

【放課後児童クラブおよび放課後子供教室の一体型実施に関するアンケート調査】

各自治体における放課後児童クラブと放課後子供教室の一体的な又は連携した実施の推進状況を把握し、今後の一体型実施の推進に役立てることを目的として、都道府県及び市区町村を対象としたアンケート調査を実施した。

都道府県向けアンケート調査

調査基準日:令和3年5月1日時点

調査対象:全国 47 都道府県

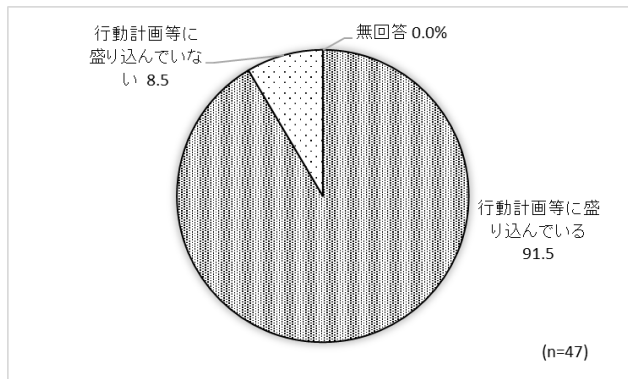
有効回答数:47 件(有効回収率 100%)

調査項目:放課後児童クラブ及び放課後子供教室の一体的な又は連携した実施を推進するための取組 / 等

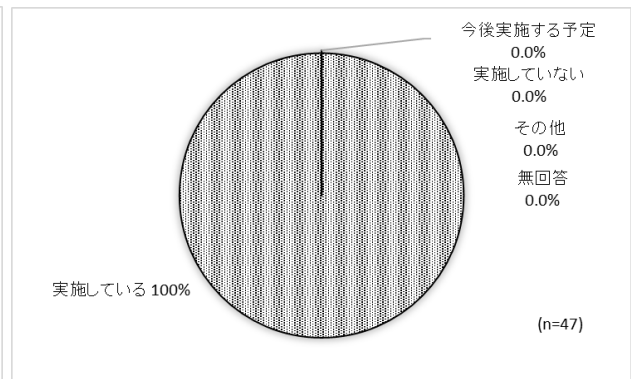
【市町村において両事業の計画的な整備が行われるよう、行動計画等(※)に盛り込んでいる事項について】

- ✓ 放課後児童クラブ職員及び放課後子供教室スタッフの研修(放課後児童支援員の認定資格研修を除く)に関しては、「行動計画等に盛り込んでいる」が 91.5%。研修の実施状況(行動計画等への記載有無は問わない)については、全ての自治体が「実施している」と回答した。

図表 1-1 研修に関する行動計画等への記載状況(SA)



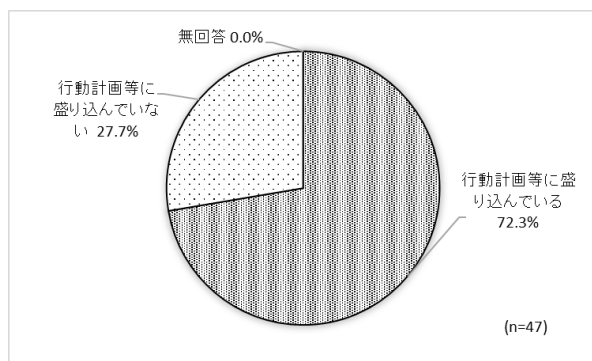
図表 1-2 研修の実施状況(SA)



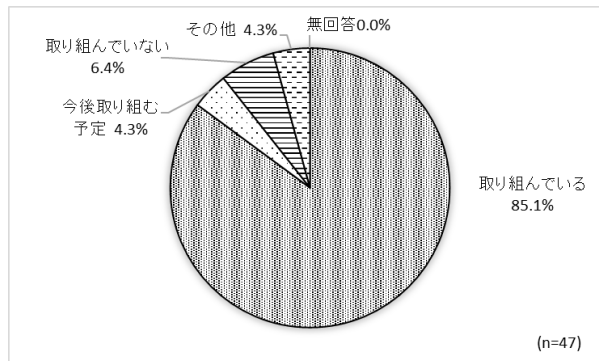
※新・放課後子ども総合プランでは、市町村が放課後児童クラブ・放課後子供教室両事業の整備に向けて円滑な取組促進が図られるようにする観点から、都道府県に対して「(子ども・子育て支援法に基づく基本指針や次世代育成支援対策推進に基づく行動計画策定指針に則し)都道府県子ども・子育て支援事業計画又は都道府県行動計画に盛り込むべき事項」を定めている。本設問及び以降の設問は、自治体为新・放課後子ども総合プランに基づき策定している計画について伺ったもの。なお、この計画について以降の設問では「行動計画等」と呼ぶ。

- ✓ 教育委員会と福祉部局の具体的な連携に関しては、「行動計画等に盛り込んでいる」が 72.3%。実際の取組状況については、「取り組んでいる」が 85.1%、「今後取り組む予定」が 4.3%。
- ✓ 連携に取り組んでいる自治体の取組内容は、「定期的な情報共有や協議の機会」が 65.0%と最も多く、次いで「会議体の設置」が 62.5%であった。

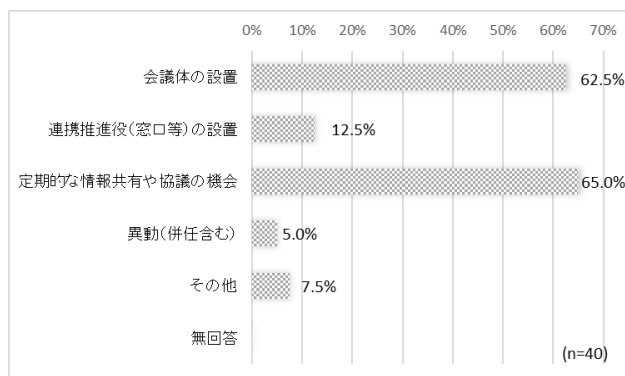
図表 1-3 教育委員会と福祉部局の具体的な連携に関する行動計画等への記載状況 (SA)



図表 1-4 教育委員会と福祉部局の具体的な連携に関する取組状況 (SA)



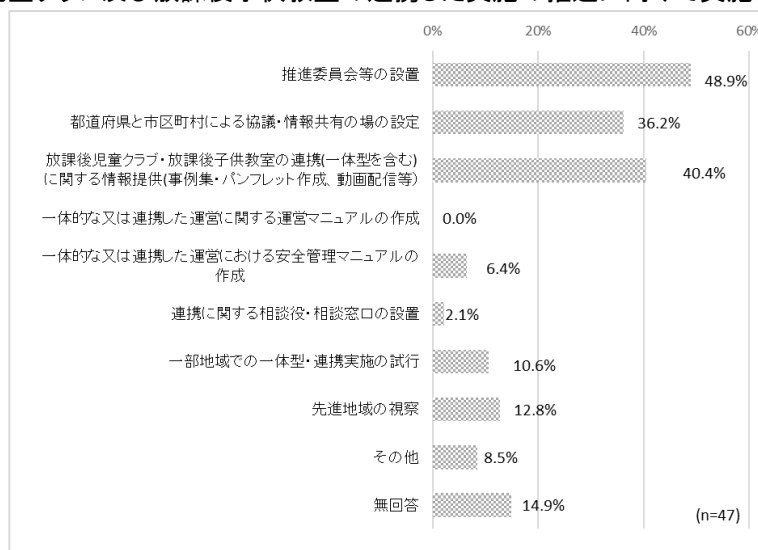
図表 1-5 教育委員会と福祉部局の具体的な連携に関する取組内容 (MA)



【放課後児童クラブ及び放課後子供教室の一体的な又は連携した実施を推進するための取組について】

- ✓ 放課後児童クラブ及び放課後子供教室の一体的な又は連携した実施を推進するために実施している取組として選択する割合が多かったのは、「推進委員会等の設置」(48.9%)、「放課後児童クラブ・放課後子供教室の連携(一体型を含む)に関する情報提供(事例集・パンフレット作製、動画配信等)」(40.4%)等。

図表 1-8 放課後児童クラブ及び放課後子供教室の連携した実施の推進に向けて実施している取組 (MA)



市区町村向けアンケート調査

調査基準日:令和3年5月1日時点

調査対象:全国の市区町村 計 1,741 自治体

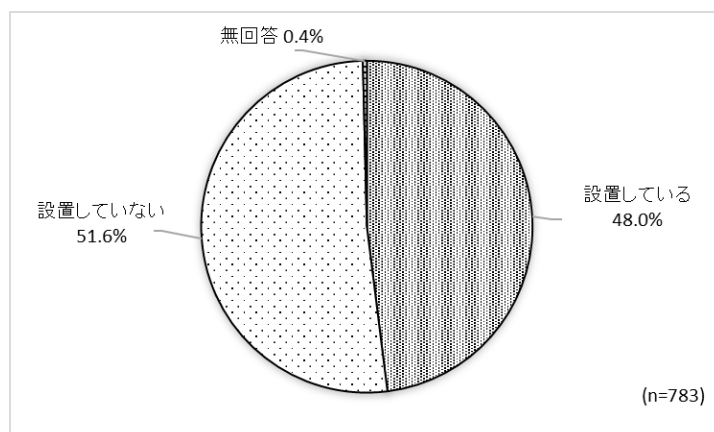
有効回答数:1,200 件(有効回答率:68.9%)

調査項目:放課後児童クラブと放課後子供教室の整備計画、一体型の推進状況 / 等

【放課後児童クラブと放課後子供教室の実施に関する検討体制について】

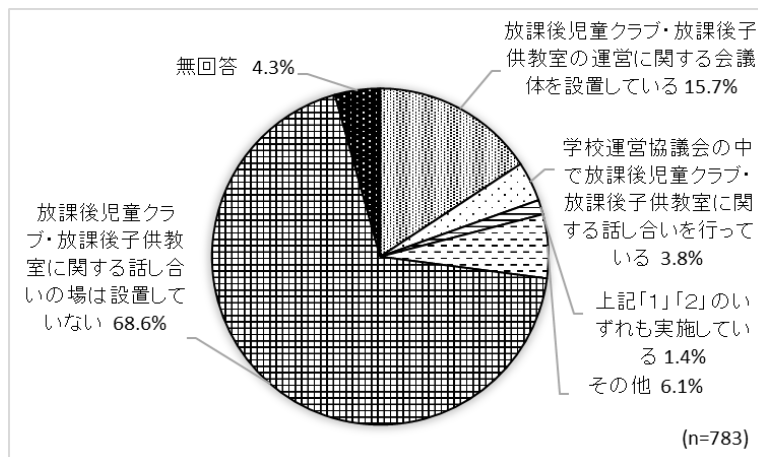
- ✓ 放課後児童クラブ及び放課後子供教室の実施に関する検討の場として、運営委員会を「設置している」割合は 48.0%。

図表 2-1 運営委員会の設置有無別自治体数(SA)



- ✓ 小学校区ごとの協議会等の設置状況については、「放課後児童クラブ・放課後子供教室の運営に関する会議体を設置している」が 15.7%、「学校運営協議会の中で放課後児童クラブ・放課後子供教室に関する話し合いを行っている」が 3.8%、「上記のいずれも実施している」が 1.4%。

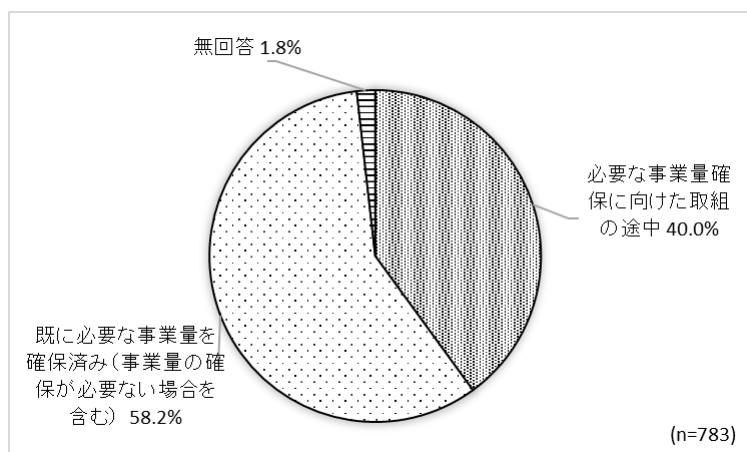
図表 2-2 小学校区ごとの協議会の設置状況別自治体数(SA)



【放課後児童クラブの事業量確保に向けた取組の状況について】

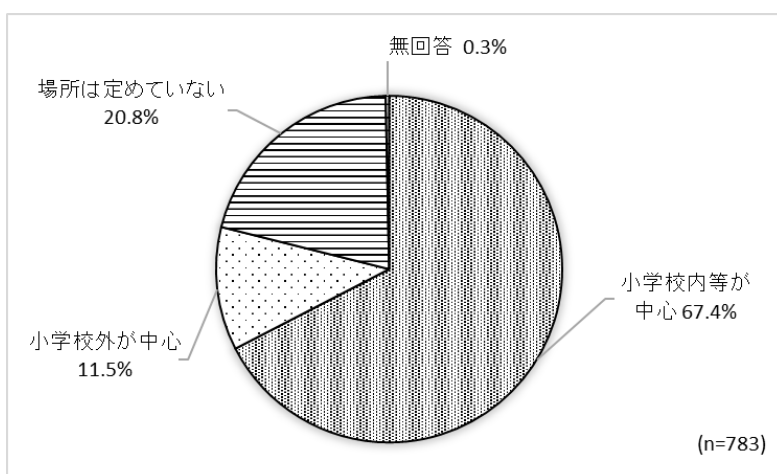
- ✓ 放課後児童クラブについて、「必要な事業量確保に向けた取組の途中」と回答した自治体の割合は 40.0%。

図表 2-3 放課後児童クラブの事業量確保状況別自治体数(SA)



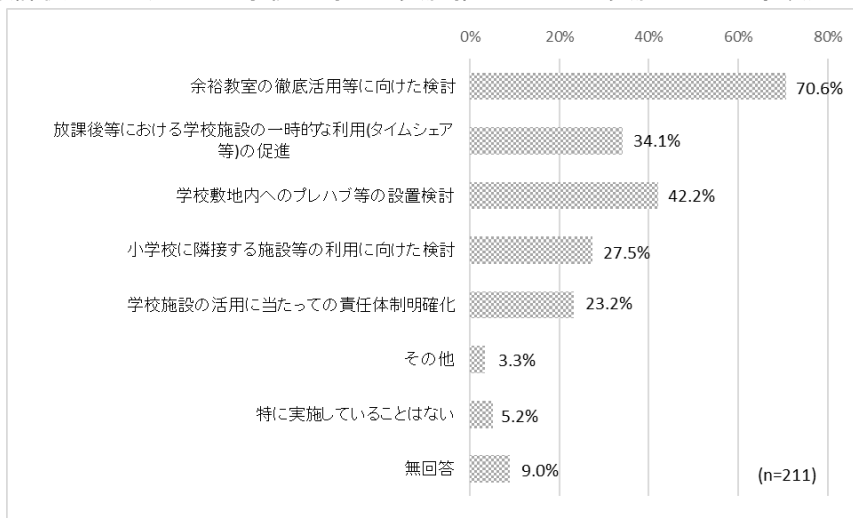
- ✓ 事業量確保に向けた取組の途中と回答した自治体における今後の設置予定場所は、「小学校内等が中心」が 67.4%、「小学校外が中心」が 11.5%、「場所は定めていない」が 20.8%。

図表 2-4 放課後児童クラブの今後の設置予定場所別自治体数(SA)



- ✓ 小学校内等での実施を推進するために実施している事項は、「余裕教室の徹底活用等に向けた検討」が 70.6%で最も多く、続いて「学校敷地内へのプレハブ等の設置検討」が 42.2%。

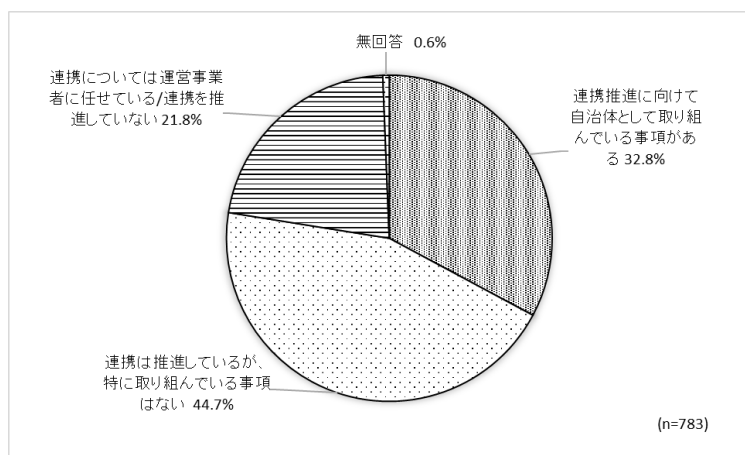
図表 2-5 放課後児童クラブの小学校内等での実施推進のために実施している事項別自治体数(MA)



【両事業の連携推進状況について】

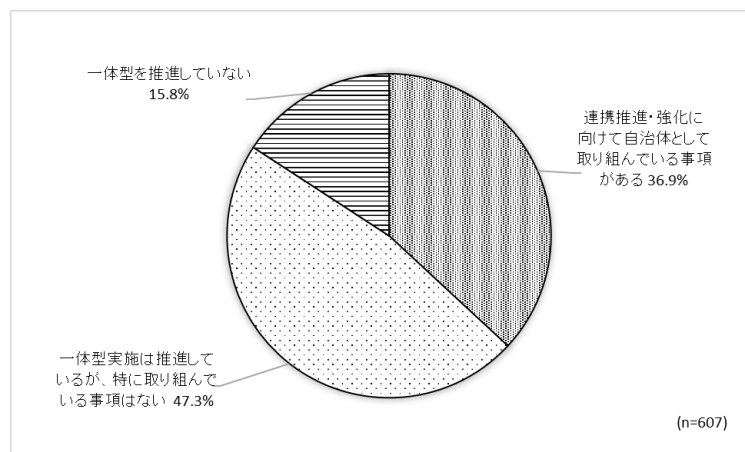
- ✓ 両事業の連携推進状況については、「連携推進に向けて自治体として取り組んでいる事項がある」が32.8%、「連携は推進しているが、特に取り組んでいる事項はない」が44.7%。

図表 2-6 連携推進状況別自治体数(SA)



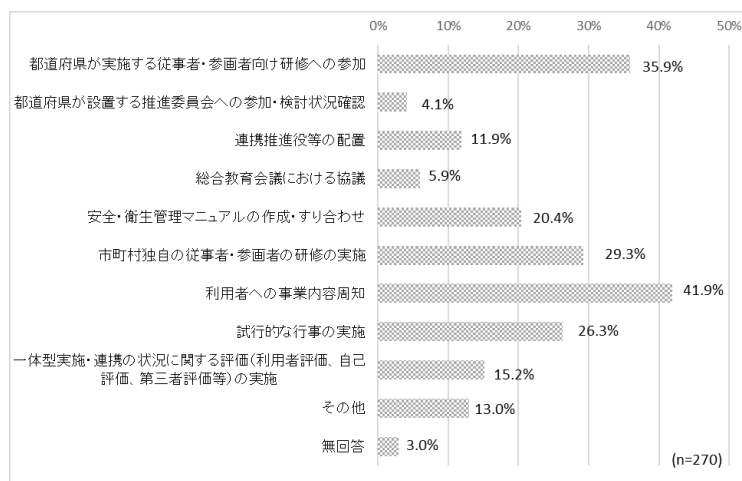
- ✓ 連携を推進していると回答した自治体の一体型実施の推進状況は、「連携推進・強化に向けて自治体として取り組んでいる事項がある」が36.9%、「一体型実施は推進しているが、特に取り組んでいる事項はない」が47.3%。

図表 2-7 一体型実施の推進状況別自治体数(SA)



- ✓ 一体的な又は連携した実施を推進する自治体の実施している取組は、「利用者への事業内容周知」が41.9%と最も多く、続いて「都道府県が実施する従事者・参画者向け研修への参加」が35.9%。

図表 2-8 一体的な又は連携した実施の推進に向けた取組別自治体数(MA)



【放課後児童クラブと放課後子供教室の一体型実施に関するヒアリング調査】

「放課後児童クラブと放課後子供教室の連携ガイドブック」の作成に際し、各自治体における一体型実施の推進方策、並びに一体型の放課後児童クラブ及び放課後子供教室の運営体制等について、個別事例を把握することを目的としたヒアリング調査を実施した。

調査実施期間: 令和3年10月～令和4年1月

調査数: 10件(市区町村) ※ただし、これ以外に電話ヒアリングにて部分的な情報収集を行っている。

調査項目: 放課後児童クラブ・放課後子供教室の連携を推進するための取組 / 等

調査結果のまとめ(考察)

本調査の結果を踏まえ、一体型実施の推進に向けた取組について、以下6点の課題整理を行った。

- 新・放課後子ども総合プランが目指す方向性を理解し、“地域の子どもの放課後の過ごし方”として期待される姿を念頭に置いた一体型実施が推進されるべきである。
- 学校施設の活用に向けては、長期的視点を持ちつつ計画的に検討することが望ましい。また、小学校との細やかかつ丁寧な情報交換・調整により、一時的な利用を促進することも有効である。
- 両事業の人材確保は、事業の円滑な実施だけでなく、地域の未来を担う子どもの健全育成においても大切なことである。各地域での取組事例を参考にしながら、協力者を得る工夫が望まれる。
- 両事業職員・スタッフが互いの事業趣旨を理解し、それぞれの専門性を尊重しながら協力しあえる体制の構築が求められる。
- 両事業関係者だけでなく、保護者や小学校、地域との情報共有・協議を通じて、地域全体で子どもの放課後を考える環境づくりが期待される。
- 市区町村において円滑な取組促進が図られるよう、都道府県が求められる役割を改めて認識し、果たすことが重要である。

「放課後児童クラブと放課後子供教室の連携ガイドブック」の作成

調査結果をもとに、市区町村において一体型の計画的な整備が促進されるよう、一体型実施の推進に係る自治体の取組事例を広く周知する「放課後児童クラブと放課後子供教室の連携ガイドブック」を作成した。

【ガイドブックの目次】

1. 総合的な放課後児童対策の推進
 - (1) 一体型の放課後児童クラブ及び放課後子供教室とは
 - (2) なぜ一体型を推進するのか
 - (3) 一体型の実施に関する現状
 - (4) 一体型の実施に向けて
2. 全ての子どもが安全・安心に過ごすことのできる放課後の環境整備
 - (1) 放課後児童クラブ・放課後子供教室の実施
 - (2) 多様な体験・活動を行うことのできる機会の提供
3. 参考資料

【委員】(五十音順・敬称略)

氏名	所属
青山 鉄兵	文教大学人間科学部 准教授 国立青少年教育振興機構青少年教育研究センター 副センター長
住谷 亜由子	群馬県 生活こども部 私学・子育て支援課 主幹
中村 かおり	大阪人間科学大学 人間科学部 子ども教育学科 講師
深作 拓郎	弘前大学 教育学部 講師
宮嶋 弘人	長崎市 こども部 こどもみらい課 係長

【事務局】

氏名	所属
田中 宗明	みずほリサーチ&テクノロジーズ株式会社 社会政策コンサルティング部 福祉政策チーム 福祉政策第2課 課長
杉田 裕子	みずほリサーチ&テクノロジーズ株式会社 社会政策コンサルティング部 雇用政策チーム 雇用政策第1課 主任コンサルタント
松山 里紗	みずほリサーチ&テクノロジーズ株式会社 社会政策コンサルティング部 福祉政策チーム 福祉政策第2課 コンサルタント
渡邊 夏子	みずほリサーチ&テクノロジーズ株式会社 社会政策コンサルティング部 雇用政策チーム 雇用政策第1課 コンサルタント
泉 美香子	みずほリサーチ&テクノロジーズ株式会社 社会政策コンサルティング部 雇用政策チーム 雇用政策第1課

【オブザーバー】

氏名	所属
阿南 健太郎	厚生労働省子ども家庭局 子育て支援課 健全育成推進室 児童健全育成専門官
今野 健宏	厚生労働省子ども家庭局 子育て支援課 健全育成推進室 健全育成係長
穂積 智美	文部科学省総合教育政策局 地域学習推進課 地域学校協働活動推進室 地域学校協働企画係 係長
金子 明史	文部科学省総合教育政策局 地域学習推進課 地域学校協働活動推進室 地域学校協働事業係 係長

以上

目次

序章 調査研究の概要	序-1
1. 調査研究の背景・目的	序-1
2. 調査研究の概要	序-2
3. 調査研究の体制	序-6
4. 成果の公表方法	序-6
5. 調査結果のまとめ	序-7
第1章 放課後児童クラブおよび放課後子供教室の一体型実施に関するアンケート調査 【都道府県票】	1-1
1. 調査の概要	1-1
2. 調査結果	1-3
第2章 放課後児童クラブおよび放課後子供教室の一体型実施に関するアンケート調査 【市区町村票】	2-1
1. 調査の概要	2-1
2. 調査結果	2-6
第3章 放課後児童クラブと放課後子供教室の一体型実施に関するヒアリング調査	3-1
1. 調査の概要	3-1
2. 調査結果のまとめ	3-2
放課後児童クラブと放課後子供教室の連携ガイドブック～一体型の実施に向けて～	
参考資料	
アンケート調査票	参考 1-1
ヒアリング調査記録	参考 2-1

序章

調査研究の概要

序章 調査研究の概要

1. 調査研究の背景・目的

- ✓ 「新・放課後子ども総合プラン」は、共働き家庭等の「小1の壁」「待機児童」を解消するとともに、全ての児童が放課後を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるよう、平成31(令和元)年～令和5年の間に全ての小学校区で放課後児童クラブと放課後子供教室を実施し、うち両事業とも同一小学校内等で実施する「一体型の放課後児童クラブ及び放課後子供教室」(以下、「一体型」と表記)を1万か所以上とすることを目標に掲げている。
- ✓ 令和3年5月1日現在で一体型は5,885か所となっている。同プランに基づき、各自治体では一体型実施の促進に向けて様々な取組が行われており、実施か所数は増加傾向にある一方で、目標とする1万か所以上の設置に向けてはさらなる取組が求められる状況である。
- ✓ 当社(旧社名:みずほ情報総研株式会社)が昨年度実施した「放課後児童クラブに登録した児童の利用実態及び放課後児童クラブと放課後子供教室の一体型による運営実態に係る調査研究」(厚生労働省令和2年度子ども・子育て支援推進調査研究事業)では、一体型の実施には「放課後児童クラブ利用児童が放課後に多様な体験・活動を行うことができる」「放課後児童クラブを利用する児童と利用しない児童と一緒に過ごすことができる」といった効果がある一方で、「両事業の責任範囲が不明確」「両事業間の連携や情報共有が不十分」等、両事業の連携に関して課題を感じる自治体が多いこともわかった。全ての児童が安全・安心に過ごすことができ、多様な体験・活動ができる一体型実施の推進に向けては、両事業の連携強化など、一体型実施の課題を整理し、対応に向けた方策とともに周知する取組が求められる。
- ✓ 上記を踏まえ、本調査研究では放課後児童クラブと放課後子供教室の両事業の連携に関する課題の整理、並びに市区町村における一体型実施の計画的な整備及び放課後児童クラブ・放課後子供教室実施主体による一体型の効果的・安定的な運営に向けて、一体型実施の推進・運営のポイントや取組事例を広く周知することを目的とする。

2. 調査研究の概要

本調査研究の目的に基づいて、以下を実施し、報告書を取りまとめた。

1) 検討会及びワーキング・グループの設置・開催

- ✓ 調査の設計・分析、並びに放課後児童クラブと放課後子供教室の一体型実施に関する効果・課題を検討するにあたり、専門的な見地からご意見を頂くため、有識者や自治体職員からなる検討会を設置・開催した。
- ✓ 検討会の実施概要は、以下のとおり。

図表0-1 検討会の実施概要

回数	日時・場所	議題
第1回	令和3年8月27日(金) みずほリサーチ&テクノロジーズ(オンライン会議)	・ 事業概要について ・ ガイドブックについて ・ アンケート調査について ・ ヒアリング調査について
第2回	令和3年11月8日(月) みずほリサーチ&テクノロジーズ(オンライン会議)	・ アンケート調査結果(速報値)について ・ ガイドブックについて
第3回	令和4年3月3日(木) みずほリサーチ&テクノロジーズ(オンライン会議)	・ 報告書(案)について ・ ガイドブックについて

- ✓ また、ガイドブックを作成するにあたり、放課後児童クラブと放課後子供教室の一体型実施に関する現状や課題、参考事例等に関してご意見を頂くため、検討会委員のうち自治体職員複数名から成るワーキング・グループ(以下、「WG」という)を設置・運営した。
- ✓ WGの実施概要は、以下のとおり。

図表0-2 WGの実施概要

回数	日時・場所	議題
第1回	令和3年10月16日(水) みずほリサーチ&テクノロジーズ(オンライン会議)	・ ガイドブックについて
第2回	令和4年2月7日(月) みずほリサーチ&テクノロジーズ(オンライン会議)	・ ガイドブックについて

2) 放課後児童クラブおよび放課後子供教室の一体型実施に関するアンケート調査(都道府県票)

① 調査の目的

- ✓ 各自治体における放課後児童クラブと放課後子供教室との一体的な又は連携した実施の推進状況を把握し、今後の一体型実施促進に役立てることを目的とした。都道府県票については、市区町村において円滑な取組促進が図られるようにする観点から実施する取組の状況を把握することを主眼とした。

② 調査対象

- ✓ 全国 47 都道府県を対象とした。

③ 調査内容

- ✓ 主な調査内容は、以下のとおり。
 - ・放課後児童クラブ及び放課後子供教室の所管部局
 - ・新・放課後子ども総合プランに基づく事業計画・行動計画の策定状況
 - ・市区町村において両事業の計画的な整備が行われるよう、行動計画等に盛り込んでいる事項
 - ・放課後児童クラブ及び放課後子供教室の一体的な又は連携した実施を推進するための取組
 - ・ヒアリング調査可否

3) 放課後児童クラブおよび放課後子供教室の一体型実施に関するアンケート調査(市区町村票)

① 調査の目的

- ✓ 各自治体における放課後児童クラブと放課後子供教室との一体的な又は連携した実施の推進状況を把握し、今後の一体型実施促進に役立てることを目的とした。

② 調査対象

- ✓ 全国の市区町村 計 1,741 自治体(743 町、183 村、792 市及び 23 区、令和 3 年 10 月 28 日現在)を対象とした。

③ 調査内容

- ✓ 主な調査内容は、以下のとおり。
 - ・自治体の概要
 - ・放課後児童クラブと放課後子供教室の実施状況
 - ・放課後児童クラブと放課後子供教室の事業計画
 - ・放課後児童クラブと放課後子供教室の連携推進状況
 - ・ヒアリング調査可否

4) 放課後児童クラブと放課後子供教室の一体型実施に関するヒアリング調査

① 調査の目的

- ✓ 一体型実施の推進・運営のポイントや取組事例を広く周知する「放課後児童クラブと放課後子供教室の連携ガイドブック」の作成に際し、各自治体における一体型実施の推進方策、並びに一体型の放課後児童クラブ及び放課後子供教室の運営体制等について、個別事例を把握することを目的とした。

② 調査対象

- ✓ 調査対象は、デスクリサーチ及びアンケート結果から抽出した。調査対象(計10市区町村)は、以下のとおり。
- ✓ このほかに、アンケート調査結果や厚生労働省・文部科学省及び委員からの情報に基づき、「放課後児童クラブと放課後子供教室の連携ガイドブック」の作成において有用と思われる取組を行っている自治体に対して電話で情報収集を行った。

図表0-3 ヒアリング調査協力自治体

No.	自治体名	放課後児童クラブ 所管部局	放課後子供教室 所管部局	調査実施日時・方法
1	青森県鶴田町 (東北、町村)	教育委員会社会教育班		令和3年10月11日(月) 15時～16時 オンライン
2	兵庫県淡路市 (近畿、一般市)	教育委員会教育部社会教育課		令和3年11月8日(月) 9時半～11時 オンライン
3	東京都練馬区 (関東、特別区)	教育委員会こども家庭部子育て支援課		令和3年12月7日(火) 14時～15時半 訪問
4	千葉県浦安市 (関東、一般市)	健康こども部青少年課		令和3年12月8日(水) 10時～11時半 訪問
5	東京都八王子市 (関東、中核市)	教育委員会生涯学習スポーツ部放課後児童支援課		令和3年12月14日(火) 13時～14時半 訪問
6	神奈川県平塚市 (関東、一般市)	健康・子ども部青少年課	教育委員会 社会教育部社会教育課	令和3年12月15日(水) 14時～15時半 訪問
7	新潟県新潟市 (北陸、政令指定都市)	こども未来部 こども政策課	教育委員会 地域教育推進課	令和3年12月16日(木) 10時～11時半 訪問
8	山口県萩市 (中国、一般市)	福祉部子育て支援課	教育委員会 文化・生涯学習課	令和3年12月21日(火) 14時～15時半 訪問
9	大阪府吹田市 (近畿、中核市)	教育委員会地域教育部		令和4年1月21日(金) 15時～16時半 電話
10	岩手県奥州市 (東北、一般市)	健康こども部 こども家庭課	協働まちづくり部 生涯学習スポーツ課	書面にて実施

③ 調査内容

✓ 主な調査内容は、以下のとおり。

- ・ 放課後児童クラブ・放課後子供教室の実施状況
- ・ 放課後児童クラブ・放課後子供教室の連携について
- ・ 一体型実施又は両事業の連携による成果
- ・ 一体型設置促進ガイドへ盛り込んでほしい事項 等

5) 「放課後児童クラブと放課後子供教室の連携ガイドブック」の作成

✓ 市区町村において一体型の計画的な整備が促進されるよう、一体型実施の推進に係る自治体の取組事例を広く周知する「放課後児童クラブと放課後子供教室の連携ガイドブック」を作成した。

本報告書の用語について：

✓ 本報告書では、以下の考え方の下で各種用語を使用している。

- ・ 放課後児童クラブ：
児童福祉法(昭和 22 年法律第 164 号。以下「法」という。)第6条の3第2項及び放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準(平成 26 年厚生労働省令第 63 号。以下「基準」という。)に基づき、保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後等に小学校の余裕教室、児童館等を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、家庭、地域等との連携の下、発達段階に応じた主体的な遊びや生活が可能となるよう、当該児童の自主性、社会性及び創造性の向上、基本的な生活習慣の確立等を図り、その健全な育成を図るもの
- ・ 放課後子供教室：
地域の高齢者、保護者、PTA、NPO、民間企業、団体等の幅広い地域住民等の参画を得て、地域全体で子供たちの学びや成長を支えるとともに、学校を核とした地域づくりを目指して、地域と学校が相互にパートナーとして連携・協働して行う「地域学校協働活動」の一環であり、放課後や週末等において、学校の余裕教室等を活用して全ての子供たちの安全・安心な活動場所を確保し、地域と学校が連携・協働して学習や様々な体験・交流活動の機会を定期的・継続的に提供する放課後等支援活動
- ・ 一体型の放課後児童クラブ及び放課後子供教室：
同一の小学校内等で放課後児童クラブ・放課後子供教室の両事業を実施し、共働き家庭等の児童を含めた全ての児童が放課後子供教室の活動プログラム(学習支援、体験プログラム、スポーツ活動、読書活動、自由遊び等)に参加できるもの
- ・ なお、本報告書では、学童期の子どものことを基本的に「子ども」と表記している。ただし、前後の文脈及びヒアリング調査対象自治体の意向に応じて「児童」という表現を用いた箇所がある。

3. 調査研究の体制

✓ 本調査研究の実施体制は、以下のとおり。

図表0-4 調査研究の体制

【委員】(五十音順・敬称略)

氏名	所属
青山 鉄兵	文教大学人間科学部 准教授 国立青少年教育振興機構青少年教育研究センター 副センター長
住谷 亜由子	群馬県 生活こども部 私学・子育て支援課 主幹
中村 かおり	大阪人間科学大学 人間科学部 子ども教育学科 講師
深作 拓郎	弘前大学 教育学部 講師
宮嶋 弘人	長崎市 こども部 こどもみらい課 係長

【事務局】

氏名	所属
田中 宗明	みずほリサーチ&テクノロジーズ株式会社 社会政策コンサルティング部 福祉政策チーム 福祉政策第2課 課長
杉田 裕子	みずほリサーチ&テクノロジーズ株式会社 社会政策コンサルティング部 雇用政策チーム 雇用政策第1課 主任コンサルタント
松山 里紗	みずほリサーチ&テクノロジーズ株式会社 社会政策コンサルティング部 福祉政策チーム 福祉政策第2課 コンサルタント
渡邊 夏子	みずほリサーチ&テクノロジーズ株式会社 社会政策コンサルティング部 雇用政策チーム 雇用政策第1課 コンサルタント
泉 美香子	みずほリサーチ&テクノロジーズ株式会社 社会政策コンサルティング部 雇用政策チーム 雇用政策第1課

【オブザーバー】

氏名	所属
阿南 健太郎	厚生労働省子ども家庭局 子育て支援課 健全育成推進室 児童健全育成専門官
今野 健宏	厚生労働省子ども家庭局 子育て支援課 健全育成推進室 健全育成係長
穂積 智美	文部科学省総合教育政策局 地域学習推進課 地域学校協働活動推進室 地域学校協働企画係 係長
金子 明史	文部科学省総合教育政策局 地域学習推進課 地域学校協働活動推進室 地域学校協働事業係 係長

4. 成果の公表方法

本調査研究の成果は、みずほリサーチ&テクノロジーズ株式会社のホームページにおいて公開する。

5. 調査結果のまとめ

本調査の結果を踏まえ、一体型実施の推進に向けた取組の方向性について、若干の考察を述べる。

新・放課後子ども総合プランが目指す方向性を理解し、“地域の子どもの放課後の過ごし方”として期待される姿を念頭に置いた一体型実施が推進されるべきである。

- ✓ アンケート調査では、放課後児童クラブ・放課後子供教室の両事業を実施する自治体のうち、7割以上が「連携を推進している」と回答した。さらに、連携を推進していると回答した自治体の8割以上が一体型実施を推進していると回答した。ただし、うち半数が「一体型実施は推進しているが、特に取り組んでいる事項はない」と回答しており、一体型実施の推進について、実質的には行われていない・運営主体に委ねられている等の状況が推察される。また、一体型実施を推進しない自治体では、その理由として「所管部局が異なるため」「両事業の運営主体が異なるため」「放課後子供教室の実施や規模の拡大が難しい」等の声が多くみられる。
- ✓ 両事業の一体的又は連携した実施に関する考え方や実現の方法は、地域の放課後児童クラブ・放課後子供教室の運営体制や実施状況に応じて様々であろう。しかし、一体型実施を推進する自治体含め、関係者の中には「放課後子供教室を毎日実施しなければならない」「両事業の子どもが同じ空間で同じ時間を過ごすもの」と考える場合があるなど、「一体型とはこういうもの」という偏った理解がなされている可能性が考えられる。
- ✓ 新・放課後子ども総合プランは、放課後児童クラブ利用児童を含めた全ての子どもが安全・安心な環境の下で多様な活動・体験に触れることのできる放課後の居場所づくりを目指している。一体型実施は、その手段として「同一小学校内等での両事業の実施」や「放課後児童クラブ利用児童が放課後子供教室の活動に参加できるようにする」ために推進するものである。したがって、新・放課後子ども総合プランが目指す方向性を正確に理解し、“地域の子どもの放課後の過ごし方”としてあるべき姿を根底に据えたうえで、両事業をどのように実施するのか、その中で一体型としての実施や連携した実施をどのように考え具現化していくのか検討し、事業内容を組み立てる手順や体制の浸透が求められる。
- ✓ これに取り組むうえで肝要なのが、所管部局の連携、すなわち両事業の所管部局が同じ方向を向いて事業内容を検討する体制の構築である。各地域では既に新・放課後子ども総合プランに基づく運営委員会の設置開催等を通じて所管部局間の情報共有に努める事例が一定数聞かれる中、今後はそうした会議体が単なる報告の場に留まることなく、方向性を確認する場として機能するための工夫が望まれる。たとえば、「両事業の実施を通じてどのような“地域の子どもの放課後の過ごし方”を目指すのか」を明文化し共通認識をつくったうえで、それぞれの事業内容を検討する際・事業内容を評価する際等のタイミングごとに事業内容が目的に沿ったものとなっているか確認・説明する機会を設けるなどの取組が考えられる。

学校施設の活用に向けては、長期的視点を持ちつつ計画的に検討することが望ましい。また、小学校との細やかかつ丁寧な情報交換・調整により、一時的な利用を促進することも有効である。

- ✓ アンケート調査結果によると、多くの自治体が放課後児童クラブの整備に向けて小学校内等への設置を検討している。小学校内等での実施を検討する理由については、「子どもが安全に過ごすことができるため」「学校との連絡調整を行いやすいため」等を挙げる自治体が多い。小学校⇔放課後児童クラブ⇔放課後子供教室⇔自宅の移動だけでなく、活動中の安全確保においても、小学校施設・設備の使用が望まれている。公共財を利用した事業実施は、持続可能な放課後対策という点でも有意義である。
- ✓ しかしながら、学校施設の活用に向けた余裕教室の確保について、多くの自治体から「余裕教室が不足している」「学校の理解獲得が難しい」との意見が聞かれる。これに対応する取組として、ヒアリング調査では余裕教室の考え方・活用に向けた手順に関するガイドラインを策定する事例、放課後の子どもの活動範囲を可視化することで学校の理解を促す事例、実施場所ごとの利用計画を作成し、小学校施設の活用に取り組む事例等がみられた。統廃合や学校の改修を機に、学校内への移転を計画する事例もある。いずれも単年度で成果が得られるものではなく、長期的な視点に立って、余裕教室の確保や学校の理解獲得に向けて計画に取り組むことが望まれる。
- ✓ 小学校内での活動実施においては、一時的な施設設備の利用も一案といえる。専用区画以外の活動場所として、小学校の特別教室を確保する事例のほか、授業終了後の教室を両事業の専用区画として利用する事例が聞かれている。ただし、放課後の時間は学校や学年、曜日によって様々であるため、両事業関係者（自治体職員又は運営者）と小学校とが細やかに教育活動と放課後活動の内容をすり合わせ、一時的な利用に向けた調整を行う必要がある。学校との密な情報共有・調整を行うための関係性の構築が不可欠であり、自治体職員等のコーディネーターが推進役となって情報共有・調整を行うことが望ましい。
- ✓ 上記を検討したうえでも、地域の状況によっては、小学校内での事業実施が難しい状況は依然あるであろう。しかし、既に述べたとおり、大切なのは、“地域の子どもの放課後の過ごし方”という観点から、どのような場所での事業実施が望ましいかを検討することである。複数の選択肢を比較検討しながら、最も実現可能で、効果が高い事業実施方法を選択するという考え方の下での実施場所選定が望まれる。なお、一体型実施は、“地域の子どもの放課後の過ごし方”として望ましい場所という観点から「小学校内等」での事業実施を推進するものであり、子どもが安全に移動できる学校の近隣施設等（道を挟んだ公民館、児童館等）での実施も「小学校内等」に含んでいることを申し添えたい。

両事業の人材確保は、事業の円滑な実施だけでなく、地域の未来を担う子どもの健全育成においても大切なことである。各地域での取組事例を参考にしながら、協力者を得る工夫が望まれる。

- ✓ ヒアリング調査では、多くの自治体から放課後児童クラブ・放課後子供教室の人材確保が課題との意見が聞かれた。一体型実施の推進においては両事業の職員・スタッフが共通プログラム実施のコーディネート役となる事例も聞かれており、さらに人材確保の重要性が増す。
- ✓ 放課後児童クラブの人材確保に関しては、放課後子供教室スタッフから放課後児童支援員への登用を念頭に採用を行う事例、複数の媒体を活用して求人を行う事例等が聞かれる。また、放課後子供教室の人材確保に関しては、地域組織へのアプローチ、PTAや地元の若者・大学からの協力者確保等の取組が聞かれている。人材バンクを設けるなどの取組を開始する自治体もあるようだ。
- ✓ 子どもの放課後の活動に関わる人材を増やすことは、両事業の円滑な実施だけでなく、地域の未来を担う子どもの健全育成においても大切なことである。民間事業者のノウハウを活用したり、地域住民等の事業理解を促進するなどにより、協力者を増やし、事業を円滑に維持・拡大する工夫が望まれる。なお、国や都道府県では、市区町村における取組がより円滑に行われるよう、取組事例やノウハウ共有等の支援が期待される。

両事業職員・スタッフが互いの事業趣旨を理解し、それぞれの専門性を尊重しながら協力しあえる体制の構築が求められる。

- ✓ アンケート調査結果から、同一小学校内で両事業を実施しているものの、放課後児童クラブ利用児童は放課後子供教室の活動に参加することができないものが少なくないことがわかった。両事業は異なる趣旨目的により実施されるものだが、子どもの視点に立つと、放課後に多様な体験・活動を行うことができるよう、そして子ども同士・子どもと地域との関わりがより広く深いものとなるよう、放課後児童クラブの利用児童を含めた全ての子どもが放課後子供教室の活動に参加できる環境を整えることが望ましい。
- ✓ したがって、まずは放課後児童クラブ・放課後子供教室の所管部局間・運営者間での情報共有を行い、全ての子どもが本人の希望に応じて放課後子供教室への参加を選択できる環境整備が求められる。各自治体では、所管部局の職員が両事業の視察を行うところから情報共有を開始する、両事業関係者が参加する会議や研修を実施する、一部の地区で試行的に一体型実施を始めるなどの事例がみられる。
- ✓ 他方、一体型実施を推進する自治体からは、両事業職員・スタッフの子どもへの関わり方が異なり、連携が難しいという声も聞かれている。異なる目的の下で展開される事業の下で子どもと関わる職員・スタッフであるため、それぞれが保有する知識・経験、果たすべき役割には異なる部分もあるだろう。しかし、地域の子どもの放課後をもっと有意義なものにするために、両事業の職員・スタッフが互いの専門性を尊重しながら、協力して事業を運営する体制を確立し、両事業の相乗効果を創出することが望まれる。両事業の職員・スタッフが互いの事業の目的や視点を理解することは、彼ら／彼女らの資質の向上にもつながる。一体型実施の効果を明らかにすることで、当該自治体内での一体型実施の加速も見込めるだろう。
- ✓ これらの好循環をつくるために、各自治体(都道府県、市区町村)においては、会議体の設置等による両事業の関係者が顔を合わせる機会の提供と並行して、両事業の目的や事業内容に関する理解浸透を目的とした研修等の取組が望まれる。

両事業関係者だけでなく、保護者や小学校、地域との情報共有・協議を通じて、地域全体で子どもの放課後を考える環境づくりが期待される。

- ✓ 市区町村向けのアンケート調査では、放課後児童クラブ及び放課後子供教室の実施に関する検討の場として、運営委員会を「設置している」割合が回答自治体の半数弱であった。小学校区ごとの協議会等を設置して放課後児童クラブ・放課後子供教室に関する話し合いを行う割合は2割程度にとどまっている。
- ✓ 一方、ヒアリング調査では、小学校区ごとの協議会に放課後児童クラブ・放課後子供教室関係者が参加し、地域住民や学校関係者とともに地域の子どもの課題を話し合う事例が複数聞かれている。また、学校との関係構築においては、コーディネーター役の自治体職員等が核となって双方の情報共有を行う事例もみられる。地域の子ども・子育てに関する協議の場に、「子どもの放課後」という領域で重要な役割を果たす両事業関係者が加わることは、各地域における包括的な子ども・子育て支援という点でも意義深い。
- ✓ 子ども・子育て支援に視野を広げると、地域にある様々な資源との連携・協力の重要性もみえてくる。協議会等での情報共有に留まらず、地域の子どもに関わる様々な施設・事業が互いを理解しあい、協力する体制を築くことで、相乗効果が生まれ、子どもの放課後はもっと豊かになる。ヒアリング調査では、こうしたねらいの下、児童館がハブとなって地域の子どもに関わる施設・事業間の調整を行う事例が聞かれている。
- ✓ 他方、一体型に関していうと、そもそも一体的な実施に関する利用者（保護者）への周知が不十分という声が複数聞かれる状況である。地域における一体型実施の認知を広げるために、まずは、利用者に対して両事業の目的や内容を周知し、そこからボトムアップで地域へと理解を拡大する取組が期待される。地域課題の対応において放課後児童クラブ・放課後子供教室が担う役割を皆が理解し、地域の福祉や教育に貢献する一員としての存在感を確立していくことで、一体型実施はさらに推進力を増すと考えられる。

市区町村において円滑な取組促進が図られるよう、都道府県が求められる役割を改めて認識し、果たすことが重要である。

- ✓ アンケートでは、都道府県の取組が市区町村での一体型実施の推進状況に影響する可能性が示唆された。
- ✓ 放課後児童クラブ及び放課後子供教室の一体的な又は連携した実施を推進するために都道府県が実施している取組として、「両事業の合同研修」を実施する割合は75％程度、「福祉部局と教育委員会の具体的な連携」に取り組む割合は85％程度。そのほかの取組として回答割合が多かったのは、「推進委員会等の設置」「放課後児童クラブ・放課後子供教室の連携（一体型を含む）に関する情報提供」「都道府県と市区町村による協議・情報共有の場の設定」等であった。
- ✓ 各事業は地域の実情に応じて運営されるものだが、新・放課後子ども総合プランに基づく取組が円滑に行われるためには、その基本的考え方を自治体職員、両事業関係者、利用者等に広く浸透させる必要があり、都道府県による積極的な関与が期待される。都道府県の積極的な取組は、事例や情報の周知・横展開だけでなく、自治体間の意識の統一や向上にも有効である。

第 1 章

放課後児童クラブおよび放課後子供教室の 一体型実施に関するアンケート調査 【都道府県票】

第1章 放課後児童クラブおよび放課後子供教室の一体型実施に関するアンケート調査 【都道府県票】

1. 調査の概要

1) 目的

- ✓ 各自治体における放課後児童クラブと放課後子供教室との一体的な又は連携した実施の推進状況を把握し、今後の一体型実施促進に役立てることを目的とした。都道府県票については、市区町村において円滑な取組促進が図られるようにする観点から実施する取組の状況を把握することを主眼とした。

2) 調査対象と調査方法

① 調査対象

- ✓ 全国47都道府県を対象とした。

② 調査方法

- ✓ 電子ファイル(Excel形式)調査票をEメール添付により送付・回収することにより実施した。

3) 調査基準日

- ✓ 調査基準日:令和3年5月1日時点
- ✓ 調査実施期間:令和3年10月7日～10月28日(※1)

※1 ただし、調査実施期間を過ぎて回収した調査票についても集計に含めている。

4) 回収結果

- ✓ 回収数: 47件(回収率100%)
- ✓ 有効回答数: 47件(有効回収率100%)

5) 集計方法

- ✓ 回答が得られたもののうち、無効・非該当を除いて集計している。ただし、集計方法について注がある場合にはその方法に基づく。
- ✓ 割合は、四捨五入の関係から合計が100.0%にならないものがある。
- ✓ クロス集計軸の縦軸は、無回答を除いている。

6) 主な調査内容

- ✓ 主な内容は以下の通り。
 - ・ 放課後児童クラブ及び放課後子供教室の所管部局
 - ・ 新・放課後子ども総合プランに基づく事業計画・行動計画の策定状況
 - ・ 市町村において両事業の計画的な整備が行われるよう、行動計画等に盛り込んでいる事項
 - ・ 放課後児童クラブ及び放課後子供教室の一体的な又は連携した実施を推進するための取組
 - ・ ヒアリング調査可否

7) 結果のまとめ

【放課後児童クラブ及び放課後子供教室の所管部局について】

- ✓ 放課後児童クラブ所管部局は「福祉部局」が 89.4%、放課後子供教室の所管部局は「教育委員会」が 89.4%。放課後児童クラブと放課後子供教室の所管は「同じ(共管を含む)」(うち、2自治体が福祉部局、2自治体が教育委員会)が 8.5%、「異なる」が 91.5%であった。(図表 1-1～1-4)

【新・放課後子ども総合プランに基づく事業計画・行動計画の策定状況について】

- ✓ 新・放課後子ども総合プランに基づく事業計画・行動計画について、「都道府県子ども・子育て支援事業計画と一体のものとして策定している」が 93.6%、「(都道府県子ども・子育て支援事業計画に関する委員会での議論を基に検討した)放課後児童クラブ及び放課後子供教室に係る事項のみの策定としている」は 6.4%であった。(図表 1-5)
- ✓ 行動計画等策定の体制及び方法については、「都道府県庁内の放課後児童クラブ及び(又は)放課後子供教室の所管部局にて検討を行った」が 78.7%、「新・放課後子ども総合プランに関する委員会での議論を基に検討した」が 42.6%。(図表 1-6)

【市町村において両事業の計画的な整備が行われるよう、行動計画等に盛り込んでいる事項について】

- ✓ 放課後児童クラブ職員及び放課後子供教室スタッフの研修(放課後児童支援員の認定資格研修を除く)に関しては、「行動計画等に盛り込んでいる」が 91.5%。研修の実施状況(行動計画等への記載有無は問わない)については、全ての自治体が「実施している」と回答した。(図表 1-9、1-10)
- ✓ 教育委員会と福祉部局の具体的な連携に関しては、「行動計画に盛り込んでいる」が 72.3%。連携に向けた取組については、「取り組んでいる」が 85.1%、「今後取り組む予定」が 4.3%。3自治体が「取り組んでいない」と回答した。連携に取り組んでいる自治体の取組内容は、「定期的な情報共有や協議の機会」が 65.0%と最も多く、次いで「会議体の設置」が 62.5%であった。(図表 1-13～1-15)
- ✓ 特別な配慮を必要とする児童への対応に関しては、「行動計画等に盛り込んでいる」が 74.5%。特別な配慮を必要とする児童への対応に関する取組については、「取り組んでいる」が 87.2%であった。(図表 1-16、1-17)

【放課後児童クラブ及び放課後子供教室の一体的な又は連携した実施を推進するための取組について】

- ✓ 放課後児童クラブ及び放課後子供教室の一体的な又は連携した実施を推進するために実施している取組としては、「推進委員会等の設置」(48.9%)、「放課後児童クラブ・放課後子供教室の連携(一体型を含む)に関する情報提供(事例集・パンフレット作製、動画配信等)」(40.4%)、「都道府県と市区町村による協議・情報共有の場の設定」(36.2%)が多い結果となった。その他の取組としては、「新・放課後子ども総合プランとコミュニティ・スクール推進の会を設置」等の回答が見られた。(図表 1-18)

【放課後児童クラブ・放課後子供教室の一体的な又は連携した実施の推進に関する意見・要望について】

- ✓ 放課後児童クラブ・放課後子供教室の一体的な又は連携した実施に向けた課題としては、放課後児童クラブ・放課後子供教室に関わる各アクターが「新・放課後子ども総合プラン」の趣旨を良く理解し、理念を共有する必要性が挙げられた。また、保護者が安心して働ける環境や、子どもたちの豊かな体験活動を整備するためには、活動場所の確保や人材の養成、地域人材の発掘など、地域全体で子どもを育てるための環境整備が不可欠であるとの意見も聞かれた。

2. 調査結果

※調査結果において、「SA」は単一回答、「MA」は複数回答を示す。

1) 自治体の状況について

① 放課後児童クラブの所管部局(問1①)

- ✓ 放課後児童クラブ所管部局は、「福祉部局」が89.4%、「教育委員会」が4.3%。

図表1-1 放課後児童クラブ所管部局数(MA)

No.	カテゴリー名	n	%
1	福祉部局	42	89.4
2	教育委員会	2	4.3
3	その他	3	6.4
	無回答	0	0.0
	全体	47	100.0

② 放課後子供教室の所管部局(問1②)

- ✓ 放課後子供教室の所管部局は、「福祉部局」が4.3%、「教育委員会」が89.4%。

図表1-2 放課後子供教室所管部局数(MA)

No.	カテゴリー名	n	%
1	福祉部局	2	4.3
2	教育委員会	42	89.4
3	その他	3	6.4
	無回答	0	0.0
	全体	47	100.0

③ 放課後児童クラブと放課後子供教室の所管部局(問1③)

- ✓ 放課後児童クラブと放課後子供教室の所管は「同じ(共管を含む)」が8.5%、「異なる」が91.5%。
✓ なお、所管部局が「同じ」と回答した4自治体の放課後児童クラブ及び放課後子供教室所管部局別を確認したところ、2自治体が福祉部局、2自治体が教育委員会であった。

図表1-3 放課後児童クラブの所管部局別・放課後子供教室の所管部局別自治体数-1(SA)

No.	カテゴリー名	n	%
1	同じ(共管含む)	4	8.5
2	異なる	43	91.5
	無回答	0	0.0
	全体	47	100.0

図表1-4 放課後児童クラブの所管部局別・放課後子供教室の所管部局別自治体数-2(SA)

No.	カテゴリー名	n	%
1	同じ(福祉部局)	2	4.3
2	同じ(教育委員会)	2	4.3
3	同じ(その他)	0	0.0
4	異なる	43	91.5
	無回答	0	0.0
	非該当	0	
	全体	47	100.0

④ 新・放課後子ども総合プランに基づく事業計画・行動計画の策定状況について(問2①)

- ✓ 新・放課後子ども総合プランに基づく事業計画・行動計画(※)について、「都道府県子ども・子育て支援事業計画と一体のものとして策定している」が93.6%、「(都道府県子ども・子育て支援事業計画に関する委員会での議論を基に検討した)放課後児童クラブおよび放課後子供教室に係る事項のみの策定としている」は6.4%であった。

図表1-5 新・放課後子ども総合プランに基づき策定した行動計画(SA)

No.	カテゴリー名	n	%
1	都道府県子ども・子育て支援事業計画と一体のものとして策定している	44	93.6
2	(都道府県子ども・子育て支援事業計画に関する委員会での議論を基に検討した)放課後児童クラブおよび放課後子供教室に係る事項のみの策定としている	3	6.4
	無回答	0	0.0
	全体	47	100.0

※新・放課後子ども総合プランでは、市町村が放課後児童クラブ・放課後子供教室両事業の整備に向けて円滑な取組促進が図られるようにする観点から、都道府県に対して「(子ども・子育て支援法に基づく基本指針や次世代育成支援対策推進に基づく行動計画策定指針に則し)都道府県子ども・子育て支援事業計画又は都道府県行動計画に盛り込むべき事項」を定めている。本設問及び以降の設問は、自治体为新・放課後子ども総合プランに基づき策定している計画について伺ったもの。なお、この計画について以降の設問では「行動計画等」と呼ぶ。

⑤ 行動計画等を策定する上での体制・方法(問2②)

- ✓ 行動計画等策定の体制及び方法については、「新・放課後子ども総合プランに関する委員会での議論を基に検討した」が42.6%、「都道府県庁内の放課後児童クラブ及び(又は)放課後子供教室の所管部局にて検討を行った」が78.7%、「市区町村を交えて検討を行った」が14.9%となっている。

図表1-6 行動計画等を策定する上での体制・方法(MA)

No.	カテゴリー名	n	%
1	新・放課後子ども総合プランに関する委員会での議論を基に検討した	20	42.6
2	都道府県庁内の放課後児童クラブ及び(又は)放課後子供教室の所管部局にて検討を行った	37	78.7
3	市区町村を交えて検討を行った	7	14.9
	無回答	0	0.0
	全体	47	100.0

⑥ 第二期都道府県子ども・子育て支援事業計画の行動計画策定時の対応状況(問2③)

- ✓ 新・放課後子ども総合プランに基づく事業計画・行動計画を都道府県子ども・子育て支援事業計画と一体のものとして策定した自治体に対し、第二期行動計画策定時の対応について伺ったところ、「放課後児童クラブ・放課後子供教室に関する計画を見直した」割合が95.5%であった。

図表1-7 第二期子ども・子育て支援事業計画の行動計画策定時の対応状況(SA)

No.	カテゴリー名	n	%
1	放課後児童クラブ・放課後子供教室に関する計画を見直した	42	95.5
2	放課後児童クラブ・放課後子供教室に関する計画を見直さなかった	2	4.5
	無回答	0	0.0
	非該当	3	
	全体	44	100.0

- ✓ 上記設問にて「放課後児童クラブ・放課後子供教室に関する計画を見直した」と回答した自治体に対し、見直しの具体的な内容を尋ねた結果は、「市区町村計画を反映し、見直しを完了した」が76.2%、「市区町村計画量の反映に加えて、都道府県にて行動計画(量以外)の見直しを行った」が16.7%。
- ✓ (都道府県において見直しを行った場合の)見直しの具体的内容としては、「特別な配慮を必要とする児童への対応に関する事項の追加」「貧困家庭における子どもへの支援」「放課後児童クラブ及び放課後子供教室の一体的又は連携の促進について明記」「放課後児童クラブと放課後子供教室の職員を対象とした合同研修の開催」等の回答がみられた。
- ✓ その他の回答として、「待機児童数の減少に向けた計画の見直しを実施」「放課後児童クラブは市町計画量を反映、放課後子供教室は反映せず」といった回答がみられた。

図表1-8 行動計画の見直しの具体的な内容(SA)

No.	カテゴリー名	n	%
1	市区町村計画量を反映し、見直しを完了した	32	76.2
2	市区町村計画量の反映に加えて、都道府県にて行動計画(量以外)の見直しを行った	7	16.7
3	その他	3	7.1
	無回答	0	0.0
	非該当	5	
	全体	42	100.0

- ✓ (都道府県において見直しを行わなかった場合の)見直さなかった理由については、「研修計画に変更がなかったため」「前期計画を継続して推進するため」といった回答があった。

⑦ 放課後児童クラブ職員及び放課後子供教室スタッフの研修(放課後児童支援員の認定資格研修を除く)の実施方法、実施回数等(研修計画)について(問3①)

- ✓ 研修に関する行動計画等への記載状況は、「行動計画等に盛り込んでいる」が91.5%。

図表1-9 研修に関する行動計画等への記載状況(SA)

No.	カテゴリー名	n	%
1	行動計画等に盛り込んでいる	43	91.5
2	行動計画等に盛り込んでいない	4	8.5
	無回答	0	0.0
	全体	47	100.0

- ✓ 研修の実施状況(行動計画等への記載有無は問わない)については、全ての自治体が「実施している」と回答した。

図表1-10 研修の実施状況(SA)

No.	カテゴリー名	n	%
1	実施している	47	100.0
2	今後実施する予定	0	0.0
3	実施していない	0	0.0
4	その他	0	0.0
	無回答	0	0.0
	全体	47	100.0

- ✓ 研修の具体的な内容については、74.5%が「両事業の職員・スタッフの合同研修」を、57.4%が「各事業別の研修」を実施していると回答した。

図表1-11 研修の具体的な内容(MA)

No.	カテゴリー名	n	%
1	両事業の職員・スタッフの合同研修	35	74.5
2	各事業別の研修	27	57.4
3	その他	3	6.4
	無回答	0	0.0
	非該当	0	
	全体	47	100.0

- ✓ 両事業職員・スタッフの合同研修を実施していると回答した自治体に対し、実施回数を尋ねたところ、「年に1・2回」が40.0%、「年に3・4回」が40.0%、「それ以上」20.0%であった。

図表1-12 研修の実施回数(SA)

No.	カテゴリー名	n	%
1	年に1・2回	14	40.0
2	年に3・4回	14	40.0
3	それ以上	7	20.0
4	不定期	0	0.0
	無回答	0	0.0
	非該当	12	
	全体	35	100.0

- ✓ 合同研修の内容についての自記式回答のうち、主なものを以下に示す。
- ・ 子どもの安全管理や子ども理解、支援を要する子どもへの対応に関する講義、意見交換等
 - ・ 新型コロナウイルス感染症の状況を踏まえた子どもへの活動支援
 - ・ 学習・体験活動等の企画・実施方策、安全管理方策等の資質向上を図るための講義や、他の事業関係者等との情報交換・情報共有
 - ・ 地域全体で子供たちの成長を支える仕組みづくり、子どもの人間関係形成過程
 - ・ 放課後児童クラブ及び放課後子供教室の従事者・関係者、行政職員、小学校の教職員等を対象に「新・放課後子ども総合プラン」の内容説明や、一体型及び連携型を進めていくための事例紹介、ワークショップ、意見交換等を実施
 - ・ コーディネーター研修、レクリエーション研修、特別支援教育研修、ものづくり研修、防犯・防災対策研修

⑧ 教育委員会と福祉部局の具体的な連携(問3②)

- ✓ 教育委員会と福祉部局の具体的な連携に関する行動計画等への記載状況は、「行動計画に盛り込んでいる」が72.3%、「行動計画に盛り込んでいない」が27.7%。

図表1-13 教育委員会と福祉部局の具体的な連携に関する行動計画等への記載状況(SA)

No.	カテゴリー名	n	%
1	行動計画等に盛り込んでいる	34	72.3
2	行動計画等に盛り込んでいない	13	27.7
	無回答	0	0.0
	全体	47	100.0

- ✓ 連携に向けた取組については、「取り組んでいる」が85.1%、「今後取り組む予定」が4.3%、「取り組んでいない」が6.4%であった。
- ✓ なお、「取り組んでいない」と回答した3自治体、及び「その他」と回答した2自治体のうち1自治体については、両事業の所管部局が「異なる」と回答しており、所管部局の統一との関連性は見られなかった。

図表1-14 教育委員会と福祉部局の具体的な連携に関する取組状況 (SA)

No.	カテゴリー名	n	%
1	取り組んでいる	40	85.1
2	今後取り組む予定	2	4.3
3	取り組んでいない	3	6.4
4	その他	2	4.3
	無回答	0	0.0
	全体	47	100.0

- ✓ 教育委員会と福祉部局の具体的な連携に取り組んでいると回答した自治体に対し、取組の具体的な内容を尋ねたところ、「定期的な情報共有や協議の機会」が65.0%と最も多く、次いで「会議体の設置」が62.5%、「連携推進役（窓口等）の設置」12.5%であった。
- ✓ 「その他」として、「必要に応じて適宜情報共有を行っている」「学校・家庭・地域の連携協力推進事業推進委員会への参加」といった回答がみられた。

図表1-15 教育委員会と福祉部局の具体的な連携に関する取組内容 (MA)

No.	カテゴリー名	n	%
1	会議体の設置	25	62.5
2	連携推進役（窓口等）の設置	5	12.5
3	定期的な情報共有や協議の機会	26	65.0
4	異動（併任含む）	2	5.0
5	その他	3	7.5
	無回答	0	0.0
	非該当	7	
	全体	40	100.0

⑨ 特別な配慮を必要とする児童への対応に関する方策（問3③）

- ✓ 特別な配慮を必要とする児童への対応に関する方策の行動計画等への記載状況は、「行動計画等に盛り込んでいる」が74.5%、「行動計画等に盛り込んでいない」が25.5%。

図表1-16 特別な配慮を必要とする児童への対応に関する方策の行動計画等への記載状況 (SA)

No.	カテゴリー名	n	%
1	行動計画等に盛り込んでいる	35	74.5
2	行動計画等に盛り込んでいない	12	25.5
	無回答	0	0.0
	全体	47	100.0

- ✓ 特別な配慮を必要とする児童への対応に関する取組については、「取り組んでいる」が87.2%、「取り組んでいない」が10.6%であった。

図表1-17 特別な配慮を必要とする児童への対応に関する方策の取組状況(SA)

No.	カテゴリー名	n	%
1	取り組んでいる	41	87.2
2	今後取り組む予定	0	0.0
3	取り組んでいない	5	10.6
4	その他	1	2.1
	無回答	0	0.0
	全体	47	100.0

⑩ 放課後児童クラブ及び放課後子供教室の一体的な又は連携した実施を推進するための取組について(問4)

- ✓ 放課後児童クラブ及び放課後子供教室の一体的な又は連携した実施を推進するために実施している取組として、回答割合が多かったのは、「推進委員会等の設置」(48.9%)、「放課後児童クラブ・放課後子供教室の連携(一体型を含む)に関する情報提供(事例集・パンフレット作製、動画配信等)」(40.4%)、「都道府県と市区町村による協議・情報共有の場の設定」(36.2%)等。
- ✓ その他の取組として、以下のような回答があった。
- ・ 新・放課後子ども総合プランとコミュニティ・スクール推進の会を設置
 - ・ 「地域と学校の連携・協働体制構築事業」「新・放課後子ども総合プラン」及びその他の学校・家庭・地域の連携推進に関する総合的な在り方を検討する委員会の設置
 - ・ 放課後児童クラブ及び放課後子供教室に関することを同一課内で連携して実施

図表1-18 都道府県担当部局における放課後児童クラブ及び放課後子供教室の連携した実施の推進に向けて実施している取組(MA)

No.	カテゴリー名	n	%
1	推進委員会等の設置	23	48.9
2	都道府県と市区町村による協議・情報共有の場の設定	17	36.2
3	放課後児童クラブ・放課後子供教室の連携(一体型を含む)に関する情報提供(事例集・パンフレット作成、動画配信等)	19	40.4
4	一体的な又は連携した運営に関する運営マニュアルの作成	0	0.0
5	一体的な又は連携した運営における安全管理マニュアルの作成	3	6.4
6	連携に関する相談役・相談窓口の設置	1	2.1
7	一部地域での一体型・連携実施の試行	5	10.6
8	先進地域の視察	6	12.8
9	その他	4	8.5
	無回答	7	14.9
	全体	47	100.0

- ✓ これを所管部局別にみると、「推進委員会等の設置」を実施する割合が所管が同じ場合で 25.0%、異なる場合で 51.2%。また、「都道府県と市区町村による協議・情報共有の場の設定」を実施する割合は、所管が同じ場合で 50.0%、異なる場合で 34.9%。

図表1-19 都道府県担当部局における放課後児童クラブ及び放課後子供教室の連携した実施の推進に向けて実施している取組(所管部局別)(MA)

		問4①: 都道府県担当部局における放課後児童クラブおよび放課後子供教室の連携した実施の推進に向けて実施している取組み (MA)										
合計		1. 推進委員会等の設置	2. 都道府県と市区町村による協議・情報共有の場の設定	3. 放課後児童クラブ・放課後子供教室の連携(一体型を含む)に関する情報提供(事例集・パンフレット作成、動画配信等)	4. 一体的な又は連携した運営に関する運営マニュアルの作成	5. 一体的な又は連携した運営における安全管理マニュアルの作成	6. 連携に関する相談役・相談窓口の設置	7. 一部地域での一体型・連携実施の試行	8. 先進地域の視察	9. その他	無回答	
全体		47 100.0	23 48.9	17 36.2	19 40.4	0 0.0	3 6.4	1 2.1	5 10.6	6 12.8	4 8.5	7 14.9
所管部局	同じ	4 100.0	1 25.0	2 50.0	1 25.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	1 25.0	1 25.0	0 0.0
	異なる	43 100.0	22 51.2	15 34.9	18 41.9	0 0.0	3 7.0	1 2.3	5 11.6	5 11.6	3 7.0	7 16.3

※nが少ないことに留意が必要。

- ✓ 以下は、新・放課後子ども総合プランにおいて「都道府県行動計画等に盛り込むべき内容」として示された3項目(※)全てに取り組んでいるか否かの別で、両事業の連携した実施の推進に向けた取組有無をみたもの。取り組んでいる自治体の方が、両事業の連携した実施の推進に向けた取組を行う割合が高い。

図表1-20 都道府県担当部局における放課後児童クラブ及び放課後子供教室の連携した実施の推進に向けて実施している取組(3つの取組有無別)(MA)

		問4①. 都道府県担当部局における放課後児童クラブおよび放課後子供教室の連携した実施の推進に向けて実施している取組（MA）										
合計		1. 推進委員会等の設置	2. 都道府県と市区町村による協議・情報共有の場の設定	3. 放課後児童クラブ・放課後子供教室の連携（一体型を含む）に関する情報提供（事例集・パンフレット作成、動画配信等）	4. 一体的な又は連携した運営に関する運営マニュアルの作成	5. 一体的な又は連携した運営における安全管理マニュアルの作成	6. 連携に関する相談役・相談窓口の設置	7. 一部地域での一体型・連携実施の試行	8. 先進地域の視察	9. その他	無回答	
全体		47 100.0	23 48.9	17 36.2	19 40.4	0 0.0	3 6.4	1 2.1	5 10.6	6 12.8	4 8.5	7 14.9
「研修」「教育委員会と福祉部局の連携」「特別な配慮を必要とする児童への対応」	全て取り組んでいる	36 100.0	21 58.3	14 38.9	15 41.7	0 0.0	2 5.6	1 2.8	5 13.9	5 13.9	3 8.3	2 5.6
	上記以外	11 100.0	2 18.2	3 27.3	4 36.4	0 0.0	1 9.1	0 0.0	0 0.0	1 9.1	1 9.1	5 45.5

※新・放課後子ども総合プランにおいて「都道府県行動計画等に盛り込むべき内容」として示された3項目:①地域の実情に応じた放課後児童クラブ及び放課後子供教室の研修の実施方法、実施回数等(研修計画)、②放課後児童クラブ及び放課後子供教室の実施に係る教育委員会と福祉部局の具体的な連携に関する方策、③特別な配慮を必要とする児童への対応に関する方策について

※上記3つの取組を全て「実施している又は取り組んでいる」と回答した場合には「全て取り組んでいる」、それ以外(「取組予定又は実施予定」「取り組んでいない又は実施していない」「その他」)の場合には「上記以外」としている。

- ✓ 都道府県担当部局における放課後児童クラブ及び放課後子供教室の連携した実施の推進に向けて推進委員会等を設置していると回答した自治体に対して、その具体的な内容を尋ねた結果を示す。
- ✓ 委員会等の構成員は以下のとおり。

図表1-21 推進委員会の構成員(MA)

No.	カテゴリー名	n	%
1	都道府県の福祉部局担当者	23	100.0
2	都道府県の教育委員会担当者	23	100.0
3	市区町村の福祉部局担当者	15	65.2
4	市区町村の教育委員会担当者	20	87.0
5	学校関係者	18	78.3
6	PTA関係者	17	73.9
7	社会教育関係者	14	60.9
8	児童福祉関係者	15	65.2
9	学識経験者	19	82.6
10	放課後児童クラブ関係者	19	82.6
11	放課後子供教室を含む地域学校協働活動関係者	14	60.9
12	学校運営協議会関係者	4	17.4
13	(選択肢6～12以外の) 地域住民	0	0.0
14	その他	2	8.7
	無回答	0	0.0
	非該当	24	
	全体	23	100.0

- ✓ 委員会等の開催回数(年間)は、「1回」が39.1%、「2回」が52.2%、「3回」が8.7%であった。平均値は1.7回。

図表1-22 推進委員会の開催回数(カテゴリ別)

No.	カテゴリー名	n	%
1	1回	9	39.1
2	2回	12	52.2
3	3回	2	8.7
	無回答	0	0.0
	非該当	24	
	全体	23	100.0

図表1-23 推進委員会の開催回数(数量)

合計	39
平均	1.7
分散(n-1)	0
標準偏差	1
最大値	3
最小値	1
無回答	0
非該当	24
全体	23

- ✓ 委員会等での主な審議内容は、「教育委員会と福祉部局の具体的な連携方策」(82.6%)、「都道府県内における放課後児童クラブ及び放課後子供教室の実施方針」(78.3%)、「人材確保及び質の向上のための従事者・参画者の研修の企画・充実」(65.2%)、「事業実施後の検証・評価」(52.2%)等。

図表1-24 推進委員会での審議内容(MA)

No.	カテゴリー名	n	%
1	教育委員会と福祉部局の具体的な連携方策	19	82.6
2	都道府県内における放課後児童クラブ及び放課後子供教室の実施方針	18	78.3
3	安全管理方針	5	21.7
4	人材確保及び質の向上のための従事者・参画者の研修の企画・充実	15	65.2
5	広報活動方策	5	21.7
6	事業実施後の検証・評価	12	52.2
7	その他	2	8.7
	無回答	0	0.0
	非該当	24	
	全体	23	100.0

- ✓ 委員会等での審議内容については、「公表している」が17.4%、「公表していない」が82.6%。

図表1-25 推進委員会での審議内容の公表(SA)

No.	カテゴリー名	n	%
1	公表している	4	17.4
2	公表していない	19	82.6
	無回答	0	0.0
	非該当	24	
	全体	23	100.0

- ✓ 公表の頻度や方法として、以下のような回答があった。
- ・ 委員会開催後に県ホームページにて公表
 - ・ 事業報告書を作成し、各市町担当課、放課後児童クラブ及び放課後子供教室へ配布

⑪ 放課後児童クラブ・放課後子供教室の一体的な又は連携した実施の推進に関する意見・要望(問5)

＜都道府県内の実態等に関すること＞

- ・ 県内の放課後児童クラブ実施においては人材の確保(特に放課後児童支援員認定資格研修の受講資格をもつ方の確保)が難しく、また、小学校の余裕教室の使用について学校が難色を示すなど苦慮している。そのような中で、同一の小学校区内で両事業を実施するというのは非常にハードルが高い。また、1自治体に小学校が1校程度となっている自治体においては、共働き世帯に限定してしまうと放課後の居場所がない児童が生じてしまう。そのため、放課後児童クラブまたは放課後子供教室のどちらかを実施することで、放課後の子どもの安全・安心な居場所づくりを推進している。2つの事業を両立させるのではなく、地域の実情に応じた取組ができるよう、両事業の制度面の整備や補助金の見直しが必要であると考えます。
- ・ 35人学級の実施拡大等に伴い、放課後児童クラブや放課後子供教室の実施場所が更に不足している旨、一部の自治体から申出を受けている。「新・放課後子ども総合プラン」では、学校施設の徹底的活用が謳われる一方、近年では学校施設の活用が頭打ちとなっている自治体も見受けられる。
- ・ 県内には、放課後児童クラブの人員確保や施設整備が難しい故、放課後児童クラブを設置せず、放課後子供教室のみを子どもの放課後の居場所確保として活用し、連携等の必要性がない自治体がある。
- ・ 放課後子供教室のスタッフの高齢化により、一体的に運営する上では放課後児童クラブ職員による児童の見守りに係る負担が大きくなりやすいという課題がある。

＜一体型実施の推進方針に関すること＞

- ・ 放課後児童クラブと放課後子供教室は、単なる「預かりの場」ではなく、それぞれにねらいがある。放課後児童クラブは、放課後児童支援員の助けを借りながら児童が基本的な生活習慣や社会性を習得することを目指す。放課後子供教室は地域の住民の協力を得て、学習支援、多様な体験プログラム、スポーツ活動などを行うことができるようにする。一体型の名のもと、両事業がそれぞれのねらいから離れてしまわないよう、行政担当者・教室運営者・学校関係者・保護者は、「新・放課後子ども総合プラン」の趣旨を良く理解し、理念を共有する必要がある。
- ・ 保護者が安心して働くことができる環境を整えるため、また子どもたちの放課後の居場所や豊かな体験活動を保障するために、放課後児童クラブと放課後子供教室の一体的又は連携した実施は重要だと考えている。そのためにも活動場所の確保や人材の養成、地域人材の発掘など、地域全体で子どもを育てるための環境整備が必要と感じる。

以上

第2章

放課後児童クラブおよび放課後子供教室の 一体型実施に関するアンケート調査 【市区町村票】

第2章 放課後児童クラブおよび放課後子供教室の一体型実施に関するアンケート調査 【市区町村票】

1. 調査の概要

1) 目的

- ✓ 各自治体における放課後児童クラブと放課後子供教室との一体的な又は連携した実施の推進状況を把握し、今後の一体型実施促進に役立てることを目的とした。

2) 調査対象と調査方法

① 調査対象

- ✓ 全国の市区町村 計1,741自治体(743町、183村、792市および23区、令和3年10月28日現在)を対象とした。

② 調査方法

- ✓ 都道府県及び指定都市、中核市に対し電子ファイル(Excel形式)調査票をEメール添付により送付。
- ✓ 都道府県から特別区・一般市・町村に対して、調査依頼および調査票を送付いただいた。
- ✓ 回答票は、各自治体から弊社に直接Eメール送付いただくことにより回収した。

3) 調査基準日

- ✓ 調査基準日:令和3年5月1日時点
- ✓ 調査実施期間:令和3年10月7日～10月28日(※1)

※1 調査実施期間を過ぎて回収した一部の調査票も、集計に含めている。

4) 回収結果

- ✓ 回収数: 1,202件(回収率:69.0%)
- ✓ 有効回答数: 1,200件(有効回答率:68.9%)

【全自治体数に占める有効回答数:都市区分別】

No.	カテゴリ名	全体	有効回答数	有効回答率
1	政令指定都市	20	19	95.0
2	東京特別区	23	19	82.6
3	中核市	60	54	90.0
4	一般市	712	533	74.9
5	町村	926	575	62.1
	全体	1741	1,200	68.9

5) 集計方法

- ✓ 回答が得られたもののうち、無効を除いて集計している。また、割合を算出する際には非該当を除いている。集計方法について注がある場合には、その方法に基づく。
- ✓ 割合は、四捨五入の関係から合計が100.0%にならないものがある。
- ✓ クロス集計軸の縦軸は、無回答を除いている。

6) 主な調査内容

✓ 主な内容は以下の通り。

- 自治体の概要
- 放課後児童クラブと放課後子供教室の実施状況
- 放課後児童クラブと放課後子供教室の事業計画
- 放課後児童クラブと放課後子供教室の連携推進状況
- ヒアリング調査可否

7) 結果のまとめ

【放課後児童クラブ・放課後子供教室の実施に関する検討体制について】

(運営委員会)

- ✓ 放課後児童クラブ及び放課後子供教室の実施に関する検討の場として、運営委員会を「設置している」割合が 48.0%。(図表 2-58)
- ✓ 自治体管内に一体型の放課後児童クラブ及び放課後子供教室が1か所以上ある自治体(以下、「一体型を実施している自治体」という)では、1か所もない自治体(以下、「一体型を実施していない自治体」という)よりも運営委員会を「設置している」と回答する割合が高い。(図表 2-61)

(小学校区ごとの協議会)

- ✓ 小学校区ごとの協議会等の設置状況については、「放課後児童クラブ・放課後子供教室の運営に関する会議体を設置している」が 15.7%、「学校運営協議会の中で放課後児童クラブ・放課後子供教室に関する話し合いを行っている」が 3.8%、「上記のいずれも実施している」が 1.4%。都市区分別にみると、東京特別区では他の都市区分と比較して「放課後児童クラブ・放課後子供教室の運営に関する会議体を設置している」割合が高い(52.6%)。一方で、一般市や町村では「必要があれば都度打合せを実施」するなど、インフォーマルな場で自治体担当者と両事業関係者との話し合いを行う状況が推察される。(図表 2-64、2-65)
- ✓ また、一体型を実施している自治体では、実施していない自治体よりも「放課後児童クラブ・放課後子供教室の運営に関する会議体を設置している」と回答する割合が高い。(図表 2-67)

【放課後児童クラブの実施推進状況について】

- ✓ 放課後児童クラブについて、「必要な事業量確保に向けた取組の途中」と回答した自治体の割合は 40.0%。(図表 2-70)
- ✓ 事業量確保に向けた取組の途中と回答した自治体における今後の設置予定場所は、「小学校内等が中心」が 67.4%、「小学校外が中心」が 11.5%、「場所は定めていない」が 20.8%。(図表 2-72)
- ✓ 小学校内等での実施を検討する理由としては、「子どもが安全に過ごすことができるため」が 97.6%で最も多く、続いて「学校との連絡調整を行いやすいため」が 69.7%、実施場所を確保しやすいため」が 46.9%。「その他」には、「学校改築に合わせた新規開設が可能なため」等の回答があった。(図表 2-75)
- ✓ 小学校内等での実施を推進するために実施している事項は、「余裕教室の徹底活用等に向けた検討」が 70.6%で最も多く、続いて「学校敷地内へのプレハブ等の設置検討」が 42.2%。これを都市区分別にみると、「余裕教室の徹底活用等に向けた検討」「放課後等における学校施設の一時的な利用(タイムシェア等)の促進」については政令指定都市及び中核市において他の都市区分よりも回答割合が高い結果となった。(図表 2-78、2-79)

- ✓ また、一体型の実施有無別にみると、一体型を実施している自治体では「放課後等における学校施設の一時的な利用（タイムシェア等）の促進」の割合が高く、一体型を実施していない自治体では、「小学校に隣接する施設等の利用に向けた検討」を実施する割合が高い。（図表 2-80）
- ✓ 小学校内等での実施を検討しない理由は、「余裕教室確保や学校施設の一時的な利用が難しいため」が 76.2%で最も多く、続いて「小学校外に利用しやすい施設等があるため」「その他」が 19.8%であった。「その他」には、「立地場所として良いなら、学校内外にこだわらない」「民設民営児童クラブの誘致を積極的に行っているため」等の回答があった。（図表 2-81）

【放課後児童クラブ・放課後子供教室の連携について】

（両事業の連携推進状況）

- ✓ 両事業の連携推進状況については、「連携推進に向けて自治体として取り組んでいる事項がある」が 32.8%、「連携は推進しているが、特に取り組んでいる事項はない」が 44.7%。これを都市区分別にみると、政令指定都市及び東京特別区では、「連携推進に向けて自治体として取り組んでいる事項がある」と回答する割合が高い（ともに 68.4%）。一般市及び町村では、「連携は推進しているが、特に取り組んでいる事項はない」がそれぞれ 48.6%、43.7%。所管部局別にみると、所管部局が「同じ（福祉部局、教育委員会以外）」の場合には、他の場合と比較して「連携推進に向けて自治体として取り組んでいる事項がある」と回答する割合が高い（70.0%）。（図表 2-91、2-92、2-93）
- ✓ また、一体型を実施している自治体では、実施していない自治体よりも「連携推進に向けて自治体として取り組んでいる事項がある」と回答する割合が高い。（図表 2-94）
- ✓ 都道府県票と紐づけを行ったところ、都道府県において、「放課後児童クラブ及び放課後子供教室の実施に係る教育委員会と福祉部局の具体的な連携に関する方策」に取り組んでいる場合には、管内市区町村でも「連携に推進に向け自治体として取り組んでいる事項がある」と回答する割合が相対的に高いことが分かった（34.2%）。所管部局間の連携に向けた都道府県の積極性が管内市区町村の積極性にも影響している可能性が示唆される。（図表 2-95）
- ✓ 連携を推進していると回答した自治体の一体型実施の推進状況は、「連携推進・強化に向けて自治体として取り組んでいる事項がある」が 36.9%、「一体型実施は推進しているが、特に取り組んでいる事項はない」が 47.3%。（図表 2-97）
- ✓ これを都市区分別にみると、一般市及び町村では、他の都市区分と比較して「自治体として取り組んでいる事項がある」と回答する割合が低く（それぞれ 35.2%、28.1%）、「一体型実施は推進しているが、特に取り組んでいる事項はない」と回答する割合が高い（それぞれ 51.1%、47.8%）。所管部局別にみると、「同じ（福祉部局、教育委員会以外）」の場合には「自治体として取り組んでいる事項がある」と回答する割合が相対的に高い（69.2%）。また、「異なる」の場合には「一体型実施は推進しているが、特に取り組んでいる事項はない」が 52.2%を占める。（図表 2-98、2-99）
- ✓ 一体型を実施している自治体では、「（一体型実施の推進に向けて）自治体として取り組んでいる事項がある」と回答する割合が高い。（図表 2-100）
- ✓ 都道府県票と紐づけを行ったところ、都道府県において、「放課後児童クラブ及び放課後子供教室の実施に係る教育委員会と福祉部局の具体的な連携に関する方策」に取り組んでいる場合には、管内市区町村でも「一体型実施の推進に向け自治体として取り組んでいる事項がある」と回答する割合が相対的に高い（38.5%）。所管部局間の連携に向けた都道府県の積極性が管内市区町村の積極性に影響しているものと考えられる。（図表 2-101）

(一体的な又は連携した実施の推進に向けて実施していること)

- ✓ 一体的な又は連携した実施を推進する自治体の実施している取組は、「利用者への事業内容周知」が 41.9%と最も多く、続いて「都道府県が実施する従事者・参画者向け研修への参加」が 35.9%。(図表 2-103)
- ✓ これを都市区分別にみると、「安全・衛生管理マニュアルの作成・すり合わせ」は、政令指定都市及び東京特別区では 42.9%が実施しているが、その他の地域では3割に満たない。また、「市町村独自の従事者・参画者の研修の実施」は、政令指定都市・東京特別区・中核市では半数以上が実施しているが、一般市・町村では3割に満たない。一方で、「試行的な行事の実施」は、一般市・町村でそれぞれ2割強と、他の都市区分と比較して若干高い割合となっている。(図表 2-104)
- ✓ 多くの項目において、一体型を実施している自治体の方が、実施していない自治体よりも取り組む割合が高い一方、一体型を実施していない自治体の約3割が「試行的な行事の実施」に取り組んでいることが分かった。(図表 2-106)

(連携した実施や一体型実施を推進していない理由)

- ✓ 両事業の連携した実施、一体型実施を推進していない理由は、「利用者(子どもと保護者)から連携を望む声が聞かれないため」が 28.1%で最も多く、続いて「両事業間の責任範囲に関する方針を明確にすることが難しいため」が 27.3%。(図表 2-110)
- ✓ これを都市区分別にみたところ、人口規模の少ない自治体の方が、「放課後児童クラブ／放課後子供教室スタッフが不足しており、連携や情報共有に対応しきれないため」もしくは「放課後子供教室の実施回数が少ないため」と回答する割合が高い傾向が見られた。(図表 2-111)
- ✓ 一体型の実施有無別にみると、一体型を実施している自治体では「放課後子供教室の実施回数が少ないため」と回答する割合が高い(39.3%)。他方、一体型を実施していない自治体では、「同一小学校内での事業実施が難しいため」と回答する割合が高い(32.3%)。(図表 2-113)

【一体型の効果・成果として期待するもの・実際に感じていること】

- ✓ 一体型の効果・成果として期待するもの・実際に感じていることについて、一体型を実施している自治体では、「異年齢間交流の拡大」「普段の学校生活では出来ない体験機会の提供」「小学校内での実施による児童・保護者の安心」「地域で子どもを見守る環境の整備」等の回答が多くみられた。
- ✓ 一方、今後の一体型推進に向けた課題として、一体型を実施していない自治体では「所管部局が異なるため、両事業間の協議を行うことができない」「両事業の目的が異なるため、実際に従事する職員等の理解獲得が難しい」「両事業の運営形態が異なるため、円滑な運営が困難」「運営主体が異なるため、連携が困難」等が多く聞かれた。
- ✓ また、「事故等が発生した場合の責任の所在が不明確」「放課後児童クラブの登録児童が放課後子供教室に参加する場合の児童の所在の把握が困難」等、責任範囲の不明確さや安全管理の難しさを課題に挙げている自治体もみられた。これら課題に対して、一定の基準や事例の提示を求める声もある。今後、継続した調査・情報提供が望まれる。
- ✓ さらに、そもそも放課後児童クラブを実施していない理由として「放課後子供教室を実施することで、利用ニーズに対応している」を選択する割合が高く、アンケートの自由回答には「待機児童がいないため、放課後子供教室を実施する必要がない」「目的の異なる2つの事業を一体化させる必要はない」等の回答もみられている。新・放課後子ども総合プランが推進する「一体型実施」について、適切な理解を促す重要性が示唆される。

【一体化した運営を行う自治体の状況】

- ✓ 本調査では、一体型の放課後児童クラブ・放課後子供教室がある自治体とそうでない自治体とで、一体型の推進状況・取組内容に違いがあるかをみた。一方で、一体型を推進する自治体の中には、管内の放課後児童クラブ・放課後子供教室を一体化した運営(※)とするところが一定数あることに留意が必要である。これらの自治体では、一体型実施について独自の目的や方針、推進体制等を持つ場合があり、このことが集計結果に影響を与えている可能性があるためである。そこで、調査結果の集計は、一体型を実施している自治体を、一体化した運営を行う自治体とそれ以外に分けて行うこととした。以下は、管内の全ての放課後児童クラブ・放課後子供教室を一体化した運営とする自治体の特徴である。
- ✓ 一体型を実施する自治体の中でも、特に一体化した運営を行う自治体において、運営委員会の設置や小学校区ごとの協議会等を設置する割合が高い。これらの会議体が、両事業関係者の情報共有だけでなく、両事業運営者・従事者の横の連携や、地域・学校等との情報共有・意見交換の場として機能する状況が推察される。(図表 2-61、2-67)
- ✓ また、両事業の連携・一体型実施の推進についても、一体化した運営を行う自治体では「連携推進に向けて自治体として取り組んでいる事項がある」「(一体型実施の推進に向けて)自治体として取り組んでいる事項がある」と回答する割合が特に高い(それぞれ 60.7%、60.6%)。新・放課後子ども総合プランは、ここで定義した一体化した運営そのものを推進するものではないが、当該自治体における推進体制や取組内容等には、現在連携等が無い両事業実施自治体にとって参考となる情報があると考えられる。(図表 2-94、2-100)

(※)「一体化した運営」:一体型の放課後児童クラブ・放課後子供教室のうち、一定程度常設的に(もしくは、週のうち複数日開設など定期的に)放課後児童クラブと放課後子供教室の利用児童が同一空間・時間・プログラムを共有し、従事者(関与する人、担う人)も同一のもの。

2. 調査結果

※調査結果における「SA」は単一回答、「MA」は複数回答を示す。

1) 自治体の状況について

① 回答自治体

- ✓ 回答が得られた自治体を都市区分別にみると、「政令指定都市」1.6%、「東京特別区」1.6%、「中核市」4.5%、「一般市」44.4%、「町村」47.9%。
- ✓ 回答が得られた自治体を地域区分別にみると、「北海道・東北」23.2%、「関東・信越」26.3%、「東海・北陸」13.3%、「近畿」10.8%、「中国・四国」11.6%、「九州・沖縄」14.8%。

図表2-1 都市区分別回答自治体数(SA)

No.	カテゴリー名	n	%
1	政令指定都市	19	1.6
2	東京特別区	19	1.6
3	中核市	54	4.5
4	一般市	533	44.4
5	町村	575	47.9
	全体	1,200	100.0

図表2-2 地域別回答自治体数(SA)

No.	カテゴリー名	n	%
1	北海道・東北	278	23.2
2	関東・信越	316	26.3
3	東海・北陸	160	13.3
4	近畿	129	10.8
5	中国・四国	139	11.6
6	九州・沖縄	178	14.8
	全体	1,200	100.0

② 放課後児童クラブの設置状況(問1②)

- ✓ 回答が得られた自治体のうち、放課後児童クラブを「設置している」割合は95.3%、「設置していない」割合は4.8%。

図表2-3 放課後児童クラブの実施状況別自治体数(SA)

No.	カテゴリー名	n	%
1	設置している	1,143	95.3
2	設置していない	57	4.8
	無回答	0	0.0
	全体	1,200	100.0

③ 放課後児童クラブの所管部局(問1②)

- ✓ 放課後児童クラブの所管部局は、「福祉部局」が63.9%、「教育委員会」が28.3%、「その他」が8.4%。

図表2-4 放課後児童クラブ所管部局数(MA)

No.	カテゴリー名	n	%
1	福祉部局	730	63.9
2	教育委員会	323	28.3
3	その他	96	8.4
	無回答	1	0.1
	非該当	57	
	全体	1,143	100.0

④ 放課後子供教室の実施状況(問1③)

- ✓ 回答が得られた自治体のうち、放課後子供教室を「実施している」割合は68.4%、「実施していない」は31.6%。

図表2-5 放課後子供教室の実施状況別自治体数(SA)

No.	カテゴリー名	n	%
1	実施している	821	68.4
2	実施していない	379	31.6
	無回答	0	0.0
	非該当	0	
	全体	1,200	100.0

⑤ 放課後子供教室の所管部局(問1③)

- ✓ 放課後子供教室の所管部局は、「福祉部局」が8.6%、「教育委員会」が85.5%、「その他」が5.8%。

図表2-6 放課後子供教室の所管部局(MA)

No.	カテゴリー名	n	%
1	福祉部局	71	8.6
2	教育委員会	702	85.5
3	その他	48	5.8
	無回答	6	0.7
	非該当	379	
	全体	821	100.0

⑥ 放課後児童クラブと放課後子供教室の所管部局(問1④)

- ✓ 放課後児童クラブの所管部局と放課後子供教室の所管部局は「同じ(共管を含む)」が34.9%、「異なる」が64.6%。
- ✓ なお、所管部局が「同じ」と回答した自治体について、放課後児童クラブ及び放課後子供教室の所管部局別での集計を行ったところ、「同じ(福祉部局)」が24.2%、「同じ(教育委員会)」64.8%、「同じ(その他)」が11.0%。

図表2-7 放課後児童クラブと放課後子供教室の所管部局-1(SA)

No.	カテゴリー名	n	%
1	同じ(共管を含む)	273	34.9
2	異なる	506	64.6
	無回答	4	0.5
	非該当	417	
	全体	783	100.0

図表2-8 放課後児童クラブと放課後子供教室の所管部局-2(SA)

No.	カテゴリー名	n	%
1	同じ(福祉部局)	66	24.2
2	同じ(教育委員会)	177	64.8
3	同じ(その他)	30	11.0
	全体	273	100.0

⑦ 放課後子供教室以外の地域学校協働活動実施状況(問1⑤)

- ✓ 回答が得られた自治体のうち、放課後子供教室以外の地域学校協働活動を「実施している」割合は50.6%、「実施していない」は47.8%。
- ✓ 放課後子供教室を実施している自治体では、実施していない自治体と比較して放課後子供教室以外の地域学校協働活動を実施する割合が高い(61.9%)。

図表2-9 放課後子供教室以外の地域学校協働活動状況別自治体数(SA)

No.	カテゴリー名	n	%
1	実施している	607	50.6
2	実施していない	573	47.8
	無回答	20	1.7
	非該当	0	
	全体	1,200	100.0

注1. 地域学校協働活動:地域の高齢者、保護者、PTA、NPO、民間企業、団体等の幅広い地域住民等の参画を得て、地域全体で子供の学びや成長を支えるとともに、学校を核とした地域づくりを目指して、地域と学校が相互にパートナーとして連携・協働して行う様々な活動

図表2-10 放課後子供教室の実施状況別地域学校協働活動状況別自治体数(SA)

		合計	問1⑤. 放課後子供教室以外の地域学校協働活動の実施状況(SA)		
			1. 実施している	2. 実施していない	無回答
全体		1200	607	573	20
		100.0	50.6	47.8	1.7
問1③. 放課後子供教室の実施状況(SA)	1. 実施している	821	508	306	7
		100.0	61.9	37.3	0.9
	2. 実施していない	379	99	267	13
		100.0	26.1	70.4	3.4
無回答		0	0	0	0
		0.0	0.0	0.0	0.0

- ✓ 以下は、上記設問において放課後子供教室以外の地域学校協働活動を「実施している」と回答した自治体に対し、地域学校協働活動推進員の委嘱状況を尋ねたもの。「実施している全ての地区で委嘱」は46.1%、「実施している一部の地区で委嘱」は10.5%、「委嘱していない」は36.6%。
- ✓ 「その他」として、「教育委員会社会教育担当が推進員の業務を担っている」「市立公民館職員が担っている」「地区ごとで委嘱は行っておらず、教育委員会が選定した委員で行っている」「市教育委員会が『地域密着型教育コーディネーター』として委嘱」等の回答があった。

図表2-11 地域学校協働活動推進員の委嘱状況別自治体数(SA)

No.	カテゴリー名	n	%
1	地域学校協働活動を実施している全ての地区で委嘱	280	46.1
2	地域学校協働活動を実施している一部の地区で委嘱	64	10.5
3	委嘱していない	222	36.6
4	その他	38	6.3
	無回答	3	0.5
	非該当	593	
	全体	607	100.0

注2. 地域学校協働活動推進員:教育委員会の施策に協力して、地域住民等と学校との情報共有を図るとともに、地域住民等に対する助言などを行うといった、地域と学校をつなぐコーディネーターの役割を担う者

- ✓ 地域学校協働活動推進員の放課後子供教室への関わりについては、「放課後子供教室を含めた地域学校協働活動をコーディネートしている」が29.3%、「放課後子供教室の活動に係るコーディネートは行っていない」が55.4%。
- ✓ 「その他」として、「コーディネートしているところとそうでないところがある」「コーディネートは行っていないが、会議等には参加している」等の回答があった。

図表2-12 地域学校協働活動推進員の放課後子供教室への関わり別自治体数(SA)

No.	カテゴリー名	n	%
1	放課後子供教室を含めた地域学校協働活動をコーディネートしている	178	29.3
2	放課後子供教室の活動に係るコーディネートは行っていない	336	55.4
3	その他	57	9.4
	無回答	36	5.9
	非該当	593	
	全体	607	100.0

注3. 「放課後子供教室の活動に係るコーディネートは行っていない」には、地域学校協働活動推進を委嘱していない自治体が含まれるほか、地域学校協働活動推進員の活動地区と放課後子供教室の開催地区が異なる自治体も含まれている可能性が高いことに留意が必要。

⑧ 社会教育主事の配置状況(問1⑥)

- ✓ 放課後児童クラブ・放課後子供教室所管部局内に社会教育主事を「配置している」割合は50.7%、「配置していない」は47.9%。

図表2-13 社会教育主事の配置状況別自治体数(SA)

No.	カテゴリー名	n	%
1	配置している	308	50.7
2	配置していない	291	47.9
	無回答	8	1.3
	非該当	593	
	全体	607	100.0

注4. 設問の並びの都合上、放課後子供教室以外の地域学校協働活動を実施している自治体のみ回答いただいた。

2) 放課後児童クラブと放課後子供教室の実施状況について

① 放課後児童クラブと放課後子供教室の設置数について(問2①、②)

- ✓ 放課後児童クラブの設置数は、「1～5か所」が38.7%、「6～10か所」が18.1%、「11～15か所」が11.5%、「16～20か所」が9.1%、「21か所以上」が22.1%。設置数計は20,753、平均値は18.3。
- ✓ 実施箇所数を運営形態別にみた場合の集計結果は以下のとおり。

図表2-14

No.	カテゴリー名	n	%
1	1～5か所	442	38.7
2	6～10か所	207	18.1
3	11～15か所	131	11.5
4	16～20か所	104	9.1
5	21か所以上	253	22.1
	無回答	6	0.5
	非該当	57	
	全体	1,143	100.0

注5. 放課後児童クラブ設置自治体のみを回答対象としている。

図表2-15 放課後児童クラブ設置数

合計	20,753
平均	18.3
最大値	563
最小値	1
無回答(自治体数)	6
非該当(自治体数)	57
全体(自治体数)	1,143

図表2-16 放課後児童クラブ設置数(運営形態別)

	公立公営	公立民営	民立民営
合計	5,694	10,073	4,986
平均	5.0	8.9	4.4
最大値	171	339	224
最小値	0	0	0
無回答(自治体数)	6	6	6
非該当(自治体数)	57	57	57
全体(自治体数)	1,143	1,143	1,143

- ✓ 放課後子供教室の実施箇所数は、「1～5か所」が55.1%、「6～10か所」が20.8%、「11～15か所」が8.4%、「16～20か所」が4.1%、「21か所以上」が10.5%。実施箇所数計は8,561、平均値は10.5。
- ✓ 実施箇所数を実施形態別にみた場合の集計結果は以下のとおり。

図表2-17

No.	カテゴリー名	n	%
1	1～5か所	452	55.1
2	6～10か所	171	20.8
3	11～15か所	69	8.4
4	16～20か所	34	4.1
5	21か所以上	86	10.5
	無回答	9	1.1
	非該当	379	
	全体	821	100.0

注6. 放課後子供教室実施自治体のみを回答対象としている。

図表2-18 放課後子供教室実施数

合計	8,561
平均	10.5
最大値	344
最小値	1
無回答（自治体数）	9
非該当（自治体数）	379
全体（自治体数）	821

図表2-19 放課後子供教室実施数（実施形態別）

	公営	委託	その他
合計	3,825	3,869	867
平均	4.7	4.8	1.1
最大値	93	284	339
最小値	0	0	0
無回答（自治体数）	9	9	9
非該当（自治体数）	379	379	379
全体（自治体数）	821	821	821

② 「実施場所別」の放課後児童クラブと放課後子供教室の数について(問2③)

- ✓ 両事業を実施している自治体に対し、放課後児童クラブの設置数を設置場所別に尋ねた結果は以下のとおり。小学校内等で実施する放課後児童クラブの数は 10,735 か所、うち同一小学校内で放課後児童クラブ・放課後子供教室を実施するものの数(放課後児童クラブ数)は 5,633 か所。

図表2-20 実施場所別放課後児童クラブ設置自治体数、放課後児童クラブ数

問2③放課後児童クラブを小学校内等で実施						
自治体数(1箇所以上あると回答)			放課後児童クラブ数			
全体(a)	件数(b)	b/a	合計値	平均値	最大値	最小値
783	669	85.4	10,735	13.8	339	0
うち、同一小学校内等で放課後児童クラブ・放課後子供教室を実施						
自治体数(1箇所以上あると回答)			放課後児童クラブ数			
全体(c)	件数(d)	d/c(d/a)	合計値	平均値	最大値	最小値
669	511	76.4(65.3)	5,633	7.6	339	0
放課後児童クラブを小学校外で実施						
自治体数(1箇所以上あると回答)			放課後児童クラブ数			
全体(e)	件数(f)	f/e	合計値	平均値	最大値	最小値
783	570	72.8	6,240	8.0	224	0

- ✓ 両事業を実施している自治体に対し、放課後子供教室の実施数を実施場所別に尋ねた結果は以下のとおり。小学校内等で実施する放課後子供教室の数は 7,101 か所、うち同一小学校内で放課後児童クラブ・放課後子供教室を実施するものの数(放課後子供教室数)は 4,786 か所。

図表2-21 実施場所別放課後子供教室実施自治体数、放課後子供教室数

問2③放課後子供教室を小学校内等で実施						
自治体数(1箇所以上あると回答)			放課後子供教室数			
全体(a)	件数(b)	b/a	合計値	平均値	最大値	最小値
783	658	84.0	7,101	9.2	344	0
うち、同一の小学校内等で放課後児童クラブ・放課後子供教室を実施						
自治体数(1箇所以上あると回答)			放課後子供教室数			
全体(c)	件数(d)	d/c(d/a)	合計値	平均値	最大値	最小値
658	473	71.9(60.4)	4,786	6.8	339	0
放課後子供教室を小学校外で実施						
自治体数(1箇所以上あると回答)			放課後子供教室数			
全体(e)	件数(f)	f/e	合計値	平均値	最大値	最小値
783	339	43.3	1,384	1.8	98	0

注7. 調査票では「うち、同一の小学校内等で放課後児童クラブ・放課後子供教室を実施する」数の回答欄を両事業共通で1か所しか設けていなかったが、「放課後児童クラブ数」と「放課後子供教室数」を分けて回答した自治体が多くみられたため、分けて集計することとした。

図表2-22 両事業の連携状況別自治体数、放課後児童クラブ数

問2④放課後児童クラブの利用児童が放課後子供教室活動に参加できる						
自治体数(1箇所以上あると回答)			放課後児童クラブ数			
全体(a)	件数(b)	b/a	合計値	平均値	最大値	最小値
783	648	82.8	10,185	13.6	563	0
うち、活動企画・運営で両事業職員・スタッフが協働している						
自治体数(1箇所以上あると回答)			放課後児童クラブ数			
全体(c)	件数(d)	d/c(d/a)	合計値	平均値	最大値	最小値
648	242	37.3(30.9)	3,155	4.2	339	0
うち、同一の小学校内等で両事業を実施						
自治体数(1箇所以上あると回答)			放課後児童クラブ数			
全体(e)	件数(f)	f/e(f/a)	合計値	平均値	最大値	最小値
648	466	71.9(59.5)	5,006	6.7	339	0
うち、活動企画・運営で両事業職員・スタッフが協働している						
自治体数(1箇所以上あると回答)			放課後児童クラブ数			
全体(g)	件数(h)	h/g(h/a)	合計値	平均値	最大値	最小値
466	204	43.8(26.1)	2,621	3.5	339	0
問2④放課後児童クラブの利用児童が放課後子供教室活動に参加できない						
自治体数(1箇所以上あると回答)			放課後児童クラブ数			
全体(i)	件数(j)	j/i	合計値	平均値	最大値	最小値
783	260	33.2	4,612	6.2	207	0

図表2-23 両事業の連携状況別自治体数、放課後子供教室数

問2④放課後児童クラブの利用児童が放課後子供教室活動に参加できる						
自治体数(1箇所以上あると回答)			放課後子供教室数			
全体(a)	件数(b)	b/a	合計値	平均値	最大値	最小値
783	657	83.9	7,200	9.6	339	0
うち、活動企画・運営で両事業職員・スタッフが協働している						
自治体数(1箇所以上あると回答)			放課後子供教室数			
全体(c)	件数(d)	d/c(d/a)	合計値	平均値	最大値	最小値
657	237	36.1(30.3)	2,787	3.8	339	0
うち、同一の小学校内等で両事業を実施						
自治体数(1箇所以上あると回答)			放課後子供教室数			
全体(e)	件数(f)	f/e(f/a)	合計値	平均値	最大値	最小値
657	441	67.1(56.3)	4,194	5.8	339	0
うち、活動企画・運営で両事業職員・スタッフが協働している						
自治体数(1箇所以上あると回答)			放課後子供教室数			
全体(g)	件数(h)	h/g(h/a)	合計値	平均値	最大値	最小値
441	199	45.1(25.4)	2,385	3.2	339	0
問2④放課後児童クラブの利用児童が放課後子供教室活動に参加できない						
自治体数(1箇所以上あると回答)			放課後子供教室数			
全体(i)	件数(j)	j/i	合計値	平均値	最大値	最小値
783	187	23.9	1,090	1.5	70	0

注8. 調査票では「うち、同一小学校内等で両事業を実施」「うち、活動企画・運営で両事業職員・スタッフが協働している」数の回答欄を両事業共通で1か所しか設けていなかったが、「放課後児童クラブ数」と「放課後子供教室数」を分けて回答した自治体が多くみられたため、分けて集計することとした。

- ✓ 両事業を実施している自治体のうち、同一小学校内で両事業を実施しており、放課後児童クラブの利用児童が放課後子供教室の活動に参加できるもの(放課後児童クラブ)が1か所以上ある自治体の割合は、59.5%。

図表2-24 同一小学校内で両事業を実施しており、放課後児童クラブの利用児童が放課後子供教室の活動に参加できるものが1か所以上ある(=該当あり)自治体数

No.	カテゴリー名	n	%
1	該当なし	276	35.2
2	該当あり	466	59.5
	無回答	41	5.2
	非該当	417	
	全体	783	100.0

注9. 新・放課後子ども総合プランでは、一体型の放課後児童クラブを「同一の小学校内等で両事業を実施し、共働き家庭等の児童を含めた全ての児童が放課後子供教室の活動プログラムに参加できるもの」としている。そのため、以降はこの定義に当てはまる放課後児童クラブ及び放課後子供教室が1か所以上がある場合を「一体型を実施している」、1か所もない場合を「一体型を実施していない」とする。以下、全て同じ。

- ✓ なお、一体型を実施している自治体を都市規模別にみると、一般市で一体型を実施している割合が66.2%、町村では同42.0%。

図表2-25 同一小学校内で両事業を実施しており、放課後児童クラブの利用児童が放課後子供教室の活動に参加できるものが1か所以上ある自治体数(都市区分別)

No.	カテゴリー名	全体	n	%
1	政令指定都市	19	17	89.5
2	東京特別区	19	17	89.5
3	中核市	47	41	87.2
4	一般市	405	268	66.2
5	町村	293	123	42.0
	全体	783	466	59.5

注10.「全体」は本設問の回答対象自治体数(両事業を実施している自治体数)。なお、無回答の自治体が n に含まれていないことに留意が必要。

- ✓ 所管部局別にみると、所管部局が「同じ(教育委員会)」の自治体のうち一体型を実施している割合が59.9%、「異なる」自治体で同55.3%。

図表2-26 同一小学校内で両事業を実施しており、放課後児童クラブの利用児童が放課後子供教室の活動に参加できるものが1か所以上ある自治体数(所管部局別)

No.	カテゴリー名	全体	n	%
1	同じ(福祉部局)	66	51	77.3
2	同じ(教育委員会)	177	106	59.9
3	同じ(その他)	30	27	90.0
4	異なる	506	280	55.3
	無回答	4	2	50.0
	全体	783	466	59.5

注11.「全体」は本設問の回答対象自治体数(両事業を実施している自治体数)。なお、無回答の自治体が n に含まれていないことに留意が必要。

- ✓ 一体型の運営形態を把握するため、一体型として実施している放課後児童クラブ及び放課後子供教室の「放課後児童クラブ運営形態」「放課後子供教室運営形態」「放課後子供教室活動頻度」「放課後子供教室運営主体」「両事業の運営主体(同じ/異なる)」を尋ね、5,551件の回答を得た。一体型として実施する放課後児童クラブ・放課後子供教室の運営形態等は、以下のとおり。

図表2-27 一体型の数

a. 放課後児童クラブ運営形態別

No	a.放課後児童クラブ 運営形態	合計	%
1	公立公営	2066	37.2
2	公立民営	2842	51.2
3	民立民営	395	7.1
	無回答	248	4.5
	合計	5551	100.0

b. 放課後子供教室運営形態別

No	b.放課後子供教室 運営形態	合計	%
1	公営	2207	39.8
2	委託	2438	43.9
3	その他	658	11.9
	無回答	248	4.5
	合計	5551	100.0

c. 放課後子供教室の運営主体別

No	d.放課後子供教室 運営主体	合計	%
1	市区町村	2207	39.8
2	保護者会・運営委員会・任意団体・NPO	1818	32.8
3	社会福祉法人、社団・財団法人、学校法人	452	8.1
4	営利法人	577	10.4
5	その他	249	4.5
	無回答	248	4.5
	合計	5551	100.0

d. 両事業の運営主体が同じか異なるか

No	e.両事業の運営主体	合計	%
1	同じ	2454	44.2
2	異なる	2849	51.3
	無回答	248	4.5
	合計	5551	100.0

e. 放課後子供教室の活動頻度別

No	c.子供教室活動頻度	合計	%
1	毎日	1656	29.8
2	週1回以上	2318	41.8
3	月1～2回	849	15.3
4	月1回より少ない	440	7.9
5	長期休暇中のみ	40	0.7
	無回答	248	4.5
	合計	5551	100.0

注12.a～e で一部無回答の場合は無回答として集計。

- ✓ 一体型を実施する自治体に対して、一体化した運営を行う放課後児童クラブの数を尋ねたところ、一体型として実施する放課後児童クラブの数5,006か所に対して、一体化した運営を行うものは2,242か所であった。

図表2-28 一体化した運営を行う放課後児童クラブ・放課後子供教室数

合計	2,242
平均	5.0
最大値	339
最小値	0
無回答	24
非該当	728
全体	472

注13. 一体化した運営：一体型の放課後児童クラブ・放課後子供教室のうち、一定程度常設的に（もしくは、週のうち複数日開設など定期的に）放課後児童クラブと放課後子供教室の利用児童が同一空間・時間・プログラムを共有し、従事者（関与する人、担う人）も同一のものを「一体化した運営」と呼ぶ。以下、全て同じ。

- ✓ 一体型の放課後児童クラブ・放課後子供教室の数に占める一体化した運営を行う放課後児童クラブ・放課後子供教室の割合を見た。割合が0%（一体型の放課後児童クラブ・放課後子供教室はあるが、一体化した運営を行うものはない）の自治体が58.9%、100%（一体型の放課後児童クラブ・放課後子供教室は全て一体化した運営を行っている）の自治体が30.7%と、二極化している。

図表2-29 一体型の放課後児童クラブ・放課後子供教室のうち、一体化した運営を行うものの割合別自治体数

No.	カテゴリー名	n	%
1	0%	278	58.9
2	10%未満	0	0.0
3	10%以上30%未満	9	1.9
4	30%以上50%未満	8	1.7
5	50%以上	12	2.5
6	100%	145	30.7
	無回答	20	4.2
	非該当	728	
	全体	472	100.0

- ✓ 一体型の放課後児童クラブ・放課後子供教室の数と、一体化した運営を行う放課後児童クラブ・放課後子供教室の数が同じ自治体数、すなわち、「管内で一体型として実施する放課後児童クラブ・放課後子供教室は、全て一体化した運営を行っている」自治体数は、145であった。これを都市区分別に集計した結果は、以下のとおり。

図表2-30（参考）一体型の放課後児童クラブ・放課後子供教室の数と、一体化した運営を行う放課後児童クラブ・放課後子供教室の数が同じ自治体数

		一体型を1か所以上 設置している 自治体数	うち、全ての一体型が一 体化した運営を行う自治 体数	%
都市区分	1. 政令指定都市	17	9	52.9
	2. 東京特別区	17	11	64.7
	3. 中核市	41	10	24.4
	4. 一般市	268	71	26.5
	5. 町村	123	44	35.8
全体		466	145	31.1

- ✓ 一体型の放課後児童クラブ・放課後子供教室の数と、一体化した運営を行う放課後児童クラブ・放課後子供教室の数が異なる自治体数、すなわち、「管内に一体型の放課後児童クラブ・放課後子供教室はあるが、それらは(必ずしも)一体化した運営を行っているわけではない」自治体数は298。これを都市区分別に集計した結果は、以下のとおり。

図表2-31（参考）一体型の放課後児童クラブ・放課後子供教室の数と、一体化した運営を行う放課後児童クラブ・放課後子供教室の数が異なる自治体数

		一体型を1か所以上 設置している 自治体数	うち一体型実施の数と一 体化した運営を行うもの の数が一致していない自 治体数	%
都市区分	1. 政令指定都市	17	8	47.1
	2. 東京特別区	17	5	29.4
	3. 中核市	41	31	75.6
	4. 一般市	268	185	69.0
	5. 町村	123	69	56.1
全体		466	298	63.9

③ 放課後児童クラブもしくは放課後子供教室を設置していない理由について(問2⑤)

- ✓ 放課後児童クラブを設置していない自治体にその理由を尋ねたところ、選択する割合が高かったのは、「放課後子供教室を実施することで、利用ニーズに対応している」(42.1%)、「実施体制(運営主体、人材)を確保できない」(38.6%)、「(放課後子供教室以外の)独自事業等を実施することで、放課後児童クラブの利用ニーズに対応している」(28.1%)、「実施体制(場所)を確保できない」(22.8%)等。

図表2-32 放課後児童クラブを実施していない理由別自治体数(MA)

No.	カテゴリー名	n	%
1	利用ニーズがない	7	12.3
2	実施体制(運営主体、人材)を確保できない	22	38.6
3	実施体制(場所)を確保できない	13	22.8
4	実施体制(予算)を確保できない	4	7.0
5	放課後子供教室を実施することで、利用ニーズに対応している	24	42.1
6	(放課後子供教室以外の)独自事業等を実施することで、放課後児童クラブの利用ニーズに対応している	16	28.1
7	その他	3	5.3
	無回答	11	19.3
	非該当	1,143	
	全体	57	100.0

- ✓ 放課後子供教室を実施していない自治体にその理由を尋ねたところ、選択する割合が多かったのは、「実施体制(運営主体、人材)を確保できない」(51.5%)、「実施体制(場所)を確保できない」(28.5%)、「実施体制(予算)を確保できない」(24.8%)等。
- ✓ 「その他」としては、「放課後児童クラブを実施することで放課後子供教室の参加希望に対応している」「放課後児童クラブの整備を優先している」等の回答が多くみられた。

図表2-33 放課後子供教室を実施していない理由別自治体数(MA)

No.	カテゴリー名	n	%
1	参加希望がない	82	21.6
2	実施体制(運営主体、人材)を確保できない	195	51.5
3	実施体制(場所)を確保できない	108	28.5
4	実施体制(予算)を確保できない	94	24.8
5	独自事業や他の活動(放課後子供教室以外の地域学校協働活動を含む)を実施することで、放課後子供教室の参加希望に対応している	61	16.1
6	その他	32	8.4
	無回答	74	19.5
	非該当	821	
	全体	379	100.0

3) 放課後児童クラブ・放課後子供教室の事業計画について ※問3～7の設問は、放課後児童クラブ及び放課後子供教室の両方を実施している自治体のみを回答対象としている。

① 放課後児童クラブ・放課後子供教室の事業計画策定について(問3①)

- ✓ 放課後児童クラブ・放課後子供教室の事業計画については、「市町村子ども・子育て支援事業計画と一体のものを策定している」割合が 85.8%、「(市町村子ども・子育て支援事業計画に関する委員会での議論を基に検討した)放課後児童クラブおよび放課後子供教室に係る事項のみの策定としている」割合が 13.5%。

図表2-34 事業計画策定の建付け別自治体数(SA)

No.	カテゴリー名	n	%
1	市町村子ども・子育て支援事業計画と一体のものととして策定している	672	85.8
2	(市町村子ども・子育て支援事業計画に関する委員会での議論を基に検討した)放課後児童クラブおよび放課後子供教室に係る事項のみの策定としている	106	13.5
	無回答	5	0.6
	非該当	417	
	全体	783	100.0

注14.新・放課後子ども総合プランでは、市町村(特別区を含む。以下同じ。)に対して「(子ども・子育て支援法に基づく基本指針や次世代育成支援対策推進に基づく行動計画策定指針に則し)市町村子ども・子育て支援事業計画又は市町村行動計画に盛り込む事項」を定めている。以降は、市町村が計画的な事業整備に向けて策定している計画についてお伺いするもの。なお、この計画について以降の設問では「計画」又は「行動計画等」と呼ぶ。

② 事業計画等への記載内容について(問3②、問4)

a) 放課後児童クラブの年度ごとの量の見込み及び目標整備量

- ✓ 放課後児童クラブの年度ごとの量の見込み及び目標整備量については、「計画内に明示」が 89.7%、「明示していない」が 9.6%。

図表2-35 行動計画への記載状況別自治体数

:放課後児童クラブの年度ごとの量の見込み及び目標整備量(SA)

No.	カテゴリー名	n	%
1	計画内に明示	702	89.7
2	明示していない	75	9.6
	無回答	6	0.8
	非該当	417	
	全体	783	100.0

- ✓ これを都市区分別にみた結果は、以下のとおり。

図表2-36 行動計画への記載状況別自治体数(都市区分別)(SA)
:放課後児童クラブの年度ごとの量の見込み及び目標整備量

		合計	問3②. 放課後児童クラブの年度ごとの量の見込み及び目標整備量(SA)		
			1. 計画内に明示	2. 明示していない	無回答
全体		783	702	75	6
		100.0	89.7	9.6	0.8
都市区分	1. 政令指定都市	19	19	0	0
		100.0	100.0	0.0	0.0
	2. 東京特別区	19	17	2	0
		100.0	89.5	10.5	0.0
	3. 中核市	47	43	4	0
		100.0	91.5	8.5	0.0
	4. 一般市	405	370	30	5
		100.0	91.4	7.4	1.2
	5. 町村	293	253	39	1
		100.0	86.3	13.3	0.3

- ✓ なお、行動計画等に明示している目標整備量の範囲については、「補助対象外施設を含めた目標事業量を明示している」が34.0%、「補助対象外施設は目標事業量に含めていない」が65.4%であった。

図表2-37 補助対象外施設を含めた目標整備量の記載有無別自治体数(SA)

No.	カテゴリー名	n	%
1	補助対象外施設を含めた目標事業量を明示している	239	34.0
2	補助対象外施設は目標事業量に含めていない	459	65.4
	無回答	4	0.6
	非該当	498	
	全体	702	100.0

- ✓ 目標整備量を明示していると回答した自治体に対し、一体型の放課後児童クラブ及び放課後子供教室の2023年度に達成されるべき目標事業量の明示有無を尋ねたところ、「計画内に明示」が45.0%、「明示していない」が52.8%。

図表2-38 行動計画への記載状況別自治体数
:一体型実施の目標整備量(SA)

No.	カテゴリー名	n	%
1	計画内に明示	316	45.0
2	明示していない	371	52.8
	無回答	15	2.1
	非該当	498	
	全体	702	100.0

- ✓ これを都市区分別にみると、政令指定都市は他の都市区分と比べて「計画内に明示」と回答する割合が高い(73.7%)。

図表2-39 行動計画への記載状況別自治体数(都市区分別)

:一体型実施の目標整備量(SA)

		合計	問3②-2. (計画的に明示している場合) 一体型の放課後児童クラブ及び放課後子供教室の2023年度に達成されるべき目標事業量(SA)		
			1. 計画内に明示	2. 明示していない	無回答
全体		702	316	371	15
		100.0	45.0	52.8	2.1
都市区分	1. 政令指定都市	19	14	5	0
		100.0	73.7	26.3	0.0
	2. 東京特別区	17	9	7	1
		100.0	52.9	41.2	5.9
	3. 中核市	43	24	17	2
		100.0	55.8	39.5	4.7
	4. 一般市	370	169	196	5
		100.0	45.7	53.0	1.4
	5. 町村	253	100	146	7
		100.0	39.5	57.7	2.8

b) 放課後子供教室の年度ごとの量の見込み及び目標整備量

- ✓ 放課後子供教室の年度ごとの量の見込み及び目標整備量については、「計画内に明示」が 38.2%、「明示していない」が 59.8%。

図表2-40 行動計画への記載状況別自治体数
:放課後子供教室の目標整備量(SA)

No.	カテゴリー名	n	%
1	計画内に明示	299	38.2
2	明示していない	468	59.8
	無回答	16	2.0
	非該当	417	
	全体	783	100.0

- ✓ これを都市区分別にみた結果は、以下のとおり。

図表2-41 行動計画への記載状況別自治体数(都市区分別)
:放課後子供教室の目標整備量(SA)

		合計	問3③. 放課後子供教室の年度ごとの量 の見込み及び目標整備量(SA)		
			1. 計画内に 明示	2. 明示して いない	無回答
全体		783	299	468	16
		100.0	38.2	59.8	2.0
都市区分	1. 政令指定都市	19	9	10	0
		100.0	47.4	52.6	0.0
	2. 東京特別区	19	13	6	0
		100.0	68.4	31.6	0.0
	3. 中核市	47	24	23	0
		100.0	51.1	48.9	0.0
	4. 一般市	405	159	237	9
		100.0	39.3	58.5	2.2
	5. 町村	293	94	192	7
		100.0	32.1	65.5	2.4

c) 放課後児童クラブ及び放課後子供教室の一体的な、又は連携による実施に関する具体的な方策

- ✓ 放課後児童クラブ及び放課後子供教室の一体的な、又は連携による実施に関する具体的な方策については、「計画内に明示」が 46.4%、「計画内に明示していない」が 52.4%。
- ✓ 計画内に明示していると回答した自治体に、具体的な記載内容を尋ねたところ、以下のような回答があった。
 - ・ 定期的な打合せで、児童の受入れや引渡しについて連携を図れる体制を構築
 - ・ 関係機関と連携して、放課後子供教室の一体的な整備を図るため、定期的な打合せの機会を設ける
 - ・ 連携によるイベントを企画し、段階的に事業を増やす
 - ・ 放課後児童支援員と放課後子供教室のコーディネーターが連携して、プログラムの内容・実施日数の検討できるよう、学校区毎の定期的な打合せの場を設ける
 - ・ 郷土の文化・芸能等にふれあう活動、スポーツ活動、地域資源を活用した共通のプログラムを構築
 - ・ 多様な子ども同士の関係を形成し、地域の人と関わりを体験できる安心で安全な居場所を提供

図表2-42 行動計画への記載状況別自治体数(SA)

: 放課後児童クラブ及び放課後子供教室の一体的な、又は連携による実施に関する具体的な方策

No.	カテゴリー名	n	%
1	計画内に明示	363	46.4
2	明示していない	410	52.4
	無回答	10	1.3
	非該当	417	
	全体	783	100.0

- ✓ これを都市区分別にみると、政令指定都市、東京特別区、中核市では6割以上が「計画内に明示」と回答している。特に東京特別区は、他の都市区分と比べて「計画内に明示」と回答する割合が高い(78.9%)。

図表2-43 行動計画への記載状況別自治体数(都市区分別)(SA)

: 放課後児童クラブ及び放課後子供教室の一体的な、又は連携による実施に関する具体的な方策

		合計	問4①. 放課後児童クラブ及び放課後子供教室の一体的な、又は連携による実施に関する具体的な方策(SA)		
			1. 計画内に明示	2. 明示していない	無回答
全体		783	363	410	10
		100.0	46.4	52.4	1.3
都市区分	1. 政令指定都市	19	12	7	0
		100.0	63.2	36.8	0.0
	2. 東京特別区	19	15	4	0
		100.0	78.9	21.1	0.0
	3. 中核市	47	30	17	0
		100.0	63.8	36.2	0.0
	4. 一般市	405	210	189	6
		100.0	51.9	46.7	1.5
	5. 町村	293	96	193	4
		100.0	32.8	65.9	1.4

- ✓ 行動計画等への記載の有無を放課後児童クラブ及び放課後子供教室の所管部局別にみた結果は以下のとおり。所管部局が同じか異なるかによって、大きな違いはみられない。

図表2-44 行動計画への記載状況別自治体数(所管部局別)(SA)

: 放課後児童クラブ及び放課後子供教室の一体的な、又は連携による実施に関する具体的な方策

		合計	問4①. 放課後児童クラブ及び放課後子供教室の一体的な、又は連携による実施に関する具体的な方策(SA)		
			1. 計画内に明示	2. 明示していない	無回答
全体		783	363	410	10
		100.0	46.4	52.4	1.3
所管部局	同じ(福祉部局)	66	37	29	0
		100.0	56.1	43.9	0.0
	同じ(教育委員会)	177	68	105	4
		100.0	38.4	59.3	2.3
	同じ(その他)	30	16	14	0
		100.0	53.3	46.7	0.0
	異なる	506	240	260	6
		100.0	47.4	51.4	1.2

d) 小学校の余裕教室等の放課後児童クラブ及び放課後子供教室への活用に関する具体的な方策

- ✓ 小学校の余裕教室等の放課後児童クラブ及び放課後子供教室への活用に関する具体的な方策については、「計画内に明示」が 42.4%、「計画内に明示していない」が 56.3%。
- ✓ 計画内に明示していると回答した自治体に、具体的な記載内容を尋ねたところ、以下のような回答が得られた。
 - ・ 教育委員会と連携し、余裕教室や使用しない特別教室を活用。
 - ・ 日常的に学校と情報交換を行い、活動場所の調整を行うことで余裕教室や体育館の利用促進を検討。
 - ・ 教室等の活用状況や放課後子供教室の実施可能地区を把握し、必要に応じて整備計画を策定するなど、放課後対策において教育委員会と福祉部局が連携し、協議・検討を行う。

図表2-45 行動計画への記載状況別自治体数(SA)

: 小学校の余裕教室等の放課後児童クラブ及び放課後子供教室への活用に関する具体的な方策

No.	カテゴリー名	n	%
1	計画内に明示	332	42.4
2	明示していない	441	56.3
	無回答	10	1.3
	非該当	417	
	全体	783	100.0

- ✓ これを都市区分別にみた結果は、以下のとおり。政令指定都市、東京特別区、中核市では6割以上が「計画内に明示」と回答している。他方、町村では「計画内に明示」と回答する割合が 25.3%と低い。

図表2-46 行動計画への記載状況別自治体数(都市区分別)(SA)

: 小学校の余裕教室等の放課後児童クラブ及び放課後子供教室への活用に関する具体的な方策

		問4②. 小学校の余裕教室等の放課後児童クラブ及び放課後子供教室への活用に関する具体的な方策(SA)			
		合計	1. 計画内に明示	2. 明示していない	無回答
全体		783	332	441	10
		100.0	42.4	56.3	1.3
都市区分	1. 政令指定都市	19	12	7	0
		100.0	63.2	36.8	0.0
	2. 東京特別区	19	14	5	0
		100.0	73.7	26.3	0.0
	3. 中核市	47	33	14	0
		100.0	70.2	29.8	0.0
	4. 一般市	405	199	199	7
		100.0	49.1	49.1	1.7
	5. 町村	293	74	216	3
		100.0	25.3	73.7	1.0

- ✓ 行動計画等への記載の有無を放課後児童クラブ及び放課後子供教室の所管部局別にみた結果は以下のとおり。

図表2-47 行動計画への記載状況別自治体数(所管部局別)(SA)

: 小学校の余裕教室等の放課後児童クラブ及び放課後子供教室への活用に関する具体的な方策

		合計	問4②. 小学校の余裕教室等の放課後児童クラブ及び放課後子供教室への活用に関する具体的な方策(SA)		
			1. 計画内に明示	2. 明示していない	無回答
全体		783	332	441	10
		100.0	42.4	56.3	1.3
所管部局	同じ(福祉部局)	66	34	32	0
		100.0	51.5	48.5	0.0
	同じ(教育委員会)	177	67	106	4
		100.0	37.9	59.9	2.3
	同じ(その他)	30	16	14	0
		100.0	53.3	46.7	0.0
異なる		506	215	285	6
		100.0	42.5	56.3	1.2

e) 放課後児童クラブ及び放課後子供教室の実施に係る教育委員会と福祉部局の具体的な連携に関する方策

- ✓ 放課後児童クラブ及び放課後子供教室の実施に係る教育委員会と福祉部局の具体的な連携に関する方策については、「計画内に明示」が 36.9%、「計画内に明示していない」が 61.7%。
- ✓ 計画内に明示していると回答した自治体に、具体的な記載内容を尋ねたところ、以下のような回答が得られた。
 - ・ プログラムの実施にあたり、小学校内での活動場所や実施時間などについて、学校・事業者・行政の連携体制を整備し、質の充実に努める
 - ・ 事故に対する対応や、予算措置・執行における事前協議をし、責任の所在を明確化する
 - ・ 各担当職員が互いの放課後活動を合同で視察したり、より緊密な連携を図るための意見交換を実施したりする
 - ・ 児童の様子の変化や小学校の下校時刻の変更、事件・事故や天災等の緊急時にも対応できるよう、迅速な情報交換、情報共有を行うなど十分な連携を推進する
 - ・ 放課後児童クラブの受け入れについて、保健、医療、福祉と連携しながら支援を行う。巡回支援専門員の派遣を受けて発達障害など知識の習得及び研修を行う
 - ・ 協議会を設置することにより課題や情報を共有して、児童の安全・安心な居場所の確保に努める

図表2-48 行動計画への記載状況別自治体数(SA)

:放課後児童クラブ及び放課後子供教室の実施に係る教育委員会と福祉部局の具体的な連携に関する方策

No.	カテゴリー名	n	%
1	計画内に明示	289	36.9
2	明示していない	483	61.7
	無回答	11	1.4
	非該当	417	
	全体	783	100.0

- ✓ これを都市区分別にみると、政令指定都市、東京特別区、中核市では約半数又はそれ以上が「計画内に明示」と回答している。特に東京特別区は、他の都市区分と比べて「計画内に明示」と回答する割合が高い(63.2%)。他方、町村では「計画内に明示」と回答する割合が 27.0 %と低い。

図表2-49 行動計画への記載状況別自治体数(都市区分別)(SA)

: 放課後児童クラブ及び放課後子供教室の実施に係る教育委員会と福祉部局の具体的な連携に関する方策

		合計	問4③ 放課後児童クラブ及び放課後子供教室の実施に係る教育委員会と福祉部局の具体的な連携に関する方策(SA)		
			1. 計画内に明示	2. 明示していない	無回答
全体		783	289	483	11
		100.0	36.9	61.7	1.4
都市区分	1. 政令指定都市	19	9	10	0
		100.0	47.4	52.6	0.0
	2. 東京特別区	19	12	7	0
		100.0	63.2	36.8	0.0
	3. 中核市	47	26	21	0
		100.0	55.3	44.7	0.0
	4. 一般市	405	163	234	8
		100.0	40.2	57.8	2.0
	5. 町村	293	79	211	3
		100.0	27.0	72.0	1.0

f) 特別な配慮を必要とする児童への対応に関する方策

- ✓ 特別な配慮を必要とする児童への対応に関する方策については、「計画内に明示」が 46.9%、「計画内に明示していない」が 51.7%。
- ✓ 計画内に明示していると回答した自治体に、具体的な記載内容を尋ねたところ、以下のような回答が得られた。
 - ・ 障害のある児童など特別な配慮を必要とする児童の受入れを行うために、放課後児童支援員が、積極的に研修に参加できる環境を整える
 - ・ 障害児または病児・病後児等の特別なケアが必要な子どもに対して、医療機関とも連携を図りながら、十分な支援が図られる体制を構築する
 - ・ 放課後児童支援員等を増員し、当該児童が放課後等を安心して過ごすことができる環境づくりに努める
 - ・ 関係機関との適切な情報共有・情報提供を行い児童の健全育成及び療育を進めていく
 - ・ 特別支援学校のコーディネーターによる巡回指導を行う
 - ・ 放課後発達支援コーディネーターの配置や、配慮を必要とする児童に対応する支援員を確保する

図表2-50 行動計画への記載状況別自治体数(SA)

: 特別な配慮を必要とする児童への対応に関する方策

No.	カテゴリー名	n	%
1	計画内に明示	367	46.9
2	明示していない	405	51.7
	無回答	11	1.4
	非該当	417	
	全体	783	100.0

- ✓ これを都市区分別にみると、政令指定都市、東京特別区、中核市では6割以上が「計画内に明示」と回答している。

図表2-51 行動計画への記載状況別自治体数(都市区分別)(SA)

: 特別な配慮を必要とする児童への対応に関する方策

		合計	問4④. 特別な配慮を必要とする児童への対応に関する方策(SA)		
			1. 計画内に明示	2. 明示していない	無回答
全体		783	367	405	11
		100.0	46.9	51.7	1.4
都市区分	1. 政令指定都市	19	13	6	0
		100.0	68.4	31.6	0.0
	2. 東京特別区	19	14	5	0
		100.0	73.7	26.3	0.0
	3. 中核市	47	30	17	0
		100.0	63.8	36.2	0.0
	4. 一般市	405	208	189	8
		100.0	51.4	46.7	2.0
	5. 町村	293	102	188	3
		100.0	34.8	64.2	1.0

g) 地域の実情に応じた放課後児童クラブの開所時間の延長に係る取組

- ✓ 地域の実情に応じた放課後児童クラブの開所時間の延長に係る取組については、「計画内に明示」が34.1%、「計画内に明示していない」が64.1%。
- ✓ 計画内に明示していると回答した自治体に、具体的な記載内容を尋ねたところ、以下のような回答が得られた。
- ・ 今後の児童数の推移をみながら、必要に応じ開設時間の延長や新たな施設整備を検討する。
 - ・ 国の基準(放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準)を超えた開所時間とする。
 - ・ 地域の実情や利用者のニーズの把握に努め、必要に応じて協議・検討を行う。

図表2-52 行動計画への記載状況別自治体数(SA)

: 地域の実情に応じた放課後児童クラブの開所時間の延長に係る取組

No.	カテゴリー名	n	%
1	計画内に明示	267	34.1
2	明示していない	502	64.1
	無回答	14	1.8
	非該当	417	
	全体	783	100.0

- ✓ これを都市区分別にみると、政令指定都市、東京特別区、中核市では半数以上が「計画内に明示」と回答している。

図表2-53 行動計画への記載状況別自治体数(都市区分別)(SA)

: 地域の実情に応じた放課後児童クラブの開所時間の延長に係る取組

		合計	問4⑤. 地域の実情に応じた放課後児童クラブの開所時間の延長に係る取組 (SA)		
			1. 計画内に明示	2. 明示していない	無回答
全体		783	267	502	14
		100.0	34.1	64.1	1.8
都市区分	1. 政令指定都市	19	12	7	0
		100.0	63.2	36.8	0.0
	2. 東京特別区	19	13	6	0
		100.0	68.4	31.6	0.0
	3. 中核市	47	25	22	0
		100.0	53.2	46.8	0.0
	4. 一般市	405	144	252	9
		100.0	35.6	62.2	2.2
	5. 町村	293	73	215	5
		100.0	24.9	73.4	1.7

h) 各放課後児童クラブが、役割をさらに向上させていくための方策

- ✓ 各放課後児童クラブが、役割をさらに向上させていくための方策については、「計画内に明示」が37.3%、「明示していない」が60.7%。
- ✓ 計画内に明示していると回答した自治体に、具体的な記載内容を尋ねたところ、以下のような回答が得られた。
 - ・ 新たに学校法人に委託し、法人の資源とノウハウを活用し、支援の充実を図る
 - ・ 専門的な知識等を有するアドバイザーを配置し、学童保育室への巡回による助言・指導等の支援を行い、学童保育の質向上に取り組む
 - ・ 子ども運営委員会を組織し、子ども達が運営に主体的・積極的に関わるなどの取組を推進する
 - ・ 放課後児童クラブの責任体制を明確にし、支援員が関係機関と連携して事業を実施する
 - ・ 放課後児童クラブの情報共有や交流等の機会を増やし、さらなる連携強化を図りながら、子ども達の遊びを多様化させ、できるだけ多くの体験を積めるように努めていく。さらに、学習活動やスポーツ・文化芸術活動等の取組みを実施し、放課後児童クラブ以外の児童や大人とのふれあいの中で、子どもの自主性と社会力のより一層の向上を図る

図表2-54 行動計画への記載状況別自治体数(SA)
:放課後児童クラブが、役割をさらに向上させていくための方策

No.	カテゴリー名	n	%
1	計画内に明示	292	37.3
2	明示していない	475	60.7
	無回答	16	2.0
	非該当	417	
	全体	783	100.0

- ✓ これを都市区分別にみると、政令指定都市、東京特別区、中核市では半数以上が「計画内に明示」と回答している。

図表2-55 行動計画への記載状況別自治体数(都市区分別)(SA)

: 放課後児童クラブが、役割をさらに向上させていくための方策

		合計	問4⑥. 各放課後児童クラブが、放課後児童クラブの役割をさらに向上させていくための方策(SA)		
			1. 計画内に明示	2. 明示していない	無回答
全体		783	292	475	16
		100.0	37.3	60.7	2.0
都市区分	1. 政令指定都市	19	13	6	0
		100.0	68.4	31.6	0.0
	2. 東京特別区	19	11	8	0
		100.0	57.9	42.1	0.0
	3. 中核市	47	27	20	0
		100.0	57.4	42.6	0.0
	4. 一般市	405	171	223	11
		100.0	42.2	55.1	2.7
	5. 町村	293	70	218	5
		100.0	23.9	74.4	1.7

- i) 放課後児童クラブの役割を果たす観点から、各放課後児童クラブにおける育成支援の内容について、利用者や地域住民への周知を推進させるための方策
- ✓ 放課後児童クラブの役割を果たす観点から、各放課後児童クラブにおける育成支援の内容について、利用者や地域住民への周知を推進させるための方策については、「計画内に明示」が28.6%、「計画内に明示していない」が69.1%。
- ✓ 計画内に明示していると回答した自治体に、具体的な記載内容を尋ねたところ、以下のような回答が得られた。
- ・ 実施場所での取組の掲示や利用者向け説明会の実施、地域に対する運営内容等の説明、地域連絡会での意見交換等
 - ・ 保護者を対象とした説明会の開催や保護者への定期的なお便りの発信、ホームページ等の活用を推進するとともに、事業内容、各クラブの概要、活動内容等について、情報の積極的な公開に努める。
 - ・ 子育てガイドブック・マップを発行し、子育て支援に関する情報や制度、手続き施策等を包括的にお知らせ。
 - ・ 子育て世帯向けの情報媒体の配布や市ホームページ等による周知を強化するとともに、放課後子供教室との連携を通じて地域との連携を図り、地域組織や子どもに関わる関係機関等と継続的に情報共有ができる体制を目指す。
 - ・ 小学校区ごとに自治会長、民生委員・児童委員、保護者、学校関係者などが参加する地域連絡会議を定期的に開催する。

図表2-56 行動計画への記載状況別自治体数(SA)

:利用者や地域住民への周知を推進させるための方策

No.	カテゴリー名	n	%
1	計画内に明示	224	28.6
2	明示していない	541	69.1
	無回答	18	2.3
	非該当	417	
	全体	783	100.0

- ✓ これを都市区分別にみると、他の記載項目ほどの明確な違いはみられないものの、町村では「計画内に明示」の割合が18.1%と低い。

図表2-57 行動計画への記載状況別自治体数(都市区分別)(SA)

:利用者や地域住民への周知を推進させるための方策

		合計	問4⑦. 放課後児童クラブの役割を果たす観点から、各放課後児童クラブにおける育成支援の内容について、利用者や地域住民への周知を推進させるための方策（S A）		
			1. 計画内に明示	2. 明示していない	無回答
全体		783	224	541	18
		100.0	28.6	69.1	2.3
都市区分	1. 政令指定都市	19	9	10	0
		100.0	47.4	52.6	0.0
	2. 東京特別区	19	9	10	0
		100.0	47.4	52.6	0.0
	3. 中核市	47	21	26	0
		100.0	44.7	55.3	0.0
	4. 一般市	405	132	262	11
		100.0	32.6	64.7	2.7
	5. 町村	293	53	233	7
		100.0	18.1	79.5	2.4

j) 上記以外の記載内容

- ✓ 上記以外に行動計画等へ記載している事項がある場合に、その具体的な内容を尋ねたところ、以下のような回答が得られた。
- ・ 保護者のニーズの多様化に対応するための民間学童クラブへの支援。
 - ・ 学童需要の多い施設については、利用実態を勘案のうえ、学童保育の定員数を柔軟に見直すことで、ニーズに対応できる受入れ体制を確保。

③ 放課後児童クラブ・放課後子供教室の実施に関する検討体制について(問5①)

- ✓ 放課後児童クラブ及び放課後子供教室の実施に関する検討の場として、運営委員会を「設置している」割合が48.0%、「設置していない」割合は51.6%。

図表2-58 運営委員会の設置有無別自治体数(SA)

No.	カテゴリー名	n	%
1	設置している	376	48.0
2	設置していない	404	51.6
	無回答	3	0.4
	非該当	417	
	全体	783	100.0

- ✓ これを都市区分別にみると、政令指定都市、東京特別区では他の都市区分と比較して「設置している」と回答する割合が高い(いずれも 78.9%)。

図表2-59 運営委員会の設置有無別自治体数(都市区分別)(SA)

		合計	問5①. 運営委員会の設置有無(SA)		
			1. 設置している	2. 設置していない	無回答
全体		783	376	404	3
		100.0	48.0	51.6	0.4
都市区分	1. 政令指定都市	19	15	4	0
		100.0	78.9	21.1	0.0
	2. 東京特別区	19	15	4	0
		100.0	78.9	21.1	0.0
	3. 中核市	47	28	19	0
		100.0	59.6	40.4	0.0
	4. 一般市	405	196	206	3
		100.0	48.4	50.9	0.7
	5. 町村	293	122	171	0
		100.0	41.6	58.4	0.0

- ✓ 所管部局別にみると、両事業の所管が同じ場合の方が、異なる場合よりも「設置している」と回答する割合が高い。

図表2-60 運営委員会の設置有無別自治体数(所管部局別)(SA)

		合計	問5①. 運営委員会の設置有無(SA)		
			1. 設置している	2. 設置していない	無回答
全体		783	376	404	3
		100.0	48.0	51.6	0.4
所管部局	同じ(福祉部局)	66	42	24	0
		100.0	63.6	36.4	0.0
	同じ(教育委員会)	177	98	77	2
		100.0	55.4	43.5	1.1
	同じ(その他)	30	21	9	0
		100.0	70.0	30.0	0.0
	異なる	506	214	291	1
		100.0	42.3	57.5	0.2

- ✓ 次に一体型での実施状況別にみるが、一体型での実施を行っている自治体の中でも、一体化した運営を推進する自治体とそれ以外の自治体とでは、一体型実施の考え方や推進体制が異なる可能性が考えられる。したがって、以降は、一体型を実施している自治体を、一体化した運営を行う自治体(注)とそれ以外と分けたうえでの集計結果を示すこととした。
- ✓ 一体型を実施している自治体では、実施していない自治体よりも「設置している」と回答する割合が高い。なかでも、一体化した運営を行う自治体では、「設置している」と回答する割合が高い(63.4%)。

図表2-61 運営委員会の設置有無別自治体数(一体型実施状況別)(SA)

		合計	問5①. 運営委員会の設置有無(SA)		
			1. 設置している	2. 設置していない	無回答
全体		783	376	404	3
		100.0	48.0	51.6	0.4
一体型実施を行っている	すべて一体化した運営	145	92	52	1
		100.0	63.4	35.9	0.7
上記以外		298	155	143	0
		100.0	52.0	48.0	0.0
一体型実施を行っていない		311	107	202	2
		100.0	34.4	65.0	0.6

注15.「一体型の放課後児童クラブ・放課後児童クラブの数(問2④b-1-2)」と「一体化した運営を行う放課後児童クラブ・放課後子供教室の数(問2④-2)」が同数であった場合、「一体化した運営を行う自治体(集計表では「全て一体化した運営」と表記)」とみなしている。したがって、「上記」以外には「一体型として実施する放課後児童クラブ・放課後子供教室が1か所以上ある」自治体のうち、「一体化した運営を行うところはない」と「一体化した運営を行うところとそうでないところ」が含まれる。以下、全て同じ。

④ 運営委員会の構成員、検討内容について(問5①)

- ✓ 「行政関係者(教育委員会及び福祉部局)(87.0%)」、「学校関係者」(86.7%)、「PTA関係者」(72.3%)、「放課後児童クラブ関係者」(71.8%)、「放課後子供教室を含む地域学校協働活動関係者」(70.2%)は多くの自治体で運営委員会の構成員となっている。「社会教育関係者」(56.9%)、「児童福祉関係者」(51.1%)を招く自治体も多い。
- ✓ 「その他」としては、「青少年委員、自治会連合会」「民生委員・児童委員、商工会議所関係者等」「社会福祉協議会」等の回答があった。

図表2-62 運営委員会の構成員別自治体数(MA)

No.	カテゴリー名	n	%
1	行政関係者（教育委員会及び福祉部局）	327	87.0
2	学校関係者	326	86.7
3	P T A 関係者	272	72.3
4	社会教育関係者	214	56.9
5	児童福祉関係者	192	51.1
6	学識経験者	144	38.3
7	放課後児童クラブ関係者	270	71.8
8	放課後子供教室を含む地域学校協働活動関係者	264	70.2
9	学校運営協議会関係者	64	17.0
10	（選択肢3～9以外の）地域住民	101	26.9
11	その他	53	14.1
	無回答	1	0.3
	非該当	824	
	全体	376	100.0

注16.問5①に回答がなかったが、問5①－1に回答があった場合、問5①－1の回答を集計に含めている。

- ✓ 運営委員会での検討内容については、「放課後児童クラブ及び放課後子供教室実施後の検証・評価」(65.7%)が最も多く、続いて「活動プログラムの企画・充実」(65.4%)、「安全管理方策」(52.4%)、「ボランティア等の地域の協力者の人材確保方策」(40.7%)等。「一体型又は連携した取組の実施方針」を検討する自治体の割合は37.2%であった。
- ✓ 「その他」としては、「放課後子供教室及び放課後児童クラブのニーズの把握」「待機児童解消のための方策、地域との連携方策」等の回答があった。

図表2-63 運営委員会での検討内容別自治体数(MA)

No.	カテゴリー名	n	%
1	教育委員会と福祉部局の具体的な連携方策	123	32.7
2	学校関係者	77	20.5
3	活動プログラムの企画・充実	246	65.4
4	安全管理方策	197	52.4
5	ボランティア等の地域の協力者の人材確保方策	153	40.7
6	広報活動方策	112	29.8
7	放課後児童クラブ及び放課後子供教室実施後の検証・評価	247	65.7
8	一体型又は連携した取組の実施方針	140	37.2
9	人材確保及び質の向上のための従事者・参画者の研修の企画・充実	86	22.9
10	その他	30	8.0
	無回答	8	2.1
	非該当	824	
	全体	376	100.0

注17.問5①に回答がなかったが、問5①－2に回答があった場合、問5①－2の回答を集計に含めている。

⑤ 小学校区ごとの協議会等の設置状況について(問5②)

- ✓ 小学校区ごとの協議会等の設置状況については、「放課後児童クラブ・放課後子供教室の運営に関する会議体を設置している」が15.7%、「学校運営協議会の中で放課後児童クラブ・放課後子供教室に関する話し合いを行っている」が3.8%、「上記「1」「2」のいずれも実施している」が1.4%、「その他」が6.1%、「放課後児童クラブ・放課後子供教室に関する話し合いの場は設置していない」が68.6%。
- ✓ 「その他」としては、「必要に応じて、学校、教育委員会、支援員等スタッフとの打合せ等を実施」「放課後子供教室の運営に関する会議体の中で、両事業に関する話し合いを行っている」「放課後児童クラブ・放課後子供教室の運営団体等間で情報交換を行っている」等の回答があった。

図表2-64 小学校区ごとの協議会の設置状況別自治体数(SA)

No.	カテゴリー名	n	%
1	放課後児童クラブ・放課後子供教室の運営に関する会議体を設置している	123	15.7
2	学校運営協議会の中で放課後児童クラブ・放課後子供教室に関する話し合いを行っている	30	3.8
3	上記「1」「2」のいずれも実施している	11	1.4
4	その他	48	6.1
5	放課後児童クラブ・放課後子供教室に関する話し合いの場は設置していない	537	68.6
	無回答	34	4.3
	非該当	417	
	全体	783	100.0

- ✓ 都市区分別にみると、東京特別区では他の都市区分と比較して「放課後児童クラブ・放課後子供教室の運営に関する会議体を設置している」と回答する割合が高い(52.6%)。一方で、一般市や町村では「その他」として「必要があれば都度打合せを実施」といった回答がみられ、インフォーマルな場で自治体担当者と両事業関係者との話し合いを行う状況が推察される。

図表2-65 小学校区ごとの協議会の設置状況別自治体数(都市区分別)(SA)

		問5②. 小学校区ごとの協議会等の設置状況(SA)						
		合計	1. 放課後児童クラブ・放課後子供教室の運営に関する会議体を設置している	2. 学校運営協議会の中で放課後児童クラブ・放課後子供教室に関する話し合いを行っている	3. 上記「1」「2」のいずれも実施している	4. その他	5. 放課後児童クラブ・放課後子供教室に関する話し合いの場は設置していない	無回答
全体		783	123	30	11	48	537	34
		100.0	15.7	3.8	1.4	6.1	68.6	4.3
都市区分	1. 政令指定都市	19	6	0	0	2	10	1
		100.0	31.6	0.0	0.0	10.5	52.6	5.3
	2. 東京特別区	19	10	1	3	1	4	0
		100.0	52.6	5.3	15.8	5.3	21.1	0.0
	3. 中核市	47	9	2	0	4	32	0
		100.0	19.1	4.3	0.0	8.5	68.1	0.0
都市区分	4. 一般市	405	68	15	3	23	278	18
		100.0	16.8	3.7	0.7	5.7	68.6	4.4
	5. 町村	293	30	12	5	18	213	15
		100.0	10.2	4.1	1.7	6.1	72.7	5.1

- ✓ 所管部局別にみると、両事業の所管が同じ場合の方が、異なる場合よりも「設置している」と回答（選択肢1又は2又は3を選択）する割合が高い。

図表2-66 小学校区ごとの協議会の設置状況別自治体数(所管部局別)(SA)

		問5②. 小学校区ごとの協議会等の設置状況(SA)						
		合計	1. 放課後児童クラブ・放課後子供教室の運営に関する会議体を設置している	2. 学校運営協議会の中で放課後児童クラブ・放課後子供教室に関する話し合いを行っている	3. 上記「1」「2」のいずれも実施している	4. その他	5. 放課後児童クラブ・放課後子供教室に関する話し合いの場は設置していない	無回答
全体		783 100.0	123 15.7	30 3.8	11 1.4	48 6.1	537 68.6	34 4.3
所管部局	同じ(福祉部局)	66 100.0	19 28.8	3 4.5	0 0.0	4 6.1	39 59.1	1 1.5
	同じ(教育委員会)	177 100.0	24 13.6	10 5.6	6 3.4	11 6.2	116 65.5	10 5.6
	同じ(その他)	30 100.0	9 30.0	1 3.3	0 0.0	2 6.7	17 56.7	1 3.3
	異なる	506 100.0	71 14.0	16 3.2	4 0.8	31 6.1	362 71.5	22 4.3

- ✓ 一体型を実施している自治体では、実施していない自治体よりも「放課後児童クラブ・放課後子供教室の運営に関する会議体を設置している」と回答する割合が高い。なかでも、一体化した運営を行う自治体では、「放課後児童クラブ・放課後子供教室の運営に関する会議体を設置している」と回答する割合が高い(28.3%)。

図表2-67 小学校区ごとの協議会等の設置有無別自治体数(一体型実施の方針別)(SA)

		問5②. 小学校区ごとの協議会等の設置状況(SA)						
		合計	1. 放課後児童クラブ・放課後子供教室の運営に関する会議体を設置している	2. 学校運営協議会の中で放課後児童クラブ・放課後子供教室に関する話し合いを行っている	3. 上記「1」「2」のいずれも実施している	4. その他	5. 放課後児童クラブ・放課後子供教室に関する話し合いの場は設置していない	無回答
全体		783 100.0	123 15.7	30 3.8	11 1.4	48 6.1	537 68.6	34 4.3
一体型実施を行っている	すべて一体化した運営	145 100.0	41 28.3	11 7.6	8 5.5	7 4.8	72 49.7	6 4.1
	上記以外	298 100.0	55 18.5	15 5.0	0 0.0	22 7.4	199 66.8	7 2.3
一体型実施を行っていない		311 100.0	20 6.4	4 1.3	2 0.6	15 4.8	251 80.7	19 6.1

⑥ 小学校区ごとの協議会の構成員、検討内容について(問5②)

- ✓ 協議会の構成員は、「放課後子供教室関係者」(80.2%)、「学校関係者」(75.9%)、「放課後児童クラブ関係者」(67.5%)、「行政関係者(教育委員会及び福祉部局)」(60.8%)等。

図表2-68 協議会の構成員別自治体数(MA)

No.	カテゴリー名	n	%
1	行政関係者（教育委員会及び福祉部局）	129	60.8
2	学校関係者	161	75.9
3	P T A 関係者	96	45.3
4	放課後児童クラブ関係者	143	67.5
5	放課後子供教室関係者	170	80.2
6	地域住民	76	35.8
7	その他	29	13.7
	無回答	18	8.5
	非該当	988	
	全体	212	100.0

注18.問5②に回答がなかったが、問5②-1、②-2のいずれも回答があった場合、問5②-1、②-2の回答を集計に含めている。

- ✓ 小学校区ごとの協議会等での検討内容については、「放課後児童クラブ・放課後子供教室の活動計画」が67.0%で最も多く、続いて「活動プログラムの企画・運営」が56.1%、「子どもや保護者の課題」が54.7%等。
- ✓ 「その他」としては、「安全管理」「地域の子どもが参加する行事等の検討」、「子どもの様子についての情報交換、子どもの指導のあり方、学校・クラブ・家庭との連携のあり方」等の回答があった。

図表2-69 協議会での検討内容別自治体数(MA)

No.	カテゴリー名	n	%
1	余裕教室等の年間使用計画	55	25.9
2	放課後児童クラブ・放課後子供教室の活動計画	142	67.0
3	活動プログラムの企画・運営	119	56.1
4	子どもや保護者の課題	116	54.7
5	その他	25	11.8
	無回答	18	8.5
	非該当	988	
	全体	212	100.0

注19.問5②に回答がなかったが、問5②-1、②-2のいずれも回答があった場合、問5②-1、②-2の回答を集計に含めている。

⑦ 放課後児童クラブの事業量確保に向けた取組について(問6①)

- ✓ 放課後児童クラブについて、「必要な事業量確保に向けた取組の途中」の割合が 40.0%、「既に必要な事業量を確保済み」の割合が 58.2%。

図表2-70 放課後児童クラブの事業量確保状況別自治体数(SA)

No.	カテゴリー名	n	%
1	必要な事業量確保に向けた取組の途中	313	40.0
2	既に必要な事業量を確保済み（事業量の確保が必要ない場合を含む）	456	58.2
	無回答	14	1.8
	非該当	417	
	全体	783	100.0

- ✓ これを都市区分別にみると、中核市では 83.0%が「必要な事業量確保に向けた取組の途中」と回答しており、他の都市区分と比較しても高い。

図表2-71 放課後児童クラブの事業量確保状況別自治体数(都市区分別)(SA)

		合計	問6①. 放課後児童クラブの実施における量の確保について（S A）			
			1. 必要な事業量確保に向けた取組の途中	2. 既に必要な事業量を確保済み（事業量の確保が必要ない場合を含む）	無回答	
全体		783	313	456	14	
		100.0	40.0	58.2		1.8
都市区分	1. 政令指定都市	19	13	6	0	
		100.0	68.4	31.6		0.0
	2. 東京特別区	19	12	7	0	
		100.0	63.2	36.8		0.0
	3. 中核市	47	39	7	1	
		100.0	83.0	14.9		2.1
	4. 一般市	405	196	200	9	
		100.0	48.4	49.4		2.2
	5. 町村	293	53	236	4	
		100.0	18.1	80.5		1.4

- ✓ 事業量確保に向けた取組の途中と回答した自治体に対し、今後の設置予定場所を尋ねたところ、「小学校内等が中心」が 67.4%、「小学校外が中心」が 11.5%、「場所は定めていない」が 20.8%であった。

図表2-72 放課後児童クラブの今後の設置予定場所別自治体数(SA)

No.	カテゴリー名	n	%
1	小学校内等が中心	211	67.4
2	小学校外が中心	36	11.5
3	場所は定めていない	65	20.8
	無回答	1	0.3
	非該当	887	
	全体	313	100.0

注20.問6①に回答がなかったが、問6①-1に回答があった場合、問6①-1の回答を集計に含めている。

- ✓ これを都市区分別にみると、町村では他の都市区分と比較して「小学校外が中心」や「場所は定めていない」と回答する割合が高い(それぞれ 20.8%、28.3%)。

図表2-73 放課後児童クラブの今後の設置予定場所別自治体数(都市区分別)(SA)

		合計	問6①-1. (取組の途中の場合) 今後の設置予定場所 (SA)			
			1. 小学校内等が中心	2. 小学校外が中心	3. 場所は定めていない	無回答
全体		313	211	36	65	1
		100.0	67.4	11.5	20.8	0.3
都市区分	1. 政令指定都市	13	12	0	1	0
		100.0	92.3	0.0	7.7	0.0
	2. 東京特別区	12	9	1	1	1
		100.0	75.0	8.3	8.3	8.3
	3. 中核市	39	31	2	6	0
		100.0	79.5	5.1	15.4	0.0
	4. 一般市	196	132	22	42	0
		100.0	67.3	11.2	21.4	0.0
	5. 町村	53	27	11	15	0
		100.0	50.9	20.8	28.3	0.0

- ✓ 一体型を実施している自治体では、実施していない自治体よりも「小学校内等が中心」と回答する割合が高い。

図表2-74 放課後児童クラブの今後の設置予定場所別自治体数(一体型実施状況別)(SA)

		合計	問6①-1. (取組の途中の場合) 今後の設置予定場所(SA)			
			1. 小学校内等が中心	2. 小学校外が中心	3. 場所は定めていない	無回答
全体		313	211	36	65	1
		100.0	67.4	11.5	20.8	0.3
一体型実施を行っている	すべて一体化した運営	65	43	8	13	1
	上記以外	138	105	12	21	0
		100.0	76.1	8.7	15.2	0.0
一体型実施を行っていない		101	55	15	31	0
		100.0	54.5	14.9	30.7	0.0

- ✓ 小学校内等での実施を検討する理由としては、「子どもが安全に過ごすことができるため」が97.6%で最も多く、続いて「学校との連絡調整を行いやすいため」が69.7%、「実施場所を確保しやすいため」が46.9%等。
- ✓ 「その他」としては、「学校改築に合わせた新規開設が可能なため」等の回答があった。

図表2-75 放課後児童クラブの小学校内等での実施を検討する理由別自治体数(MA)

No.	カテゴリー名	n	%
1	子どもが安全に過ごすことができるため	206	97.6
2	実施場所を確保しやすいため	99	46.9
3	学校との連絡調整を行いやすいため	147	69.7
4	保護者との連絡調整を行いやすいため	59	28.0
5	地域の理解が得られやすいため	60	28.4
6	利用者から小学校内等での事業実施を望む声が聞かれるため	84	39.8
7	両事業及び他事業との連携を行いやすいため	71	33.6
8	その他	12	5.7
	無回答	0	0.0
	非該当	989	
	全体	211	100.0

注21.問6①-1に回答がなかったが、問6①-1-1と問6①-1-2の両方に回答があった場合、問6①-1-1、問6①-1-2の回答を集計に含めている。

✓ これを都市区分別にみると、以下のような傾向がみられた。

- ・ 「実施場所を確保しやすいため」や「学校との調整を行いやすいため」は政令指定都市において他の都市区分よりも回答割合が高い(それぞれ 66.7%、100.0%)。
- ・ 「利用者から小学校内等での事業実施を望む声が聞かれるため」は東京特別区において他の都市区分よりも回答割合が高い(77.8%)。他方、町村ではこれを選択する割合が 14.8%と低い。
- ・ 「両事業及び他事業との連携を行いやすいため」は政令指定都市及び東京特別区において他の都市区分よりも回答割合が高い(それぞれ 66.7%、55.6%)。

図表2-76 放課後児童クラブを小学校内等での実施を検討する理由別自治体数(都市区分別)(MA)

		問6①-1-1. (小学校内等が中心の場合) 小学校内等での実施を検討する理由(MA)								
	合計	1. 子どもが安全に過ごすことができるため	2. 実施場所を確保しやすいため	3. 学校との連絡調整を行いやすいため	4. 保護者との連絡調整を行いやすいため	5. 地域の理解が得られやすいため	6. 利用者から小学校内等での事業実施を望む声が聞かれるため	7. 両事業及び他事業との連携を行いやすいため	8. その他	無回答
全体	211	206	99	147	59	60	84	71	12	0
	100.0	97.6	46.9	69.7	28.0	28.4	39.8	33.6	5.7	0.0
都市区分	1. 政令指定都市	12	8	12	5	4	7	8	0	0
		100.0	66.7	100.0	41.7	33.3	58.3	66.7	0.0	0.0
	2. 東京特別区	9	3	6	2	2	7	5	2	0
		100.0	33.3	66.7	22.2	22.2	77.8	55.6	22.2	0.0
	3. 中核市	31	14	25	12	11	15	12	1	0
		100.0	45.2	80.6	38.7	35.5	48.4	38.7	3.2	0.0
	4. 一般市	132	64	84	32	36	51	41	9	0
		100.0	48.5	63.6	24.2	27.3	38.6	31.1	6.8	0.0
	5. 町村	27	10	20	8	7	4	5	0	0
		100.0	37.0	74.1	29.6	25.9	14.8	18.5	0.0	0.0

✓ 一体型の実施有無別にみたところ、以下のような傾向がみられた。

- ・ 一体型を実施している自治体では、実施していない自治体と比較して「利用者から小学校内等での事業実施を望む声が聞かれるため」「両事業及び他事業との連携を行いやすいため」を選択する割合が高い。
- ・ 一体型を実施していない自治体では、実施している自治体と比較して「地域の理解が得られやすいため」を選択する割合が高い。

図表2-77 放課後児童クラブを小学校内等での実施を検討する理由別自治体数(一体型の実施有無別)(MA)

		問6①-1-1. (小学校内等が中心の場合) 小学校内等での実施を検討する理由(MA)								
	合計	1. 子どもが安全に過ごすことができるため	2. 実施場所を確保しやすいため	3. 学校との連絡調整を行いやすいため	4. 保護者との連絡調整を行いやすいため	5. 地域の理解が得られやすいため	6. 利用者から小学校内等での事業実施を望む声が聞かれるため	7. 両事業及び他事業との連携を行いやすいため	8. その他	無回答
全体	211	206	99	147	59	60	84	71	12	0
	100.0	97.6	46.9	69.7	28.0	28.4	39.8	33.6	5.7	0.0
一体型実施を行っている	すべて一体化した運営	43	21	31	14	9	19	22	1	0
		100.0	48.8	72.1	32.6	20.9	44.2	51.2	2.3	0.0
上記以外	105	103	46	72	22	22	43	36	6	0
		100.0	98.1	43.8	68.6	21.0	41.0	34.3	5.7	0.0
一体型実施を行っていない	55	52	29	39	20	26	18	8	4	2
		100.0	94.5	52.7	70.9	36.4	47.3	32.7	14.5	3.6

- ✓ 小学校内等での実施を推進するために実施している事項は、「余裕教室の徹底活用等に向けた検討」が70.6%で最も多く、続いて「学校敷地内へのプレハブ等の設置検討」が42.2%、「放課後等における学校施設の一時的な利用(タイムシェア等)の促進」が34.1%、「小学校内に隣接する施設等の利用に向けた検討」が27.5%。
- ✓ 「その他」としては、「学校新設／改築に伴う敷地内への放課後児童クラブ新設」等の回答があった。

図表2-78 放課後児童クラブの小学校内等での実施推進のために実施している事項別自治体数(MA)

No.	カテゴリー名	n	%
1	余裕教室の徹底活用等に向けた検討	149	70.6
2	放課後等における学校施設の一時的な利用(タイムシェア等)の促進	72	34.1
3	学校敷地内へのプレハブ等の設置検討	89	42.2
4	小学校に隣接する施設等の利用に向けた検討	58	27.5
5	学校施設の活用に応じた責任体制明確化	49	23.2
6	その他	7	3.3
7	特に実施していることはない	11	5.2
	無回答	19	9.0
	非該当	989	
	全体	211	100.0

注22.問6①-1に回答がなかったが、問6①-1-1と問6①-1-2の両方に回答があった場合、問6①-1-1、問6①-1-2の回答を集計に含めている。

- ✓ これを都市区分別にみると、以下のような傾向がみられた。
 - ・ 「余裕教室の徹底活用等に向けた検討」は、政令指定都市及び中核市において他の都市区分よりも回答割合が高い(それぞれ100.0%、87.1%)。東京特別区や町村では、これを選択する割合が相対的に低い(ともに55.6%)
 - ・ 「放課後等における学校施設の一時的な利用(タイムシェア等)の促進」も、政令指定都市及び中核市において他の都市区分よりも回答割合が高い(それぞれ83.3%、61.3%)。一般市や町村では、これを選択する割合が27.3%、11.1%と低い。

図表2-79 放課後児童クラブの小学校内等での実施推進のために実施している事項別自治体数(都市区分別)(MA)

		合計	問6①-1-2. (小学校内等が中心の場合) 小学校内等での実施を推進するために実施している事項(MA)							
			1. 余裕教室の徹底活用等に向けた検討	2. 放課後等における学校施設の一時的な利用(タイムシェア等)の促進	3. 学校敷地内へのプレハブ等の設置検討	4. 小学校に隣接する施設等の利用に向けた検討	5. 学校施設の活用に応じた責任体制明確化	6. その他	7. 特に実施していることはない	無回答
全体		211	149	72	89	58	49	7	11	19
		100.0	70.6	34.1	42.2	27.5	23.2	3.3	5.2	9.0
都市区分	1. 政令指定都市	12	12	10	10	5	5	0	0	0
		100.0	100.0	83.3	83.3	41.7	41.7	0.0	0.0	0.0
	2. 東京特別区	9	5	4	3	3	3	1	1	2
		100.0	55.6	44.4	33.3	33.3	33.3	11.1	11.1	22.2
	3. 中核市	31	27	19	19	10	9	0	0	1
		100.0	87.1	61.3	61.3	32.3	29.0	0.0	0.0	3.2
都市区分	4. 一般市	132	90	36	51	33	30	6	7	10
		100.0	68.2	27.3	38.6	25.0	22.7	4.5	5.3	7.6
都市区分	5. 町村	27	15	3	6	7	2	0	3	6
		100.0	55.6	11.1	22.2	25.9	7.4	0.0	11.1	22.2

- ✓ 一体型の実施有無別にみたところ、以下のような傾向がみられた。
 - ・ 一体型を実施している自治体では、実施していない自治体と比較して「放課後等における学校施設の一時的な利用(タイムシェア等)の促進」を実施する割合が高い。
 - ・ 一体型を実施していない自治体では、実施している自治体と比較して「小学校に隣接する施設等の利用に向けた検討」を実施する割合が高い。

図表2-80 放課後児童クラブの小学校内等での実施推進のために実施している事項別自治体数(一体型の実施有無別)(MA)

		問6①-1-2. (小学校内等が中心の場合) 小学校内等での実施を推進するために実施している事項(MA)							
合計		1. 余裕教室の徹底活用等に向けた検討	2. 放課後等における学校施設の一時利用(タイムシェア等)の促進	3. 学校敷地内へのプレハブ等の設置検討	4. 小学校に隣接する施設等の利用に向けた検討	5. 学校施設の活用にあつての責任体制明確化	6. その他	7. 特に実施していることはない	無回答
全体		211 100.0	149 70.6	72 34.1	89 42.2	58 27.5	49 23.2	7 3.3	11 5.2
一体型実施を行っている	すべて一体化した運営	43 100.0	34 79.1	21 48.8	17 39.5	12 27.9	9 20.9	2 4.7	1 2.3
	上記以外	105 100.0	74 70.5	34 32.4	44 41.9	24 22.9	24 22.9	4 3.8	7 6.7
一体型実施を行っていない		55 100.0	35 63.6	14 25.5	25 45.5	19 34.5	15 27.3	1 1.8	2 3.6

- ✓ 小学校内等での実施を検討しないと回答した自治体に対し、その理由を尋ねたところ、「余裕教室確保や学校施設の一時利用が難しいため」が76.2%で最も多く、続いて「小学校外に利用しやすい施設等があるため」「その他」19.8%、「学校施設の利用に関し、学校や関係者の不安の声が聞かれるため」13.9%等であった。
- ✓ 「その他」としては、「立地場所として良いなら、学校内外にこだわらない」「民設民営児童クラブの誘致を積極的に行っているため」「学校内での実施を優先して検討したが、利用が困難であったため」等の回答があった。

図表2-81 放課後児童クラブの小学校内等での実施を検討しない理由別自治体数(MA)

No.	カテゴリー名	n	%
1	余裕教室確保や学校施設の一時利用が難しいため	77	76.2
2	学校施設の利用に関し、学校や関係者の不安の声が聞かれるため	14	13.9
3	利用者から学校外での事業実施を望む声が聞かれるため	0	0.0
4	小学校外に利用しやすい施設等があるため	20	19.8
5	その他	20	19.8
	無回答	2	2.0
	非該当	1,099	
	全体	101	100.0

注23.問6①-1に回答がなかったが、問6①-1-3に回答があった場合、問6①-1-3の回答を集計に含めている。

⑧ 放課後子供教室の事業量確保に向けた取組について(問6②)

- ✓ 放課後子供教室について、「必要な事業量確保に向けた取組の途中」の割合が 38.6%、「既に必要な事業量を確保済み」の割合が 59.1%。

図表2-82 放課後子供教室の事業量確保状況別自治体数(SA)

No.	カテゴリー名	n	%
1	必要な事業量確保に向けた取組の途中	302	38.6
2	既に必要な事業量を確保済み	463	59.1
	無回答	18	2.3
	非該当	417	
	全体	783	100.0

- ✓ これを都市区分別にみると、政令指定都市及び中核市では、他の都市区分よりも「必要な事業量確保に向けた取組の途中」と回答する割合が高い(それぞれ 63.2%、63.8%)。

図表2-83 放課後子供教室の事業量確保状況別自治体数(都市区分別)(SA)

		合計	問6②. 放課後子供教室の実施における量の確保について（S A）		
			1. 必要な事業量確保に向けた取組の途中	2. 既に必要な事業量を確保済み	無回答
全体		783 100.0	302 38.6	463 59.1	18 2.3
都市区分	1. 政令指定都市	19 100.0	12 63.2	7 36.8	0 0.0
	2. 東京特別区	19 100.0	8 42.1	11 57.9	0 0.0
	3. 中核市	47 100.0	30 63.8	16 34.0	1 2.1
	4. 一般市	405 100.0	190 46.9	203 50.1	12 3.0
	5. 町村	293 100.0	62 21.2	226 77.1	5 1.7

- ✓ 事業量確保に向けた取組の途中と回答した自治体に対し、今後の実施予定場所を尋ねたところ、「小学校内等が中心」が 66.2%、「小学校外が中心」が 9.3%、「場所は定めていない」が 24.5%であった。

図表2-84 放課後子供教室の今後の実施予定場所別自治体数(SA)

No.	カテゴリー名	n	%
1	小学校内等が中心	200	66.2
2	小学校外が中心	28	9.3
3	場所は定めていない	74	24.5
	無回答	0	0.0
	非該当	898	
	全体	302	100.0

注24.問6②に回答がなかったが、問6②-1に回答があった場合、問6②-1の回答を集計に含めている。

- ✓ これを都市区分別にみると、町村では他の都市区分と比較して「小学校外が中心」や「場所は定めていない」と回答する割合が高い(それぞれ 22.6%、30.6%)。

図表2-85 放課後子供教室の今後の設置予定場所別自治体数(都市区分別)(SA)

		合計	問6②-1. (取組の途中の場合) 今後の実施予定場所 (SA)			
			1. 小学校内等が中心	2. 小学校外が中心	3. 場所は定めていない	無回答
全体		302	200	28	74	0
		100.0	66.2	9.3	24.5	0.0
都市区分	1. 政令指定都市	12	11	0	1	0
		100.0	91.7	0.0	8.3	0.0
	2. 東京特別区	8	8	0	0	0
		100.0	100.0	0.0	0.0	0.0
	3. 中核市	30	21	0	9	0
		100.0	70.0	0.0	30.0	0.0
	4. 一般市	190	131	14	45	0
		100.0	68.9	7.4	23.7	0.0
	5. 町村	62	29	14	19	0
		100.0	46.8	22.6	30.6	0.0

- ✓ 小学校内等での実施を検討する理由としては、「子どもが安全に過ごすことができるため」が 94.0%で最も多く、続いて「学校との連絡調整を行いやすいため」が 84.0%、「実施場所を確保しやすいため」が 72.5%。
- ✓ 「その他」としては、「学校改築に合わせた新規開設が可能なため」等の回答があった。

図表2-86 放課後子供教室の小学校内等での実施を検討する理由別自治体数(MA)

No.	カテゴリー名	n	%
1	子どもが安全に過ごすことができるため	188	94.0
2	実施場所を確保しやすいため	145	72.5
3	学校との連絡調整を行いやすいため	168	84.0
4	保護者との連絡調整を行いやすいため	81	40.5
5	地域の理解が得られやすいため	73	36.5
6	参加者から小学校内等での事業実施を望む声が聞かれるため	35	17.5
7	両事業及び他事業との連携を行いやすいため	88	44.0
8	その他	7	3.5
	無回答	0	0.0
	非該当	1,000	
	全体	200	100.0

注25.問6②-1に回答がなかったが、問6②-1-1と問6②-1-2の両方に回答があった場合、問6②-1-1、問6②-1-2の回答を集計に含めている。

- ✓ これを都市区分別にみると、以下のような傾向がみられた。
- ・ 「実施場所を確保しやすいため」は、東京特別区において他の都市区分よりも回答割合が低い(50.0%)。
 - ・ 「参加者から小学校内等での事業実施を望む声が聞かれるため」は、一般市及び町村において他の都市区分よりも回答割合が低い(それぞれ 12.2%、20.7%)。

図表2-87 放課後子供教室の小学校内等での実施を検討する理由別自治体数(都市区分別)(MA)

		問6②-1-1. (小学校内等が中心の場合) 小学校内等での実施を検討する理由(MA)								
		合計	1. 子どもが安全に過ごすことができるため	2. 実施場所を確保しやすいため	3. 学校との連絡調整を行いやすいため	4. 保護者との連絡調整を行いやすいため	5. 地域の理解が得られやすいため	6. 参加者から小学校内等での事業実施を望む声が聞かれるため	7. 両事業及び他事業との連携を行いやすいため	8. その他
全体		200	188	145	168	81	73	35	88	7
		100.0	94.0	72.5	84.0	40.5	36.5	17.5	44.0	3.5
都市区分	1. 政令指定都市	11	10	9	9	6	6	4	6	2
		100.0	90.9	81.8	81.8	54.5	54.5	36.4	54.5	18.2
	2. 東京特別区	8	7	4	6	4	4	3	4	1
		100.0	87.5	50.0	75.0	50.0	50.0	37.5	50.0	12.5
	3. 中核市	21	21	15	16	5	7	6	12	1
		100.0	100.0	71.4	76.2	23.8	33.3	28.6	57.1	4.8
	4. 一般市	131	123	99	114	54	46	16	56	1
		100.0	93.9	75.6	87.0	41.2	35.1	12.2	42.7	0.8
	5. 町村	29	27	18	23	12	10	6	10	2
		100.0	93.1	62.1	79.3	41.4	34.5	20.7	34.5	6.9

- ✓ 小学校内等での実施を推進するために実施している事項は、「余裕教室の徹底活用等に向けた検討」が43.5%で最も多く、続いて「放課後等における学校施設の一時的な利用(タイムシェア等)の促進」が43.0%。「特に実施していることはない」も21.0%。

図表2-88 放課後子供教室の小学校内等での実施推進のために実施している事項別自治体数(MA)

No.	カテゴリー名	n	%
1	余裕教室の徹底活用等に向けた検討	87	43.5
2	放課後等における学校施設の一時的な利用(タイムシェア等)の促進	86	43.0
3	学校敷地内へのプレハブ等の設置検討	9	4.5
4	小学校に隣接する施設等の利用に向けた検討	21	10.5
5	学校施設の活用にあたっての責任体制明確化	39	19.5
6	その他	8	4.0
7	特に実施していることはない	42	21.0
	無回答	21	10.5
	非該当	1,000	
	全体	200	100.0

注26.問6②-1に回答がなかったが、問6②-1-1と問6②-1-2の両方に回答があった場合、問6②-1-1、問6②-1-2の回答を集計に含めている。

- ✓ これを都市区分別にみると、以下のような傾向がみられた。
- ・ 「余裕教室の徹底活用等に向けた検討」は、東京特別区及び政令指定都市において他の都市区分よりも回答割合が高い(それぞれ 75.0%、54.5%)。
 - ・ 「放課後等における学校施設の一時的な利用(タイムシェア等)の促進」も、東京特別区及び政令指定都市において他の都市区分よりも回答割合が高い(それぞれ 75.0%、54.5%)。

図表2-89 放課後子供教室の小学校内等での実施推進のために実施している事項別自治体数(都市区分別)(MA)

		問6②-1-2. (小学校内等が中心の場合) 小学校内等での実施を推進するために実施している事項(MA)								
		合計	1. 余裕教室の徹底活用等に向けた検討	2. 放課後等における学校施設の一時的な利用(タイムシェア等)の促進	3. 学校敷地内へのプレハブ等の設置検討	4. 小学校に隣接する施設等の利用に向けた検討	5. 学校施設の活用に応じた責任体制明確化	6. その他	7. 特に実施していることはない	無回答
全体		200	87	86	9	21	39	8	42	2
		100.0	43.5	43.0	4.5	10.5	19.5	4.0	21.0	10.5
都市区分	1. 政令指定都市	11	6	6	2	0	4	0	3	1
		100.0	54.5	54.5	18.2	0.0	36.4	0.0	27.3	9.1
	2. 東京特別区	8	6	6	2	2	2	1	0	0
		100.0	75.0	75.0	25.0	25.0	25.0	12.5	0.0	0.0
	3. 中核市	21	7	10	0	0	6	1	7	1
		100.0	33.3	47.6	0.0	0.0	28.6	4.8	33.3	4.8
	4. 一般市	131	55	51	2	16	20	6	27	14
		100.0	42.0	38.9	1.5	12.2	15.3	4.6	20.6	10.7
	5. 町村	29	13	13	3	3	7	0	5	5
		100.0	44.8	44.8	10.3	10.3	24.1	0.0	17.2	17.2

- ✓ 小学校内等での実施を検討しないと回答した自治体に対し、その理由を尋ねたところ、「余裕教室確保や学校施設の一時的な利用が難しいため」が 51.0%で最も多く、続いて「小学校外に利用しやすい施設等があるため」が 47.1%であった。
- ✓ 「その他」としては、「地域の実情に応じて検討する」「(学校内での実施は)管理・運営のための人員確保が厳しい」等の回答があった。

図表2-90 放課後子供教室の小学校内等での実施を検討しない理由別自治体数(MA)

No.	カテゴリー名	n	%
1	余裕教室確保や学校施設の一時的な利用が難しいため	52	51.0
2	学校施設の利用に関し、学校や関係者の不安の声が聞かれるため	17	16.7
3	利用者から学校外での事業実施を望む声が聞かれるため	4	3.9
4	小学校外に利用しやすい施設等があるため	48	47.1
5	その他	24	23.5
	無回答	5	4.9
	非該当	1,098	
	全体	102	100.0

注27.問6②-1に回答がなかったが、問6②-1-3に回答があった場合、問6②-1-3の回答を集計に含めている。

4) 放課後児童クラブ・放課後子供教室の連携について

① 放課後児童クラブ・放課後子供教室の連携推進状況(問7①)

- ✓ 両事業の連携推進状況については、「連携推進に向けて自治体として取り組んでいる事項がある」が32.8%、「連携は推進しているが、特に取り組んでいる事項はない」が44.7%、「連携については運営事業者に任せている/連携を推進していない」が21.8%。

図表2-91 連携推進状況別自治体数(SA)

No.	カテゴリー名	n	%
1	連携推進に向けて自治体として取り組んでいる事項がある	257	32.8
2	連携は推進しているが、特に取り組んでいる事項はない	350	44.7
3	連携については運営事業者に任せている/連携を推進していない	171	21.8
	無回答	5	0.6
	非該当	417	
	全体	783	100.0

- ✓ これを都市区分別にみると、政令指定都市及び東京特別区では、他の都市区分と比較して「連携推進に向けて自治体として取り組んでいる事項がある」と回答する割合が高い(ともに68.4%)。一般市及び町村では、「連携は推進しているが、特に取り組んでいる事項はない」が他の都市区分よりも高く、それぞれ48.6%、43.7%。

図表2-92 連携推進状況別自治体数(都市区分別)(SA)

		問7①. 両事業の連携推進状況(SA)				
		合計	1. 連携推進 に向けて自 治体として 取り組んで いる事項が ある	2. 連携は推 進している が、特に取 組んでいる 事項はな い	3. 連携につ いては運営 事業者に任 せている/連 携を推進し ていない	無回答
全体		783	257	350	171	5
		100.0	32.8	44.7	21.8	0.6
都市区分	1. 政令指定都市	19	13	5	1	0
		100.0	68.4	26.3	5.3	0.0
	2. 東京特別区	19	13	5	1	0
		100.0	68.4	26.3	5.3	0.0
	3. 中核市	47	26	15	6	0
		100.0	55.3	31.9	12.8	0.0
	4. 一般市	405	130	197	74	4
		100.0	32.1	48.6	18.3	1.0
	5. 町村	293	75	128	89	1
		100.0	25.6	43.7	30.4	0.3

- ✓ 所管部局別にみると、所管部局が「同じ(その他)」の場合には、他の場合と比較して「連携推進に向けて自治体として取り組んでいる事項がある」と回答する割合が高い(70.0%)。

図表2-93 連携推進状況別自治体数(所管部局別)(SA)

		合計	問7①. 両事業の連携推進状況(SA)			
			1. 連携推進に向けて自治体として取り組んでいる事項がある	2. 連携は推進しているが、特に取り組んでいる事項はない	3. 連携については運営事業者に任せている/連携を推進していない	無回答
全体		783	257	350	171	5
		100.0	32.8	44.7	21.8	0.6
所管部局	同じ(福祉部局)	66	31	23	12	0
		100.0	47.0	34.8	18.2	0.0
	同じ(教育委員会)	177	70	72	32	3
		100.0	39.5	40.7	18.1	1.7
	同じ(その他)	30	21	5	4	0
		100.0	70.0	16.7	13.3	0.0
異なる		506	133	248	123	2
		100.0	26.3	49.0	24.3	0.4

- ✓ 一体型を実施している自治体では、実施していない自治体よりも「連携推進に向けて自治体として取り組んでいる事項がある」と回答する割合が高い。なかでも、一体化した運営を行う自治体において、「連携推進に向けて自治体として取り組んでいる事項がある」と回答する割合が高い(60.7%)。なお、一体型を実施していない自治体では、36.7%が「運営については運営事業者に任せている/連携を推進していない」と回答している。

図表2-94 連携推進状況別自治体数(一体型実施有無別)(SA)

		合計	問7①. 両事業の連携推進状況(SA)			
			1. 連携推進に向けて自治体として取り組んでいる事項がある	2. 連携は推進しているが、特に取り組んでいる事項はない	3. 連携については運営事業者に任せている/連携を推進していない	無回答
全体		783	257	350	171	5
		100.0	32.8	44.7	21.8	0.6
一体型実施を行っている	すべて一体化した運営	145	88	49	7	1
		100.0	60.7	33.8	4.8	0.7
	上記以外	298	110	141	47	0
		100.0	36.9	47.3	15.8	0.0
一体型実施を行っていない		311	43	150	114	4
		100.0	13.8	48.2	36.7	1.3

- ✓ 都道府県票と紐づけを行い、都道府県での取組状況によって市区町村の取組方針・取組状況に違いがあるかをみた。都道府県において、「放課後児童クラブ及び放課後子供教室の実施に係る教育委員会と福祉部局の具体的な連携に関する方策」に取り組んでいる場合には、管内市区町村でも「連携に推進に向け自治体として取り組んでいる事項がある」と回答する割合が相対的に高い(34.2%)。

図表2-95 連携推進状況別自治体数(都道府県における両事業所管部局の連携推進に関する取組状況別)(SA)

		合計	問7①. 両事業の連携推進状況(SA)			
			1. 連携推進に向けて自治体として取り組んでいる事項がある	2. 連携は推進しているが、特に取り組んでいる事項はない	3. 連携については運営事業者任せにしている/連携を推進していない	無回答
全体		783	257	350	171	5
		100.0	32.8	44.7	21.8	0.6
都道府県票 連携に関する取組状況	1. 取り組んでいる	690	236	307	143	4
		100.0	34.2	44.5	20.7	0.6
	2. 今後取り組む予定	27	5	12	10	0
		100.0	18.5	44.4	37.0	0.0
	3. 取り組んでいない	36	9	19	8	0
		100.0	25.0	52.8	22.2	0.0
	4. その他	30	7	12	10	1
		100.0	23.3	40.0	33.3	3.3

- ✓ 都道府県において、「両事業の職員・スタッフの合同研修」を実施している場合には、管内市区町村でも「連携に推進に向け自治体として取り組んでいる事項がある」と回答する割合が高い(34.9%)。

図表2-96 連携推進状況別自治体数(都道府県における両事業の合同研修実施有無別)(SA)

		合計	問7①. 両事業の連携推進状況(SA)			
			1. 連携推進に向けて自治体として取り組んでいる事項がある	2. 連携は推進しているが、特に取り組んでいる事項はない	3. 連携については運営事業者任せにしている/連携を推進していない	無回答
全体		783	257	350	171	5
		100.0	32.8	44.7	21.8	0.6
都道府県票 両事業の職員・ スタッフの合同 研修	実施している	582	203	260	115	4
		100.0	34.9	44.7	19.8	0.7
	実施していない	201	54	90	56	1
		100.0	26.9	44.8	27.9	0.5

注28.都道府県票の間3①-2-1で「1. 両事業の職員・スタッフの合同研修」を選択した自治体と選択していない自治体に分けて集計を行った。

- ✓ 連携を推進していると回答した自治体に対し、一体型実施の推進状況を尋ねたところ、「連携推進・強

化に向けて自治体として取り組んでいる事項がある」が 36.9%、「一体型実施は推進しているが、特に取り組んでいる事項はない」が 47.3%、「一体型を推進していない」が 15.8%。

図表2-97 一体型実施の推進状況別自治体数 (SA)

No.	カテゴリー名	n	%
1	連携推進・強化に向けて自治体として取り組んでいる事項がある	224	36.9
2	一体型実施は推進しているが、特に取り組んでいる事項はない	287	47.3
3	一体型を推進していない	96	15.8
	無回答	0	0.0
	非該当	593	
	全体	607	100.0

注29.問 7①で回答が無かったが、問 7①-1 に回答があった場合、問 7①-1 の回答を集計に含めている。

- ✓ これを都市区分別にみると、一般市及び町村では、他の都市区分と比較して「自治体として取り組んでいる事項がある」と回答する割合が低く(それぞれ 35.2%、28.1%)、「一体型実施は推進しているが、特に取り組んでいる事項はない」と回答する割合が高い(それぞれ 51.1%、47.8%)。町村では、「一体型を推進していない」も 24.1%を占める。

図表2-98 一体型実施の推進状況別自治体数(都市区分別)(SA)

		合計	問7①-1. (連携を推進している場合) 一体型実施の推進状況(SA)			
			1. 自治体として取り組んでいる事項がある	2. 一体型実施は推進しているが、特に取り組んでいる事項はない	3. 一体型を推進していない	無回答
全体		607	224	287	96	0
		100.0	36.9	47.3	15.8	0.0
都市区分	1. 政令指定都市	18	14	4	0	0
		100.0	77.8	22.2	0.0	0.0
	2. 東京特別区	18	14	2	2	0
		100.0	77.8	11.1	11.1	0.0
	3. 中核市	41	24	17	0	0
		100.0	58.5	41.5	0.0	0.0
	4. 一般市	327	115	167	45	0
		100.0	35.2	51.1	13.8	0.0
	5. 町村	203	57	97	49	0
		100.0	28.1	47.8	24.1	0.0

- ✓ 所管部局別にみると、「同じ(その他)」の場合には「自治体として取り組んでいる事項がある」と回答する割合が相対的に高い(69.2%)。また、「異なる」の場合には「一体型実施は推進しているが、特に取り組んでいる事項はない」が 52.2%を占める。

図表2-99 一体型実施の推進状況別自治体数(所管部局別)(SA)

		合計	問7①-1. (連携を推進している場合) 一体型実施の推進状況(SA)			
			1. 自治体として取り組んでいる事項がある	2. 一体型実施は推進しているが、特に取り組んでいる事項はない	3. 一体型を推進していない	無回答
全体		607	224	287	96	0
		100.0	36.9	47.3	15.8	0.0
所管部局	同じ(福祉部局)	54	30	16	8	0
		100.0	55.6	29.6	14.8	0.0
	同じ(教育委員会)	142	64	62	16	0
		100.0	45.1	43.7	11.3	0.0
	同じ(その他)	26	18	7	1	0
		100.0	69.2	26.9	3.8	0.0
異なる		381	112	199	70	0
		100.0	29.4	52.2	18.4	0.0

- ✓ 一体型を実施している自治体では、実施していない自治体よりも「(一体型実施の推進に向けて)自治体として取り組んでいる事項がある」と回答する割合が高い。なかでも、一体化した運営を行う自治体では、「(一体型実施の推進に向けて)自治体として取り組んでいる事項がある」と回答する割合が高い(60.6%)。なお、一体型を実施していない自治体のうち、34.7%が「一体型を推進していない」と回答した。

図表2-100 一体型実施の推進状況別自治体数(一体型実施状況別)(SA)

		合計	問7①-1. (連携を推進している場合) 一体型実施の推進状況(SA)			
			1. 自治体として取り組んでいる事項がある	2. 一体型実施は推進しているが、特に取り組んでいる事項はない	3. 一体型を推進していない	無回答
全体		607	224	287	96	0
		100.0	36.9	47.3	15.8	0.0
一体型実施を行っている	すべて一体化した運営	137	83	52	2	0
		100.0	60.6	38.0	1.5	0.0
	上記以外	251	101	125	25	0
		100.0	40.2	49.8	10.0	0.0
一体型実施を行っていない		193	27	99	67	0
		100.0	14.0	51.3	34.7	0.0

- ✓ 都道府県票と紐づけを行い、都道府県での取組状況によって市区町村の取組方針・取組状況に違いがあるかをみた。都道府県において、「放課後児童クラブ及び放課後子供教室の実施に係る教育委員会と福祉部局の具体的な連携に関する方策」に取り組んでいる場合には、管内市区町村でも「一体型実施の推進に向け自治体として取り組んでいる事項がある」と回答する割合が相対的に高い(38.5%)。

図表2-101 一体型実施の推進状況別自治体数(都道府県における両事業所管部局の連携推進に関する取組状況別)(SA)

		合計	問7①-1. (連携を推進している場合) 一体型実施の推進状況(SA)			
			1. 自治体として取り組んでいる事項がある	2. 一体型実施は推進しているが、特に取り組んでいる事項はない	3. 一体型を推進していない	無回答
全体		607	224	287	96	0
		100.0	36.9	47.3	15.8	0.0
都道府県票 連携に関する取 組状況	1. 取り組んでいる	543	209	246	88	0
		100.0	38.5	45.3	16.2	0.0
	2. 今後取り組む予定	17	5	12	0	0
		100.0	29.4	70.6	0.0	0.0
	3. 取り組んでいない	28	7	16	5	0
		100.0	25.0	57.1	17.9	0.0
	4. その他	19	3	13	3	0
		100.0	15.8	68.4	15.8	0.0

- ✓ 都道府県において、「両事業の職員・スタッフの合同研修」を実施している場合には、管内市区町村でも「一体型実施の推進に向け自治体として取り組んでいる事項がある」と回答する割合が高い(38.2%)。

図表2-102 一体型実施の推進状況別自治体数(都道府県における両事業の合同研修実施有無別)(SA)

		合計	問7①-1. (連携を推進している場合) 一体型実施の推進状況(SA)			
			1. 自治体として取り組んでいる事項がある	2. 一体型実施は推進しているが、特に取り組んでいる事項はない	3. 一体型を推進していない	無回答
全体		607	224	287	96	0
		100.0	36.9	47.3	15.8	0.0
都道府県票 両事業の職員・ スタッフの合同 研修	実施している	463	177	212	74	0
		100.0	38.2	45.8	16.0	0.0
	実施していない	144	47	75	22	0
		100.0	32.6	52.1	15.3	0.0

注30. 都道府県票の問3①-2-1 で「1. 両事業の職員・スタッフの合同研修」を選択した自治体と選択していない自治体に分けて集計を行った。

② 一体的な又は連携した実施の推進に向けて実施していることについて(問7②)

- ✓ 一体的な又は連携した実施を推進する自治体に対し、それら推進に向け実施している取組について尋ねたところ、「利用者への事業内容周知」が41.9%で最も多く、続いて「都道府県が実施する従事者・参画者向け研修への参加」が35.9%、「市町村独自の従事者・参画者の研修の実施」が29.3%、「試行的な行事の実施」が26.3%であった。

図表2-103 一体的な又は連携した実施の推進に向けた取組別自治体数(MA)

No.	カテゴリー名	n	%
1	都道府県が実施する従事者・参画者向け研修への参加	97	35.9
2	都道府県が設置する推進委員会への参加・検討状況確認	11	4.1
3	連携推進役等の配置	32	11.9
4	総合教育会議における協議	16	5.9
5	安全・衛生管理マニュアルの作成・すり合わせ	55	20.4
6	市町村独自の従事者・参画者の研修の実施	79	29.3
7	利用者への事業内容周知	113	41.9
8	試行的な行事の実施	71	26.3
9	一体型実施・連携の状況に関する評価（利用者評価、自己評価、第三者評価等）の実施	41	15.2
10	その他	35	13.0
	無回答	8	3.0
	非該当	930	
	全体	270	100.0

- ✓ これを都市区分別にみると、以下のような傾向がみられた。

- ・ 「連携推進役等の配置」は、東京特別区では28.6%が実施しているが、その他の自治体での実施割合は2割以下。
- ・ 「安全・衛生管理マニュアルの作成・すり合わせ」は、政令指定都市及び東京特別区では42.9%が実施しているが、その他の地域では3割に満たない。
- ・ 「市町村独自の従事者・参画者の研修の実施」は、政令指定都市・東京特別区・中核市では半数以上が実施しているが、一般市、町村では3割に満たない。
- ・ 「試行的な行事の実施」は、一般市で29.0%、町村で27.3%と、他の都市区分と比較して若干高い割合となっている。

図表2-104 一体的な又は連携した実施の推進に向けた取組別自治体数(都市区分別)(MA)

		合計	問7②. (取り組んでいる事項がある場合) 一体的な又は連携した実施の推進に向けて実施していること (MA)										
			1. 都道府県が実施する従事者・参画者向け研修への参加	2. 都道府県が設置する推進委員会への参加・検討状況確認	3. 連携推進役等の配置	4. 総合教育会議における協議	5. 安全・衛生管理マニュアルの作成・すり合わせ	6. 市町村独自の従事者・参画者の研修の実施	7. 利用者への事業内容周知	8. 試行的な行事の実施	9. 一体型実施・連携の状況に関する評価(利用者評価、自己評価、第三者評価等)の実施	10. その他	無回答
全体		270	97	11	32	16	55	79	113	71	41	35	8
		100.0	35.9	4.1	11.9	5.9	20.4	29.3	41.9	26.3	15.2	13.0	3.0
都市区分	1. 政令指定都市	14	5	0	2	1	6	11	6	1	5	2	0
		100.0	35.7	0.0	14.3	7.1	42.9	78.6	42.9	7.1	35.7	14.3	0.0
	2. 東京特別区	14	6	2	4	2	6	7	9	3	7	1	0
		100.0	42.9	14.3	28.6	14.3	42.9	50.0	64.3	21.4	50.0	7.1	0.0
	3. 中核市	27	11	2	5	3	7	16	15	6	1	5	0
		100.0	40.7	7.4	18.5	11.1	25.9	59.3	55.6	22.2	3.7	18.5	0.0
	4. 一般市	138	55	5	13	5	24	35	58	40	21	16	2
		100.0	39.9	3.6	9.4	3.6	17.4	25.4	42.0	29.0	15.2	11.6	1.4
	5. 町村	77	20	2	8	5	12	10	25	21	7	11	6
		100.0	26.0	2.6	10.4	6.5	15.6	13.0	32.5	27.3	9.1	14.3	7.8

- ✓ これを所管部局別にみると、以下のような傾向がみられた。
- ・「都道府県が実施する従事者・参画者向け研修への参加」は、所管部局が「同じ」場合は約半数が実施する一方で、「異なる」場合は22.5%と低い割合。
 - ・「安全・衛生管理マニュアルの作成・すり合わせ」や「市町村独自の従事者・参画者の研修の実施」も上記と同様の傾向。

図表2-105 一体的な又は連携した実施の推進に向けた取組別自治体数(所管部局別)(MA)

		問7②: (取り組んでいる事項がある場合) 一体的な又は連携した実施の推進に向けて実施していること (MA)											
合計		1. 都道府県が実施する従事者・参画者向け研修への参加	2. 都道府県が設置する推進委員会への参加・検討状況確認	3. 連携推進役等の配置	4. 総合教育会議における協議	5. 安全・衛生管理マニュアルの作成・すり合わせ	6. 市町村独自の従事者・参画者の研修の実施	7. 利用者への事業内容周知	8. 試行的な行事の実施	9. 一体型実施・連携の状況に関する評価(利用者評価、自己評価、第三者評価等)の実施	10. その他	無回答	
全体		270 100.0	97 35.9	11 4.1	32 11.9	16 5.9	55 20.4	79 29.3	113 41.9	71 26.3	41 15.2	35 13.0	8 3.0
所管部局	同じ(福祉部局)	32 100.0	18 56.3	0 0.0	6 18.8	0 0.0	9 28.1	16 50.0	16 50.0	9 28.1	5 15.6	4 12.5	1 3.1
	同じ(教育委員会)	73 100.0	35 47.9	7 9.6	15 20.5	8 11.0	23 31.5	26 35.6	26 35.6	22 30.1	13 17.8	10 13.7	4 5.5
	同じ(その他)	21 100.0	11 52.4	1 4.8	1 4.8	0 0.0	5 23.8	11 52.4	10 47.6	2 9.5	6 28.6	3 14.3	0 0.0
	異なる	142 100.0	32 22.5	3 2.1	10 7.0	8 5.6	18 12.7	26 18.3	59 41.5	38 26.8	17 12.0	18 12.7	3 2.1

- ✓ 多くの項目において、一体型を実施している自治体の方が、実施していない自治体よりも取り組む割合が高い。一方で、一体型を実施していない自治体の約3割が「試行的な行事の実施」に取り組んでいると回答した。

図表2-106 一体的な又は連携した実施の推進に向けた取組別自治体数(一体化の推進状況別)(MA)

		問7②: (取り組んでいる事項がある場合) 一体的な又は連携した実施の推進に向けて実施していること (MA)											
合計		1. 都道府県が実施する従事者・参画者向け研修への参加	2. 都道府県が設置する推進委員会への参加・検討状況確認	3. 連携推進役等の配置	4. 総合教育会議における協議	5. 安全・衛生管理マニュアルの作成・すり合わせ	6. 市町村独自の従事者・参画者の研修の実施	7. 利用者への事業内容周知	8. 試行的な行事の実施	9. 一体型実施・連携の状況に関する評価(利用者評価、自己評価、第三者評価等)の実施	10. その他	無回答	
全体		270 100.0	97 35.9	11 4.1	32 11.9	16 5.9	55 20.4	79 29.3	113 41.9	71 26.3	41 15.2	35 13.0	8 3.0
一体型実施を行っている	すべて一体化した運営	91 100.0	39 42.9	4 4.4	12 13.2	7 7.7	31 34.1	34 37.4	42 46.2	20 22.0	20 22.0	7 7.7	4 4.4
	上記以外	115 100.0	36 31.3	5 4.3	14 12.2	5 4.3	17 14.8	32 27.8	52 45.2	29 25.2	15 13.0	18 15.7	2 1.7
一体型実施を行っていない		48 100.0	14 29.2	1 2.1	3 6.3	3 6.3	4 8.3	8 16.7	10 20.8	15 31.3	4 8.3	9 18.8	2 4.2

- ✓ 市町村独自の従事者・参画者向け研修を実施している自治体に対し、その内容を尋ねたところ、「子どもとの関わり方や育成支援に関すること」が 74.7%で最も多く、続いて「配慮が必要な子どもへの対応に関すること」が 64.6%、「安全・衛生管理に関すること」が 62.0%、「活動プログラムに関すること」が 50.6%であった。
- ✓ 「その他」としては、「施設長の役割に関すること」「防災研修」「指導者等の資質向上を目的とした研修」等の回答があった。

図表2-107 研修の内容別自治体数(MA)

No.	カテゴリー名	n	%
1	活動プログラムに関すること	40	50.6
2	子どもとの関わり方や育成支援に関すること	59	74.7
3	配慮が必要な子どもへの対応に関すること	51	64.6
4	保護者への対応に関すること	25	31.6
5	安全・衛生管理に関すること	49	62.0
6	地域との関係づくりに関すること	23	29.1
7	事例検討	20	25.3
8	各地区の取組情報共有	17	21.5
9	その他	7	8.9
	無回答	0	0.0
	非該当	1,121	
	全体	79	100.0

- ✓ 利用者への事業内容周知を実施している自治体に対し、その具体的な取組内容を尋ねたところ、「パンフレット等の配布」が73.5%で最も多く、続いて「ウェブサイトでの説明」が41.6%、「地域学校協働本部・学校運営協議会等での周知等」が15.0%、であった。
- ✓ 「その他」としては、「毎月のおたよりを学校にて配布」「ポスター掲示」「学校・放課後児童クラブでの周知」等の回答があった。

図表2-108 事業内容周知に関する具体的な取組内容別自治体数(MA)

No.	カテゴリー名	n	%
1	ウェブサイトでの説明	47	41.6
2	事例集の作成・発信	7	6.2
3	SNSの活用	11	9.7
4	パンフレット等の配布	83	73.5
5	地域学校協働本部・学校運営協議会等での周知等	17	15.0
6	その他	15	13.3
	無回答	1	0.9
	非該当	1,087	
	全体	113	100.0

- ✓ 以下は、一体型を推進する自治体において、どのような運営形態の下での一体型実施を推進するか尋ねたもの。

図表2-109 一体型の運営体制として最も推進する類型(SA)

No	カテゴリ名					n
	a.児童クラブ運営形態	b.子供教室運営形態	c.子供教室活動頻度	d.子供教室運営主体	e.両事業の運営主体	
1	公立公営	公営	週1回以上	市区町村	同じ	35
2	公立民営	公営	週1回以上	市区町村	異なる	32
3	公立民営	公営	月1～2回	市区町村	異なる	18
4	公立公営	公営	毎日	市区町村	同じ	16
5	公立公営	公営	月1～2回	市区町村	同じ	14
6	公立公営	委託	週1回以上	保護者会・運営委員会・任意団体・NPO	異なる	12
7	公立民営	委託	週1回以上	保護者会・運営委員会・任意団体・NPO	異なる	9
8	公立民営	委託	月1～2回	保護者会・運営委員会・任意団体・NPO	異なる	9
9	公立公営	委託	月1～2回	保護者会・運営委員会・任意団体・NPO	異なる	8
10	公立公営	公営	月1回より少ない	市区町村	同じ	6
11	公立民営	委託	毎日	営利法人	同じ	6
12	公立民営	委託	週1回以上	営利法人	同じ	6
13	公立民営	公営	月1回より少ない	市区町村	異なる	4
14	公立民営	委託	毎日	保護者会・運営委員会・任意団体・NPO	異なる	3
15	公立公営	委託	毎日	営利法人	異なる	2
16	公立民営	公営	毎日	市区町村	異なる	2
17	公立民営	委託	毎日	保護者会・運営委員会・任意団体・NPO	同じ	2
18	公立民営	委託	毎日	社会福祉法人、社団・財団法人、学校法人	同じ	2
19	公立民営	委託	週1回以上	保護者会・運営委員会・任意団体・NPO	同じ	2
20	公立民営	その他	週1回以上	保護者会・運営委員会・任意団体・NPO	異なる	2
21	民立民営	委託	週1回以上	保護者会・運営委員会・任意団体・NPO	異なる	2
22	公立公営	公営	長期休暇中のみ	市区町村	同じ	1
23	公立公営	委託	毎日	保護者会・運営委員会・任意団体・NPO	異なる	1
24	公立公営	委託	週1回以上	その他	異なる	1
25	公立民営	委託	毎日	その他	同じ	1
26	公立民営	委託	週1回以上	社会福祉法人、社	同じ	1
27	公立民営	委託	月1回より少ない	営利法人	同じ	1
28	公立民営	委託	長期休暇中のみ	保護者会・運営委員会・任意団体・NPO	異なる	1
29	民立民営	公営	毎日	市区町村	異なる	1
30	民立民営	公営	月1～2回	市区町村	異なる	1
31	民立民営	公営	週1回以上	市区町村	異なる	1
上記以外の体制（新たな運営形態）						4
運営体制は特に決めていない						181
その他						9
無回答						108
非該当						689
合計						504

注31.問7①-1で回答がなかったが、問7②-3で回答があった場合、問7②-3の回答を集計に含めている。

- ✓ 一体型の効果・成果として期待するもの・実際に感じていることについては、以下のような意見があった（一部抜粋）。なお、（★）は一体型を実施している自治体で多くみられた内容である。

<効果に関すること>

- ・ 全ての児童が放課後等を安全・安心に過ごし、多様な体験や活動ができる。
- ・ 放課後における居場所づくりとして、地域のニーズを満たすことができると考えている。また、放課後児童クラブの児童が放課後子供教室に参加することで、放課後児童クラブの施設狭隘や放課後児童支援員の負担過多といった課題の緩和が期待される。
- ・ 放課後児童クラブでは出来ないような取組を放課後子供教室で行っていくことで事業の差別化を図り、それぞれの運営主体の連携を強化していくことで見守りの負担を軽減しながら、子どもに普段の学校生活では出来ないような体験の機会を提供できている。
- ・ 放課後児童クラブは利用児童にとって家庭に並ぶ強固な居場所となる一方、放課後の世界を狭める障壁にもなりかねない。放課後子供教室との一体型実施によりクラブ外の児童とも放課後の時間を過ごすことができるようになることは、児童の世界を拓げることにつながり、児童の健全な育成のために非常に効果的であると考えられる。
- ・ 様々な遊びや異なる年齢の児童との交流、社会体験や自然体験等の多様な体験の場の創出等が促され、地域全体で子育てを支える視点の下、児童の放課後における多様な体験・活動ができる安全・安心な居場所の確保、豊かな人間性や社会性の獲得等が期待される。
- ・ 放課後一緒に過ごすことのなかった児童同士が、地域住民等と触れ合いながら、体験活動や交流活動等をともにすることで学校の授業だけでは得られないより多くの体験を獲得できる。
- ・ 放課後児童クラブと放課後子供教室間での情報交換が容易になるため、児童の情報を共有することができる。特に、配慮を要する児童への対応方針を統一しやすい（★）。
- ・ 通い慣れた学校内での事業実施は、児童・保護者にとって安心である（★）。
- ・ 地域コーディネーターの尽力により、地域との連携が図られている（★）。
- ・ 両事業関係者が一緒に活動することによって、職員・スタッフの研鑽につながっている（★）。
- ・ 地域の人と関わることで、家庭以外でも見守られていることを感じ、温かい優しい気持ちが育つ。（★）
- ・ 一体型で実施するところの方が、児童の活動が活発である。一体型での活動における児童の意欲が高いと感じている。（★）
- ・ 人数が増えることで実施できる活動の幅が広がる。（★）
- ・ 運営の効率化につながる。（★）
- ・ 同一事業者が両事業の運営を委託することで、一方のスタッフが他方にヘルプ要員として赴くなど、シフトを編成しやすくなる。（★）

<課題に関すること>

- ・ 放課後児童クラブは毎日実施し、放課後子供教室は不定期に実施しているので、連携が困難。
- ・ 一体型実施の場合、放課後児童クラブ未登録児童の積極的な参加を促進することが困難。
- ・ 制度が異なるために交流がなかった両事業の交流が進み、児童にとってよりよい活動を提供できることは良いと思うが、従事者や活動場所の制約から、国が提示するように全ての児童を

対象にすることはかなり困難である。(★)

- もともと目的が異なる事業であるため、支援員・指導員のスキル・考え方が異なる。(★)
- 両事業の所管が厚生労働省、文部科学省と分かれており、申請手続き等面倒・複雑と感ずることがある。(★)

③ 連携した実施や一体型実施を推進していない理由(問7③)

- ✓ 両事業の連携した実施、一体型実施を推進していないと回答した自治体に対し、その理由を尋ねたところ、「利用者(子どもと保護者)から連携を望む声が聞かれないため」が28.1%で最も多く、続いて「両事業間の責任範囲に関する方針を明確にすることが難しいため」が27.3%、「放課後子供教室の実施回数が少ないため」が27.0%、「同一小学校内等での両事業実施が難しいため」が25.1%であった。
- ✓ 「その他」としては、「放課後児童クラブと放課後子供教室の距離が著しく遠いため」「放課後子供教室が自治会単位の実施であるため、連携が難しい」「放課後児童クラブと放課後子供教室の実施目的は異なり、ニーズも異なるため」等の回答があった。

図表2-110 連携した実施や一体型実施を推進していない理由別自治体数(MA)

No.	カテゴリー名	n	%
1	両事業間の責任範囲に関する方針を明確にすることが難しいため	73	27.3
2	放課後児童クラブ職員が不足しており、連携や情報共有に対応しきれないため	62	23.2
3	放課後子供教室スタッフが不足しており、連携や情報共有に対応しきれないため	56	21.0
4	連携すると放課後児童クラブの機能を担保することが難しくなるため	31	11.6
5	連携すると放課後児童クラブ以外の子どもが放課後子供教室に参加しにくい	11	4.1
6	放課後児童クラブ利用児童が参加することで、放課後子供教室の安全確保が難しくなるため	9	3.4
7	放課後子供教室の実施回数が少ないため	72	27.0
8	連携に関する地域の理解が十分でないため	6	2.2
9	連携に関する学校の理解が十分でないため	8	3.0
10	利用者(子どもと保護者)から連携を望む声が聞かれないため	75	28.1
11	連携に関する両事業職員・スタッフの理解が得られないため	18	6.7
12	他事業との連携がなされており、両事業の連携を推進する必要がないため	17	6.4
13	同一小学校内等での両事業実施が難しいため	67	25.1
14	その他	51	19.1
	無回答	22	8.2
	非該当	933	
	全体	267	100.0

✓ これを都市区分別にみたところ、以下のような傾向がみられた。

- ・ 人口規模の少ない自治体(中核市、一般市、町村)の方が、「放課後児童クラブ／放課後子供教室スタッフが不足しており、連携や情報共有に対応しきれないため」と回答する割合が高い。
- ・ 「放課後子供教室の実施回数が少ないため」と回答する割合も同様。

図表2-111 連携した実施や一体型実施を推進していない理由別自治体数(都市区分別)(MA)

	合計	問7③: 連携した実施や一体型実施を推進していない理由(MA)														無回答
		1. 両事業間の責任範囲に関する方針を明確にすることが難しいため	2. 放課後児童クラブ職員が不足しており、連携や情報共有に対応しきれないため	3. 放課後子供教室スタッフの不足しており、連携や情報共有に対応しきれないため	4. 連携する放課後児童クラブの機能が確保することが難しくなるため	5. 連携する放課後児童クラブ以外の子どもが放課後子供教室に参加しにくい	6. 放課後児童クラブ利用児童が参加することで、放課後子供教室の安全確保が難しくなるため	7. 放課後子供教室の実施回数が少ないため	8. 連携に関する地域の理解が十分でないため	9. 連携に関する学校の理解が十分でないため	10. 利用者(子どもと保護者)から連携を望む声がかからないため	11. 連携に関する両事業職員・スタッフの理解が得られないため	12. 他事業との連携がなされており、両事業の連携を推進する必要がないため	13. 同一小学校内等での事業実施が難しいため	14. その他	
全体	267	73	62	56	31	11	9	72	6	8	75	18	17	67	51	22
	100.0	27.3	23.2	21.0	11.6	4.1	3.4	27.0	2.2	3.0	28.1	6.7	6.4	25.1	19.1	8.2
都市区分	1. 政令指定都市	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0
		100.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	100.0	0.0
	2. 東京特別区	3	1	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	1	1	1
		100.0	33.3	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	33.3	0.0	0.0	33.3	33.3	33.3
	3. 中核市	6	2	1	1	1	1	1	0	1	2	0	0	1	0	1
		100.0	33.3	16.7	16.7	16.7	16.7	0.0	16.7	0.0	33.3	0.0	0.0	16.7	0.0	16.7
	4. 一般市	119	35	27	25	12	2	5	27	5	7	29	9	4	29	6
		100.0	29.4	22.7	21.0	10.1	1.7	4.2	22.7	4.2	5.9	24.4	7.6	3.4	24.4	5.0
	5. 町村	138	35	34	30	18	8	4	44	1	1	43	9	13	36	14
		100.0	25.4	24.6	21.7	13.0	5.8	2.9	31.9	0.7	0.7	31.2	6.5	9.4	26.1	10.1

✓ 所管部局別にみると、所管部局が異なる場合には同じ場合と比較して「両事業間の責任範囲に関する方針を明確にすることが難しいため」と回答する割合が高い(30.1%)。

図表2-112 連携した実施や一体型実施を推進していない理由別自治体数(所管部局別)(MA)

	合計	問7③: 連携した実施や一体型実施を推進していない理由(MA)														無回答
		1. 両事業間の責任範囲に関する方針を明確にすることが難しいため	2. 放課後児童クラブ職員が不足しており、連携や情報共有に対応しきれないため	3. 放課後子供教室スタッフの不足しており、連携や情報共有に対応しきれないため	4. 連携する放課後児童クラブの機能が確保することが難しくなるため	5. 連携する放課後児童クラブ以外の子どもが放課後子供教室に参加しにくい	6. 放課後児童クラブ利用児童が参加することで、放課後子供教室の安全確保が難しくなるため	7. 放課後子供教室の実施回数が少ないため	8. 連携に関する地域の理解が十分でないため	9. 連携に関する学校の理解が十分でないため	10. 利用者(子どもと保護者)から連携を望む声がかからないため	11. 連携に関する両事業職員・スタッフの理解が得られないため	12. 他事業との連携がなされており、両事業の連携を推進する必要がないため	13. 同一小学校内等での事業実施が難しいため	14. その他	
全体	267	73	62	56	31	11	9	72	6	8	75	18	17	67	51	22
	100.0	27.3	23.2	21.0	11.6	4.1	3.4	27.0	2.2	3.0	28.1	6.7	6.4	25.1	19.1	8.2
所管部局	同じ(福祉部局)	20	3	5	4	1	2	0	7	1	0	2	1	5	5	2
		100.0	15.0	25.0	20.0	5.0	10.0	0.0	35.0	5.0	0.0	35.0	10.0	5.0	25.0	10.0
	同じ(教育委員会)	48	11	11	12	8	4	4	9	0	1	13	1	0	10	4
		100.0	22.9	22.9	25.0	16.7	8.3	8.3	18.8	0.0	2.1	27.1	2.1	0.0	20.8	8.3
	同じ(その他)	5	1	0	1	1	1	0	0	0	1	1	0	0	2	2
	100.0	20.0	0.0	20.0	20.0	0.0	20.0	0.0	0.0	0.0	20.0	20.0	0.0	0.0	40.0	40.0
異なる	193	58	46	39	21	5	4	56	5	7	54	14	16	51	28	14
	100.0	30.1	23.8	20.2	10.9	2.6	2.1	29.0	2.6	3.6	28.0	7.3	8.3	26.4	14.5	7.3

✓ 一体型の実施有無別にみると、一体型を実施している自治体では、実施していない自治体と比較して「放課後子供教室の実施回数が少ないため」と回答する割合が高い(39.3%)。他方、一体型を実施していない自治体では、実施している自治体と比較して「同一小学校内での事業実施が難しいため」と回答する割合が高い(32.3%)。

図表2-113 連携した実施や一体型実施を推進していない理由別自治体数(一体型の実施有無別)(MA)

	合計	問7③: 連携した実施や一体型実施を推進していない理由(MA)														無回答
		1. 両事業間の責任範囲に関する方針を明確にすることが難しいため	2. 放課後児童クラブ職員が不足しており、連携や情報共有に対応しきれないため	3. 放課後子供教室スタッフの不足しており、連携や情報共有に対応しきれないため	4. 連携する放課後児童クラブの機能が確保することが難しくなるため	5. 連携する放課後児童クラブ以外の子どもが放課後子供教室に参加しにくい	6. 放課後児童クラブ利用児童が参加することで、放課後子供教室の安全確保が難しくなるため	7. 放課後子供教室の実施回数が少ないため	8. 連携に関する地域の理解が十分でないため	9. 連携に関する学校の理解が十分でないため	10. 利用者(子どもと保護者)から連携を望む声がかからないため	11. 連携に関する両事業職員・スタッフの理解が得られないため	12. 他事業との連携がなされており、両事業の連携を推進する必要がないため	13. 同一小学校内等での事業実施が難しいため	14. その他	
全体	267	73	62	56	31	11	9	72	6	8	75	18	17	67	51	22
	100.0	27.3	23.2	21.0	11.6	4.1	3.4	27.0	2.2	3.0	28.1	6.7	6.4	25.1	19.1	8.2
一体型実施	行っていない	161	41	36	30	13	2	3	2	2	43	8	10	52	30	16
		100.0	25.5	22.4	18.6	8.1	1.2	1.9	22.4	1.2	26.7	5.0	6.2	32.3	18.6	9.9
	84	24	18	19	12	8	5	33	4	4	25	8	3	8	17	5
	100.0	28.6	21.4	22.6	14.3	9.5	6.0	39.3	4.8	4.8	29.8	9.5	3.6	9.5	20.2	6.0

5) その他(問8)

- ✓ 放課後児童クラブ・放課後子供教室の一体的な又は連携した実施の推進に関する意見、要望の一部を以下に示す。

<両事業の運営方針に関すること>

- ・ 昼間に保護者が家庭等にいない児童を対象とした放課後児童クラブへの入所希望が多く、一部に入所不承諾が発生している状況である。そのため、希望する誰もが参加できる放課後子供教室よりも放課後児童クラブの充足を優先したい。
- ・ へき地であり、児童数が少ないため統合が進み、現在拠点地区にしか学校がなく、ほとんどの児童がバスでの集団下校なので放課後子供教室を行うことは難しい。

<一体的な又は連携した実施の推進に関すること>

- ・ 今年度から試行的に1か所で一体的な取り組みを行う計画をしている。この取り組みの評価が良ければ、来年度以降も拡大して取り組みたいと考える。
- ・ 放課後児童クラブと放課後子供教室は両事業の目的や性質が違うものであり、また、実施の経緯も異なることから両事業の一体的又は連携した早期の実施は困難と考えている。今後は、放課後の子ども達が安心して活動できる場を確保するため、両事業の充実を図り、早期の実施を目指す。
- ・ 対象児童、放課後児童支援員の資格の有無が放課後児童クラブと放課後子供教室では異なっており、一体的又は連携した事業の実施については、難しさを感じる。
- ・ どちらも放課後に子どもが過ごす場を提供する意味を持っており、非常に類似性の高い事業と考えられる。一体型などではなく、明確に区別した方が事業として実施しやすい。
- ・ 一律の対応を求めるのではなく、地域の実情に応じた施策を推進すべきであって、目標数を達成するために一体化を進めているように感じられる。手段が目的と化してしまっていると感じられる。また、市内5館の公民館等施設において、全ての学校区から参加出来る類似事業を実施しているが、放課後子供教室事業としてはカウントしていない状況である。よって、放課後子供教室を実施しているか、いないか、という問われ方では「実施していない」としか回答することが出来ない。
- ・ 放課後児童クラブ実施場所と学校は少し距離があるため、「一体的」というのも地域の現状に合わない。地域の状況を踏まえ、子どもたちにとって良い方法があれば、実施を検討していきたいと思っている。
- ・ 少子化による小学校の統廃合を控えており、合併後の放課後児童クラブの体制が整った後の検討課題と認識している。

<事業実施体制に関すること>

- ・ 放課後児童クラブと放課後子供教室の一体的な又は連携した実施をするためには、教育委員会や各学校との十分な協議も踏まえて進めていかなければならない。また、放課後児童クラブを利用する児童が放課後子供教室を利用する場合の連絡体制等、双方の運営者が連携を図るように指導していかなければいけない。
- ・ 担当課が同じため、一体的な事業の実施に関する推進は進めやすいものの、それぞれの事業の定員や管理上の課題もある。
- ・ 市内小学校ごとに放課後児童クラブがあり、待機児童もいないため、放課後子供教室はない。現

在、小学校とは別の福祉部局が放課後児童クラブ事業を担当しているが、放課後ではあるが、教育委員会で小学校と連携する形で、運営した方が保護者とも連携がとりやすいと考える。

- ・ 放課後児童クラブは福祉部局、放課後子供教室は教育委員会が担当しているが、両部局間で協議を行っていない状況である。本町においては、児童館で実施している行事が一部放課後子供教室の内容と相似している部分もあるが、これを放課後子供教室と位置付けてはいない。併設している放課後児童クラブとの連携について、放課後子供教室としての事業実施を含め、両部局間で協議をする必要がある。
- ・ 一体型実施には、地域・学校・行政の連携が不可欠であるが、行政部局では所管課が異なっていたり、または指定管理になると、1校の中での事業の運営に多くの人、団体が関わることになる。故に、一体型での実施はそれほど簡単に出来るようなものではないように思われる。
- ・ 当市において、学童クラブは一部を除いて学校法人に全面委託していることから、指定管理や市直営で運営している放課後子供教室と運営主体が異なり一律の対応ができない状況である。

<利用ニーズに関すること>

- ・ 子どもの数が少なく、子ども会活動や少年教室といった他の活動を実施することによって一定のニーズを満たしていると考えている。
- ・ 近年、当自治体の放課後児童クラブでは、待機児童がおらず、放課後子供教室の開設ニーズはない。また、各小学校区での協力団体の選出が困難であることも開設に至っていない理由の一つだ。

<小学校内等での事業実施に関すること>

- ・ 当自治体は子どもの増加が著しく、余裕教室の確保が難しい。また、各学校の判断に差があるため教室の利用や利用方法なども異なり、運用にもハードルが高いと感じている。一方で、保護者からの放課後児童クラブと放課後子供教室の一体型についての要望は強く、検討課題となっている。
- ・ また、放課後児童クラブの児童が参加するだけのスペースが十分でない放課後子供教室がほとんどであり、週1、2回小学校の体育館をメインに実施している放課後子供教室以外は放課後児童クラブの活動として参加することは難しい。

<人員確保に関すること>

- ・ 放課後子供教室に関わる地域のサポーターの確保が今後の課題である。放課後児童支援員認定資格研修や子育て支援員研修、放課後児童支援員の資質向上研修の受講を促し、人材の確保に努める。
- ・ 放課後児童支援員の資質向上が必要である。
- ・ 放課後子供教室の実施に当たっては、地域ボランティアに依頼しているため、人員の確保が大変である。また、支援を必要とする児童が増えており、現場の負担が大きくなっている。
- ・ 一体的な推進を目指す場合、コーディネーター等の人材確保に対する支援が必要である。

<事業内容の周知に関すること>

- ・ 当自治体では、小学校2校のうち1校の小学校区内(地区公民館内)でのみ、放課後子供教室を実施している。放課後子供教室の参加児童は、小学校の児童数の約6%で、半分以上が放課後児童クラブの児童である。保護者や児童のニーズによるものか広報活動によるものかは、今後の課題となる。

<関係者の理解促進に関すること>

- ・ 教育と子育て支援という目的の違う事業の一体型実施については、実際に従事する職員等の理解を得ることが難しいと思われる。
- ・ 放課後児童クラブ職員は給料をもらっているのに対し、放課後子供教室のサポーターやコーディネーターは少額の謝金のみボランティア活動であるため、不公平感や両者の認識のずれにより一体型実施が難しい。
- ・ 両事業の協力と連携により、児童への充実した関わりが可能となると思われるが、放課後児童クラブの利用児童数の増加や民営化等、年次変化もはげしく、さらに関係機関が多岐にわたってきているため、共通認識を図ることが難しい状況となっている。

<両事業の責任範囲に関すること>

- ・ 当自治体においては、放課後子供教室が基本無料で自由来館であることもあり、けがをした際等の保険加入をしていないのに対して、放課後児童クラブは有料かつスポーツ安全保険に加入しており、一体的に活動する中でケガや器物の破損等が発生した場合の補償の不平等化や責任の所在が明確ではなくなることが危惧される。
- ・ 放課後児童クラブと放課後子供教室は異なる制度のため、両事業間の責任範囲に関する方針を明確にすることが難しい。
- ・ 一体型を実施するにあたり、放課後児童クラブ内での、放課後児童クラブのみで過ごす児童と放課後子供教室へ参加する児童への対応が異なるため、職員の対応が煩雑になると共に、責任の所在の不明確な部分がしやすい。

<安全管理・衛生管理に関すること>

- ・ 放課後児童クラブにのみ登所するのか、放課後子供教室に参加したあと放課後児童クラブに登所するのか、放課後子供教室にのみ参加して帰宅するのか、児童と保護者間で情報共有がきちんとされていないなかったり、出欠席の連絡を保護者が失念したり、児童の動きを把握するのが困難。児童がいなくなってしまった場合に誰が気づき、誰が保護者に連絡し、誰が搜索するのか。どちらのサービスも児童が自由に使えるようにしたいが、児童の安全確保が課題。
- ・ 本町では放課後児童クラブや放課後子供教室を同一小学校で実施することは、長期休業日や土曜日、また学校管理者がいない時間帯を考慮した場合、学校施設(教室など)との分離や出入口扉の開閉などから困難である。
- ・ 一体的または連携した実施を推進しているところだが、現在は新型コロナウイルス感染防止のため放課後子供教室への参加人数制限などを行っているため、放課後児童クラブの子どもを多数受け入れることが難しい。

<要望>

- ・ 一体的な実施についてのモデルを提示してもらいたい。
- ・ 一体型を実施することで生じるメリット等については様々な事例とともに紹介されているが、反対に一体型としたことによって生じた課題やデメリット、またそれらに対してどのように対応しているかなどの事例についても知る機会がほしい。
- ・ 両事業間での費用負担の具体的な配分方法や、責任範囲等について明確な区分けや例示がある

とわかりやすい。行政担当者向けに両事業の制度や国等の補助事業の対象範囲を比較できる資料があると、両事業の担当部局が異なる場合も連携を進めやすい。

- 一体型で実施する場合の基準を、既存の放課後児童クラブや放課後子供教室の基準とは別に、新たに設けてほしい。
- 一体的又は連携した実施にあたっては学校職員の理解協力も不可欠になると思うので、国からの学校現場への周知をより一層図ってほしい。
- 今後は放課後児童クラブや放課後子供教室など事業の区別なく、放課後の児童の居場所づくりに取り組んでいく必要があると感じる。事業ごとではなく、放課後の居場所づくり全体に対する事業に対して補助等があるとよい。
- 数か年に渡るモデル事業などへの補助等、自治体の課題に応じたアプローチを実現できるような補助制度の充実もご検討いただきたい。
- 一体的を目指すなら、補助事業も統一化を図るべきである。また、小規模自治体では、柔軟に補助事業が活用できるよう要件緩和を望む。

以上

第3章

放課後児童クラブと放課後子供教室の 一体型実施に関するヒアリング調査

第3章 放課後児童クラブと放課後子供教室の一体型実施に関するヒアリング調査

1. 調査の概要

1) 目的

- ✓ 一体型実施の推進・運営のポイントや取組事例を広く周知する「放課後児童クラブと放課後子供教室の連携ガイドブック」の作成に際し、各自治体における一体型実施の推進方策、並びに一体型の放課後児童クラブ及び放課後子供教室の運営体制等について、個別事例を把握することを目的とした。

2) 調査対象と調査方法

① 調査対象

- ✓ デスクリサーチ及びアンケート結果から抽出した以下の市区町村を調査対象とした(計10市区町村)。
- ✓ このほかに、アンケート調査結果や厚生労働省・文部科学省及び委員からの情報に基づき、「放課後児童クラブと放課後子供教室の連携ガイドブック」の作成において有用と思われる取組を行っている自治体に対して電話で情報収集を行った。

図表3-1 ヒアリング調査協力自治体

No.	自治体名	放課後児童クラブ 所管部局	放課後子供教室 所管部局	調査実施日時・方法
1	青森県鶴田町 (東北、町村)	教育委員会社会教育班		令和3年10月11日(月) 15時～16時 オンライン
2	兵庫県淡路市 (近畿、一般市)	教育委員会教育部社会教育課		令和3年11月8日(月) 9時半～11時 オンライン
3	東京都練馬区 (関東、特別区)	教育委員会こども家庭部子育て支援課		令和3年12月7日(火) 14時～15時半 訪問
4	千葉県浦安市 (関東、一般市)	健康こども部青少年課		令和3年12月8日(水) 10時～11時半 訪問
5	東京都八王子市 (関東、中核市)	教育委員会生涯学習スポーツ部放課後児童支援課		令和3年12月14日(火) 13時～14時半 訪問
6	神奈川県平塚市 (関東、一般市)	健康・子ども部青少年課	教育委員会 社会教育部社会教育課	令和3年12月15日(水) 14時～15時半 訪問
7	新潟県新潟市 (北陸、政令指定都市)	こども未来部 こども政策課	教育委員会 地域教育推進課	令和3年12月16日(木) 10時～11時半 訪問
8	山口県萩市 (中国、一般市)	福祉部子育て支援課	教育委員会 文化・生涯学習課	令和3年12月21日(火) 14時～15時半 訪問
9	大阪府吹田市 (近畿、中核市)	教育委員会地域教育部		令和4年1月21日(金) 15時～16時半 電話
10	岩手県奥州市 (東北、一般市)	健康こども部 こども家庭課	協働まちづくり部 生涯学習スポーツ課	書面にて実施

② 調査方法

- ✓ 事務局メンバーが現地を訪問し、放課後児童クラブ・放課後子供教室所管課のご担当の方から直接話を伺った。対面形式でのヒアリングが難しい場合には、オンライン会議システムを用いて事務局と調査協力自治体をつなぎ、お話を伺った。
- ✓ 上記による調査への対応が困難な自治体については、お送りしたヒアリングシートにご記入のうえご返送いただく形式(書面回答)とした。

3) 主な調査内容

- ✓ 主な調査内容は、以下のとおり。
 - ・ 放課後児童クラブ・放課後子供教室の実施状況
 - ・ 放課後児童クラブ・放課後子供教室の連携について
 - ・ 一体型実施又は両事業の連携による成果と課題
 - ・ 一体型設置促進ガイド(仮称)へ盛り込んでほしい事項 等

2. 調査結果

- ✓ 本ヒアリング調査は、一体型実施の推進に向けて各自治体が「どのような取組を行っているのか」「それらの取組は、どのような課題意識の下で行うものなのか」「課題への対応に向け、各取組をどのように工夫しているのか」「取組実施により、一体型実施推進にどのような効果が得られているのか」を聴取し、「放課後児童クラブと放課後子供教室の連携ガイドブック」の作成に活かすことを目的として実施したものである。
- ✓ そのため、ヒアリング調査実施に際し、「一体型実施、連携した実施を推進するうえでのポイント」及び「各ポイントごとの課題」を整理し、それら課題を調査の着眼点として取りまとめを行った。この「一体型実施、連携した実施を推進するうえでのポイント」及び「各ポイントごとの課題」は、「放課後児童クラブと放課後子供教室の連携ガイドブック」の骨子でもある。
- ✓ 以下が、各課題ごとの対応事例(ヒアリング調査で聞かれた事例)の概要である。これらの詳細は「放課後児童クラブと放課後子供教室の連携ガイドブック」を参照されたい。また、個別のヒアリング記録は、参考資料として本報告書の巻末に収録する。なお今回、オンライン又は書面回答でのヒアリング実施においては、メールベースでのやりとりが主であったこと、関連する資料の入手等が難しかったことなどにより、十分な情報収集を行うことができていない。効率的な手段をとりつつも効果的な調査を行う手法のブラッシュアップを、今後の課題としたい。

図表 3-2 一体的な又は連携した実施を推進するうえでの検討ポイントとポイント別の課題

検討ポイント	課題と対応事例
(1) 放課後児童クラブ・放課後子供教室の実施	課題 育成支援・活動に従事する人材の確保が困難 対応事例 【放課後児童クラブの職員を確保する】 - 放課後子ども教室スタッフの経験を経て、放課後児童支援員として勤務するキャリアパスを想定(青森県鶴田町) - 求人ポスターを掲示してPR(埼玉県入間市) 【放課後子供教室の活動協力者を確保する】 - 地域を愛する住民の思いを、放課後子ども教室の活動活性化につなげる体制の確立(山口県萩市) - 放課後子供教室に参加した経験のある高校生に協力を依頼(兵庫県淡路市) - PTA や学生ボランティアによる活動協力(新潟県新潟市)
	課題 実施場所の確保が難しい 対応事例 【余裕教室等を徹底活用する】 - 余裕教室の活用促進に向けたガイドラインを策定(神奈川県平塚市) - 個別施設ごとの管理運営計画を策定(岩手県奥州市) - 小学校の統廃合を機に、小学校内に放課後児童クラブ・放課後子ども教室の専用スペースを設置(青森県鶴田町) 【学校の一時的な利用を検討する】 - 放課後の時間帯のみ特別教室を借用して放課後児童クラブを実施(東京都目黒区) - 普通教室を利用して放課後子供教室を実施(東京都三鷹市) - 両事業の職員・スタッフと小学校との間で話し合いの時間を持ち、時間割を確認しながら活用できる教室を確認(東京都練馬区)
	課題 学校施設の利用について、学校の理解を得られない 対応事例 【管理運営における責任体制を明確化する】 - 放課後の活動で使用する範囲を明確に示すことで、施設利用に関する小学校の理解を促進(東京都練馬区) 【学校施設を活用する他事業等との調整を円滑に行う】 - 学校の教育活動や他の社会教育活動との調整の必要性を踏まえて利用可能な教室の状況を確認(広島県三原市)

検討ポイント	課題と対応事例
(2) 多様な体験・活動を行うことのできる機会の提供	課題 関係者間で互いの活動について共有がなされていない 対応事例 【両事業関係者が互いの活動に関して共有する機会をもつ】 - 所管課間で活動内容案を共有、承認した後に協議会に提案するフローで事業計画を立案(山口県萩市) - モデル事業の実施を通じて一体型実施の効果や課題を確認(千葉県浦安市) - 日常的な行き来と会議への参加を通じて、両事業職員・スタッフの交流を促進(新潟県新潟市)
	課題 放課後児童クラブ利用児童が放課後子供教室の活動に参加する際の運営側の体制が決められていない 対応事例 【放課後児童クラブ利用児童が放課後子供教室に参加する際の体制を決める】 それぞれの場での活動における保険適用範囲を整理(新潟県新潟市)
	課題 放課後児童クラブ利用児童含め、全ての児童が放課後子供教室に参加できることが、利用者に周知されていない 対応事例 【利用者(保護者、子ども)に対して、事業内容を周知する】 - 放課後児童クラブ利用児童へのおたよりの配布を通じて放課後子ども教室の活動内容を周知(山口県萩市) - 地域の情報発信用ウェブサイト、放課後子ども教室の活動予定を掲載(神奈川県平塚市)
b. 両事業の連携を通じて育成支援・活動の質の向上を図る	課題 活動企画・実施における協働体制の構築が必要 対応事例 - 地元大学が提供するスキームを活用した研修の実施(青森県鶴田町) - 自治体担当者と職員が本音ベースで話し合える場を丁寧にもつことで、関係者の意識統一を図る(青森県鶴田町) - 放課後うらっこクラブを推進するための組織づくり(千葉県浦安市) - 研修実施を通じて両事業職員・スタッフの相互理解を促進(東京都練馬区) - 運営委員会の中で、新・放課後子ども総合プランに基づく市の放課後施策を議論(東京都八王子市) - 共通プログラムの内容を冊子にまとめ、取組の横展開を促進(新潟県新潟市)

検討ポイント		課題と対応事例
		課題 安全・衛生管理に関する認識の統一が必要 対応事例 • 合同避難訓練の実施(大阪府吹田市) • 一体型放課後児童クラブ・放課後子供教室の安全対策マニュアルを作成(千葉県浦安市) • 連携推進員が両事業の仲介役となることで、安全管理を強化(東京都八王子市) • 両事業の衛生管理方針を基本としつつ、細かな指導方法の違いをすり合わせ(新潟県新潟市)
		課題 学校や地域も含めた情報共有が必要 対応事例 • 子どもの健全育成に携わる関係者が参加できる研修会の実施(大阪府吹田市) • 「地区ごとの協議会での話し合い」「コーディネーターによる調整」の体制を構築することで、学校・地域との情報共有を促進(神奈川県平塚市) • 学校ごとの協議会で地域の課題を協議(東京都練馬区) • 「放課後児童クラブ・放課後子供教室と学校の連携」をテーマとした都道府県研修への参加・協力(東京都八王子市)

※「対応事例」には、ヒアリング調査対象自治体(10 市区町村)のほか、電話ヒアリングを実施した自治体の情報も含んでいる。

放課後児童クラブと放課後子供教室の
連携ガイドブック
～一体型の実施に向けて～

令和３年度子ども・子育て支援推進調査研究事業

放課後児童クラブと放課後子供教室の一体型実施における連携に関する調査研究

新・放課後子ども総合プラン  にみる

放課後児童クラブと放課後子供教室の連携ガイドブック 一体型の実施に向けて

みずほリサーチ&テクノロジーズ株式会社

0. はじめに

このガイドブックは、新・放課後子ども総合プランに基づき一体型の放課後児童クラブ及び放課後子供教室（以下、「一体型」といいます）の実施を推進する、全国の自治体ご担当者にとって参考にしていただける情報を提供するように作成したものです。

「放課後児童クラブと放課後子供教室の一体型実施における連携に関する調査研究」（令和３年度子ども・子育て支援推進調査研究事業）では、全国の都道府県・市区町村を対象としたアンケート調査を実施し、各自治体における一体型の推進状況について、情報収集を行いました。また、市区町村 10 か所へのヒアリング調査により、一体型実施を促進するための取組内容、工夫等について、お話を伺いました。このガイドブックは、これらの調査結果を踏まえ、検討会委員の皆様にもご協力いただきながら、みずほリサーチ&テクノロジーズ株式会社が作成したものです。具体的には、新・放課後子ども総合プランにみる一体型推進の意義をどのように捉えることができるか、一体型実施を進めるうえでの課題は何か、各自治体ではどういった工夫が行われているか等について、既存の公表資料や調査研究の結果をもとに整理し、ご紹介しています。

本ガイドブックが、各自治体における一体型の推進、さらには総合的な放課後児童対策の推進の一助となれば幸いです。なお、本調査研究の報告書はみずほリサーチ&テクノロジーズ株式会社のホームページで公表しています（URLは「参考資料」に記載）ので、そちらもぜひご覧ください。

（2022 年 3 月）

- 目次 -

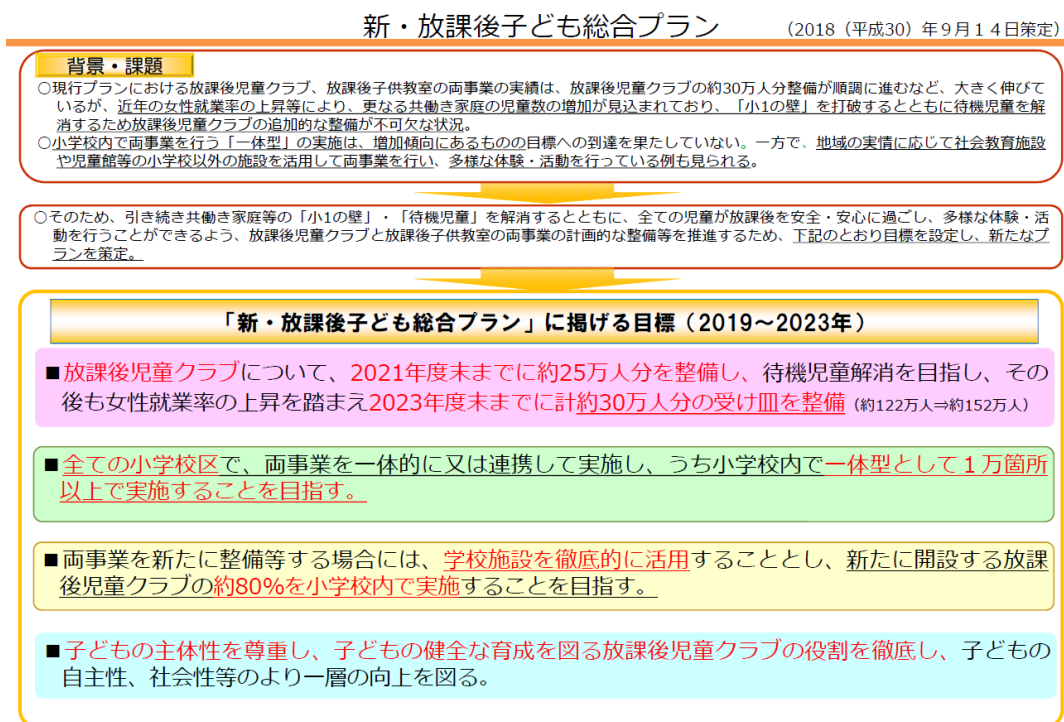
1. 総合的な放課後児童対策の推進	3
(1) 一体型の放課後児童クラブ及び放課後子供教室とは	3
(2) なぜ一体型を推進するのか	5
(3) 一体型の実施に関する現状	12
(4) 一体型の実施に向けて	21
2. 全ての子どもが安全・安心に過ごすことのできる放課後の環境整備	23
(1) 放課後児童クラブ・放課後子供教室の実施	23
(2) 多様な体験・活動を行うことのできる機会の提供	37
3. 参考資料	58

1. 総合的な放課後児童対策の推進

(1)一体型の放課後児童クラブ及び放課後子供教室とは

平成 30 年に公表された「新・放課後子ども総合プラン」は、平成 31（令和元）年～令和 5 年の間に全ての小学校区で放課後児童クラブと放課後子供教室を実施し、うち**両事業とも同一小学校内等で実施する「一体型の放課後児童クラブ及び放課後子供教室」を 1 万箇所以上とすること**を目標に掲げています。同プランに基づき、各自治体では放課後児童クラブと放課後子供教室の一体的な又は連携した実施を中心に、両事業の計画的な整備が進められているところです。

図表 1 新・放課後子ども総合プラン



資料：厚生労働省公表資料

図表 2 両事業について

放課後児童健全育成事業：

児童福祉法(昭和 22 年法律第 164 号。以下「法」という。)第6条の3第2項及び放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準(平成 26 年厚生労働省令第 63 号。以下「基準」という。)に基づき、保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後等に小学校の余裕教室、児童館等を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、家庭、地域等との連携の下、発達段階に応じた主体的な遊びや生活が可能となるよう、当該児童の自主性、社会性及び創造性の向上、基本的な生活習慣の確立等を図り、その健全な育成を図るもの

放課後子供教室：

地域の高齢者、保護者、PTA、NPO、民間企業、団体等の幅広い地域住民等の参画を得て、地域全体で子供たちの学びや成長を支えるとともに、学校を核とした地域づくりを目指して、地域と学校が相互にパートナーとして連携・協働して行う「地域学校協働活動」の一環であり、放課後や週末等において、学校の余裕教室等を活用して全ての子供たちの安全・安心な活動場所を確保し、地域と学校が連携・協働して学習や様々な体験・交流活動の機会を定期的・継続的に提供する放課後等支援活動

資料：厚生労働省、文部科学省公表資料をもとにみずほリサーチ&テクノロジーズ(株)作成

「一体型の放課後児童クラブ及び放課後子供教室」とは、**同一の小学校内等で両事業を実施し、共働き家庭等の児童を含めた全ての児童が放課後子供教室の活動プログラム（学習支援、体験プログラム、スポーツ活動、読書活動、自由遊び等）に参加できるもの**をいいます。

ここでいう「同一の小学校内等」とは、放課後子供教室又は放課後児童クラブのうち一方を小学校内で実施しており、他方を当該小学校に隣接（子ども自身で安全に移動することが可能な、通りを挟んだ向かい側等を含む）する場所で実施している場合（公民館、児童館等）を含みます。

図表 3 一体型の放課後児童クラブ及び放課後子供教室について

同一の小学校内等で両事業を実施し、共働き家庭等の児童を含めた全ての児童が放課後子供教室の活動プログラム(学習支援、体験プログラム、スポーツ活動、読書活動、自由遊び等)に参加できるもの

※「同一小学校内等」とは、放課後子供教室又は放課後児童クラブのうち一方を小学校内で実施しており、他方を当該小学校に隣接(児童自身による移動を安全に行うことが可能な、通りを挟んだ向かい側等を含む)する場所で実施している場合(公民館、児童館等)も含む

資料：厚生労働省、文部科学省公表資料をもとにみずほリサーチ&テクノロジーズ(株)作成

なお、本ガイドブックでは一体型の放課後児童クラブ及び放課後子供教室のことを「一体型」と呼んでいます。

(2) なぜ一体型を推進するのか

一体型の実施に関しては、効果の一方で乗り越えるべき課題も多く、自治体の状況によっては「なぜ一体型を実施しなければならないのか」と、戸惑いを感じている担当者もいるかもしれません。

新・放課後子ども総合プランが目指す「両事業の一体的な又は連携した実施」とは、どのようなものでしょうか。

新・放課後子ども総合プランが目指す「子どもの放課後の居場所確保」と、 それを実現する手段としての一体型

放課後児童クラブと放課後子供教室は、同じ「子どもの放課後」を対象とした事業ですが、異なる趣旨目的の下で発展を遂げてきました。

しかし近年、子どもの放課後を取り巻く状況は、大きく変化しています。具体的には、子ども数の減少、共働き家庭の増加、家庭の孤立化、放課後に遊べる場所や体験の不足、地域と子どもの関わりの縮小等が指摘されており、放課後の時間の過ごし方が変わるだけでなく、「こんな放課後を過ごしたい」というニーズも変化・多様化していると考えられます。

- 子どもの放課後生活をめぐっては、ここ数十年の間に、子ども数や兄弟数の減少、共働き家庭の増大や就労形態の多様化、ひとり親家庭の増加や「子どもの貧困」の社会問題化、また、自由に遊べる場所や遊ぶ時間の縮小、自然や生物、実際の物事と直接的に関わる生きた体験の不足、多くの子どもが習いごとや学習塾に通っていることなど、様々な社会状況の変化がみられる。
- 放課後児童対策の中で、共働き家庭等の子どもが利用する放課後児童クラブについては、女性の就業率の上昇等に伴い、近年、利用児童数が増加の一途にあり、待機児童も生じている。今後、女性の就業率の更なる上昇が進めば、放課後児童クラブの利用児童もさらに増加すると考えられる。保育所において待機児童解消のための受け皿を整備している状況がある中で、小学生の放課後の受け皿もまた充実させていく必要がある。

資料：厚生労働省「総合的な放課後児童対策に向けて 社会保障審議会児童部会 放課後児童対策に関する専門委員会 中間とりまとめ（平成 30 年）」

- 地域における教育力の低下、家庭の孤立化などの課題や、学校を取り巻く問題の複雑化・困難化に対して、社会総掛かりで対応することが求められており、地域と学校がパートナーとして連携・協働するための組織的・継続的な仕組みが必要不可欠。

資料：文部科学省「地域学校協働活動の推進に向けたガイドライン 参考の手引」

新・放課後子ども総合プランは、こうした近年の状況を踏まえて「総合的な放課後児童対策」を目指すものです。同プランでは、「共働き家庭等の「小1の壁」を打破するとともに、次代を担う人材を育成するため、全ての子どもが放課後等を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができる」環境の整備を目標に掲げています。

図表 4 新・放課後子ども総合プラン（抜粋）

共働き家庭等の「小1の壁」を打破するとともに、次代を担う人材を育成するため、全ての児童が放課後等を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるよう、文部科学省と厚生労働省が協力し、一体型を中心とした放課後児童健全育成事業及び地域住民等の参画を得て、放課後等に全ての児童を対象として学習や体験・交流活動などを行う事業の計画的な整備等を進める。

資料：厚生労働省、文部科学省公表資料

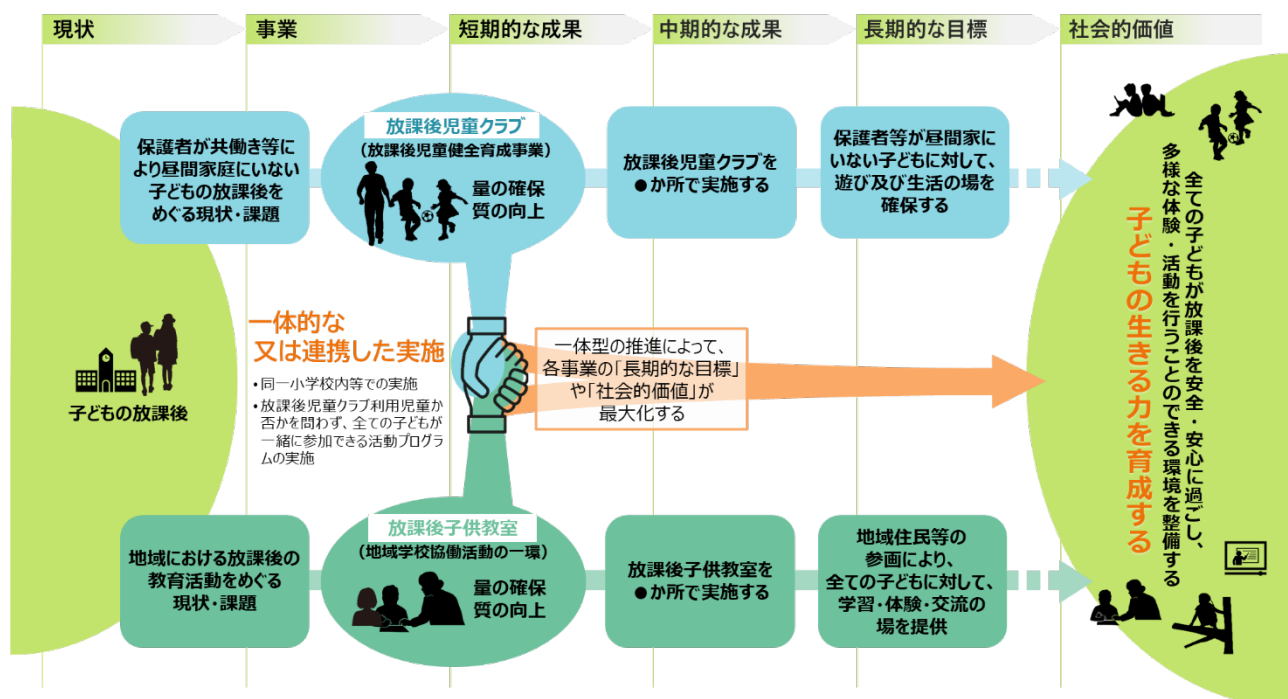
放課後児童クラブ・放課後子供教室の各事業は、単独で実施した場合にももちろん、同プランが目指す「子どもの放課後の居場所確保」の実現に一定の役割を果たすことができます。

しかし、全ての子どもが放課後子供教室の活動に参加できる体制を確保することで、放課後児童クラブ利用児童を含めたより多くの子どもにとって、**交流の範囲や放課後の過ごし方の選択肢**が広がります。**放課後子供教室の活動に協力する地域住民と子どもとの関わり**がより広がり、深まります。さらに同一小学校内等に両事業を整備することにより、子どもは**学校⇔放課後児童クラブ⇔放課後子供教室⇔自宅を安全に行き来**することができるようになります。小学校の施設設備は、子どもが使うことを前提としてつくられているので、**活動中の安全確保**にも適しています。新・放課後子ども総合プランは、こうした状況を踏まえて「同一小学校内等での実施」や「放課後児童クラブ利用児童か否かを問わず、全ての子どもが一緒に参加できる活動プログラムの実施」を推進するものです。

つまり、**一体型としての実施は、目的ではなく手段**です。両事業の一体的な又は連携した実施は、両事業がそれぞれの趣旨目的に応じて行われることを尊重しつつ、同一小学校内等での実施や（放課後児童クラブ利用児童を含めた）全ての子どもが放課後子供教室の活動に参加できる環境の整備によって「**全ての子どもが安全・安心に過ごす**」「**地域住民等の参画により多様な体験・活動を提供する**」放課後の時間・空間を創出し、「**子どもの生きる力を育成する**」¹地域としての価値を最大化する方法と捉えることができます。

¹ 厚生労働省が平成 30 年に公表した「総合的な放課後児童対策に向けて 社会保障審議会児童部会 放課後児童対策に関する専門委員会 中間とりまとめ」には、「放課後という時間・空間は、「生きる力」の育成において、大きな役割を果たしている」「放課後生活と学校教育を通じてともに「生きる力」を育成していくことが必要である」とあります。

図表 5 新・放課後子ども総合プランが目指す方向性（イメージ）

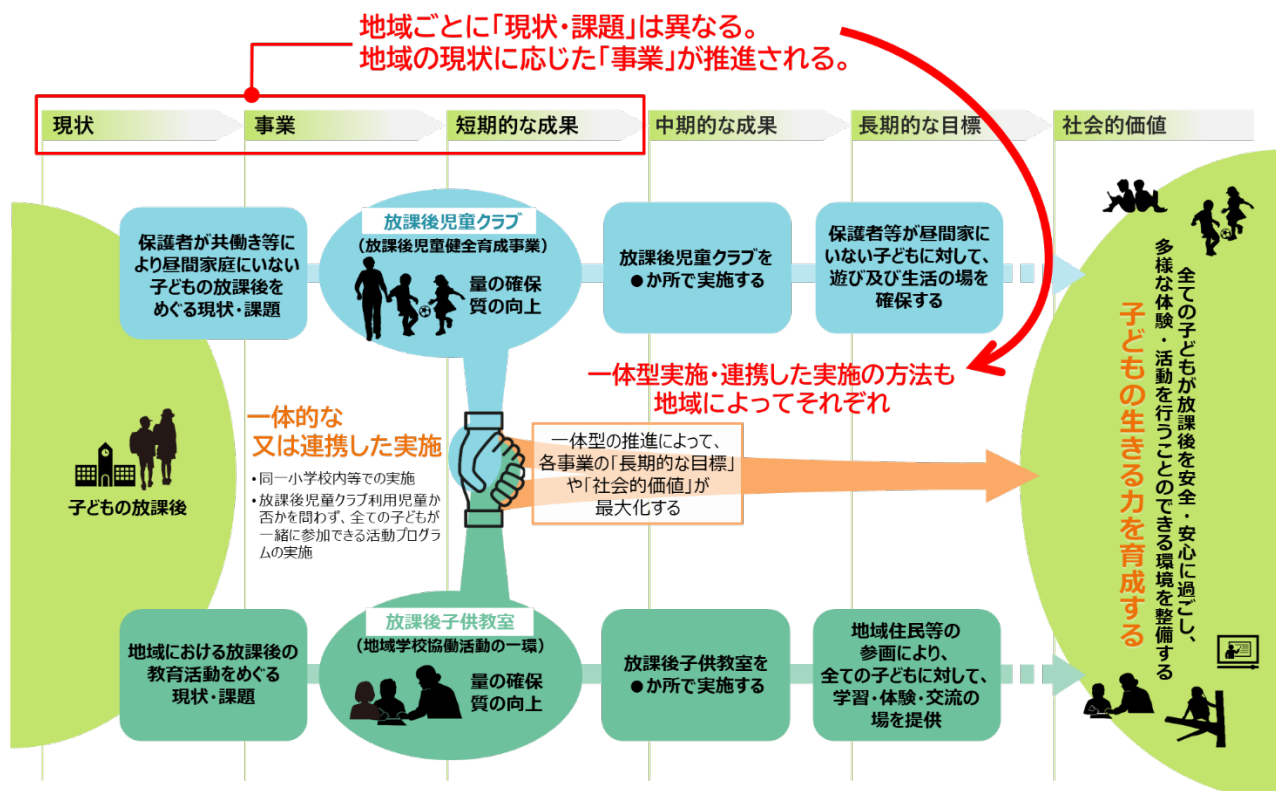


資料：ロジックモデルの考え方を援用してみずほリサーチ&テクノロジーズ(株)が作成

なお、子どもの放課後をとりまく現状や課題は、地域により異なります。活用できる資源も異なります。そのため、各自治体は、地域の実情を踏まえながら、新・放課後子ども総合プランが求める一体型実施・連携した実施をどのように具現化するか、検討することとなります。つまり、**両事業の一体的な又は連携した実施の方法は、地域の実情に応じて多様であろう**と考えられます。

図表 6 新・放課後子ども総合プランが目指す方向性（イメージ）

：地域の実情に応じた一体型実施・連携した実施の考え方



資料：ロジックモデルの考え方を援用してみずほリサーチ&テクノロジーズ(株)が作成

《Q&A》

Q: 一体型の放課後児童クラブ・放課後子供教室の数を増やすために、小学校外にある放課後児童クラブを小学校内に移転した方がいいのでしょうか。

新・放課後子ども総合プランには、以下のように記載されています。

新たに放課後児童クラブ又は放課後子供教室を整備等する場合には、学校施設を徹底的に活用することとし、新たに開設する放課後児童クラブの約 80%を小学校内で実施することを目指す。なお、既に小学校外で放課後児童クラブを実施している場合についても、ニーズに応じ、小学校の余裕教室等を活用することが望ましい。

地域の状況によっては、同一小学校内での両事業実施は難しい場合があるかもしれません。その場合にも、子どもの放課後の居場所としてどこが適切なのか、地域全体の状況を見渡しながら比較検討し、選定することが重要です。

小学校は公共財ということもあり、誰もが利用しやすく、安全・安心に利用できる施設・設備となっています。したがって、**持続可能な放課後児童対策**という観点に立つと、小学校内での実施は有意義であり、これが新・放課後子ども総合プランにおいて同一小学校内等での事業実施を推進する一つの理由と捉えることができるでしょう。

なお、新・放課後子ども総合プランには以下のような記載もあります。**一体型として実施していない場合についても、両事業を連携して実施できるようにすることが必要**です。

公民館や児童館等、小学校以外で実施している放課後児童クラブ及び放課後子供教室等、保護者や地域のニーズを踏まえ、一体型として実施していない場合についても、両事業を連携して実施できるようにすることが必要である。

Q: 一体型とは、放課後児童健全育成事業実施要綱や地域と学校の連携・協働体制構築事業の実施要領における「一体的に実施する場合」に適合するものをいうのでしょうか。

一体型とは、「同一の小学校内等で両事業を実施し、共働き家庭等の児童を含めた全ての児童が放課後子供教室の活動プログラム（学習支援、体験プログラム、スポーツ活動、読書活動、自由遊び等）に参加できるもの」をいい、放課後児童健全育成事業実施要綱や地域と学校の連携・協働体制構築事業の実施要領における「一体的に実施する場合」とは、上記に該当するものをいいます。また、地域と学校の連携・協働体制構築事業では、学校区ごとの協議会の設置も補助要件としています。なお、**当該放課後児童クラブ・放課後子供教室が一体型であるか否かの最終的な判断は、実施主体である市区町村において行うもの**とされています。

地域の実情に応じて両事業が展開される中、「両事業職員・スタッフが連携していない」「放課後子供教室の活動日数が少ない」等により、「当自治体の取組は一体型実施ではない」と考える自治体もあるかもしれません。補助要件としての一体型は上記のとおりであり、これを満たしていれば一体型であると捉えることができます。しかし、「全ての子どもが放課後を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができる環境整備」という観点に立つと、両事業職員・スタッフが情報共有・協働できる体制の構築は必要不可欠ですし、放課後子供教室の活動の拡大・拡充等を徐々に進めていくことも望まれます。各地域で目指す放課後の実現に向けて、**一体型としてどのような事業内容を推進するのか、検討を継続する**ことが重要です。

Q:一体型として実施する場合、放課後児童クラブ利用児童は放課後子供教室の活動に毎回参加するのでしょうか。

放課後子供教室の活動へ参加するか否かは、子ども自身が決めるものです。全ての子どもが、**本人の希望に応じて放課後子供教室の活動に参加できる環境を整える**ことが重要と考えられます。

Q:一体型として実施する場合、放課後子供教室を毎日実施しなければならないのでしょうか。

放課後児童クラブの開所日は1年につき250日以上を原則としている一方、放課後子供教室の補助対象となる実施日数は、原則として年間200日以下、1日4時間以上となっています。（令和4年度時点）したがって、放課後児童クラブの開所日数と放課後子供教室の実施日数を同じとすることは想定されていません。

このことについては、「令和4年度「地域と学校の連携・協働体制構築事業」実施要領 Q&A」にも、以下のように記載されています。

放課後子供教室は全ての子供たちに多様な学習・体験・交流活動を提供するものであり、留守家庭児童の生活の場を提供する放課後児童クラブとは、趣旨・目的の異なるものです。連携するに当たって、放課後子供教室も同様に250日以上開催しなければならないものとは認識していません。同一の場所で実施したり、放課後子供教室のプログラムに放課後児童クラブの子供も含む全ての子供たちが参加できるようにしたりするなどの連携方策を引き続き講じていくようお願いします。

Q:放課後子供教室で実施する全ての活動について、放課後児童クラブ利用児童が参加できるようにしなければならないのでしょうか。

放課後子供教室の趣旨目的を踏まえると、活動内容によって人数制限等の制約はあれど、全ての活動の対象者を、希望する全ての子ども（放課後児童クラブ利用児童を含む）とすることが望ましいと考えられます。

実施場所や地域の子どもの状況・人員配置等の都合上、すぐにこれを実現するのは難しい場合があるかもしれませんが、**全ての子どもが放課後子供教室の活動に参加することのできる環境整備**に向けて取り組んでいただくことが重要と考えます。

Q:放課後児童クラブ実施場所（専用区画）で共通プログラムを実施し、放課後児童クラブ利用児童以外の子どもがそこに参加することは可能なのでしょうか。

放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準（平成 26 年 4 月 30 日、厚生労働省令第 63 号）では、放課後児童クラブの専用区画について「放課後児童健全育成事業所を開所している時間帯を通じて専ら当該放課後児童健全育成事業の用に供するものでなければならない」としています（第 9 条の 3）。ただし、「利用者の支援に支障がない場合は、この限りでない」（第 9 条の 3）ともあり、両事業の共通プログラム実施のために、一時的に専用区画を利用することを否定するものではないと考えられます。

しかし、**両事業の共通プログラム実施のために一時的に専用区画を利用する場合にも、放課後児童クラブ利用児童の生活の場としての機能が十分担保されるよう配慮することが必要**です。このことについて、厚生労働省の通知では、以下のように述べています（平成 26 年 5 月 30 日付け 雇児発 0530 第 1 号 厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）。

(3) 専用区画等の考え方(基準第9条第3項)

基準第9条第3項の「放課後児童健全育成事業所を開所している時間帯を通じて専ら当該放課後児童健全育成事業の用に供するものでなければならない」とは、原則として、事業所を開所している時間帯を通じて専用区画等を放課後児童健全育成事業の専用とすることをいうものであり、事業所を開所していない時間帯に他の事業等に利用することを妨げるものではない。

また、同項の「利用者の支援に支障がない場合」とは、例えば、放課後子供教室など、全ての児童を対象にした事業等と一体的に実施する際に、利用者が利用者以外の児童と共に遊びや生活の時間を過ごす場合が考えられる。この場合でも、専用区画の面積については、利用者の数を基礎として算定されるものであることから、利用者の生活の場としての機能が十分担保されるよう、例えば、全ての児童を対象としたプログラムを実施する際には、専用区画の他に必要な場所を活用するなど、十分配慮した運営を行うこと。

(3) 一体型の実施に関する現状

ここでは、一体型の実施に関する各自治体の取組状況をみていきます。

一体型の実施状況

共働き家庭等の増加により、放課後児童クラブの数は年々増加しています。令和3年には、放課後児童クラブの数は26,925か所と過去最高を記録しました。

これら26,925か所の放課後児童クラブのうち、同一小学校区内で放課後子供教室が実施されているものは13,994か所（52.0%）と約半数を占めます。

しかし、放課後児童クラブ利用児童が放課後子供教室の活動に参加できるものの数は9,491か所で、同一小学校区内で放課後子供教室が実施されている放課後児童クラブの7割弱です。**放課後児童クラブ利用児童は放課後子供教室の活動に参加できないケースが一定数ある**ことがわかります。

なお、同一小学校内等で両事業を実施し、放課後児童クラブ利用児童が放課後子供教室の活動に参加できるもの、すなわち一体型の放課後児童クラブ・放課後子供教室の数は5,885か所です。

図表7 放課後児童クラブ・放課後子供教室の連携状況

(か所)

実施状況	令和3年	令和2年	増減
同一小学校区内で放課後子供教室を実施	13,994 (52.0%)	13,578 (51.0%)	416
うち放課後子供教室の活動プログラムに参加している	9,491 (35.2%)	8,991 (33.8%)	500
うち同一小学校内で実施	5,885 (40.9%)	5,557 (38.9%)	328
学校の余裕教室	3,255 (22.6%)	2,984 (20.9%)	271
学校敷地内専用施設	2,630 (18.3%)	2,573 (18.0%)	57

注1:「放課後子供教室」とは、文部科学省が実施する、放課後等に全ての児童を対象として学習や体験・交流などを行う事業。

注2:「同一小学校区内で放課後子供教室を実施」、「うち放課後子供教室の活動プログラムに参加している」における、()内は全クラブ数(令和3年:26,925、令和2年:26,625)に対する割合である。

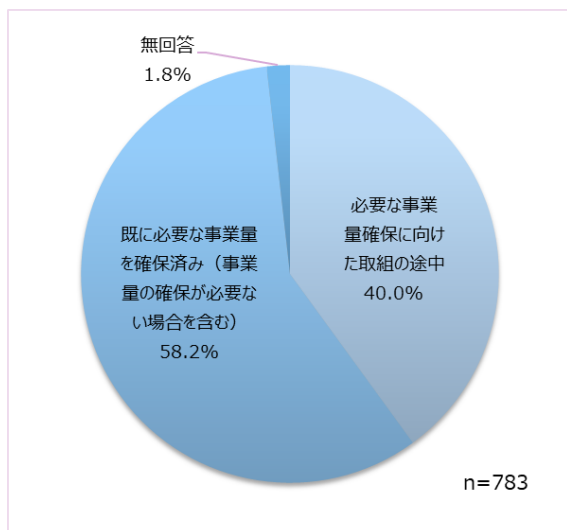
注3:「うち同一小学校内で実施」における()内は、学校内で実施するクラブ数(令和3年:14,391、令和2年:14,275)に対する割合である。

資料：厚生労働省「令和3年（2021年）放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）の実施状況（令和3年（2021年）5月1日現在）」

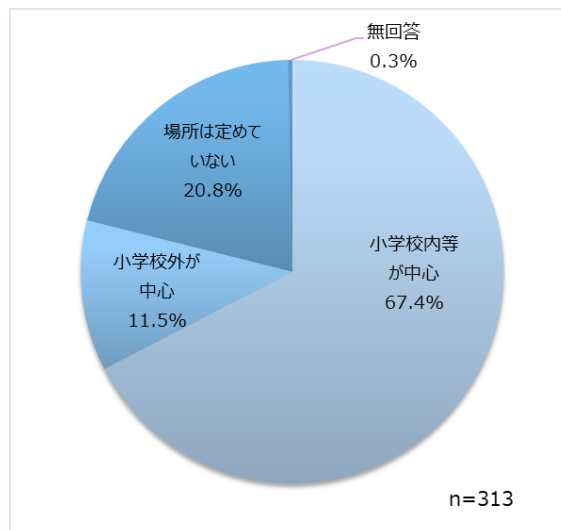
事業量確保に向けた自治体の方針

令和3年度に実施した調査では、回答自治体の4割が、放課後児童クラブについて「必要な事業量確保に向けた取組の途中」と回答しています。また、事業量確保に向けた取組の途中と回答した自治体に対し、今後の設置予定場所を尋ねたところ、**7割弱の自治体が「小学校内等が中心」と回答**しています。

図表8 放課後児童クラブの事業量確保状況（SA）



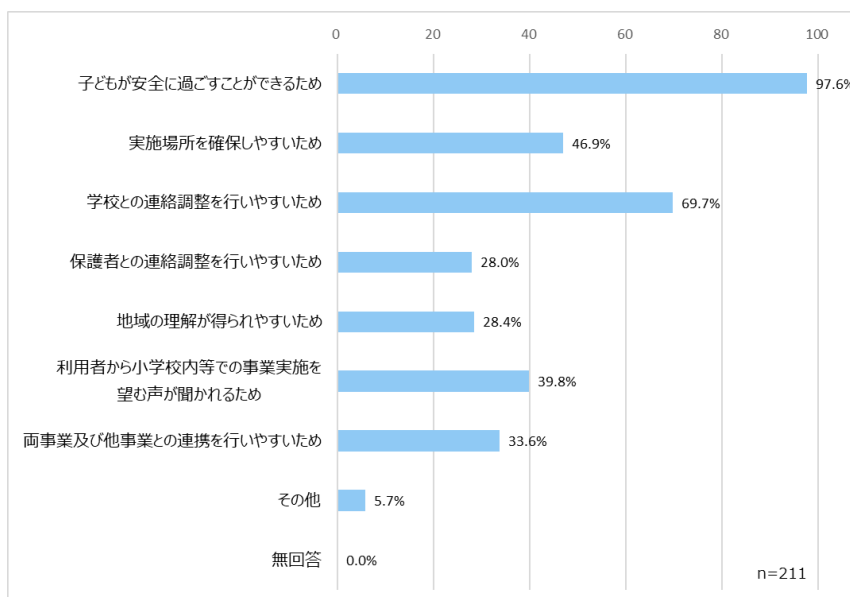
図表9 放課後児童クラブの設置予定場所（SA）



資料：みずほリサーチ&テクノロジーズ㈱「放課後児童クラブと放課後子供教室の一体型実施における連携に関する調査研究 報告書」（2022年3月）

小学校内等での実施を検討する理由について、（小学校内等での実施を推進する）ほぼ全ての自治体が、「子どもが安全に過ごすことができるため」と回答しています。「学校との連絡調整を行いやすいため」「実施場所を確保しやすいため」といった理由を挙げる自治体も多くみられます。

図表10 放課後児童クラブの小学校内等での実施を検討する理由（MA）

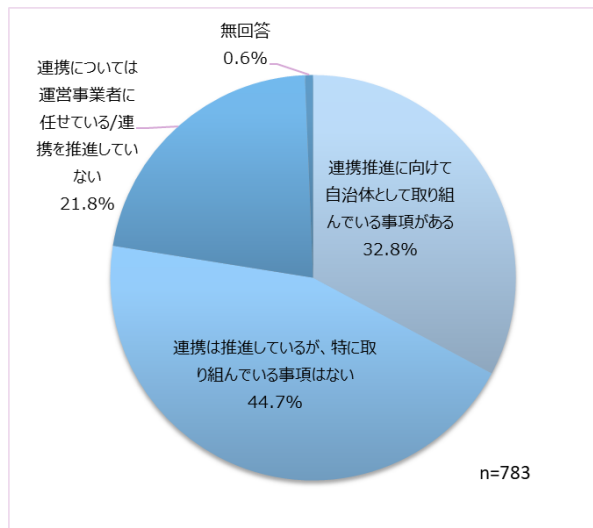


資料：みずほリサーチ&テクノロジーズ㈱「放課後児童クラブと放課後子供教室の一体型実施における連携に関する調査研究 報告書」（2022年3月）

一体型に関する自治体の方針

放課後児童クラブ・放課後子供教室の**両事業を実施する自治体のうち、7割以上が「連携を推進している」と回答**しています。ただし、うち5割弱は「連携は推進しているが、特に取り組んでいる事項はない」と回答しています。

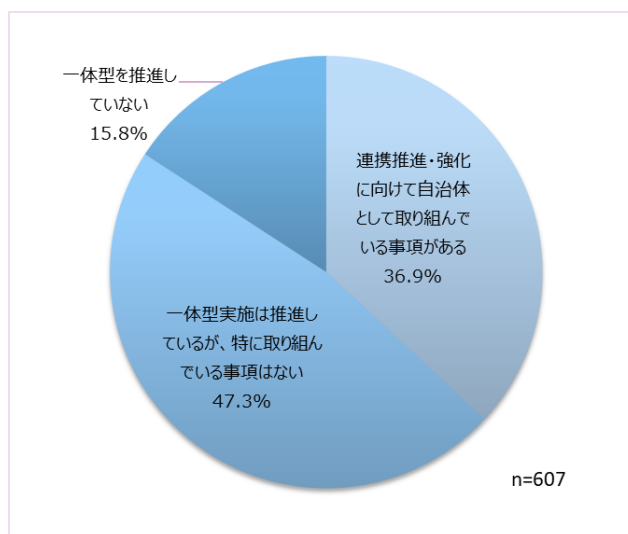
図表 11 両事業の連携推進状況（SA）



資料：みずほサーチ&テクノロジーズ㈱「放課後児童クラブと放課後子供教室の一体型実施における連携に関する調査研究 報告書」（2022年3月）

連携を推進していると回答した自治体の8割以上が一体型実施を推進しています。ただし、「**一体型実施は推進しているが、特に取り組んでいる事項はない**」が5割弱を占めています。

図表 12 一体型実施の推進状況（SA）

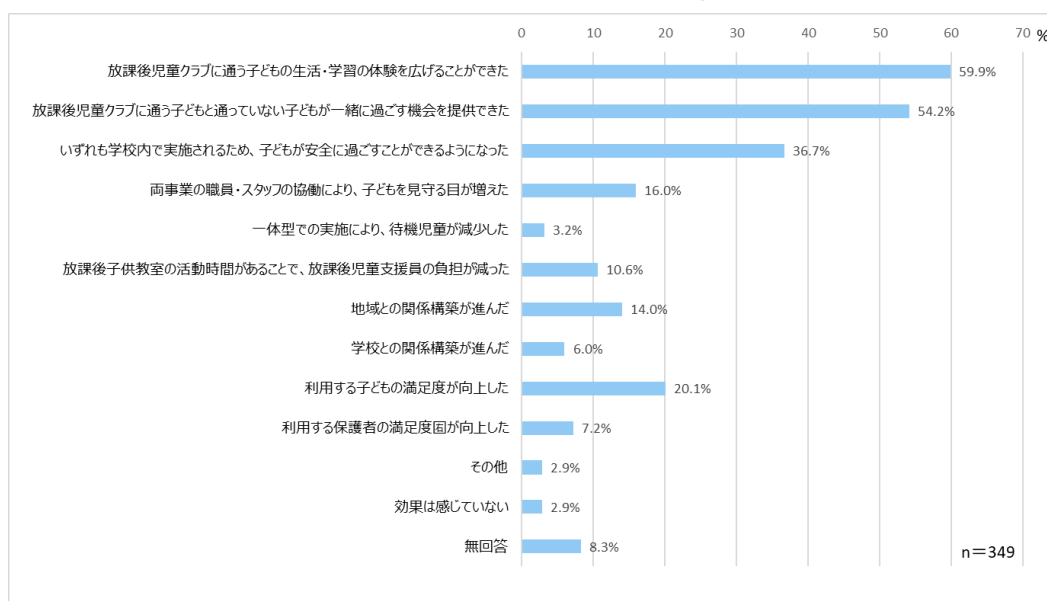


資料：みずほサーチ&テクノロジーズ㈱「放課後児童クラブと放課後子供教室の一体型実施における連携に関する調査研究 報告書」（2022年3月）

一体型の効果と課題

令和２年度に実施したアンケート調査によると、一体型実施について「放課後児童クラブに通う子どもの生活・学習の体験を広げることができた」「放課後児童クラブに通う子どもと通っていない子どもと一緒に過ごす機会を提供できた」「いずれも学校内で実施されるため、子どもが安全に過ごすことができるようになった」等の効果を感じている自治体が多いことがわかります。一体型実施は、**多様な体験・活動機会の創出や、子ども同士の交流機会の拡大、安全に過ごせる環境の確保**につながっているようです。

図表 13 一体型実施の効果（MA）



資料：みずほ情報総研(株)（現みずほリサーチ&テクノロジーズ(株)）「放課後児童クラブに登録した児童の利用実態及び放課後児童クラブと放課後子供教室の一体型による運営実態に係る調査研究 報告書」（2021年3月）

実際に、一体型を実施する自治体からは、次のような意見が聞かれています。

参考事例：千葉県浦安市（一般市）

- 放課後うらっこクラブ（一体型の放課後児童クラブ及び放課後子供教室）では、放課後児童クラブ・放課後子供教室のそれぞれの教室で過ごしているが、定期的に「交流活動」の時間を設けている。交流活動により、子ども同士の交流範囲が広がり、特に異学年の子どもの交流が促進された。
- 保護者の就労の有無に関わらず、放課後における「学校でもなく、家庭でもない、子どもたちが、安全で楽しく過ごせる居場所」を設けることにより、子どもの自立性や豊かな心を育むことができ、健全育成にもつながっていると感じている。

参考事例：山口県萩市（一般市）

- 一体型を実施することで、放課後児童クラブと放課後子ども教室（同市の表記を適用、以下同じ）の両事業の登録児童が集まり、子ども同士の交流が拡大・充実する。このことにより、イベントにおいては山口県が取り組む個人や人間関係のよりよい変容をめざした「AFPY（やまぐちふれあいプログラム）」と連動した取組を実践する場ともなっており、**皆で何かをやり遂げよう、取り組もうという意識**を育てる効果につながっていると感じている。放課後子ども教室が企画するイベント等に放課後児童クラブ利用児童が参加できることは、**子どもたちにとって楽しめる時間・機会が増えることになるので**、今後も継続していきたい。
- また、一体型での実施は両事業職員・スタッフ間の相互理解につながるとい声、現場から聞かれている。放課後児童クラブと放課後子ども教室では、子どもへの関わり方が異なる。前者は子どもを守ること、後者はチャレンジすることを大切にしたい事業計画となっている。**それぞれ異なったアプローチがなされることで、子どもの体験が広がり、相乗効果がもたらされているのではないかと**感じている。



参考事例：兵庫県淡路市（一般市）

- 普段の放課後子供教室は工作等の遊びが多い一方で、両事業の参加児童と一緒に活動する日（同市では、これを「交流日」として設定）には放課後児童クラブから 20～30 名弱の子どもが参加するため、通常 10 名程度の放課後子供教室が、40 名程度の規模になる。そのため、体育館又はグラウンドを主な活動場所として、スポーツや屋外でのゲーム等、**大勢で行うダイナミックな活動**を企画することができる。
- また、放課後子供教室には様々な学年の児童が参加しているため、両事業の利用児童と一緒に遊ぶ機会をつくることで、**異年齢の子どもの交流の場**が広がる。この活動に参加することにより、次から（交流日以外の）放課後子供教室にも参加したいと考える子どもが増えればよいと感じている。



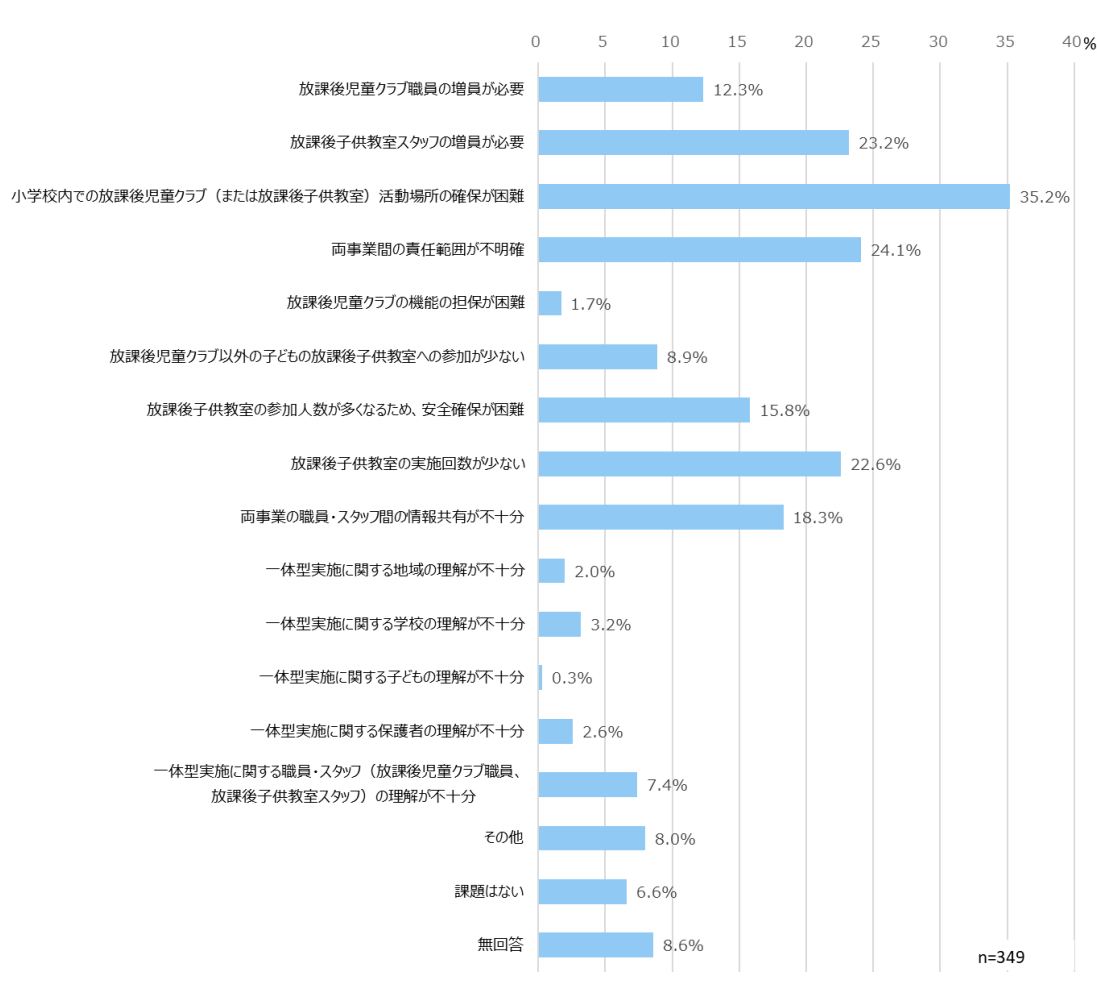
資料：兵庫県淡路市ご提供

参考事例：大阪府吹田市（中核市）

- 一体型として実施する放課後子供教室の活動に地域の協力を得ることで、地域の方々が放課後児童クラブ利用児童を含めたより多くの子どもの放課後の様子を見ることができる。これによって、子どもと地域との間に顔の見える関係性がつくられ、「登下校中の子どもに声を掛ける」「地域内の安全確保に目を配る」等、**地域で子どもを見守る目を増やす**ことができている。

他方、一体型を実施するうえでの課題として、「**小学校内での放課後児童クラブ（または放課後子供教室）活動場所の確保が困難**」「**両事業間の責任範囲が不明確**」「**放課後子供教室スタッフの増員が必要**」等を挙げる割合が高くなっています。これらは、一体型実施を検討するうえで、全ての自治体が課題と感じている事項ではないかと推察します。

図表 14 一体型実施の課題（MA）



資料：みずほ情報総研(株)（現みずほリサーチ&テクノロジーズ(株)）「放課後児童クラブに登録した児童の利用実態及び放課後児童クラブと放課後子供教室の一体型による運営実態に係る調査研究 報告書」（2021年3月）

実際に、一体型の実施については、次のような意見が聞かれています。

一体型の課題 ～アンケート調査結果より～

【放課後子供教室のスタッフが不足】

- ✓ 共働き家庭が増える中で、ボランティアにより運営される放課後子供教室の担い手確保も難しくなっている。
- ✓ 運営メンバーは高齢の方やP T Aのメンバーが多いため、後継者不足により、年々教室数が減少している。
- ✓ 放課後子供教室は担い手が不足し、実施日数及び登録児童数が減少傾向にある。

【学校内での放課後児童クラブ実施が困難】

- ✓ 学校教室の空き状況を調査したところ、年間を通じて全く使用しないという余裕教室がほとんどなかった。特に、水道やトイレが近くにあるなど、放課後児童クラブの基準に合致する教室は学校にとっても使いやすい教室であり、なんらかの用途で使用されている場合がほとんど。ハード面の要件を満たせず、学校の敷地内、教室での実施が難しい。
- ✓ 放課後児童クラブは指導員及び教室の不足から、特に高学年の待機児童解消や居場所の整備が課題となっている。

【運営・管理方法のすり合わせ、役割分担が不十分】

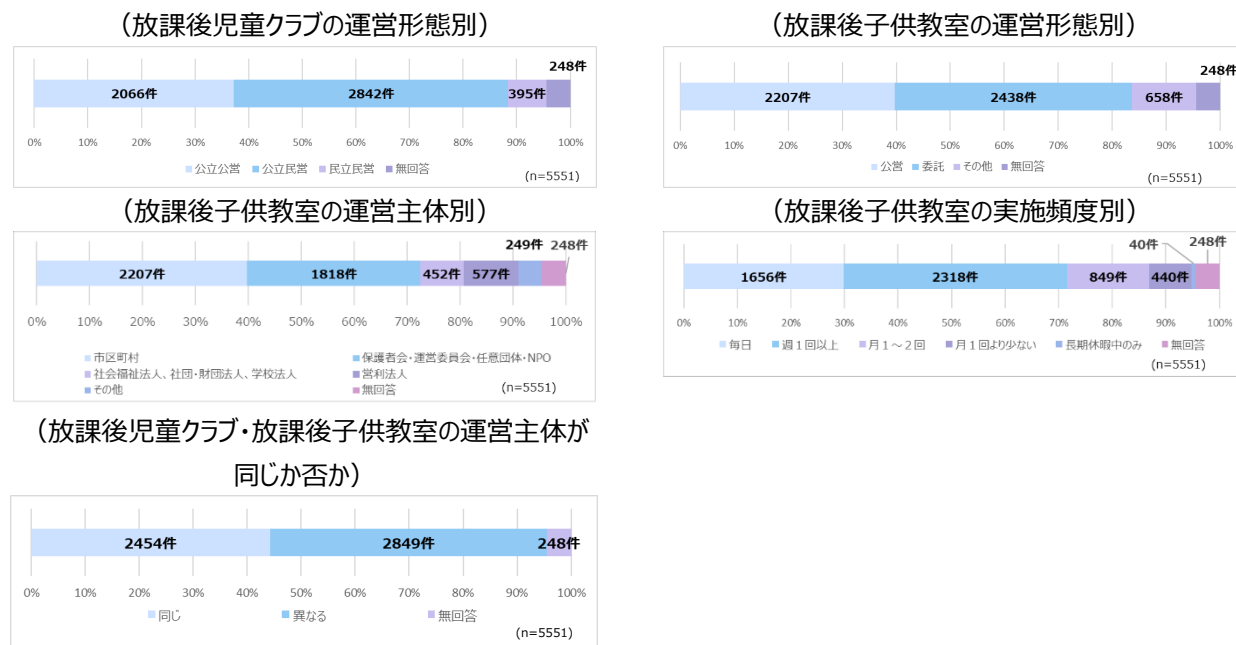
- ✓ 両事業の役割分担（安全管理・見守り）に関して、明確な規定は設けていない。それぞれの危機管理マニュアルは事業者で作成して運用しており、運営事業者が違えば、共有・連携している。ただし、お互いの危機管理マニュアルをすり合わせしているかどうかの確認はしておらず、今後の課題である。
- ✓ 放課後子供教室と放課後児童クラブは同一敷地内で活動するため、校庭の使用時間やエリアを分けるなど工夫をしている学校もあるが、明確には区分できていない。
- ✓ 現状はほぼボランティアである放課後子供教室側で活動企画・準備（地域や学校との調整を含む）や当日の活動実施、事後報告等を行っており、負担が大きい。他方、放課後児童クラブでは放課後子供教室の活動実施中、放課後児童クラブの利用児童が減ることとなり、放課後児童支援員等の負担が軽減している可能性があるため、若干不公平感が生じている。
- ✓ 両事業間の役割が不明確であることが課題として挙げられる。運営のリーダーシップが放課後児童クラブにあるのか放課後子供教室にあるのか決まってないので、活動を先導する職員が不在状態となり、子どもたちがまともになくなってしまふことがある。

資料：みずほ情報総研(株)（現みずほリサーチ&テクノロジーズ(株)）「放課後児童クラブに登録した児童の利用実態及び放課後児童クラブと放課後子供教室の一体型による運営実態に係る調査研究 報告書」（2021年3月）

《参考情報① ～各自治体の「一体型」：運営形態等～》

現状実施されている一体型の運営体制・実施方法は地域により様々です。以下は、一体型として実施する放課後児童クラブ・放課後子供教室等の運営形態等に関するアンケート調査結果です。

図表 15 一体型の放課後児童クラブ・放課後子供教室数



資料：みずほリサーチ&テクノロジーズ㈱「放課後児童クラブと放課後子供教室の一体型実施における連携に関する調査研究 報告書」（2022年3月）

また以下は、両事業の所管部局が同じか否かの別に、一体型の放課後児童クラブ・放課後子供教室設置有無をみたものです。所管部局が異なる場合にも、半数以上の自治体で一体型が実施されていることがわかります。

図表 16 一体型の放課後児童クラブ・放課後子供教室を1か所以上で実施している自治体数（所管部局別）

No.	両事業の所管部局	全体	一体型 実施あり	%
1	同じ	273	184	67.4
2	異なる	506	280	55.3
	無回答	4	2	50.0
	合計	783	466	59.5

※「全体」は本調査に回答した自治体のうち、両事業を実施している自治体数、「一体型実施あり」は一体型の放課後児童クラブ・放課後子供教室が1か所以上ある自治体数

資料：みずほリサーチ&テクノロジーズ㈱「放課後児童クラブと放課後子供教室の一体型実施における連携に関する調査研究 報告書」（2022年3月）

《参考情報② ～各自治体の「一体型」：活動内容～》

一体型実施を進めるうえで「一体型・連携型で実施する放課後児童クラブ・放課後子供教室においてどのような活動が行われているか知りたい」という声があるようです。

文部科学省のホームページでは、地域と学校が連携・協働した活動の事例紹介を行っています。このうち、2015 年以降に「地域学校協働活動」推進に係る文部科学大臣表彰」を受けた事例については、各種項目やキーワードで検索し、内容を閲覧することが可能です。そこから、放課後児童クラブと連携して実施する放課後子供教室の活動内容をピックアップしてご紹介します。

- ◇ 平成 23 年度から放課後子ども教室を開設。平成 27 年度からは放課後児童クラブと一体型の施設で、**学習習慣の定着やボランティアによる体験活動**を行っている。（様似町地域学校協働活動：北海道様似町）
- ◇ 月に一度、土曜日に特別教室を開催し、**普通の教室では行うことのできない親子参加型のイベント**を企画している。希望する児童クラブの子供も一緒に参加可能としている。平成 28 年度は、流しそうめん、うどんづくり、すいか割り、山登り、昆虫採集、化石採集、市内の高校の茶道部による茶道教室、折り紙教室、焼き芋大会、理科工作などを行った。（わくわく子ども教室：山梨県富士吉田市）
- ◇ 「大田わんぱく遊び隊」は、平成20年度より大田小学校併設の放課後児童クラブ「大田わんぱく児童クラブ」登録児童と登録していない1年生から6年生までの希望者を対象に活動している。（中略）**体を動かす遊び」「体験活動**を基本として活動を計画している。また、多くの大人と関わってほしいという思いから、地域講師を招いた活動に力を入れている。（大田わんぱく遊び隊：島根県大田市）
 - ・総合型地域スポーツクラブの外部指導者を講師として・・・野球、サッカー、スポーツ鬼ごっこ
 - ・教育委員会が委嘱している社会教育指導員を講師として・・・外国文化の体験「カナダの遊び」
 - ・中学生・高校生ボランティアスタッフが企画した遊びとして・・・ドッジボール、軽スポーツ、絵本の読み聞かせ、コマ回し
- ◇ **文化・芸術的活動や創作活動**を主に展開し、子供の体験活動の充実を通して個性の伸長が図られている。（中略）児童クラブに子ども広場の全日程を知らせ、相互に行き来できる仕組みを確立している。また、公民館区の2つの小学校にも参加を呼びかけ交流も行われている。（島根県松江市：法吉子ども広場）

資料： https://manabi-mirai.mext.go.jp/search_case/index.html（2022 年 2 月 15 日アクセス）

以下は、自治体へのヒアリングにおいて聞かれた一体型の活動プログラム内容です。

- ◇ 放課後子供教室の活動内容は、**①見守り型、②地域の方に昔あそびやものづくりを教わる体験型、③宿題の指導や計算ドリルなどを行う学習支援型、④学校に通いながら寝食をともにして学ぶ通学合宿型**、である。一体型の放課後子供教室では、先述した実施内容のうち②体験型の活動を行っていることが多い。
- ◇ **学習支援**以外にも、一体型で運営している法人ごとに、**様々な活動（日本の昔遊び、創作活動（手芸等））**を行っている。各運営法人がいろいろ試行錯誤して、その日の学習プラス「何か」を考えており、それぞれの色が出ている感じである。営利法人で教育関係に強いことを活かして、**実験等のイベント**を実施しているところもある。
- ◇ **太鼓体験や七夕飾りづくり、大正琴等の文化伝承活動**をはじめ、**キンボールやディスゲッター、ボッチャ等のユーススポーツ**を行う等、多様な体験活動を実施している。

資料：みずほ情報総研(株)（現みずほリサーチ&テクノロジーズ(株)）「放課後児童クラブに登録した児童の利用実態及び放課後児童クラブと放課後子供教室の一体型による運営実態に係る調査研究 報告書」（2021 年 3 月）

(4) 一体型の実施に向けて

一体型を実施するうえでの検討ポイントとポイント別の課題

以上を理解したうえで、各自治体が両事業の一体的な又は連携した実施を推進するうえでポイントとなることを、「量の確保」と「質の向上」の2つの観点から以下のように整理しました。

(1) 放課後児童クラブ・放課後子供教室の実施

- a 人材を確保する
- b 学校施設を活用する

(2) 多様な体験・活動を行うことのできる機会の提供

- a 放課後児童クラブ利用児童が放課後子供教室の活動に参加できるようにする
- b 両事業の連携を通じて、育成支援・活動の質の向上を図る

現状、これらが全ての自治体でスムーズに進んでいるわけではありません。一体型の実施に向けては、様々な課題があります。既存の調査等をもとに、一体型を実施するうえでの課題を以下のように整理しました。

図表 17 一体的な又は連携した実施を推進するうえでの検討ポイントとポイント別の課題

一体的な又は連携した実施を推進するうえでの検討ポイント		課題
(1)放課後児童クラブ・放課後子供教室の実施	a 人材を確保する	育成支援・活動に従事する人材の確保が困難 (p.23)
	b 学校施設を活用する	実施場所の確保が難しい (p.28)
		学校施設の利用について、学校の理解を得られない (p.34)
(2)多様な体験・活動を行うことのできる機会の提供	a 放課後児童クラブ利用児童が放課後子供教室の活動に参加できるようにする	関係者間で互いの活動について共有がなされていない (p.37)
		放課後児童クラブ利用児童が放課後子供教室に参加する際の運営側の体制が決められていない (p.40)
		放課後児童クラブ利用児童含め、全ての児童が放課後子供教室に参加できることが、利用者に周知されていない (p.42)
	b 両事業の連携を通じて育成支援・活動の質の向上を図る	活動企画・実施における協働体制の構築が必要 (p.45)
		安全・衛生管理に関する認識の統一が必要 (p.49)
		学校や地域も含めた情報共有が必要 (p.52)

※「課題」の括弧内ページ番号は、本ガイドブックの該当ページ番号

次ページからの「２．全ての子どもが安全・安心に過ごすことのできる放課後の環境整備」では、上に示すポイント別の課題に焦点を当て、それらに対応するためにどのような工夫が考えられるのか、各自治体の取組事例も紹介しながら解説します。一体型を実施するうえでは、必ずしも新たな取組を始めなければならないという訳ではありません。今既に各自治体で行っている会議の参加者や議題、研修の内容や方法、関係者間での情報共有に少しの工夫・配慮を加えることで、一体型実施に取り組みやすい環境を整備することが可能かもしれません。本ガイドブックがその一助となれば幸いです。

2. 全ての子どもが安全・安心に過ごすことのできる放課後の環境整備

これまでに述べた内容を踏まえ、一体型実施を推進するうえでの検討ポイント別に、よく聞かれる課題を挙げてみます。そして、各課題に対応するうえでのヒントについて、各自治体の取組事例を中心に、ご紹介していきます。

(1) 放課後児童クラブ・放課後子供教室の実施

a 人材を確保する

課題 育成支援・活動に従事する人材の確保が困難

一体的な又は連携した実施を推進するうえでの検討ポイント		課題
(1)放課後児童クラブ・放課後子供教室の実施	a 人材を確保する	育成支援・活動に従事する人材の確保が困難
	b 学校施設を活用する	実施場所の確保が難しい
		学校施設の利用について、学校の理解を得られない
(2)多様な体験・活動を行うことのできる機会の提供	a 放課後児童クラブ利用児童が放課後子供教室の活動に参加できるようにする	関係者間で互いの活動について共有がなされていない
		放課後児童クラブ利用児童が放課後子供教室に参加する際の運営側の体制が決められていない
		放課後児童クラブ利用児童含め、全ての児童が放課後子供教室に参加できることが、利用者に周知されていない
	b 両事業の連携を通じて育成支援・活動の質の向上を図る	活動企画・実施における協働体制の構築が必要
		安全・衛生管理に関する認識の統一が必要
		学校や地域も含めた情報共有が必要

両事業に従事する人材の確保は、多くの自治体において課題とされています。さらに一体型実施となると、両事業が同時並行で実施されている時間帯の職員・スタッフの配置に悩む自治体も多いと思われます。

地域で「子どもに関わりたい」「子どもに関わる仕事を続けていきたい」人材を増やすことは、両事業の円滑な実施だけでなく、地域の未来を担う子どもの健全育成においても大切なことです。両事業の人材確保については、放課後子供教室のスタッフが一定期間の活動を経て放課後児童クラブの職員になる、放課後児童クラブの従事者が退職後に放課後子供教室スタッフとして活躍するなど、各地で様々な工夫が行われています。また、人材バンクの開設、マッチングセンターの設置等の取組や、都道府県による当該業務の魅力発信（冊子の作成）等もあるようです。

両事業の人材確保に向けて、各自治体で実践されている取組の一部をご紹介します。

【課題「育成支援・活動に従事する人材の確保が困難」への対応のヒント】

☆ 放課後児童クラブの職員を確保する

参考事例：青森県鶴田町（町村）

放課後子ども教室スタッフの経験を経て、放課後児童支援員として勤務するキャリアパスを想定

- 放課後子ども教室（同町の表記を適用、以下同じ）指導員の勤務時間は、週 15 時間程度と短いため、地域の女性を中心に多くの方が登録くださっており、交代制で活動に従事している。他方、放課後児童支援員等の勤務時間は週 28 時間である。常時 2 名が配置されるようにシフトを組んでいる。

	放課後児童 クラブ	放課後子供 教室
運営 形態	公立公営	公営
所管 部局	教育委員会	

- 町としては、放課後子ども教室のスタッフとして 2 年程度の経験を積んだ後に放課後児童支援員となるキャリアパスも視野に入れたうえで、放課後子ども教室スタッフの募集を行っている。

《参考情報》

放課後児童支援員の基礎資格の中に「高校卒業者等であり、かつ 2 年以上放課後児童健全育成事業に類似する事業に従事したものであって、市町村長が適当と認めたもの」という規定があります（放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準第 10 条第 3 項第 9 条）。ここでいう「放課後児童健全育成事業に類似する事業」については、厚生労働省の通知で以下のように示されています（平成 26 年 5 月 30 日付け 雇児発 0530 第 1 号 厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）。

つまり、放課後子供教室のスタッフとしての経験を活かして、放課後児童クラブで放課後児童支援員等として育成支援に携わることが可能です。

同項第 9 号については、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第 38 条第 2 項各号では定められていないが、放課後児童健全育成事業が児童と継続的に関わる事業であることに鑑み、資格要件の一つとして設けたものである。この「放課後児童健全育成事業に類似する事業に従事した者」とは、放課後子供教室に継続的に従事していた者など、遊びを通じて児童と継続的な関わりを持った経験のある者をいうものである。

資料：厚生労働省公表資料

求人ポスターを掲示してPR

- | | | |
|----------|---------------|-------------|
| | 放課後児童
クラブ | 放課後子供
教室 |
| 運営
形態 | 公立公営、
民立民営 | 公営 |
| 所管
部局 | こども支援部 | |

放課後子ども教室

1日の流れ

(ほとんどの教室で実施されています)



放課後子ども教室

実施状況

放課後子ども教室実施状況表（平成13年度）

月別	実施状況	取組の状況と主な取組	参加人数	実施回数	実施内容
14：00～	小学校の放課後	放課後子ども教室 放課後児童クラブ	児童	月 1 回	市内15区画別
14：30～	1年生以下	児童館・児童センター 児童クラブ・児童会館	児童	月 1 回	市内15区画別
14：30～	2年生以上	児童館・児童センター 児童クラブ・児童会館	児童	月 1 回	市内15区画別
15：00～	2年生以下	児童館・児童センター 児童クラブ・児童会館	児童	月 1 回	市内15区画別
15：00～	2年生以上	児童館・児童センター 児童クラブ・児童会館	児童	月 1 回	市内15区画別
15：30～	3年生以上	児童館・児童センター 児童クラブ・児童会館	児童	月 1 回	市内15区画別
16：00～	4年生以上	児童館・児童センター 児童クラブ・児童会館	児童	月 1 回	市内15区画別
16：30～	5年生以上	児童館・児童センター 児童クラブ・児童会館	児童	月 1 回	市内15区画別
17：00～	6年生以上	児童館・児童センター 児童クラブ・児童会館	児童	月 1 回	市内15区画別

放課後子ども教室実施例



例1 けいけい堂（さくら）



例2 くらぶ（さくら）



例3 くらぶ（さくら）

<http://www.city.iruma.saitama.jp/kurashi/kosodate/1007335/syonen/houkagokodomo/100160>

そのほか、アンケート²への回答の中から関連する内容の一部をご紹介します。

- ✧ 放課後児童支援員の雇用確保策として、研修機会の拡大や民営児童クラブに対する処遇改善の補助金を拡大する。
- ✧ 人材を確保するため、指定管理者制度等の民間活力の導入を推進し、常勤職員を施設ごとに配置する。
- ✧ 同一事業者に運営を委託することによって、一方のスタッフが他方にヘルプ要員として現場に従事するなど、人員配置のシフトが編成しやすくなる。

◇ 放課後子供教室の活動協力者を確保する

参考事例：山口県萩市（一般市）

地域を愛する住民の思いを、放課後子ども教室の活動活性化につなげる体制の確立

- 萩市、阿武町全域と山口市阿東地域をエリアとする萩ジオパークは、2018年に日本ジオパークに認定された。その中心となる地域に萩市立越ヶ浜小学校がある。同小学校の放課後子ども教室は、萩ジオパークの豊富な自然を活用した「笠山自然観察」「魚釣り」等の様々な活動を実施している。日本ジオパークに認定された際に、市のジオパーク推進課の担当職員が講師となって放課後子ども教室のイベントに協力した。その後、この活動が地域の活動グループ「笠山ジオの会」に引き継がれた。

	放課後児童クラブ	放課後子供教室
運営形態	公立公営	公営
所管部局	福祉部	教育委員会

- 放課後子ども教室の運営委員会には 17 名が参画している。構成員は、学校運営協議会の会長・副会長、校長、教頭、PTA会長、民生委員、放課後児童支援員、漁協役員と様々である。また、構成員以外の地域の方も活動に対して非常に協力的である。
- 越ヶ浜は、北前船の寄港地であったことから港町として栄えた地域で、漁業が盛んである。また、椿の群生林や天然記念物の汽水湖「明神池」など、観光資源が豊富だ。地域の方たちは、地域の魅力・特色を次の世代にも理解してもらい、引き継いでいきたいという強い思いを持っている。地域の特産物（水産物）を生活の糧としていることから、地域に対する意識・愛着もひととき高いものとする。漁業集落は、もともと家が密集しており、隣近所等の人同士の結びつきが強いことも、地域住民が子どもたちの活動に協力的である一因かもしれない。



資料：山口県萩市ご提供

参考事例：兵庫県淡路市（一般市）

放課後子供教室に参加した経験のある高校生に協力を依頼

- 放課後子供教室には指導員（市の会計年度任用職員）のほか、7 教室で 40 名程度の有償ボランティアが登録している。指導員と公民館（放課後子供教室実施場所）の職員が相談して、あらかじめ登録されているボランティアの中から活動ごとに内容に合った方を選定し、協力を依頼している。

	放課後児童クラブ	放課後子供教室
運営形態	公立公営	公営
所管部局	教育委員会	

- ボランティアの登録者は、元市職員や元教師のほかは、従来から公民館活動に協力いただいている地域の方がほとんどである。新規ボランティアの確保はなかなか難しく高齢化が進んでいるものの、小学生時代に放課後子供教室に通っていた現役高校生に声掛けし参加してもらうなどして、協力者を募っている。

参考事例：新潟県新潟市（政令指定都市）

PTA や学生ボランティアによる活動協力

- 同市では、PTA を中心とした地域の方々が、ボランティアとして放課後子供教室の活動を支えている。中には自分の子どもが小学校を卒業したあとも、地域住民としてボランティアに参加する方もいる。多くの学校で、学校便り経由でスタッフを募集しているが、近年人員確保が難しくなったことを受け、学校によっては **PTA 活動の業務の中に放課後子供教室を組み込み、「当番ボランティア」として活動に参加する立場の者を確保する**などの取組を行っている。

	放課後児童クラブ	放課後子供教室
運営形態	公立民営、 民立民営	公営(各校PTAと教育委員会の共催)、 委託
所管部局	こども未来部	教育委員会

- これについて、現場からも特に不満等出ておらず、逆に PTA の活動として正式に位置づけられることで、スムーズに放課後子供教室の活動に参加ができるという声が聞かれている。授業参観とは違い、休み時間に近い子ども様子を見ることができるので、仕事を休んで参加した親からも「参加してよかった」という前向きな評価を得ている。
- また、学生ボランティアの受入れも積極的に行っており、**地元新潟大学の学生が講師やボランティアとして、イベント等に参加又は企画している**。教員志望の学生が子どもとの接し方を学ぶことができるばかりでなく、若い学生との交流の機会とあって、子どもたちにも好評である。新潟大学では、放課後子供教室でのボランティア活動を単位認定するシステムがあるが、単位のためというよりも、子どもたちと関わりたいという主体的な姿勢で活動に関わる学生が非常に多い印象がある。
- 市では、**学生ボランティアと個々の放課後子供教室との調整や、大学側との連絡を密に行っている**。新潟大学を中心に新潟青陵大学、新潟医療福祉大学等と連携している。また市内専門学校の学生もボランティアに参加している。学生ボランティアの希望が大学近くのエリアの小中学校に限られることは課題に感じている。

b 学校施設を活用する

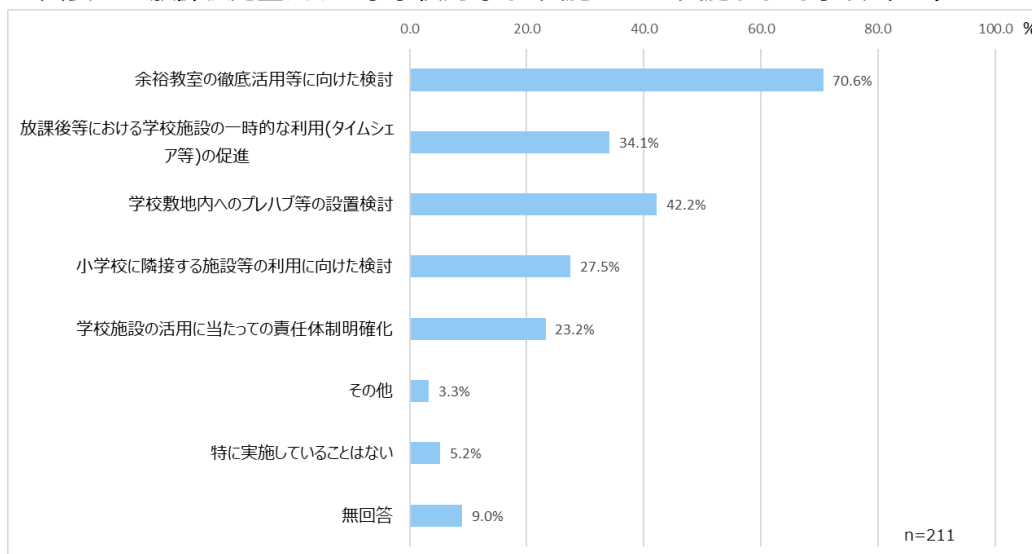
課題① 実施場所の確保が難しい

一体的な又は連携した実施を推進するうえでの検討ポイント		課題
(1)放課後児童クラブ・放課後子供教室の実施	a 人材を確保する	育成支援・活動に従事する人材の確保が困難
	b 学校施設を活用する	実施場所の確保が難しい 学校施設の利用について、学校の理解を得られない
(2)多様な体験・活動を行うことのできる機会の提供	a 放課後児童クラブ利用児童が放課後子供教室の活動に参加できるようにする	関係者間で互いの活動について共有がなされていない
		放課後児童クラブ利用児童が放課後子供教室に参加する際の運営側の体制が決められていない
		放課後児童クラブ利用児童含め、全ての児童が放課後子供教室に参加できることが、利用者に周知されていない
	b 両事業の連携を通じて育成支援・活動の質の向上を図る	活動企画・実施における協働体制の構築が必要
		安全・衛生管理に関する認識の統一が必要 学校や地域も含めた情報共有が必要

「(2)一体型の実施に関する現状」でみたとおり、多くの自治体が小学校内等での放課後児童クラブ・放課後子供教室実施を検討しています。一方で、実施場所の確保が難しいという声も多く聞かれます。

アンケート調査結果によると、小学校内等での実施を推進するために実施している事項として選択する割合が高かったのは「**余裕教室の徹底活用等に向けた検討**」（70.6%）、「**学校敷地内へのプレハブ等の設置検討**」（42.2%）、「**放課後等における学校施設の一時的な利用（タイムシェア等）の促進**」（34.1%）等でした。

図表 18 放課後児童クラブの小学校内等での実施のために実施している事項（MA）



資料：みずほリサーチ&テクノロジーズ㈱「放課後児童クラブと放課後子供教室の一体型実施における連携に関する調査研究 報告書」（2022年3月）

【課題①「実施場所の確保が難しい」への対応のヒント】

☆ 余裕教室等を徹底活用する

余裕教室等の活用に向けては、放課後児童クラブ等の整備に関する方針・計画を見える化することで、活用の必要性や今後の予定に関する認識共有を図る事例がみられました。

参考事例：神奈川県平塚市（一般市）

余裕教室の活用促進に向けたガイドラインを策定

- 放課後児童クラブの小学校内余裕教室等への移設を進めるべく、教育総務課（教育委員会）で「市立小学校での学童保育に関する余裕教室開放利用のガイドライン」を作成し、[効率的に余裕教室の活用を進めるための指針](#)としている。
- 同ガイドラインでは、放課後児童クラブで利用可能な余裕教室の考え方や、開放利用にあたっての詳細な手続き・諸条件について解説しており、[余裕教室を教育活動の目的以外に開放利用することに対しての学校長の判断を助け、学校施設の有効利用を促すもの](#)となっている。

	放課後児童クラブ	放課後子ども教室
運営形態	公立民営	委託
所管部局	健康・子ども部	教育委員会

【ガイドラインの目次構成】

- 趣旨
- 余裕教室等の定義
- 学校における教室等の定義と配置
 - 教室等の分類
 - 教室配置に関する注意事項
 - 教室配置の指定
 - 「学童利用可能な余裕教室」の要件
- 「学童利用可能な余裕教室」の指定にあたって
 - 「学童利用可能な余裕教室」の指定にあたって
 - 「教育目的上必要な教室」の水準
 - 平塚市の子育て環境の充実に向けて
- 「学童利用可能な余裕教室」の開放利用について
 - 開放利用許可までの流れ
 - 「開放利用許可」後の流れ
 - 開放利用開始後
 - 開放利用中止の場合
- 開放利用に際して諸条件

資料：神奈川県平塚市ご提供

- なお、小学校内に放課後児童クラブを設置する際には、利用に関する確認事項やルールを市（青少年課、教育総務課）、学校（校長、教頭）、放課後児童クラブの間で協議し、書面に記した上で余裕教室を使用させてもらっている。利用に関する取り決めの有効期間は年度内としているため、[更新のタイミングで書面を基に合意内容を見直し](#)、追加事項等が必要な場合には市（青少年課、教育総務課）と小学校、放課後児童クラブの話し合いを行い、方針を決定することとなる。

参考事例：岩手県奥州市（一般市）

個別施設ごとの管理運営計画を策定

- 公共施設等の老朽化問題に対応し、財政負担の軽減・平準化や公共施設等マネジメント（保有する公共施設等を有効活用しつつ、施設保有量の見直しや計画的な保全による施設の長寿命化を図るための取り組み）を推進していくため、**放課後児童クラブに係る個別施設ごとの具体的な対応策を示す個別施設計画を策定**している。これにより、経年劣化による施設不具合・学校の再編（統廃合）等がある放課後児童クラブについては、計画的に学校への移転を検討している。
- 20～30 年など長いスパンで全てのクラブの学校への移設を計画しており、施設の耐用年数等を勘案して、何年までに施設の使用を終了するのか計画を立てている。学校の建設計画など状況を見つつ、その都度計画の見直しを行っていく予定である。

	放課後児童 クラブ	放課後子供 教室
運営 形態	公立民営	委託
所管 部局	健康こども部	協働まちづくり部

【個別施設計画の目次構成】

1. 基本事項
2. 施設の現状及び将来の見通し
3. 供給量の適正化に関する事項
4. 既存施設等の有効活用（更新・維持）に関する事項
5. 効率的な管理・運営に関する事項
6. 公共施設等のマネジメントによる効果

資料：岩手県奥州市ご提供

そのほか、アンケートへの回答の中から関連する内容の一部をご紹介します。

- ◇ 運営委員会等において、年度ごとに余裕教室の活用状況等に関する協議を行い、使用計画を検討する。
- ◇ 学校関係者へのその必要性、意義等について理解を求めるとともに、余裕教室の実数と利用可能数の調査を行う。その後、活用に向け運営委員会等において協議検討を行う。
- ◇ 放課後児童クラブや放課後子供教室に使用できる余裕教室の活用状況等について、教育委員会と福祉部局とが定期的に協議を行う。
- ◇ 各学期や年度始め等、学校生活の区切りとなる時期を目安に使用できる余裕教室の活用について実施校と協議を行い、使用可能教室の情報を共有する。

なお、国庫補助を受けて整備された学校施設を転用等する場合には、財産処分手続が必要となりますが、「公立学校施設整備費補助金等に係る財産処分の承認等について（通知）」において、大幅に簡素化・弾力化が図られています。

「公立学校施設整備費補助金等に係る財産処分の承認等について（通知）」（令和2年 12 月9日付け 2文科施第 281 号 文部科学省大臣官房文教施設企画・防災部長通知）

https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/zyosei/yoyuu/03082701.htm

小学校内での放課後児童クラブ・放課後子供教室事業の実施については、学校の新增築、改築や大規模な改修の機会を捉えて新設／移設等を計画する自治体も多いようです。以下は、小学校の統廃合を機に小学校内での一体型実施とした事例です。

参考事例：青森県鶴田町（町村）

小学校の統廃合を機に、小学校内に放課後児童クラブ・放課後子供教室の専用スペースを設置

- 令和2年4月より、6つの小学校を統合して全町1学区制とした。6つの小学校があった当時は8か所（各学校に1か所、公民館に1か所、町の施設に1か所）のサンシャインスクール（一体型の放課後児童クラブ・放課後子供教室）を設置していたが、それらを小学校の統合に伴って鶴田小学校の敷地内併設の1か所に集約した（8か所/支援の単位8のサンシャインスクールが1か所/支援の単位8になった）。

	放課後児童クラブ	放課後子供教室
運営形態	公立公営	公営
所管部局	教育委員会	

- 小学校統合後のサンシャインスクールの配置について、検討委員会を設置し検討を重ねてきた。選択肢として地域ごとの設置を維持する「分散型」と統合小学校（1か所）への「集約型」があったが、以下の理由から「集約型」が適切であるという結論に至った。

- 「集約型」は、学校の教育活動を終了した児童が、各自のタイミングでサンシャインスクールに移動できるので、安全管理体制を確保できる。
- 震災等の緊急事態への対応を考えたとき、「集約型」は学校本体と連携しているため、緊急避難、集団下校など様々な対応が可能。また、大規模地震を想定したとき、児童を耐震性に優れた新設校舎に留めておけることなど、安全確保の点から「集約型」が望ましいと考える。

- なお、学校施設内で事業を実施しているが、サンシャインスクール専用施設のため建物管理、責任関係を学校と分離している。建物設置要綱上、（学校ではなく）社会教育施設となっている。

- 児童は学校終了後、一度学校の昇降口を出て、少し歩いてサンシャインスクールの昇降口に入る。両者はちょうど良い距離間にある。同じ敷地内だが、建物も世界も切り変わるようになっている。



資料：広報つた No.679
(2017年（平成29年）5月号)

◇ 学校施設の一時的な利用を検討する

学校施設の一時的な利用（タイムシェア）等に向けては、教育活動の状況を踏まえた調整が必要となります。放課後児童クラブ・放課後子供教室の所管部局担当者や運営者が学校ごとに協議・交渉を行うといった声が多く聞かれます。

参考事例：東京都目黒区（特別区）

放課後の時間帯のみ特別教室を借用して放課後児童クラブを実施

- 余裕教室の確保が難しい状況があったため、令和２年度より放課後の時間帯のみ特別教室を活用するタイムシェア型の放課後児童クラブを開設した。
- 特別教室１室をタイムシェアで利用し、事務室兼静養室は別途専用区画を確保している。また、ランドセル置き場は可動式のロッカーを用意した。
- 開設に当たっては、所管部局内で整備の候補となる小学校を検討したのち、当該小学校の校長、副校長との調整を進めた。また、教育委員会に対して、教育財産目的外使用申請等の事務手続きを並行して実施した。電話回線は新規で設置した（区が費用負担）。

	放課後児童クラブ	放課後子供教室
運営形態	公立民営	委託
所管部局	子育て支援部	

参考事例：東京都三鷹市（一般市）

普通教室を利用して放課後子供教室を実施

- 普通教室を授業終了後に場面転換し、誰でも参加できる放課後子供教室事業として利用している。
- 学校授業終了後、当該教室の在籍児童は、教室内にある全ての私物をロッカーに片付けてから帰宅する。その後、放課後子供教室開始前に、担当スタッフがロッカーや壁面にシートを貼るなどの準備を行う。
- これは、余裕教室の確保が難しい状況下での活動場所確保のため、令和３年度より１校で試験的に開始した取組である。今後は、個人情報保護対策をより強化するため、ロッカーにシャッター式の扉を設置し、鍵をかけられるようにするなどの対応を検討している。

	放課後児童クラブ	放課後子供教室
運営形態	公立民営	委託
所管部局	子ども政策部	

参考事例：東京都練馬区（特別区）

両事業の職員・スタッフと小学校との間で話し合いの時間を持ち、時間割を確認しながら活用できる教室を確認

- 専用区画以外の学校施設活用について、大まかな合意事項は協定書（詳細は p.35 の練馬区参考事例を参照）内に記載している。ただし、放課後の時間の始まりは学年ごと／日ごとに異なり、両事業で利用できる場所や利用できる時間も、学期ごと／日ごとに様々である。たとえば、低学年の子どもは早く授業が終わるため、他学年が授業を行っている時間に両事業の活動場所を用意する必要がある。

	放課後児童クラブ	放課後子供教室
運営形態	公立公営、 公立民営、 民立民営	委託
所管部局	教育委員会	

- そのため、教室の使用に関しては、現場の責任者が各学校と話し合い、年度ごとの教育活動カリキュラムに基づいた綿密な調整を行う。学校側において、ねりっこクラブの活動で利用しお教室（家庭科室等）を使用する授業をできるだけ午後に入れないといった配慮をしてもらうケースもある。
- 調整にあたっては、各学校から年度ごと・学期ごとのクラス数、利用できる教室の有無、時間割等を聴取したうえで、利用できる教室を確保するため個別の調整を学校側に依頼することとなるため、学校との関係づくりが大変重要である。

そのほか、アンケートやヒアリング³の中から関連する内容の一部をご紹介します。

- ◇ 原則として、放課後児童クラブは学校内の余裕教室等を専用室として借用するが、放課後子供教室については、図工室や体育館等を放課後のみ借用する方法も取っている。特に、児童数が増加している学校では、余裕教室自体が減っているため、このような対応をするケースが増えている。
- ◇ 放課後児童クラブについては、申込状況や学校施設の状況を踏まえ、学校施設をタイムシェアなどで積極的に活用する。放課後子供教室については、体育館や場合によっては家庭科室等を活用場所としていく。

³ みずほリサーチ＆テクノロジーズ(株)が「放課後児童クラブに登録した児童の利用実態及び放課後児童クラブと放課後子供教室の一体型による運営実態に係る調査研究」及び「放課後児童クラブと放課後子供教室の一体型実施における連携に関する調査研究」において実施したヒアリング。以下、全て同じ。

課題② 学校施設の利用について、学校の理解を得られない

一体的な又は連携した実施を推進するうえでの検討ポイント		課題
(1)放課後児童クラブ・放課後子供教室の実施	a 人材を確保する	育成支援・活動に従事する人材の確保が困難
	b 学校施設を活用する	実施場所の確保が難しい
		学校施設の利用について、学校の理解を得られない
(2)多様な体験・活動を行うことのできる機会の提供	a 放課後児童クラブ利用児童が放課後子供教室の活動に参加できるようにする	関係者間で互いの活動について共有がなされていない
		放課後児童クラブ利用児童が放課後子供教室に参加する際の運営側の体制が決められていない
		放課後児童クラブ利用児童含め、全ての児童が放課後子供教室に参加できることが、利用者に周知されていない
	b 両事業の連携を通じて育成支援・活動の質の向上を図る	活動企画・実施における協働体制の構築が必要
		安全・衛生管理に関する認識の統一が必要
		学校や地域も含めた情報共有が必要

小学校内での両事業実施においては、施設設備の利用に関する学校側の不安感が払拭されるように努める必要があります。そのポイントとなるのが「**両事業関係者⇔学校関係者間の丁寧な対話**」と、「**小学校の施設・設備を利用する地域団体等との調整**」です。各地域では、両事業の所管課担当者として教育委員会とのネットワークがある人材や小学校の元校長・教師、学校施設の整備等に関わった人材等を配置することにより、小学校との情報共有や調整の円滑化を図る事例があるようです。

以下では、小学校との共通理解をつくるうえで参考になる事例をご紹介します。

【課題②「学校施設の利用について、学校の理解を得られない」への対応のヒント】

◇ 管理運営における責任体制を明確化する

放課後児童クラブ及び放課後子供教室は、学校施設を活用する場合であっても、学校教育の一環として位置付けられるものではないことから、実施主体は学校ではなく、市町村の教育委員会、福祉部局等となり、これらが責任を持って管理運営に当たる必要があります。施設設備の利用に関してしっかり学校側に説明するとともに、トラブルが生じた場合の責任体制を明確化することが大切です。

参考事例：東京都練馬区（特別区）

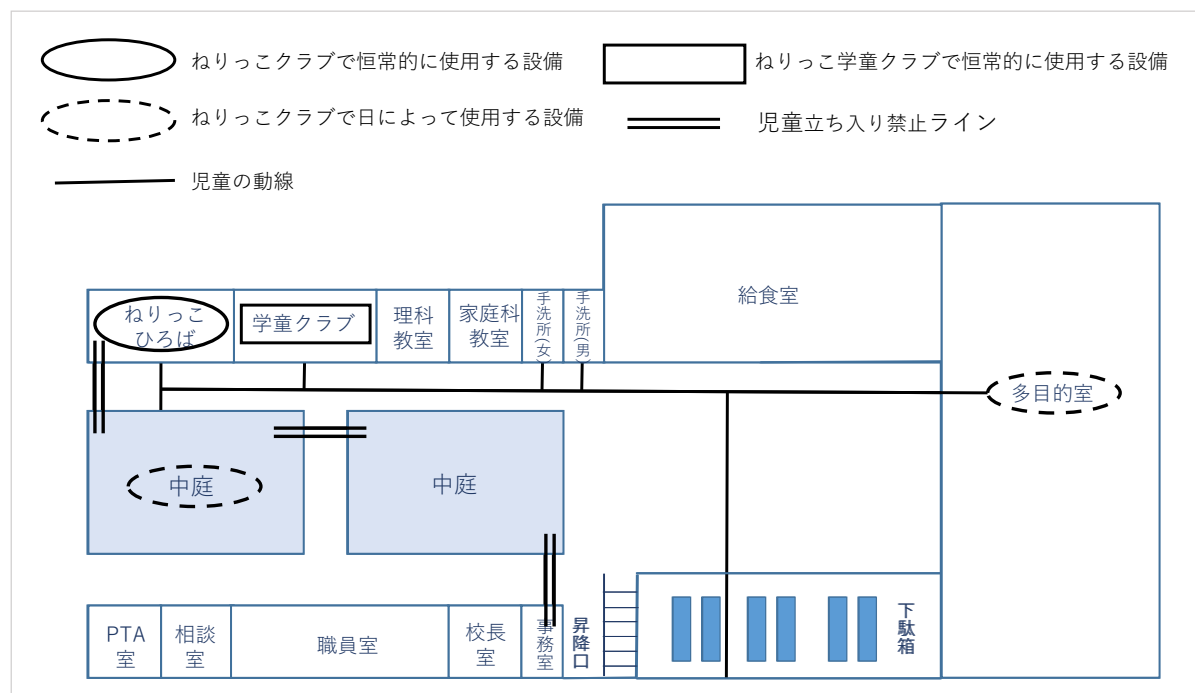
放課後の活動で使用する範囲を明確に示すことで、施設利用に関する小学校の理解を促進

- 学校施設の活用にあたっての責任体制明確化に努めている。「ねりっこクラブ」（一体型の放課後児童クラブ・放課後子供教室）をスタートした平成 28 年以降、「ねりっこクラブ」を開始するごとに、**教育委員会の教育長と各小学校長との間で、学校施設の使用に関する協定**を結んでいる。
- 協定書では、基本的合意事項として、「教育委員会は、小学校の学校教育に支障が生じないよう配慮の上、事業を実施するものとする／小学校は、学校教育に支障がない限り、教育委員会が実施する事業に協力するものとする」としたうえで、学校施設・設備の使用と使用時間、管理責任、緊急時の対応、学校教育に支障が生じる場合の対応を明記しルール化している。
- 放課後子供教室だけでなく、放課後児童クラブも余裕教室を活用して実施している。活動時間帯の責任範囲を明確化しておかなければ、学校の理解や協力は得られない。協定書には、放課後に使用するスペースだけでなく、**放課後児童クラブ実施中の子どもの移動ルートや行動範囲**も明記し説明している（下図参照）。職員が責任を持って子どもを見守っており、合意事項が守られていることを協定書と合わせて実感してもらうことで、最終的に学校の理解が得られる。

	放課後児童クラブ	放課後子供教室
運営形態	公立公営、公立民営、民立民営	委託
所管部局	教育委員会	

図表 19 ねりっこクラブの実施に関する協定書（イメージ）

（放課後児童クラブ実施中の子どもの移動ルートや行動範囲の確認に関する部分）



資料：東京都練馬区ご提供資料をもとにみずほリサーチ&テクノロジーズ(株)が作成（※図面は架空のもの）

そのほか、アンケートやヒアリングの中から関連する内容の一部をご紹介します。

- ◇ 放課後児童クラブ及び放課後子供教室の活動に伴う小学校の施設や設備の利用における責任は、原則として所管課が負うこととなるが、施設や設備品等の破損等については、教育委員会と都度協議している。

《参考情報》

放課後児童クラブの実施における学校施設の管理運営上の取り決めについては、令和元年 7 月に文部科学省・厚生労働省から通知が発出されています。同通知と同時に、関係部局間での協定のひな型が公表されていますので、参考にしてください。

「放課後児童クラブの実施における学校施設の管理運営上の取決めについて(通知)」(令和元年 7 月 4 日付け 元教地推第 12 号・子子発 0704 第1号 文部科学省総合教育政策局地域学習推進課長・厚生労働省子ども家庭局子育て支援課長通知)

<https://www.mhlw.go.jp/content/000527363.pdf>

<https://www.mhlw.go.jp/content/000527364.docx>

◇ 学校施設を活用する他事業等との調整を円滑に行う

学校施設を活用する事業・活動は、放課後児童クラブ・放課後子供教室のほかにも様々あります。これら他事業等との調整は、小学校を介して行うという声が複数聞かれました。しかし、小学校の側での調整に負担や困難が生じないよう配慮や工夫を行うことは、小学校との関係構築においても重要です。他事業等との調整を円滑に進めることで、地域の様々な組織・団体が、学校施設を活用しながら多様な活動を展開することが可能となります。

以下、学校施設を活用する他事業等との調整を行うための各自治体の工夫を、アンケート&ヒアリングからピックアップしました。

参考事例：広島県三原市（一般市）

放課後子ども教室（同市の表記を適用、以下同じ）が利用する学校施設については、学校の教育活動や他の社会教育活動との調整の必要性を踏まえ、年間を通して利用可能な教室の状況について確認を行い、その状況に応じて放課後児童クラブや放課後子ども教室の活動内容を検討する。また、放課後児童クラブが校庭等を使用する際は、使用時間を限って、随時学校と交渉するようにしている。

《参考情報》

スポーツ庁の「学校体育施設の有効活用に関する手引き」（令和 2 年 3 月）では、学校体育施設を地域スポーツの場として有効活用していくためのポイントや工夫が紹介されています。この手引きは、小学校が放課後児童クラブ・放課後子供教室以外を含めた地域の活動のために学校施設を開放していくうえでのガイド・情報提供を目的としたものです。放課後児童クラブ・放課後子供教室において、小学校施設を活用する他事業等との調整を図るうえでは、こちらの内容も参考にもなると思います。

スポーツ庁「学校体育施設の有効活用に関する手引き」（令和 2 年 3 月）

https://www.mext.go.jp/sports/content/20200331-spt_stiiki-1385575_00002_2.pdf

(2) 多様な体験・活動を行うことのできる機会の提供

a 放課後児童クラブ利用児童が放課後子供教室の活動に参加できるようにする

課題① 関係者間で互いの活動について共有がなされていない

一体的な又は連携した実施を推進するうえでの検討ポイント		課題
(1)放課後児童クラブ・放課後子供教室の実施	a 人材を確保する	育成支援・活動に従事する人材の確保が困難
	b 学校施設を活用する	実施場所の確保が難しい
		学校施設の利用について、学校の理解を得られない
(2)多様な体験・活動を行うことのできる機会の提供	a 放課後児童クラブ利用児童が放課後子供教室の活動に参加できるようにする	関係者間で互いの活動について共有がなされていない
		放課後児童クラブ利用児童が放課後子供教室に参加する際の運営側の体制が決められていない
		放課後児童クラブ利用児童含め、全ての児童が放課後子供教室に参加できることが、利用者に周知されていない
	b 両事業の連携を通じて育成支援・活動の質の向上を図る	活動企画・実施における協働体制の構築が必要
		安全・衛生管理に関する認識の統一が必要
		学校や地域も含めた情報共有が必要

両事業の連携を進めるうえで肝要なのが、所管部局間の情報共有・連携です。両事業の所管部局が互いの事業の状況を共有することが、子どもの豊かな放課後をつくることにつながります。

また、両事業が互いに行き来できる場所で実施されている場合にも、運営主体が異なる／事業実施場所が異なるなどの理由により、両事業の運営状況に関する情報共有がなされておらず、結果として放課後児童クラブ利用児童が放課後子供教室の活動に参加できていない可能性が考えられます。

放課後児童クラブ利用児童を含めた全ての児童が放課後子供教室の活動に参加できる環境を整えるために、まずは**両事業の関係者（所管部局の担当者、運営主体の職員・スタッフ）が互いの情報を共有する場を持つ**ことが必要です。

【課題①「関係者間で互いの活動について共有がなされていない」への対応のヒント】

☆ 両事業関係者が互いの活動に関して共有する機会をもつ

参考事例：山口県萩市（一般市）

所管課間で活動内容案を共有、承認した後に協議会に提案するフローで事業計画を立案

- 一体型実施は、まず市内 1 校で試行的に開始した。放課後児童クラブ登録児童と放課後子ども教室登録児童の双方が参加できるイベントを企画し、実施したのが最初である。放課後児童クラブでは、なかなかイベント等を実施できていない実態がある一方、放課後子ども教室では様々な体験が提供されていることから、放課後子ども教室に放課後児童クラブの子どもが参加しても良いか、という相談の下、ボトムアップ的に一体型での実施・連携した実施が始まったものと推察する。また、放課後子ども教室側としても、参加者数を確保するために、放課後児童クラブの子どもに参加してもらいたいという思いがあったかもしれない。
- 活動内容の企画は教育委員会文化生涯学習課（放課後子ども教室所管課）が担う。前年度に年間計画を起案し、福祉部子育て支援課（放課後児童クラブ所管課）にこれを説明、了承を得た後に協議会（活動従事者による会議体）での説明を経て確定するというのが基本的な流れである。

	放課後児童クラブ	放課後子供教室
運営形態	公立公営	公営
所管部局	福祉部	教育委員会

参考事例：千葉県浦安市（一般市）

モデル事業の実施を通じて一体型実施の効果や課題を確認

- 「放課後うらっこクラブ」による一体的運営は、平成 27 年度からのモデル事業を経て、令和元年度から市内全ての小学校を対象に運営を開始した。その際、同一小学校における両事業の運営事業者は同じとなるよう、運営事業者のプロポーザルを実施し、業務委託先を選定した。
- モデル事業は、平成 27 年度は夏季休暇に実施、平成 28 年度から 2 小学校をモデル校として実施した後、その後モデル校の数を少しずつ増やしていった。モデル事業では、放課後児童クラブと放課後子供教室の一体的な活動のほか、放課後子供事業における「ランドセル来所」や「お弁当スペースの提供」も実施した。
- モデル事業後のアンケートでは、保護者からは「放課後児童クラブに入っていない子どもと遊べるのは良い」「ランドセル来所をこの先ずっとやってほしい」等のご意見、また、子どもからは、「交流活動に参加して楽しかった」「今後利用していきたい」等の高い評価をいただいた。このモデル事業により得た意見や指摘は、令和元年度からの「放課後うらっこクラブ」の完全実施に大変参考となった。

	放課後児童クラブ	放課後子供教室
運営形態	公立民営	委託
所管部局	健康こども部	

参考事例：新潟県新潟市（政令指定都市）

日常的な行き来と会議への参加を通じて、両事業職員・スタッフの交流を促進

- 子どもの出欠状況を確実に確認するため、**両事業のスタッフが放課後児童クラブ・放課後子供教室を行き来することがたびたびある**。スタッフが両事業を行き来し、子どもたちと直接話しながら、出欠状況を把握することは、子どもたちの安全確保の観点からも、スタッフが安心できるという観点からも、重要である。放課後子供教室に放課後児童クラブの先生が顔を出した際、子どもが非常に喜ぶという話もあった。
- また同市内の放課後児童クラブスタッフからは、両事業を一体型実施する場合、実態として職員・スタッフに別事業の業務を頼むことになるので、**運営事業者による理解と後押しがあることで、市としても両事業の一体型を推進しやすくなる**との声があった。
- また、放課後児童クラブの職員に「ふれあいスクール運営委員会」への参加を呼びかけている。同運営委員会は、放課後子供教室を実施している各学校で組織するものである。参加者はPTAの代表、学校の代表、運営スタッフの代表、地域団体の代表、地域教育推進課職員等であり、放課後児童クラブの職員には運営委員会への参加義務はないが、依頼するとほぼ出席してくれている。**「ふれあいスクール」の活動方針や避難導線等を知る機会にもなる**と好評である。

	放課後児童クラブ	放課後子供教室
運営形態	公立民営、 民立民営	公営（各校PTAと教育委員会の共催）、 委託
所管部局	こども未来部	教育委員会

そのほか、アンケートへの回答の中から関連する内容の一部をご紹介します。

- ◇ （自治体所管課の）各担当職員が互いの放課後活動を合同で視察したり、より緊密な連携を図るための意見交換を実施したりする。
- ◇ 放課後児童クラブの支援員と放課後子供教室のコーディネーター及びスタッフが連携してプログラムの内容・実施日等を検討できるよう、定期的な打合せの場を設ける
- ◇ 共通プログラムの内容、実施日等を検討するため、学校ごとに学校関係者も含めた協議会を開催し連携を図る。

課題② 放課後児童クラブ利用児童が放課後子供教室の活動に参加する際の運営側の体制が決められていない

一体的な又は連携した実施を推進するうえでの検討ポイント		課題
(1)放課後児童クラブ・放課後子供教室の実施	a 人材を確保する	育成支援・活動に従事する人材の確保が困難
	b 学校施設を活用する	実施場所の確保が難しい
		学校施設の利用について、学校の理解を得られない
(2)多様な体験・活動を行うことのできる機会の提供	a 放課後児童クラブ利用児童が放課後子供教室の活動に参加できるようにする	関係者間で互いの活動について共有がなされていない
		放課後児童クラブ利用児童が放課後子供教室に参加する際の運営側の体制が決められていない
		放課後児童クラブ利用児童含め、全ての児童が放課後子供教室に参加できることが、利用者に周知されていない
	b 両事業の連携を通じて育成支援・活動の質の向上を図る	活動企画・実施における協働体制の構築が必要
		安全・衛生管理に関する認識の統一が必要
		学校や地域も含めた情報共有が必要

放課後児童クラブ利用児童が放課後子供教室の活動に参加するとなると、「両事業の参加に関する情報入手」「両事業の行き来における安全確保」「両事業実施時間中の配置」等の様々な対応が必要となります。

具体的な対応方法は運営主体の裁量に委ねつつも、一定の方針を自治体として定めておくことで、一体型実施により目指す効果が高まります。

【課題②「放課後児童クラブ利用児童が放課後子供教室の活動に参加する際の運営側の体制が決められていない」への対応のヒント】

☆ 放課後児童クラブ利用児童が放課後子供教室の活動に参加する際の体制を決める

参考事例：新潟県新潟市（政令指定都市）

それぞれの場での活動における保険適用範囲を整理

- 学校での活動には学校管理下の保険、放課後子供教室での活動には放課後子供教室が加入する保険、放課後児童クラブでの活動には放課後児童クラブが加入する保険が適用されることとなる。同市の放課後子供教室は（登録制ではなく）自由参加であるため、実施校の子どもは全員、団体総合補償制度費用保険に加入している。

	放課後児童クラブ	放課後子供教室
運営形態	公立民営、民立民営	公営（各校PTAと教育委員会の共催）、委託
所管部局	こども未来部	教育委員会

- 学校⇔放課後子供教室⇔放課後児童クラブ⇔自宅での活動参加時間ごとの保険適用範囲を所管部局内で整理しており、責任体制を明確化した上で一体型を実施している。

そのほか、アンケートやヒアリング⁴の中から関連する内容の一部をご紹介します。

- ☆ （福祉部局と教育委員会との間で）事故に対する対応や予算措置・執行における事前協議をし、責任の所在を明確化する。
- ☆ 放課後児童クラブを利用する児童が放課後子供教室を利用する場合の連絡体制等について、双方の運営者が連携を図る。
- ☆ 共通プログラムを実施する際には、子どもが安全に移動出来るよう、支援員又はボランティア等が同行する。
- ☆ 放課後児童クラブと放課後子供教室の役割分担は実施主体の判断に委ねている。

⁴ みずほリサーチ&テクノロジーズ(株)「放課後児童クラブと放課後子供教室の一体型実施における連携に関する調査研究 報告書」及びみずほ情報総研(株)（現みずほリサーチ&テクノロジーズ(株)）「放課後児童クラブに登録した児童の利用実態及び放課後児童クラブと放課後子供教室の一体型による運営実態に係る調査研究 報告書」から引用。以下すべて同じ。

課題③ 放課後児童クラブ利用児童含め、全ての児童が放課後子供教室に参加できることが、利用者に周知されていない

一体的な又は連携した実施を推進するうえでの検討ポイント		課題
(1)放課後児童クラブ・放課後子供教室の実施	a 人材を確保する	育成支援・活動に従事する人材の確保が困難
	b 学校施設を活用する	実施場所の確保が難しい
		学校施設の利用について、学校の理解を得られない
(2)多様な体験・活動を行うことのできる機会の提供	a 放課後児童クラブ利用児童が放課後子供教室の活動に参加できるようにする	関係者間で互いの活動について共有がなされていない
		放課後児童クラブ利用児童が放課後子供教室に参加する際の運営側の体制が決められていない
		放課後児童クラブ利用児童含め、全ての児童が放課後子供教室に参加できることが、利用者に周知されていない
	b 両事業の連携を通じて育成支援・活動の質の向上を図る	活動企画・実施における協働体制の構築が必要
		安全・衛生管理に関する認識の統一が必要
		学校や地域も含めた情報共有が必要

放課後児童クラブ利用児童が放課後子供教室の活動に参加する環境を整えておいたとしても、それを利用者（保護者、子ども）が認知していなければ、望む効果は得られません。実際に、「放課後児童クラブ利用児童のほとんどが放課後子供教室活動に参加しない」という声も聞かれます。

環境整備と同時並行で、**利用者への周知に向けた工夫**が求められます。

【課題③「放課後児童クラブ利用児童含め、全ての児童が放課後子供教室に参加できることが、利用者に周知されていない」への対応のヒント】

◇ 利用者（保護者、子ども）に対して、事業内容を周知する

参考事例：山口県萩市（一般市）

放課後児童クラブ利用児童へのおたよりの配布を通じて放課後子ども教室の活動内容を周知

- 活動の周知に向けては、教育委員会文化・生涯学習課（放課後子ども教室所管課）が作成した案内文を放課後児童クラブに配布し、児童の参加申込を受け付ける。

	放課後児童クラブ	放課後子供教室
運営形態	公立公営	公営
所管部局	福祉部	教育委員会

越ヶ浜小学校放課後子ども教室

令和3年度 募集案内

萩市では、子どもたちが、地域の中で心豊かに健やかに育まれるような環境づくりを推進するため、放課後や週末、長期休業中の子どもたちの安全・安心な居場所として、学校施設をはじめ公民館、図書館等の社会教育施設を活用し「放課後子ども教室」を開催しています。この教室では、地域の方々のご協力を得ながら、学習、体験活動、文化活動など、地域の特徴を生かした様々な活動を、放課後児童クラブと連携して実施していきます。

【活動予定日】下記のとおり
※ただし、雨天のため開催に支障がある場合は、お休みします。
【対象者】小学生（1～6年生）
【指導者】放課後子ども教室運営委員・地域のボランティアのみなさん
【活動内容】

1 『登山の秘密を探ろう！』 5月15日（土） 10:00～11:30 活動場所：笠山山頂（雨天中止）	
2・4（土・日） 『サツマイモの苗植えと収穫をしよう！』 ② 6月 5日（土） 9:30～10:45 ④ 10月29日（土） 9:30～11:30 活動場所：石野釜子さんの畑	
3 『ふるさとで海で 魚釣りに挑戦しよう！』 9月25日（土） 9:00～11:30 活動場所：越ヶ浜漁協前（雨天中止）	
5 『グラウンドゴルフをしよう！』 11月6日（土） 9:30～11:30 活動場所：越ヶ浜小学校グラウンド（雨天/体育館）	
6 『しめ縄の作りと もちつきをしよう！』 12月18日（土） 9:30～12:00 活動場所：マリーナ新いさぎ交流センター	
7 『高をつくって跳げよう！』 1月15日（土） 9:30～12:00 活動場所：越ヶ浜小学校体育館・グラウンド	

【参加費】各教室別に、その都度実費100円を徴収いたします。
【お願い】①子ども教室の行き帰りの安全確保については、各保護者の責任をお願いいたします。
②保護（行き帰り）と活動中については、ご希望があれば申込書にてお申し込みください。
③子ども教室の欠席については、必ず事務局に事前連絡をお願いします。
④通所、待機等の確保上の事情がある場合は、必ず事務局に連絡をお願いします。
【申し込み】参加申込書に必要事項を記入の上、4月20日（火）までに越ヶ浜小学校教頭先生へご提出下さい。※年度途中の参加希望がありましたら、下記にご連絡ください。
【問い合わせ】事務局 萩市教育委員会 文化・生涯学習課・井町 電話 0838-26-5636

越ヶ浜小学校放課後子ども教室
「笠山の秘密を探ろう！」のご案内
令和3年4月28日

新緑がまぶしく、山々の木々に鳥のさえずりを聴く季節となりました。

いよいよ放課後子ども教室がはじまります。第1回目の放課後子ども教室は、「笠山の秘密を探ろう！」です。わたしたちの住んでいる越ヶ浜には素晴らしい文化や自然があります。今回は、笠山山頂で自然観察をします。地域の皆さんと一緒に越ヶ浜の自然のすばらしさを味わいましょう。保護者の皆様

○日 時	5月15日（土）10時00分～11時30分
（※雨天の時は中止にします）	
○集合・解散場所	笠山山頂「展望台」（現地集合）
○会 場	笠山山頂（展望台3階）
○持ってくるもの	筆記用具、タオル、水筒
○服 装	動きやすい服装・帽子・スニーカー
※参加費 100円をご持参ください。	

もお子様の見守りを兼ねて自然に触れられたらどうでしょうか。

●雨天の場合は、文化・生涯学習課から9時頃までに電話で連絡します。電話がなければ実施です。

資料：山口県萩市ご提供

参考事例：神奈川県平塚市（一般市）

地域の情報発信用ウェブサイト、放課後子ども教室の活動予定を掲載

- 一部の地区の放課後子ども教室（同市の表記を適用）については、平塚市ホームページ内の「ちいき情報局」において、毎月初めに実施予定を公表している。

	放課後児童クラブ	放課後子ども教室
運営形態	公立民営	委託
所管部局	健康・子ども部	教育委員会



※「ちいき情報局」：

コミュニティの活性化や、地域の各種団体の連携強化につながる各種情報提供を行うホームページ

<http://hiratsuka.johokyoyu.net/>

資料：ちいき情報局ウェブサイト（2022/02/03 アクセス）

そのほか、アンケートやヒアリングの中から関連する内容の一部をご紹介します。

- ◇ 新入学児の保護者向け説明会で事業内容を説明する
- ◇ 年間の活動をパンフレットにし、広く地域住民に配布、周知する。
- ◇ 自治体の広報誌やホームページで事業内容を紹介する
- ◇ SNS での情報提供を進める。
- ◇ お便りとは別に、放課後児童クラブ・放課後子供教室利用者向けアプリにて、情報を発信している。事業の概要や施設の写真、入会の問い合わせに関する FAQ のほか、紙で配るお便りをデータ化し、アプリ上で閲覧できるようにしている。
- ◇ 実施場所で取組内容を掲示する。
- ◇ 地域連絡会で運営内容等を説明する。
- ◇ 子育てガイドブック・マップを発行し、放課後児童クラブ・放課後子供教室を含めた子育て支援に関する情報等を包括的にお知らせする。
- ◇ 保護者を交えた懇談会の実施により、利用者等に対する周知を推進する。
- ◇ 開所中はいつでも見学できることとし、利用希望者や地域に対して取組内容を周知する
- ◇ 発表会等の場を設け、利用者や地域住民への活動の周知を図る。
- ◇ 子ども・子育て会議での報告や情報交換等、様々な方法で支援内容を周知する。
- ◇ 子育てコンシェルジュを配置し、子どもや保護者が適切なサービスを選択し、円滑に利用できるよう必要な情報提供や助言を行う。

b 両事業の連携を通じて育成支援・活動の質の向上を図る

課題① 活動企画・実施における協働体制の構築が必要

一体的な又は連携した実施を推進するうえでの検討ポイント		課題
(1)放課後児童クラブ・放課後子供教室の実施	a 人材を確保する	育成支援・活動に従事する人材の確保が困難
	b 学校施設を活用する	実施場所の確保が難しい
		学校施設の利用について、学校の理解を得られない
(2)多様な体験・活動を行うことのできる機会の提供	a 放課後児童クラブ利用児童が放課後子供教室の活動に参加できるようにする	関係者間で互いの活動について共有がなされていない
		放課後児童クラブ利用児童が放課後子供教室に参加する際の運営側の体制が決められていない
		放課後児童クラブ利用児童含め、全ての児童が放課後子供教室に参加できることが、利用者に周知されていない
	b 両事業の連携を通じて育成支援・活動の質の向上を図る	活動企画・実施における協働体制の構築が必要
		安全・衛生管理に関する認識の統一が必要
		学校や地域も含めた情報共有が必要

子どもにとって、放課後の時間は唯一無二です。「児童の放課後に係る事業」を担う立場として、**両事業の関係者は日常的に事業計画や運営内容について理解を深め、情報共有や意見交換を行う**ことが望まれます。これにより、地域の子どもの放課後はもっと充実した有意義な時間になることでしょう。

【課題①「活動企画・実施における協働体制の構築が必要」への対応のヒント】

参考事例：青森県鶴田町（町村）

地元大学が提供するスキームを活用した研修の実施

- 同町では、職員の事業理解向上や力量形成を目的として、研修を行っている。これは、弘前大学地域創生本部と鶴田町の共催という形式で実施するものである。同大学では、地域活性化に寄与する研究や教育を通じて、自治体や企業、地域の団体等と連携し、地域課題の解決に取り組んでいる。

	放課後児童クラブ	放課後子供教室
運営形態	公立公営	公営
所管部局	教育委員会	

- 研修プログラムを策定するため、同大学講師がサンシャインスクール（一体型の放課後児童クラブ・放課後子供教室）を訪れ、児童の様子や児童と職員のやりとり等を視察した。そして、講師が感じた課題と、自治体担当者の課題意識とのすり合わせを行い、プログラム内容を検討した。
- サンシャインスクールで最も必要と思われたのが、「**児童にとって放課後とはどういう世界なのかという“放課後観”に係る共通認識の醸成**」である。これには、講義形式の研修よりも、実践指導の中で職員自身が課題に気づくところからスタートしたほうが良いと考え、全3回のワークショップ形式のプログラムとした。

参考事例：青森県鶴田町（町村）

自治体担当者と職員が本音ベースで話し合える場を丁寧にもつことで、関係者の意識統一を図る

- サンシャインスクール（一体型の放課後児童クラブ・放課後子ども教室）の運営に関する検討の場として、運営委員会（鶴田町放課後子どもプラン運営委員会）を設置している。同会議では、事業計画の検討や承認、事業報告を行う。
- | | | |
|------|----------|---------|
| | 放課後児童クラブ | 放課後子供教室 |
| 運営形態 | 公立公営 | 公営 |
| 所管部局 | 教育委員会 | |
- 他方、より現場の実情に寄り添った運営内容の検討という点で機能しているのが、自治体担当者と8つのクラスの管理的立場にある放課後児童支援員（リーダー）が参加する「リーダー会議」である。ここで、自治体担当者がリーダーたちの思いや困りごと・悩み・不満等を聞き取り、運営内容の改善に向けた話し合いを行う。
 - リーダー会議は、月に最低でも1回、多い時には月に2～3回実施している。話し合いを重ねると、町が目指すサンシャインスクールの姿と職員・スタッフの思いとのギャップが明らかになったり、日々の業務の苦労や職員の悩みが聞かれるなど、運営上の課題が浮き彫りになってくる。自治体担当者が、現場の職員・スタッフの不平・不満を含めた正直な思い一つひとつを受け止め、応えていく関わりを継続することによって、信頼関係の構築に努めている。
 - 同時に、自治体担当者の側からも、サンシャインスクールをどうしていきたいのか／児童にとってどのような場となることが望ましいのかを、会議の場でリーダーたちに説明する。自治体担当者と職員が、本音で話し合える場を丁寧に持つことで、町と職員・スタッフの意識の統一化が図られつつあるように思う。

参考事例：千葉県浦安市（一般市）

放課後うらっこクラブを推進するための組織づくり

- 放課後うらっこクラブを推進するための組織づくりとして、青少年課及び運営事業者の運営責任者、両事業の施設長（主任）及びチーフが参加する事業全体を総括する会議体の「全体会議」を設置している。「全体会議」は、年2回程度実施し、事業の全体的な運営方針や実施要領、連絡事項の周知・確認の場としている。
- | | | |
|------|----------|---------|
| | 放課後児童クラブ | 放課後子供教室 |
| 運営形態 | 公立民営 | 委託 |
| 所管部局 | 健康こども部 | |
- また、全体会議の下部組織として、「運営責任者会議」「放課後児童クラブ主任会議」「放課後子供教室チーフ会議」、そして6つの「専門部会」を設置している。
 - 専門部会は、「放課後児童クラブ主任会議」「放課後子供教室チーフ会議」で挙げた課題や話題をもとに、特定のテーマについて掘り下げて、議論したり、勉強したりする部会である。令和3年度は、研修部会・DX部会・クラブ情報交換部会・お弁当おやつ部会・子供教室情報交換会・子供教室地域連携部会の6つの部会を設置した。
 - 会議体を体系化して運用することにより、関係者間での情報共有、ノウハウの共有が図られるようになった。また、各施設間のコミュニケーションも活発となり、全市で一体感を持って放課後うらっこクラブ事業を運営できるようになった。このことは、職員・スタッフの視野の広がりやスキルの向上につながっているのではないかと感じている。

参考事例：東京都練馬区（特別区）

研修実施を通じて両事業職員・スタッフの相互理解を促進

- 放課後子供教室スタッフ及び放課後児童支援員向けに、独自に研修を企画・実施している。区のコーディネーター（放課後児童クラブ・児童館での業務経験をもつ自治体職員）が、地域と地域それぞれの「ねりっこクラブ」（一体型の放課後児童クラブ・放課後子供教室）の中で目にしたものをテーマとして、研修の題材を検討する。
- 日々の運営において課題の一つと感じているのが、放課後子供教室スタッフ、放課後児童支援員の子どもへの関わり方の違いである。様々な見方があっていいということを理解したうえで、どのような視点を持つと両者で協力して子どもを見守ることができるか考えられるような研修プログラムとしている。

	放課後児童クラブ	放課後子供教室
運営形態	公立公営、公立民営、民立民営	委託
所管部局	教育委員会	

【令和3年度ねりっこクラブ研修予定】

- 放課後における子どもとのかかわり方について・チームねりっこ
- 安全管理・危機対応・コンプライアンス・個人情報保護
- ねりっこクラブ事業の特色や生かし方（運営上の留意点、支援の単位とセカンドスペースの活用等）
- 地域との協働の仕組み（運営協議会の進め方等）
- ねりっこクラブ事例共有・検討

資料：東京都練馬区ご提供

参考事例：東京都八王子市（中核市）

運営委員会の中で、新・放課後子ども総合プランに基づく市の放課後施策を議論

- 放課後子供教室や放課後児童クラブの実施状況、両事業の連携方針について意見をもらうための運営委員会を、年2回程度開催している。構成員は児童クラブ関係者、子供教室の関係者、生涯学習審議会委員、小学校長、PTA 連合会、民生児童委員で10名となっている。他にも市の管理職等が入っている。
- 同市の放課後児童健全育成事業は、2021年9月まで子ども家庭部（福祉部局）の所管であったが、2021年10月18日の組織改正により、放課後児童クラブ・放課後子供教室ともに放課後児童支援課（教育委員会）の所管となった。所管課が統一される前から運営委員会は実施していたが、議題は両課・両事業の連携方策に終始していた。所管課が統一された現在は、もう一歩進んだ話ができるのではないかと考えている。今後は国の新・放課後子ども総合プランで示された方針を市としてどのように具現化していくかについても、議論を活性化していきたい。そして、委員会で出た意見を市の課題として受け止め、改善に向けて積極的に取り組んでいきたい。

	放課後児童クラブ	放課後子供教室
運営形態	公立民営	委託
所管部局	教育委員会	

参考事例：新潟県新潟市（政令指定都市）

共通プログラムの内容を冊子にまとめ、取組の横展開を促進

- 放課後子供教室は平日の放課後と土曜日の午前中に実施しているが、平日は自由遊びが中心となる一方で、土曜日は2時間以上実施時間があるため、行事を開催することが多い。同市では、両事業の参加児童と一緒に学習や体験活動を行うことができる「共通プログラム」として、スポーツ大会等の行事や避難訓練等のイベントを実施している。

	放課後児童クラブ	放課後子供教室
運営形態	公立民営、 民立民営	公営(各校PTAと教育委員会の共催)、 委託
所管部局	こども未来部	教育委員会

- また、これまでに出的共通プログラムの企画案をまとめて「ふれあいプログラム集」（冊子体）を作成し、アイデアの共有や取組の横展開を図っている。同冊子の内容については、研修会で紹介したり、指導者との連絡調整やプログラム実施に向けての指導・助言を行ったりすることで、実践を促している。

課題② 安全・衛生管理に関する認識の統一が必要

一体的な又は連携した実施を推進するうえでの検討ポイント		課題
(1)放課後児童クラブ・放課後子供教室の実施	a 人材を確保する	育成支援・活動に従事する人材の確保が困難
	b 学校施設を活用する	実施場所の確保が難しい
		学校施設の利用について、学校の理解を得られない
(2)多様な体験・活動を行うことのできる機会の提供	a 放課後児童クラブ利用児童が放課後子供教室の活動に参加できるようにする	関係者間で互いの活動について共有がなされていない
		放課後児童クラブ利用児童が放課後子供教室に参加する際の運営側の体制が決められていない
		放課後児童クラブ利用児童を含め、全ての児童が放課後子供教室に参加できることが、利用者に周知されていない
	b 両事業の連携を通じて育成支援・活動の質の向上を図る	活動企画・実施における協働体制の構築が必要
		安全・衛生管理に関する認識の統一が必要
		学校や地域も含めた情報共有が必要

両事業それぞれに安全管理・衛生管理に関する対応方針を定めている中、**両事業が交流する場合の安全・衛生管理について、認識の統一を図る**必要があります。また、これらの内容は、**保護者や学校と共有**しておくことも重要です。

【課題②「安全・衛生管理に関する認識の統一が必要」への対応のヒント】

参考事例：大阪府吹田市（中核市）

合同避難訓練の実施

- 安全管理に関する認識統一のため、**小学校と放課後児童クラブ、放課後子供教室の3者で一緒に避難訓練を実施**している。
- 放課後児童クラブ・放課後子供教室のそれぞれにおいて、ケガや事故への対応や災害時の対応、コロナ下での育成支援・活動等に関するマニュアルやルールを作成している。そのため、それぞれのルールを共有したうえで、両事業間で子どもの行き来がある時間帯には、同じ方針・ルールの下で対応がなされるよう、調整を行っている（マスク着用基準、使用可能な遊具・備品、避難経路、救急車の要請判断基準等）

	放課後児童クラブ	放課後子供教室
運営形態	公立民営	委託
所管部局	教育委員会	

参考事例：千葉県浦安市（一般市）

一体型放課後児童クラブ・放課後子供教室の安全対策マニュアルを作成

- うらっこクラブ（一体型の放課後児童クラブ・放課後子供教室）の安全な運営を図るため、防犯および防災に関する対策をまとめた「放課後うらっこクラブ安全対策マニュアル」を策定し、ホームページ上に掲載している。もともとあった放課後児童クラブの安全・衛生管理マニュアルをもとに作成している、両事業で異なる対応が必要となる事項（特に「暴風警報発令時等の対応」等）については、分けた記載としている。

	放課後児童クラブ	放課後子供教室
運営形態	公立民営	委託
所管部局	健康こども部	

【目次構成】

- | | |
|-----------------|-----------------|
| 1 日々の備え | 6 火災発生時の対応 |
| 2 来所及び帰宅時の安全確保 | 7 感染症等の発症時の対応 |
| 3 不審者が侵入した時等の対応 | 8 ケガや体調不良への対応 |
| 4 暴風警報発令時等の対応 | 9 食物アレルギー反応への対応 |
| 5 大地震発生時の対応 | |

資料：千葉県浦安市ホームページ



参考事例：東京都八王子市（中核市）

連携推進員が両事業の仲介役となることで、安全管理を強化

- 東京都が実施するモデル事業（都型一体型学童クラブモデル事業）の一環で、令和元年度から八王子市では「**連携推進員**」を設置している。連携推進員は放課後児童クラブの職員で、日々の育成支援に加えて、学校との調整、両事業職員・スタッフ間の調整、プログラムの企画、安全管理や両事業の活動に関するルールの共有等、幅広い業務を担う。特に、ルールの共有に関しては、両事業間でのルールが異なるために、**事故発生時の責任の所在が明確化**できないことが一般的な課題としてよく聞かれる。そのため、**連携推進員が放課後児童クラブと放課後子供教室、さらには小学校も含めた仲介役となる**ことで、円滑に調整を図れるのではと考えた。
- 放課後児童クラブと放課後子供教室の共通プログラムの企画時には、両事業の橋渡しとして連携推進員が間に入ることで、参加者数等を把握しやすい。これによって、両事業の児童が参加しやすい環境がつけられることを期待している。

	放課後児童クラブ	放課後子供教室
運営形態	公立民営	委託
所管部局	教育委員会	

【都型一体型学童クラブモデル事業】

- 1 連携推進員を配置（250 日）
 - （1）連携推進員が配置されることで、お互いのルールがより共有でき子どもの安全管理の向上が図られる
 - （2）共同プログラムを学童保育所・放課後子ども教室・学校・PTA・地域が連携して行うことで、多彩な事業が展開できお互いの理解につながる
- 2 連携推進員を設置（100 日）

今後の一体型（250 日）を実施するために、両事業・地域の現状の共有や連携するうえでの課題等を整理するための準備期間として活用し実施している

資料：東京都八王子市ご提供

参考事例：新潟県新潟市（政令指定都市）

両事業の衛生管理方針を基本としつつ、細かな指導方法の違いをすり合わせ

- 国の方針に基づいたコロナ禍での「安全衛生管理マニュアル」を作成し、全ての放課後子供教室実施校に配布している。一方、放課後児童クラブは、それぞれ運営事業者が作成したマニュアルを有している。その中で、**指導方法の細かい部分において両事業間で方針が異なる場合は、学校の方針に統一するルールの下ですり合わせを行うことにより、子どもが混乱しないようにしている。**

	放課後児童クラブ	放課後子供教室
運営形態	公立民営、 民立民営	公営(各校PTAと教育委員会の共催)、 委託
所管部局	こども未来部	教育委員会

そのほか、アンケートへの回答の中から関連する内容の一部をご紹介します。

- ◇ 専門的知識等を持つ支援員等の加配や安全管理員の増員などの人員確保に努める
- ◇ 安全管理方策等について意見交換、情報共有を実施する
- ◇ 緊急時対応の内容を周知・共有しておくため、学校にも（放課後児童クラブ・放課後子供教室の安全管理に関する）マニュアルを渡している。

課題③ 学校や地域も含めた情報共有が必要

一体的な又は連携した実施を推進するうえでの検討ポイント		課題
(1)放課後児童クラブ・放課後子供教室の実施	a 人材を確保する	育成支援・活動に従事する人材の確保が困難
	b 学校施設を活用する	実施場所の確保が難しい
		学校施設の利用について、学校の理解を得られない
(2)多様な体験・活動を行うことのできる機会の提供	a 放課後児童クラブ利用児童が放課後子供教室の活動に参加できるようにする	関係者間で互いの活動について共有がなされていない
		放課後児童クラブ利用児童が放課後子供教室に参加する際の運営側の体制が決められていない
		放課後児童クラブ利用児童含め、全ての児童が放課後子供教室に参加できることが、利用者に周知されていない
	b 両事業の連携を通じて育成支援・活動の質の向上を図る	活動企画・実施における協働体制の構築が必要
		安全・衛生管理に関する認識の統一が必要
		学校や地域も含めた情報共有が必要

一体型実施の効果を最大化するためには、**学校及び保護者の理解**が不可欠です。学校や保護者との情報共有に向けた工夫を行っている事例をご紹介します。

【課題②「学校や地域も含めた情報共有が必要」への対応のヒント】

参考事例：大阪府吹田市（中核市）

子どもの健全育成に携わる関係者が参加できる研修会の実施

- 子どもの健全育成に関わる関係者間の理解を促し、同じ認識の下で子どもに関わる体制を構築するため、青少年室が企画する青少年指導者講習会（年に6回計画）に放課後児童クラブ職員、児童センター及び児童会館職員、見守りに協力する地域の方、PTAの方、青少年指導員等が参加できるようにしている。
- 青少年指導者講習会には、活動プログラムに関すること、子どもとの関わり方、発達障害への理解と対応等、幅広いテーマとし、外部の講師を招いて実施している。

	放課後児童クラブ	放課後子供教室
運営形態	公立民営	委託
所管部局	教育委員会	

参考事例：神奈川県平塚市（一般市）

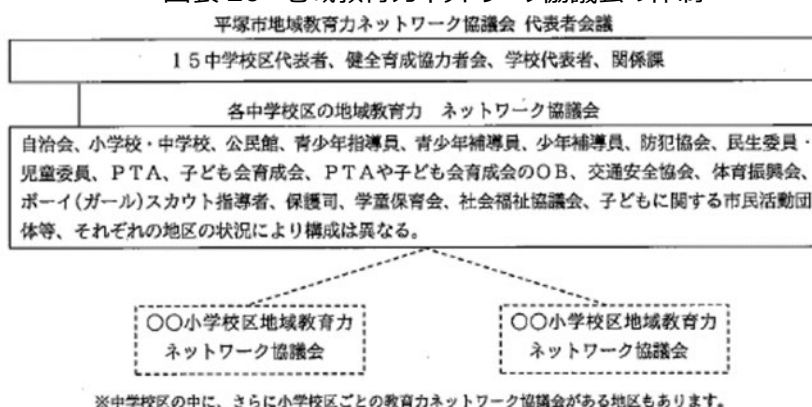
「地区ごとの協議会での話し合い」「コーディネーターによる調整」の体制を構築することで、学校・地域との情報共有を促進

- 平成 9 年に中学校区ごとに設置された「平塚市地域教育力ネットワーク協議会」（社会教育課の所管）主導のもと、当初から地域住民全員で児童を見守る体制がとられている。当協議会は中学校区非行化防止推進団体、および平塚市中学校区青少年健全育成連絡協議会を前身としており、地域社会における子どもたちの様々な交流・体験を可能にする教育環境づくりを目的に、各地区における世代間交流や体験事業等を企画している。

	放課後児童クラブ	放課後子ども教室
運営形態	公立民営	委託
所管部局	健康・子ども部	教育委員会

- 校区ごとの協議会では地区毎の自主事業計画や全地区共通事業の実施計画等について、また代表者会議では共通事業の運営や自主事業の情報共有、研修会企画等について議論が行われている。

図表 20 地域教育力ネットワーク協議会の体制



資料：神奈川県平塚市ご提供

- また、学校との調整は、それぞれの地域のコーディネーターが行っているが、上述の地域教育力ネットワーク協議会には小学校長が所属していること、放課後子ども教室の運営母体にも学校関係者が参画していること等により、比較的スムーズに情報共有や調整を行えている。

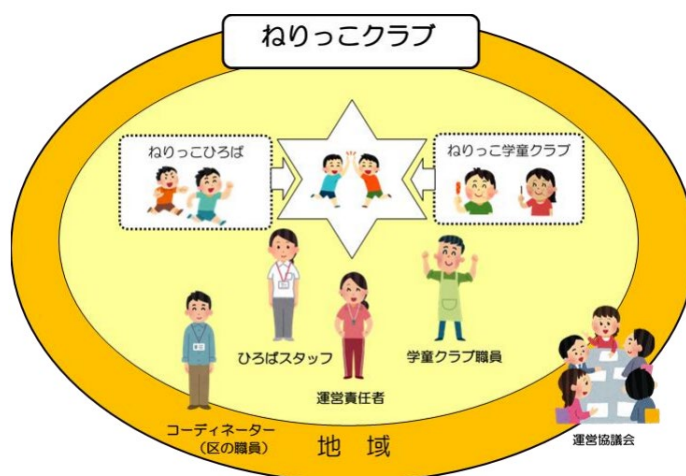
参考事例：東京都練馬区（特別区）

学校ごとの協議会で地域の課題を協議

- コーディネーターが中心となって学校ごとに「ねりっこクラブ運営協議会」（ねりっこクラブとは、同区で実施する一体型の放課後児童クラブ・放課後子供教室）を実施している。コーディネーター、放課後児童クラブ関係者、放課後子供教室関係者のほか、学校関係者やPTA、主任児童委員、青少年委員の参加を呼びかけている。ねりっこクラブの活動に関するほか、**地域の子どもをめぐる課題、地域住民と子どもたちの関わりについて、情報提供、協議**を行う。たとえば、子どもの帰宅時間のピークが17時過ぎであることが共有されるなど、実態に即した話題が挙がる。

	放課後児童クラブ	放課後子供教室
運営形態	公立公営、公立民営、私立民営	委託
所管部局	教育委員会	

図表 21 ねりっこクラブ運営協議会の位置づけ



資料：東京都練馬区ご提供

- なお、コーディネーターには、放課後児童クラブや児童館の業務経験を有する区の職員を配置しているが、地域の児童館にねりっこクラブのコーディネーターを移管し周辺地域のコーディネーターとしての機能を付与する計画であり、既に2館で実施している。これにより、各学校で実施している「ねりっこクラブ」の取組の横展開に向けたつなぎ役となることも期待している。

参考事例：東京都八王子市（中核市）

「放課後児童クラブ・放課後子供教室と学校の連携」をテーマとした都道府県研修への参加・協力

- 東京都では、**新・放課後子ども総合プラン**を理解することを目的とした「東京都放課後子供総合プラン研修」を実施している。この研修には、両事業を担当する市区町村の職員や運営者等が参加しており、両事業の関係者が意見交換を行う中で、相互に理解を深めることができる内容となっている。
- 同市は令和元年度から3年連続で研修の事例発表者となっている。令和3年度は、「**放課後の活動における学校との連携・理解協力の推進について**」が研修テーマであった。これには、同市より自治体職員と小学校長が登壇者として参加し、放課後児童クラブ・放課後子供教室と学校の連携の事例や、望ましい連携のかたちについて発表及びパネルトークを行った。

そのほか、アンケートやヒアリングの中から関連する内容の一部をご紹介します。

- ◇ 放課後子どもプランコーディネーターが放課後児童対策事業や学校・地域・行政との連携、保護者や地域住民に対する参加協力依頼や連絡調整等を担っている。このコーディネーターは放課後児童クラブと放課後子供教室の間の仲介役としても重要な役割を持つ。
- ◇ 教職員と児童家庭支援センター職員、保育園・幼稚園長・副園長、児童福祉施設職員、民生児童委員と放課後児童クラブ責任者などで、子どもに関する情報交換を実施することで、子ども・保護者支援の体制が構築でき、学校として配慮が必要な子どもを地域全体で支援することができる
- ◇ 協議を行う運営委員会やその他の協議の場に教育委員会や学校関係者を加えることで、共通理解と情報共有を深め、関係者間で緊密な連携・協力を図る
- ◇ 運営協議会では、クラブを利用する保護者や子どもの声を放課後児童クラブ・放課後子供教室の運営に反映できるよう、またより良いクラブ運営を図るため、学校や地域住民の協力をいただけるよう、各校放課後児童クラブ・放課後子供教室の運営方針・活動計画の共有、保護者負担金の予算・決算、行事やイベントの実施報告等について、話し合っている。放課後児童クラブ・放課後子供教室の運営について、様々な立場の関係者が意見を出し合う交流の場ともなっている。
- ◇ 子どもに対する個別支援の方法について、学校及び放課後児童クラブと放課後子供教室の職員間で相互に話し合うとともに、必要に応じて、関係機関と連携し、支援員を加配するなど、適切な支援体制を構築する。
- ◇ PTA や子ども会、スポーツ少年団、子ども食堂などの活動とも連携し、子どもの安全・安心な居場所づくりと多様な学習・体験、交流機会の創出を図る。
- ◇ 放課後児童クラブが拠点施設だけの活動にとどまるのではなく、地域に出かけること、地域の人たちに関わってもらう活動を推進していく。
- ◇ 放課後児童クラブごとに設置している保護者会等を通じ、学校や地域との連携を推進する。
- ◇ 年度初めには担当職員が学校を訪問し、両事業共通の活動実施について説明する。その際、小学校として取り組んでほしい活動があれば意向を伺う。併せて、実施場所確保のための確認も行う。

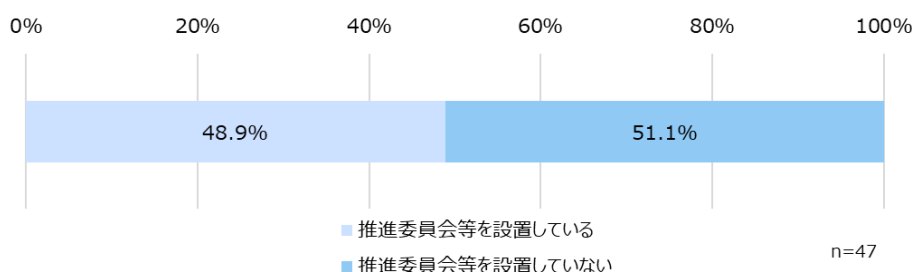
《巻末情報》 新・放課後子ども総合プランにおける都道府県の役割

- ✓ 新・放課後子ども総合プランでは、市町村において円滑な取組促進が図られるようにする観点から、各都道府県の役割等が明記されています。
- ✓ アンケート調査では、都道府県の積極的な取組が、管内市町村における両事業の連携または一体型の推進に影響している可能性が示唆されました。両事業を実施する市区町村だけでなく、都道府県にも、新・放課後子ども総合プランの実践に向けた積極的な取組が望まれます。

都道府県の取組状況：

- ✓ 約半数の都道府県が放課後児童対策の総合的な在り方についての検討の場として、「推進委員会等」を設置しています。

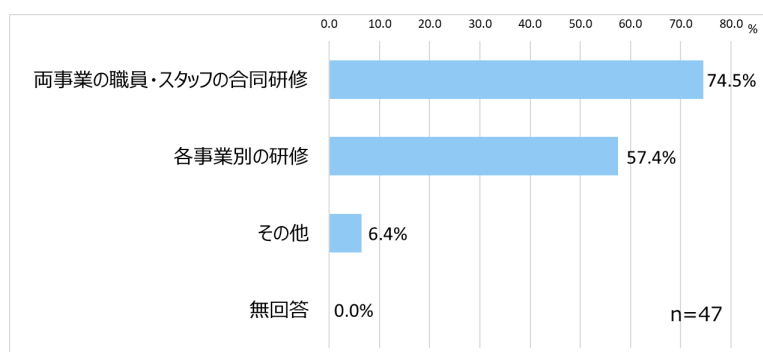
図表 22 推進委員会等の設置状況（SA）



資料：みずほリサーチ&テクノロジーズ㈱「放課後児童クラブと放課後子供教室の一体型実施における連携に関する調査研究 報告書」（2022年3月）

- ✓ 放課後児童クラブ職員及び放課後子供教室スタッフの研修（放課後児童支援員の認定資格研修を除く）については全ての都道府県が実施しており、うち7割の都道府県では両事業の職員・スタッフの合同研修を実施しています。

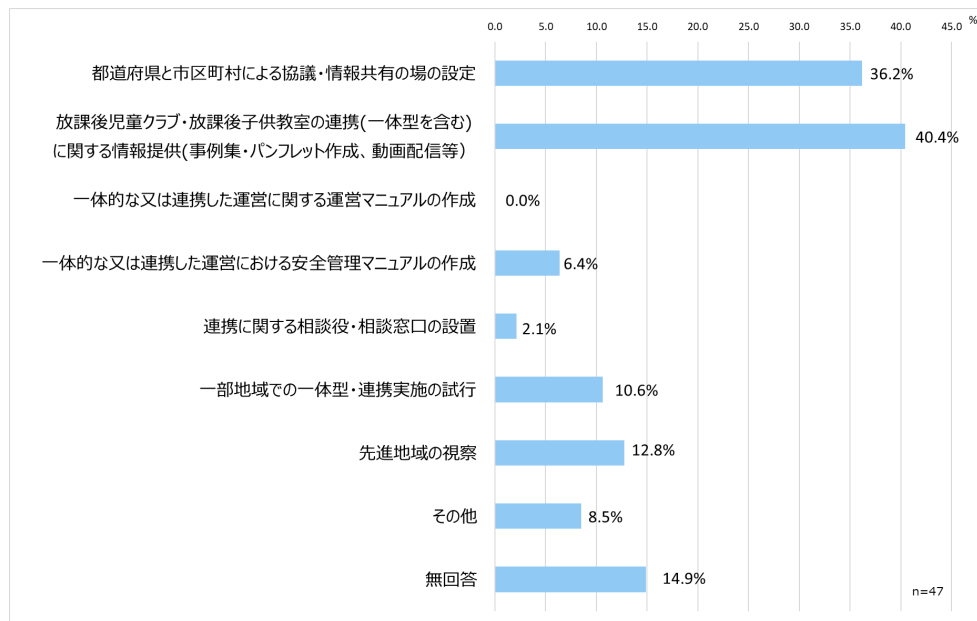
図表 23 都道府県が実施する研修の具体的な内容（MA）



資料：みずほリサーチ&テクノロジーズ㈱「放課後児童クラブと放課後子供教室の一体型実施における連携に関する調査研究 報告書」（2022年3月）

- ✓ そのほか、両事業の一体的な又は連携した実施を推進するために、事例集やパンフレット・動画等を通じた情報提供を行ったり、都道府県と市区町村による協議・情報共有の場を設定したりする都道府県が多くみられます。なかには、推進委員会や合同研修の内容を県のホームページ等で公開しているところや、両事業の協力者確保のため、講師等の人材情報を県のホームページで公開し、管内市区町村が目的に応じて検索できるシステムを構築しているところもあるようです。

図表 24 放課後児童クラブおよび放課後子供教室の連携した実施の推進に向けて実施している取組 (MA)



資料：みずほリサーチ&テクノロジーズ㈱「放課後児童クラブと放課後子供教室の一体型実施における連携に関する調査研究 報告書」(2022年3月)

3. 参考資料

- ・新・放課後子ども総合プラン

<https://www.mhlw.go.jp/content/11906000/honnbun.pdf>

- ・みずほ情報総研株式会社(現:みずほリサーチ&テクノロジーズ株式会社)「放課後児童クラブに登録した児童の利用実態及び放課後児童クラブと放課後子供教室の一体型による運営実態に係る調査研究報告書」(令和2年度子ども・子育て支援推進調査研究事業)

https://www.mizuho-ir.co.jp/case/research/pdf/r02kosodate2020_02.pdf

- ・みずほリサーチ&テクノロジーズ株式会社「放課後児童クラブと放課後子供教室の一体型実施における連携に関する調査研究 報告書」(令和3年度子ども・子育て支援推進調査研究事業)

[近日公開予定](#)

令和3年度子ども・子育て支援推進調査研究事業

放課後児童クラブと放課後子供教室の一体型実施における連携に関する調査研究

委員一覧 (五十音順・敬称略)

青山 鉄兵 文教大学人間科学部 准教授

国立青少年教育振興機構青少年教育研究センター 副センター長

住谷 亜由子 群馬県 生活こども部 私学・子育て支援課 主幹

中村 かおり 大阪人間科学大学 人間科学部 子ども教育学科 講師

深作 拓郎 弘前大学 教育学部 講師

宮嶋 弘人 長崎市 こども部 こどもみらい課 係長

本ガイドブックの作成にあたり、アンケート調査・ヒアリング調査にご協力いただいた自治体の皆さま、ありがとうございました。

【新・放課後子ども総合プランにみる】

放課後児童クラブと放課後子供教室の連携ガイドブック ～一体型の実施に向けて～

令和3年度子ども・子育て支援推進調査研究事業

放課後児童クラブと放課後子供教室の一体型実施における連携に関する調査研究

2022（令和4）年3月発行

発行・編集／ みずほリサーチ&テクノロジーズ株式会社

社会政策コンサルティング部

〒101-8443 東京都千代田区神田錦町2丁目3番地

TEL 03-5281-5276

参考資料

放課後児童クラブおよび放課後子供教室の一体型実施に関するアンケート調査

全国の都道府県における放課後児童クラブと放課後子供教室の一体型実施の推進方策などについて把握することを目的として、本アンケート調査を実施します。

業務ご多忙の折、誠に勝手なお願いで恐縮ですが、本調査の趣旨をご理解の上、何卒ご協力くださいますようお願い申し上げます。

調査の概要とご記入にあたっての留意点等

- 1. 本調査は、厚生労働省 令和3年度子ども・子育て支援推進調査研究事業として採択を受け、みずほサーチ&テクノロジーズ(株)が実施しています。
- 2. 調査対象：全国の都道府県（47都道府県）
- 3. 回答者：放課後児童クラブおよび放課後子供教室所管部署のご担当者様
(放課後児童クラブ所管部署宛てにお送りしていますが、関係部局・関係者とも協議・調整いただいた上でご回答ください)
- 4. 調査提出締切日：2021年10月28日（木）
※ 回答済みの電子ファイルをメール添付のうえ、下記に記載のE-mailアドレス宛てにお送りください。
返送先メールアドレス：houkagojidou@mizuho-ir.co.jp
- 5. ご記入に当たっての留意点

- (1)-1 選択式の回答欄は薄い水色の箇所です。こちらにご回答をお願いいたします。
リストより○または該当する数値を選択してください。

③放課後児童クラブと放課後子供教室の所管部署
(1つを選択)

1.同じ（共管を含む）

2.異なる

- (1)-2 数値や文章を入力したい回答欄は黄色の箇所です。こちらにご回答をお願いいたします。

委員会等の開催回数を入力ください。
(1年間での概数)

- (2) 本調査のご回答内容については、秘密を厳守し、他の目的に使用することはいいたしませんので、ご回答いただける範囲でご記入ください。なお、本調査へのご協力は任意であり、ご協力いただけない場合も不利益が生じるようなことは一切ございません。

- (3) 調査結果の公表にあたっては、原則として統計処理を行ったうえで掲載いたします。そのまゝの情報が公表されることはございません。

- (4) 弊社はプライバシー・マーク認定事業者です。ご提出いただきました個人情報・情報は弊社の「お客さまの個人情報保護に関するプライバシーポリシー」に則り厳重に管理します。

【調査実施主体・お問い合わせ先】
みずほサーチ&テクノロジーズ株式会社
社会政策コンサルティング部（担当：泉、鈴木、松本、杉田、渡邊）
〒101-8443 東京都千代田区神田錦町2-3
E-mail: houkagojidou@mizuho-ir.co.jp
Tel: 03-5281-5276（土日祝を除く、9：00～17：00）

放課後児童クラブおよび放課後子供教室の一体型実施に関するアンケート調査（都道府県票）

【本シートの設問にご回答いただく前にご確認ください事項】

- ・このシートでは、各都道府県における放課後児童クラブおよび放課後子供教室の連携推進方策に関してお伺いします。回答に際しては、関係部局・関係者とも協議・調整いただいた上でご記入をお願いいたします。
- ・特に断りのない限り、令和3年5月1日時点の状況をお答えください。
- ・黄色セル又は水色のセルが回答記入欄です。黄色セルには数値やテキストをご記入ください。水色セルはリストから該当するものを選択してください。なお、リストで「その他の」の選択肢を選んだ場合には、具体的な内容をご記入いただく欄を設けています。こちらは白色のセルとなっておりますが、ご記入いただけると大変参考になり、ありがたいです。

都道府県名：

問1 放課後児童クラブおよび放課後子供教室の所管部局についてお答えください。

① 放課後児童クラブ 所管部局（○はいくつでも） ※ 林野の場合は「3.その他」を選択してください。	1.福祉部局	
	2.教育委員会	
	3.その他 ⇒（具体的に：_____）	
② 放課後子供教室 所管部局（○はいくつでも） ※ 林野の場合は「3.その他」を選択してください。	1.福祉部局	
	2.教育委員会	
	3.その他 ⇒（具体的に：_____）	
③ 放課後児童クラブと放課後子供教室の所管部局（1つを選択）	1.同じ（共管を含む）	2.異なる

問2 新・放課後子ども総合プランに基づく事業計画・行動計画（※）の策定状況についてお答えください。

※ 新・放課後子ども総合プランでは、市町村が放課後児童クラブ・放課後子供教室両事業の整備に向けて円滑な取組促進を図られるようとする観点から、都道府県に対して「（子ども・子育て支援法に基づく基本指針や次世代育成支援対策推進法に基づく行動計画策定指針に則し）都道府県子ども・子育て支援事業計画又は都道府県行動計画に盛り込むべき事項」を定めています。以降は、責自自治体が新・放課後子ども総合プランに基づき策定している計画についてお伺いするものです。なお、この計画について以降の設問では「行動計画等」と呼ぶことにします。

④ 策定した行動計画等について、当てはまるものをお選びください。（1つを選択）	1.都道府県子ども・子育て支援事業計画と一体のものとして策定している	
	2.（都道府県子ども・子育て支援事業計画に関する委員会での議論を基に検討した）放課後児童クラブおよび放課後子供教室に係る事項のみの策定としている	
⑤ 行動計画等を策定する上での体制・方法として、当てはまるものをお選びください。（○はいくつでも）	1.新・放課後子ども総合プランに関する委員会での議論を基に検討した	
	2.都道府県庁内の放課後児童クラブ及び（又は）放課後子供教室の所管部局にて検討を行った	
	3.市区町村を交えて検討を行った	

③-1,2,3の設問は、①で「1.都道府県子ども・子育て支援事業計画と一体のものとして策定している」を選択した場合のみお答えください。それ以外の自治体は、問3へお進みください。

③-1. 第二期子ども・子育て支援事業計画の行動計画策定時の対応として、当てはまるものをお選びください。(1つを選択)

1.放課後児童クラブ・放課後子供教室に関する計画を見直した→③-2へ

2.放課後児童クラブ・放課後子供教室に関する計画を見直さなかった→③-3へ

③-2. 見直しの具体的な内容について、当てはまるものをお選びください。(1つを選択)

1.市区町村計画量を反映し、見直しを完了した

2.市区町村計画量の反映に加えて、都道府県にて行動計画(量以外)の見直しを行った

- 都道府県においてどういった点を見直したのか、教えてください。(〇はいくつでも)

3.その他

- 具体的に記入ください。(〇はいくつでも)

③-3. 見直しを実施しなかった理由(自由回答)

問3 市町村において同事業の計画的な整備が行われるよう、貴自治体の行動計画等に盛り込んでいる事項についてお答えください。

①放課後児童クラブ職員及び放課後子供教室スタッフの研修の実施方法、実施回数等(研修計画)についてお伺いします。
※放課後児童支援員の認定資格研修以外の研修についてお答えください。

①-1. 研修に関する行動計画等への記載状況について当てはまるものをお選びください。(1つを選択)

1.行動計画等に盛り込んでいる

2.行動計画等に盛り込んでいない

①-2. 研修の実施状況として当てはまるものをお選びください。
※行動計画等への記載の有無にかかわらずお答えください。(1つを選択)

1.実施している

2.今後実施する予定

3.実施していない

4.その他 → 具体的に記入ください。(〇はいくつでも)

①-2-1. ①-2で「1.実施している」と回答した場合) 取組の具体的な内容として、当てはまるものをお選びください。(1つを選択)

1.同事業の職員・スタッフの合同研修

2.各事業別の研修

3.その他 → 具体的に記入ください。(〇はいくつでも)

①-2-2. (上記で「1.同事業の職員・スタッフの合同研修」と回答した場合)「a.合同研修の実施回数」、「b.実施内容」を教えてください。

a. 合同研修の実施回数(1つを選択)

1.年に1・2回 2.年に3・4回 3.それ以上 4.不定期

b. 合同研修の内容(自由回答)

②教育委員会と福祉部局の具体的な連携に関する方策についてお伺いします。

②-1. 教育委員会と福祉部局の具体的な連携に関する行動計画等への記載状況として当てはまるものをお選びください。(1つを選択)

1.行動計画等に盛り込んでいる

2.行動計画等に盛り込んでいない

②-2. 教育委員会と福祉部局の具体的な連携に関する取組状況として当てはまるものをお選びください。(1つを選択)
※行動計画等への記載の有無にかかわらずお答えください。

1.取り組んでいる

2.今後取り組む予定

3.取り組んでいない

4.その他 → 具体的に記入ください。(〇はいくつでも)

②-2-1. ②-2で「1.取り組んでいる」と回答した場合) 取組の具体的な内容として、当てはまるものをお選びください。(〇はいくつでも)

1.会議体の設置

2.連携推進役(窓口等)の設置

3.定期的な情報共有や協議の機会

4.異動(併任含む)

5.その他 → 具体的に記入ください。(〇はいくつでも)

③特別な配慮を必要とする児童への対応に関する方策についてお伺いします。

③-1. 特別な配慮を必要とする児童への対応に関する方策に関する行動計画等への記載状況として当てはまるものをお選びください。(1つを選択)

1.行動計画等に盛り込んでいる

2.行動計画等に盛り込んでいない

③-2. 特別な配慮を必要とする児童への対応に関する方策に関する取組状況として当てはまるものをお選びください。(1つを選択)
※行動計画策定有無にかかわらずお答えください。

1.取り組んでいる

2.今後取り組む予定

3.取り組んでいない

4.その他 → 具体的に記入ください。(〇はいくつでも)

参考1-2

問4 放課後児童クラブおよび放課後子供教室の一体的な又は連携した実施を推進するための取組についてお伺いします。

※ここでは、(共働き家庭等か否かを問わず)全ての児童が一緒に参加できる学習・体験活動プログラムの実施に向けた同事業間の情報共有や協議・協働を「連携」といいます。また「一体的な」実施(又は「一体型」)は、同一小学校内等で同事業を実施し、連携するものを指します。

①都道府県担当部局における放課後児童クラブおよび放課後子供教室の連携に向けた実施の推進に向けて実施している取組をお述べてください。(〇はいくつでも)

1.推進委員会等の設置 ※新・放課後子ども総合プランに関する単独の委員会をいいます。

2.都道府県と市区町村による協議・情報共有の場の設定

3.放課後児童クラブ・放課後子供教室の連携(一体型を含む)に関する情報提供(事例集・パンフレット作成、動画配信等)

4.一体的な又は連携した運営に関する運営マニュアルの作成

5.一体的な又は連携した運営における安全管理マニュアルの作成

6.連携に関する相談役・相談窓口の設置

7.一部地域での一体型・連携実施の試行

8.先進地域の視察

9.その他 ↳ 具体的に記入ください。

()

※推進委員会：市区町村において円滑な取組推進が図られるよう、管内・域内における放課後児童対策の総合的な在り方についての検討の場(新・放課後子ども総合プランをご参照ください)

②(①で「1.推進委員会等の設置」を選択した場合)推進委員会等について教えてください。

②-1.委員会等の構成員について当てはまるものをお述べてください。(〇はいくつでも)

1.都道府県の福祉部局担当者

2.都道府県の教育委員会担当者

3.市区町村の福祉部局担当者

4.市区町村の教育委員会担当者

5.学校関係者

6.PTA関係者

7.社会教育関係者

8.児童福祉関係者

9.学識経験者

10.放課後児童クラブ関係者

11.放課後子供教室を含む地域学校協働活動関係者

12.学校運営協議会関係者

13.(選択肢6〜12以外の)地域住民

14.その他 ↳ 具体的に記入ください。

()

②-2.委員会等の開催回数をご記入ください。(1年間での概数)

約

回

②-3.委員会等での主な審議内容について当てはまるものをお選びください。(〇はいくつでも)

1.教育委員会と福祉部局の具体的な連携方策

2.都道府県内における放課後児童クラブ及び放課後子供教室の実施方針

3.安全管理方針

4.人材確保及び質の向上のための従事者・参画者の研修の企画・充実

5.広報活動方策

6.事業実施後の検証・評価

7.その他 ↳ 具体的に記入ください。

()

②-4.委員会等での審議内容を公表していますか。(1つを選択)

1.公表している

2.公表していない

②-4-1.(②-4で「公表している」と回答した場合)公表の頻度や方法について、教えてください。(自由記入)

問5 放課後児童クラブ・放課後子供教室の一体的な又は連携した実施の推進に関するご意見・ご要望を自由にご記入ください。(自由記入)

問6 本調査研究では、一体型実施の推進状況等についてより詳細に把握するため、アンケート調査と併せてヒアリング調査を実施予定です。
お答えなれば、ヒアリング調査へのご協力の可否をお教えてください。
また、ご協力いただける場合は、ご連絡先をご記入ください。
※現状の状況を鑑み、オンライン(WEB会議ツール利用)によるヒアリングも対応可能です。

①ヒアリング調査協力可否(1つを選択)

1.可

2.否

(1)担当部署名

(2)ご担当者名

(3)電話番号

(4)E-mail

★アンケート調査は以上です。ご協力ありがとうございました★

参考1-3

放課後児童クラブおよび放課後子供教室の一体型実施に関するアンケート調査

全国の市区町村における放課後児童クラブおよび放課後子供教室の一体型実施の推進方策やその運営体制や効率的な運営に向けた工夫などについて把握することを目的として、本アンケート調査を実施します。

業務が多忙の折、誠に勝手なお願いで恐縮ですが、本調査の趣旨をご理解の上、何卒ご協力くださいますようお願い申し上げます。

調査の概要とご記入にあたっての留意点等

1. 本調査は、厚生労働省 令和 3 年度子ども・子育て支援推進調査研究事業として採択を受け、みずほリサーチ＆テクノロジーズ（株）が実施しています。
2. 調査対象：全国の市区町村（悉皆）
3. 回答者：放課後児童クラブおよび放課後子供教室所管部署のご担当者様
（放課後児童クラブ所管部署宛てにお送りしていますが、関係部局・関係者とも協議・調整いただいた上でご回答ください）

4. 調査提出締切日： 2021年10月28日（木）

※ 回答済みの電子ファイルをメール添付のうえ、下記に記載のE-mailアドレス宛てにお送りください。

返送先メールアドレス： hokagojidou@mizuho-ir.co.jp

5. ご記入に当たっての留意点

- (1)-1 選択式の回答欄は薄い水色の箇所です。こちらにご回答お願いいたします。

リストより「○」または該当する数値を選択してください。

③放課後児童クラブと放課後子供教室の所管部署（1つを選択）	1.同じ（共管を含む） 2.異なる
-------------------------------	----------------------

- (1)-2 数値や文章を入力いただく回答欄は黄色の箇所です。こちらにご回答お願いいたします。

放課後児童クラブ・放課後子供教室の敷	一体化した運営を行う か所
--------------------	------------------

- (2) 本調査のご回答内容については、秘密を厳守し、他の目的に使用することはいしませんので、ご回答いただける範囲でご記入ください。なお、本調査への協力は任意であり、ご協力いただけない場合も不利益が生じるようなことは一切ございません。

- (3) 調査結果の公表にあたっては、原則として統計処理を行つたうえで掲載いたします。そのまの情報が公表されることはございません。

- (4) 弊社はプライバシーマーク認定事業者です。ご提出いただきました個人情報弊社は弊社の「お客さまの個人情報保護に関するプライバシーポリシー」に則り厳重に管理します。

【調査実施主体・お問い合わせ先】

みずほリサーチ＆テクノロジーズ株式会社
社会政策コンサルティング部（担当：泉、鈴木、松本、杉田、渡邊）
〒101-8443 東京都千代田区神田錦町2-3

E-mail: hokagojidou@mizuho-ir.co.jp

Tel: 03-5281-5276（土日祝を除く、9：00～17：00）

放課後児童クラブおよび放課後子供教室の一体型実施に関するアンケート調査（市区町村票）

【本シートの設問にご回答いただく前にご確認ください事項】

- ・このシートでは、各市区町村における放課後児童クラブおよび放課後子供教室の運営方針や連携方策に関してお伺いします。
- ・回答に際しては、関係部局・関係者とも協議・調整いただいた上でご記入をお願いいたします。
- ・特に断りのない限り、令和 3 年 5 月 1 日時点の状況をお答えください。

・黄色セル又は水色のセルが回答記入欄です。

黄色セルには数値やテキストをご記入ください。水色セルはリストから該当するものを選択してください。

なお、リストでその他の選択肢を選んだ場合には、具体的な内容をご記入いただく欄を設けています。

こちらは白色のセルとなっておりますが、ご記入いただけたら大変参考になります、ありがたいです。

・数値を回答いただく設問において、該当数がない場合には（空欄ではなく）「0」を記入してください。

1. 自治体の概要について

問1 貴自治体の状況について記入してください。

①自治体名	都道府県名：	市区町村名：
②放課後児童クラブの設置状況（1つを選択）	1.設置している（民設民営のみを設置している場合を含む） 2.設置していない ⇒③を回答後、⑤へ	
②-1.放課後児童クラブ所管部署（○はいくつでも）※共管の場合は「3.その他」を選択してください。	1.福祉部局 2.教育委員会 3.その他 ⇒（具体的に：_____）	
③放課後子供教室の実施状況（1つを選択）	1.実施している 2.実施していない ⇒⑤へ	
③-1.放課後子供教室所管部署（○はいくつでも）※共管の場合は「3.その他」を選択してください。	1.福祉部局 2.教育委員会 3.その他 ⇒（具体的に：_____）	
④放課後児童クラブと放課後子供教室の所管部署（1つを選択）	1.同じ（共管を含む） 2.異なる	
⑤放課後子供教室以外の地域学校協働活動（※1）実施状況（1つを選択）	1.実施している（1か所でも実施している場合には「1」を選択） 2.実施していない ⇒問2へ	
⑤-1.地域学校協働活動推進員（※2）の委嘱状況（1つを選択）	1.地域学校協働活動を実施している全ての地区で委嘱 2.地域学校協働活動を実施している一部の地区で委嘱 3.委嘱していない 4.その他 ⇒（具体的に：_____）	

	a.児童クラブ 運営形態 (1つを選択)	b.子供教室 運営形態 (1つを選択)	c.子供教室 活動頻度 (1つを選択)	d.子供教室運営主体 (1つを選択)	e.同事業の 運営主体 (1つを選択)	f.数
パ タ ー ン 3	1.公立公営 2.公立民営 3.民立民営	1.公営 2.委託 3.その他	1.毎日 2.週1回以上 3.月1～2回 4.月1回より少ない 5.長期休暇中のみ	1.市区町村 2.保護者会・運営委員会・任意団体・NPO 3.社会福祉法人、社団・財団法人、学校法人 4.営利法人 5.その他	1.同じ 2.異なる	↓数を記入
パ タ ー ン 4	1.公立公営 2.公立民営 3.民立民営	1.公営 2.委託 3.その他	1.毎日 2.週1回以上 3.月1～2回 4.月1回より少ない 5.長期休暇中のみ	1.市区町村 2.保護者会・運営委員会・任意団体・NPO 3.社会福祉法人、社団・財団法人、学校法人 4.営利法人 5.その他	1.同じ 2.異なる	↓数を記入
パ タ ー ン 5	1.公立公営 2.公立民営 3.民立民営	1.公営 2.委託 3.その他	1.毎日 2.週1回以上 3.月1～2回 4.月1回より少ない 5.長期休暇中のみ	1.市区町村 2.保護者会・運営委員会・任意団体・NPO 3.社会福祉法人、社団・財団法人、学校法人 4.営利法人 5.その他	1.同じ 2.異なる	↓数を記入
④-2. ④で★に該当する放課後児童クラブ・放課後子供教室のうち、一体化した運営を行う放課後児童クラブ・放課後子供教室の数を下記に記入下さい。 ※本調査において、「一体化した運営」とは以下に該当するものをいいます。 一定程度常設的に（もしくは、週のうち複数日開設など定期的に）放課後児童クラブと放課後子供教室の利用児童が同一空間・時間・プログラムを共有し、従事者（関与する人、担う人）も同一である。 （ただし、放課後児童クラブの利用児童に関しての育成支援体制が整っている。）						
放課後児童クラブ・放課後子供教室の数				一体化した運営を行う 放課後児童クラブ・放課後子供教室の数		
				場所 ⇒ 問3へ		

⑤この設問は、放課後児童クラブと放課後子供教室の一方または両方を実施していない自治体にお伺いします。 放課後児童クラブを設置していない場合は⑤-1、放課後子供教室を実施していない場合は⑤-2にご回答下さい。 （両事業を実施している自治体は、問3へ進んでください）	
⑤-1.（放課後児童クラブを実施していない場合）実施していない理由をお答えください。（〇はいくつでも）	
1.利用二一スがない	
2.実施体制（運営主体、人材）を確保できない	
3.実施体制（場所）を確保できない	
4.実施体制（予算）を確保できない	
5.放課後子供教室を実施することで、利用二一スに対応している	
6.（放課後子供教室以外の）独自事業等を実施することで、放課後児童クラブの利用二一スに対応している	
7.その他(具体的に：_____)	
⑤-2.（放課後子供教室を実施していない場合）実施していない理由をお答えください。（〇はいくつでも）	
1.参加希望がない	
2.実施体制（運営主体、人材）を確保できない	
3.実施体制（場所）を確保できない	
4.実施体制（予算）を確保できない	
5.独自事業や他の活動（放課後子供教室以外の地域学校協働活動を含む）を実施することで、放課後子供教室の参加希望に対応している	
6.その他(具体的に：_____)	
⇒放課後児童クラブと放課後子供教室の一方または両方を設置していない自治体は、問8に進んでください。	
3. 放課後児童クラブ・放課後子供教室の事業計画について	
問3 貴自治体の放課後児童クラブ・放課後子供教室に関する事業計画・行動計画(※)についてお伺いします。 ※新・放課後子ども総合プランでは、市町村（特別区を含む。以下同じ。）に対して「（子ども・子育て支援法に基づく基本指針や次世代育成支援対策推進に基づく行動計画策定指針に則し）市町村子ども・子育て支援事業計画又は市町村行動計画に盛り込む事項」を定めています。以降は、市町村における計画的な事業整備に向け、貴自治体が策定している計画についてお伺いするものです。なお、この計画について以降の設問では「計画」又は「行動計画等」と呼ぶことにします。	
①計画策定の建付け (1つを選択)	1.市町村子ども・子育て支援事業計画と一体のものとして策定している 2.（市町村子ども・子育て支援事業計画に関する委員会での議論を基に検討した）放課後児童クラブおよび放課後子供教室に係る事項のみの策定としている 1.計画内に明示 ⇒ ②-1へ 2.明示していない ⇒ ③へ
②放課後児童クラブの年度ごと の量の見込み及び目標整備量 (1つを選択)	
②-1.目標整備量の範囲 (1つを選択)	1.補助対象外施設を含めた目標事業量を明示している 2.補助対象外施設は目標事業量に含めていない

②-2. 一体型の放課後児童クラブ及び放課後子供教室の2023年度に達成されるべき目標事業量（1つを選択）	1. 計画内に明示 2. 明示していない	
③放課後子供教室の年度ごとの量の見込み及び目標整備量（1つを選択）	1. 計画内に明示 2. 明示していない	
問4 貴自治体の行動計画等には、下記の7項目に関する記載がありますか。計画内に明示している場合には、その内容も記入してください。（計画の内容をそのまま転記いただいて結構です）		
①放課後児童クラブ及び放課後子供教室の一体的な、又は連携による実施に関する具体的な方策（1つを選択）	1. 計画内に明示→具体内容（ ） 2. 明示していない	
②小学校の余裕教室等の放課後児童クラブ及び放課後子供教室への活用に関する具体的な方策（1つを選択）	1. 計画内に明示→具体内容（ ） 2. 明示していない	
③放課後児童クラブ及び放課後子供教室の実施に係る教育委員会と福祉部局の具体的な連携に関する方策（1つを選択）	1. 計画内に明示→具体内容（ ） 2. 明示していない	
④特別な配慮を必要とする児童への対応に関する方策（1つを選択）	1. 計画内に明示→具体内容（ ） 2. 明示していない	
⑤地域の実情に応じた放課後児童クラブの開所時間の延長に係る取組（1つを選択）	1. 計画内に明示→具体内容（ ） 2. 明示していない	
⑥各放課後児童クラブが、放課後児童クラブの役割をさらに向上させていくための方策（1つを選択）	1. 計画内に明示→具体内容（ ） 2. 明示していない	
⑦放課後児童クラブの役割を果たす観点から、各放課後児童クラブにおける育成支援の内容について、利用者や地域住民への周知を推進させるための方策（1つを選択）	1. 計画内に明示→具体内容（ ） 2. 明示していない	

⑧貴自治体の行動計画等において、上記以外で明示していることがあれば、その内容を記入してください。（自由記入）	
問5 放課後児童クラブ・放課後子供教室の実施に関する検討体制についてお伺いします。貴自治体では、両事業の実施に関して「運営委員会(※)での検討」や「小学校区ごとの協議会での検討」を行っていますか。行っている場合は、その詳細についてもお答えください。 ※ここでいう「運営委員会」とは、市町村が地域の実情に応じた効果的な放課後児童クラブおよび放課後子供教室の実施に関する検討の場として設置するものを指します（新・放課後子ども総合プランをご参照ください）。	
①運営委員会の設置有無（1つを選択）	1. 設置している ⇒①-1へ 2. 設置していない ⇒②へ
①-1. 運営委員会の構成員（Oはいくつでも）	1. 行政関係者（教育委員会及び福祉部局） 2. 学校関係者 3. P T A関係者 4. 社会教育関係者 5. 児童福祉関係者 6. 学識経験者 7. 放課後児童クラブ関係者 8. 放課後子供教室を含む地域学校協働活動関係者 9. 学校運営協議会関係者 10. （選択肢3～9以外の）地域住民 11. その他 ⇒（具体的に：_____）
①-2. 運営委員会での検討内容（Oはいくつでも）	1. 教育委員会と福祉部局の具体的な連携方策 2. 小学校の余裕教室等の活用方策と公表 3. 活動プログラムの企画・充実 4. 安全管理方策 5. ボランティア等の地域の協力者の人材確保方策 6. 広報活動方策 7. 放課後児童クラブ及び放課後子供教室実施後の検証・評価 8. 一体型又は連携した取組の実施方針 9. 人材確保及び質の向上のための従事者・参画者の研修の企画・充実 10. その他 ⇒（具体的に：_____）

②小学校区ごとの協議会等の設置状況 (1つを選択) 1.放課後児童クラブ・放課後児童教室の運営に関する会議体を設置している（「2」は非該当） 2.学校運営協議会の中で放課後児童クラブ・放課後児童教室に関する話し合いを行っている（「1」は非該当） 3.上記「1」「2」のいずれも実施している 4.その他 ⇒（具体的に： _____） 5.放課後児童クラブ・放課後児童教室に関する話し合いの場合は設置していない ⇒問6へ	
②-1.小学校区ごとの協議会等の構成員 (Oはいくつでも) 1.行政関係者（教育委員会及び福祉部局） 2.学校関係者 3.P T A関係者 4.放課後児童クラブ関係者 5.放課後児童教室関係者 6.地域住民 7.その他 ⇒（具体的に： _____）	
②-2.検討内容 (Oはいくつでも) 1.余裕教室等の年間使用計画 2.放課後児童クラブ・放課後児童教室の活動計画 3.活動プログラムの企画・運営 4.子どもや保護者の課題 5.その他 ⇒（具体的に： _____）	
問6 放課後児童クラブ・放課後児童教室の実施推進状況についてお伺いします。 貴自治体では、放課後児童クラブ・放課後児童教室の量の確保に取り組んでいますか。 取り組んでいる場合には、その方針についてもお答えください。	
①放課後児童クラブの実施について（1つを選択） 1.必要な事業量確保に向けた取組の途中 ⇒①-1へ 2.既に必要な事業量を確保済み（事業量の確保が必要ない場合を含む） ⇒②へ	
①-1.今後の設置予定場所（1つを選択） 1.小学校内等が中心 ⇒①-1-1へ 2.小学校外が中心 ⇒①-1-3へ 3.場所は定めていない ⇒①-1-3へ	
①-1-1.小学校内等での実施を検討する理由 (Oはいくつでも) 1.子どもが安全に過ごすことができるため 2.実施場所を確保しやすいため 3.学校との連絡調整を行いやすいため 4.保護者との連絡調整を行いやすいため 5.地域の理解が得られやすいため 6.利用者から小学校内等での事業実施を望む声が聞かれるため 7.両事業及び他事業との連携を行いやすいため 8.その他 ⇒（具体的に： _____）	

①-1-2.小学校内等での実施を推進するために実施している事項 (Oはいくつでも) 1.余裕教室の徹底活用等に向けた検討 2.放課後等における学校施設の一時的な利用(タイムシェア等)の促進 3.学校敷地内へのプレハブ等の設置検討 4.小学校に隣接する施設等の利用に向けた検討 5.学校施設の活用に応じた責任体制明確化 6.その他 ⇒（具体的に： _____） 7.特に実施していることはない	1.余裕教室の徹底活用等に向けた検討 2.放課後等における学校施設の一時的な利用(タイムシェア等)の促進 3.学校敷地内へのプレハブ等の設置検討 4.小学校に隣接する施設等の利用に向けた検討 5.学校施設の活用に応じた責任体制明確化 6.その他 ⇒（具体的に： _____） 7.特に実施していることはない	
①-1-3.小学校内等での実施を検討しない理由 (Oはいくつでも) 1.余裕教室確保や学校施設の一時的な利用が難しいため 2.学校施設の利用に関し、学校や関係者の不安の声が聞かれるため 3.利用者から学校外での事業実施を望む声が聞かれるため 4.小学校外に利用しやすい施設等があるため 5.その他 ⇒（具体的に： _____）	1.余裕教室確保や学校施設の一時的な利用が難しいため 2.学校施設の利用に関し、学校や関係者の不安の声が聞かれるため 3.利用者から学校外での事業実施を望む声が聞かれるため 4.小学校外に利用しやすい施設等があるため 5.その他 ⇒（具体的に： _____）	
②放課後子供教室の実施について（1つを選択） ②-1. 今後の実施予定場所（1つを選択） 1.小学校内等が中心 ⇒②-1-1へ 2.小学校外が中心 ⇒②-1-3へ 3.場所は定めていない ⇒②-1-3へ	1.小学校内等が中心 ⇒②-1-1へ 2.小学校外が中心 ⇒②-1-3へ 3.場所は定めていない ⇒②-1-3へ	
②-1-1.小学校内等での実施を検討する理由 (Oはいくつでも) 1.子どもが安全に過ごすことができるため 2.実施場所を確保しやすいため 3.学校との連絡調整を行いやすいため 4.保護者との連絡調整を行いやすいため 5.地域の理解が得られやすいため 6.参加者から小学校内等での事業実施を望む声が聞かれるため 7.両事業及び他事業との連携を行いやすいため 8.その他 ⇒（具体的に： _____）	1.子どもが安全に過ごすことができるため 2.実施場所を確保しやすいため 3.学校との連絡調整を行いやすいため 4.保護者との連絡調整を行いやすいため 5.地域の理解が得られやすいため 6.参加者から小学校内等での事業実施を望む声が聞かれるため 7.両事業及び他事業との連携を行いやすいため 8.その他 ⇒（具体的に： _____）	

②-1-2.小学校内等での実施を推進するために実施している事項 (〇はいくつでも)	1.余裕教室の徹底活用等に向けた検討 2.放課後等における学校施設の一時的な利用(タイムシェア等)の促進 3.学校敷地内へのプレイバップ等の設置検討 4.小学校に隣接する施設等の利用に向けた検討 5.学校施設の活用に当たっての責任体制明確化 6.その他 ⇒ (具体的に: _____) 7.特に実施していることはない	
②-1-3.小学校内での実施を検討しない理由 (〇はいくつでも)	1.余裕教室確保や学校施設の一時的な利用が難しいため 2.学校施設の利用に関し、学校や関係者の不安の声が聞かれるため 3.利用者から学校外での事業実施を望む声が聞かれるため 4.小学校外に利用しやすい施設等があるため 5.その他 ⇒ (具体的に: _____)	
4. 放課後児童クラブ・放課後子供教室の連携について		
問7 放課後児童クラブ・放課後子供教室の連携についてお伺いします。 貴自治体では、両事業の連携(※)を推進していますか。 (推進している場合) 一体型実施の推進状況もお答えください。 ※ここでは、(共働き家庭等が否かを問わず)全ての児童と一緒に参加できる学習・体験活動プログラムの実施に向けた両事業間の情報共有や協議・協働を「連携」といいます。また「一体型」は、同一小学校内等で両事業を実施し、連携するものを指します。		
①両事業の連携推進状況 (1つを選択)	1.連携推進に向けて自治体として取り組んでいる事項がある ⇒①-1へ 2.連携は推進しているが、特に取り組んでいる事項はない ⇒①-1へ 3.連携については運営事業者に任せている/連携を推進していない ⇒③へ	
①-1.一体型実施の推進状況 (1つを選択)	1.連携推進・強化に向けて自治体として取り組んでいる事項がある 2.一体型実施は推進しているが、特に取り組んでいる事項はない 3.一体型を推進していない	
② ①で「1.連携推進」に向けて自治体として取り組んでいる事項がある」、又は①-1.で「1.連携推進・強化に向けて自治体として取り組んでいる事項がある」を選択した場合のみ) 一体的な又は連携した実施の推進に向けて実施していること (〇はいくつでも)	1.都道府県が実施する従事者・参画者向け研修への参加 2.都道府県が設置する推進委員会への参加・検討状況確認 3.連携推進役等の配置 4.総合教育会議における協議 5.安全・衛生管理マニュアルの作成・すり合わせ 6.市町村独自の従事者・参画者の研修の実施 ⇒②-1へ 7.利用者への事業内容周知 ⇒②-2へ 8.試行的な行事の実施 9.一体型実施・連携の状況に関する評価(利用者評価、自己評価、第三者評価等)の実施 10.その他	

②-1. ②で「6.市町村独自の従事者・参画者向け研修の実施」に〇をつけた場合のみ) 参加している研修の内容 (〇はいくつでも)	1.活動プログラムに関すること 2.子どもとの関わり方や育成支援に関すること 3.配慮が必要な子どもへの対応に関すること 4.保護者への対応に関すること 5.安全・衛生管理に関すること 6.地域との関係づくりに関すること 7.事例検討 8.各地区の取組情報共有 9.その他 ⇒ (具体的に: _____)	
②-2. ②で「7.利用者への事業内容周知」に〇をつけた場合のみ) 事業内容周知に関する具体的な取組内容 (〇はいくつでも)	1.ウェブサイトでの説明 2.事例集の作成・発信 3.SNSの活用 4.パンフレット等の配布 5.地域学校協働本部・学校運営協議会等での周知等 6.その他 ⇒ (具体的に: _____)	
②-3. ①-1.で「1」又は「2」を選択した場合のみ) 一体型実施の場合の運営体制として、最も推進するものがありますか。問2④-1.の類型(パターン)で該当するものがあれば、それをお選びください。(1つを選択)	1.「パターン1」に該当する体制 2.「パターン2」に該当する体制 3.「パターン3」に該当する体制 4.「パターン4」に該当する体制 5.「パターン5」に該当する体制 6.「パターン1」から「パターン5」以外の体制 7.運営体制は特に決めていない 8.その他 (_____)	
②-4. ①-1.で「1」又は「2」を選択した場合のみ) 一体型の効果・成果として期待するもの・実際に感じていることをご記入ください。(自由記入)		

③ ①で「3.連携については運営業者に任せている/連携を推進していない」、又は①-1.で「一休型を推進していない」を選択した場合のみ）連携した実施や一休型実施を推進していない理由（○はいくつでも）	1. 両事業間の責任範囲に関する方針を明確にすることが難しいため	
	2. 放課後児童クラブ職員が不足しており、連携や情報共有に対応しきれないため	
	3. 放課後児童教室スタッフが不足しており、連携や情報共有に対応しきれないため	
	4. 連携すると放課後児童クラブの機能を担保することが難しくなるため	
	5. 連携すると放課後児童クラブ以外の子どもが放課後子供教室に参加しにくい	
	6. 放課後児童クラブ利用児童が参加することで、放課後子供教室の安全確保が難しくなるため	
	7. 放課後子供教室の実施回数が少ないため	
	8. 連携に関する地域の理解が十分でないため	
	9. 連携に関する学校の理解が十分でないため	
	10. 利用者（子どもと保護者）から連携を望む声が聞かれないため	
	11. 連携に関する両事業職員・スタッフの理解が得られないため	
	12. 他事業との連携がなされており、両事業の連携を推進する必要があるため	
	13. 同一小中学校内等での両事業実施が難しいため	
	14. その他 ⇒（具体的に：_____）	

5. その他

問8 放課後児童クラブ・放課後子供教室の一体的な又は連携した実施の推進に関するご意見・ご要望を自由に記入してください。（自由記入）

--

問9 公的媒体（自治体広報誌、HP等）で貴自治体内での一休型実施について紹介した経験がある場合、可能な範囲で該当資料をご提供いただけますと幸いです。調査票返送時にメール添付いただきますようお願いいたします。（同意なしに提供資料を公開することはありません）

問10 本調査研究では、「一休型」の取組状況等についてより詳細に把握するため、アンケート調査と併せてヒアリング調査を実施予定です。 お答えいただければ、ヒアリング調査へのご協力の可否をお教えください。 また、ご協力いただける場合は、ご連絡先を記入してください。 ※ 現下の状況を鑑み、オンライン（WEB会議ツール利用）によるヒアリングも対応可能です。	
① ヒアリング調査協力可否 （1つを選択）	1. 可 2. 否
(1) 担当部署名	
(2) ご担当者名	
(3) 電話番号	
(4) E-mail	@
★アンケート調査は以上です。ご協力ありがとうございました★	

背景・課題

○現行プランにおける放課後児童クラブ、放課後子供教室の両事業の実績は、放課後児童クラブの約30万人分整備が順調に進むなど、大きく伸びているが、近年の女性就業率の上昇等により、更なる共働き家庭等の児童数の増加が見込まれており、「小1の壁」を打破するとともに待機児童を解消するため放課後児童クラブの追加的な整備が不可欠な状況。

○小学校内で両事業を行う「一体型」の実施は、増加傾向にあるものの目標への到達を果たしていない。一方で、地域の実情に応じて社会教育施設や児童館等の小学校以外の施設を活用して両事業を行い、多様な体験・活動を行っている

○そのため、引き続き共働き家庭等の「小1の壁」・「待機児童」を解消するとともに、全ての児童が放課後を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるよう、放課後児童クラブと放課後子供教室の両事業の計画的な整備等を推進するため、下記のとおり目標を設定し、新たなプランを策定。

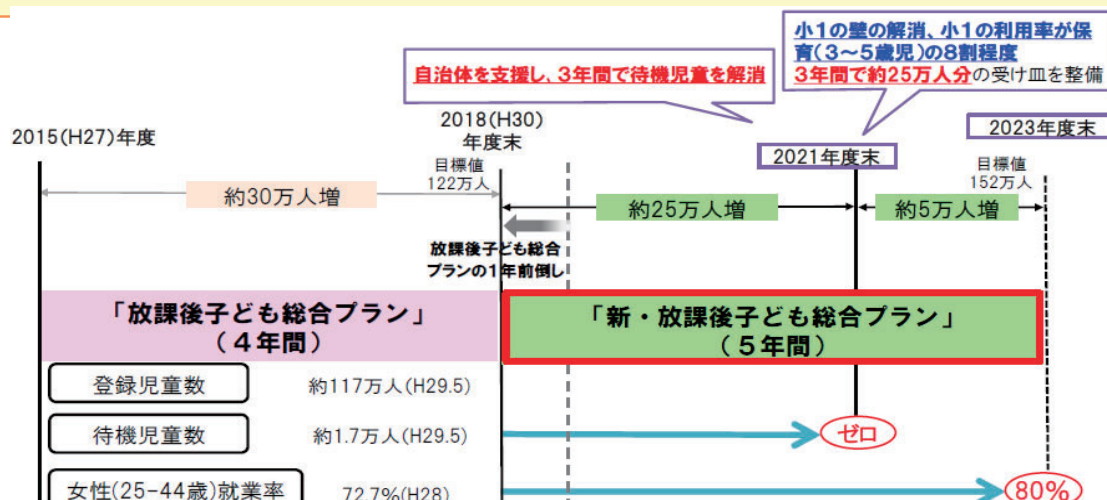
「新・放課後子ども総合プラン」に掲げる目標(2019～2023年)

- 放課後児童クラブについて、**2021年度末までに約25万人分を整備し、待機児童解消を目指し、その後も女性就業率の上昇を踏まえ2023年度末までに計約30万人分の受け皿を整備**(約122万人⇒約152万人)
- 全ての小学校区で、両事業を一体的に又は連携して実施し、うち小学校内で一体型として1万箇所以上で実施することを目指す。
- 両事業を新たに整備等する場合には、**学校施設を徹底的に活用**することとし、**新たに開設する放課後児童クラブの約80%を小学校内で実施**することを目指す。
- 子どもの主体性を尊重し、子どもの健全な育成を図る放課後児童クラブの役割を徹底し、子どもの自主性、社会性等のより一層の向上を図る。

放課後児童クラブの受け皿整備(「新・放課後子ども総合プラン」)

「新・放課後子ども総合プラン」において示す目標(抜粋)

放課後児童クラブの量的拡充を図り、2021年度末までに約25万人分を整備し待機児童の解消を目指し、女性就業率の上昇を踏まえ2023年度末までにさらに約5万人分を整備し、5年間で約30万人分の受け皿を整備する。



各都道府県知事
各都道府県教育委員会教育長
各指定都市市長
各指定都市教育委員会教育長 殿
各中核市市長
各中核市教育委員会教育長

文部科学省生涯学習政策局長

文部科学省初等中等教育局長

文部科学省大臣官房文教施設企画部長

厚生労働省子ども家庭局長

「新・放課後子ども総合プラン」について(通知)

次代を担う人材を育成し、加えて共働き家庭等が直面する「小1の壁」を打破する観点から、厚生労働省と文部科学省の連携のもと、平成 26 年 7 月に「放課後子ども総合プラン」を策定し、当該プランに基づき、放課後児童クラブと放課後子供教室の一体的な実施を中心に両事業の計画的な整備が進められてきたところです。この間、平成 28 年に児童福祉法(昭和 22 年法律第 164 号)が改正され、児童の福祉を保障するための原理として、「全て児童は、児童の権利に関する条約の精神にの

つとり、適切に養育されること」と規定されました。児童の権利に関する条約第 3 条に示された、子どもの最善の利益をいかに実現していくか、児童福祉事業である放課後児童クラブに限らず放課後児童対策全般に強く求められています。また、地域と学校が連携・協働し、地域全体で子どもたちの成長を支え、地域を創生する「地域学校協働活動」を推進するために、平成 29 年に社会教育法(昭和 24 年法律第 207 号)の一部改正が行われ、同年 4 月 1 日から施行されました。地域学校協働活動の一環として、放課後等においても地域と学校が連携・協働し、子どもの地域における多様な体験や学びの機会の充実を図ることが重要であり、社会総掛かりでの教育の実現が求められています。このたび、これまでの当該プランの進捗状況や、児童福祉や教育分野における施策の動向も踏まえ、これまでの放課後児童対策の取組をさらに推進させるため、放課後児童クラブの待機児童の早期解消、放課後児童クラブと放課後子供教室の一体的な実施の推進等による全ての児童(小学校に就学している児童をいう。)の安全・安心な居場所の確保を図ること等を内容とした、向こう 5 年間を対象とする新たな放課後児童対策のプラン(以下「新プラン」という。)を別紙のとおり取りまとめました。つきましては、その効果的かつ円滑な実施に御配慮いただくとともに、管内・城内市町村に対して、都道府県・指定都市・中核市教育委員会におかれては、所管の学校及び城内市町村教育委員会等に対して周知いただきますようお願いいたします。これに伴い、「放課後子ども総合プラン」について(平成 26 年 7 月 31 日付け 26 文科生第 277 号、雇児発 0731 第 4 号文部科学省生涯学習政策局長、文部科学省大臣官房文教施設企画部長、文部科学省初等中等教育局長、厚生労働省雇用均等・児童家庭局長連名通知)の通知は廃止いたします。ただし、当該通知に基づく取組を実施している地方公共団体については、2019 年 3 月 31 日までの間は、なお従前の例によるものとします。なお、新プランは 2019 年度から実施するものですが、実施が可能な取組については、直ちに進めていただくことも可能であること、本通知は地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 245 条の 4 第 1 項に規定する技術的助言として発出するものであることを申し添えます。

(別紙)

「新・放課後子ども総合プラン」

1 趣旨・目的

共働き家庭等の「小1の壁」を打破するとともに、次代を担う人材を育成するため、全ての児童(小学校に就学している児童をいう。以下同じ。)が放課後等を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるよう、文部科学省と厚生労働省が協力し、一体型を中心とした放課後児童健全育成事業(以下「放課後児童クラブ」という。)及び地域住民等の参画を得て、放課後等に全ての児童を対象として学習や体験・交流活動などを行う事業(以下「放課後子供教室」という。)の計画的な整備等を進める。

2 背景

平成 26 年 7 月に策定した「放課後子ども総合プラン」においては、放課後児童クラブについて、平成 31 年度末までに約 30 万人分を新たに整備するとともに、全ての小学校区で、放課後児童クラブ及び放課後子供教室を一体的に又は連携して実施することを目標とし、計画的な整備が行われてきたところであるが、近年の女性就業率の上昇等により、更なる共働き家庭の児童数の増加が見込まれている。そのため、「待機児童」を解消し、「小1の壁」を打破するためには、放課後児童クラブの追加的な整備が不可欠となっている。また、「放課後子ども総合プラン」に掲げた一体型の実施については増加傾向にあるものの、平成 29 年度時点で約 4,500 か所と、目標である 1 万か所への到達は果していない。一方で、地域の実情に応じて社会教育施設や児童館等の小学校以外の施設を活用して、一体型と同様に、共働き家庭等の児童を含めた全ての児童が放課後子供教室の活動プログラムに参加できるような取組の例も見られるところであり、全ての児童が放課後に多様な体験・活動を行うことができるよう、一体型を中心とした両事業の実施に向け、両事業に関係する自治体や事業者が、連携を一層深めていくことが求められている。上記を踏まえると、両事業の継続的な整備等が必要な状況となっており、両事業の連携を前提とした、2019 年度から向こう 5 年間を対象とする新たなプランを策定することとした。

3 国全体の目標

全ての児童の安全・安心な居場所を確保するため、一体型を中心とした放課後児童クラブ及び放課後子供教室の計画的な整備等を以下のとおり進める。

- ① 放課後児童クラブについて、2021 年度末までに約 25 万人分を整備し、待機児童の解消を図る。その後、女性就業率の更なる上昇に対応できるよう整備を行い、2019 年度から 2023 年度までの 5 年間で約 30 万人分の整備を図る。
 - ② 全ての小学校区で放課後児童クラブ及び放課後子供教室を一体的に又は連携して実施し、うち一体型の放課後児童クラブ及び放課後子供教室(詳細については、7(2)を参照のこと。)について、引き続き 1 万か所以上で実施することを目指す。
 - ③ 新たに放課後児童クラブ又は放課後子供教室を整備等する場合には、学校施設を徹底的に活用することとし、新たに開設する放課後児童クラブの約 80% を小学校内で実施することを目指す。なお、既に小学校外で放課後児童クラブを実施している場合についても、ニーズに応じ、小学校の余裕教室等を活用することが望ましい。
- 放課後児童クラブは、単に保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童を授業の終了後に預かるだけではなく、児童が放課後児童支援員の助けを借りながら、基本的な生活習慣や異年齢児童等との交わり等を通じた社会性の習得、発達段階に応じた主体的な遊びや生活ができる「遊びの場」「生活の場」であり、子どもの主体性を尊重し、子どもの健全な育成を図る役割を負っているものであることを踏まえ、こうした放課後児童クラブの役割を徹底し、子どもの自主性、社会性等のより一層の向上を図る。

4 事業計画

(1) 基本的な考え方

全ての児童の安全・安心な居場所づくりの観点から、小学校の余裕教室等の活用や、教育と福祉との連携方策等について検討しつつ、放課後児童クラブ及び放課後子供教室を計画的に整備等していくことが必要である。市町村(特別区を含む。以下同じ。)が計画的に両事業の整備を進めていけるよう、国は「新・放課後子ども総合プラン」に基づく取組等について、子ども・子育て支援法(平成 24 年法律第 65 号)第 60 条の規定に基づく教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の整備並びに子ども・子育て支援給付並びに地域子ども・子育て支援事業及び仕事・子育て両立支援事業の円滑な実施を確保するための基本的な指針(平成 26 年内閣府告示第 159 号)や次世代育成支援対策推進法(平成 15 年法律第 120 号)第 7 条第 1 項の規定に基づく行動計画策定指針(平成 26 年内閣府、国家公安委員会、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省告示第 1 号)を見直す中で記載し、市町村はこれらの指針に則し、(2)に掲げる内容について市町村子ども・子育て支援事業計画又は市町村行動計画に盛り込むこととする。また、都道府県は、実施主体である市

町村において円滑な取組促進が図られるようにする観点から、これらの指針に則し、(3)に掲げる内容について都道府県子ども・子育て支援事業計画又は都道府県行動計画に盛り込むこととする。

なお、市町村行動計画又は都道府県行動計画の策定に当たっては、放課後児童クラブ及び放課後子供教室に係る事項のみの策定とすることや、子ども・子育て支援法に定める市町村子ども・子育て支援事業計画又は都道府県子ども・子育て支援事業計画と一体のものとして策定することも差し支えない。

- (2) 市町村行動計画等に盛り込むべき内容
- ①放課後児童クラブの年度ごとの量の見込み及び目標整備量
 - ②一体型の放課後児童クラブ及び放課後子供教室の 2023 年度に達成されるべき目標事業量
 - ③放課後子供教室の 2023 年度までの実施計画
 - ④放課後児童クラブ及び放課後子供教室の一体的な、又は連携による実施に関する具体的な方策
 - ⑤小学校の余裕教室等の放課後児童クラブ及び放課後子供教室への活用に関する具体的な方策
 - ⑥放課後児童クラブ及び放課後子供教室の実施に係る教育委員会と福祉部局の具体的な連携に関する方策
 - ⑦特別な配慮を必要とする児童への対応に関する方策
 - ⑧地域の実情に応じた放課後児童クラブの開所時間の延長に係る取組
 - ⑨各放課後児童クラブが、3④に記載した放課後児童クラブの役割をさらに向上させていくための方策
 - ⑩3④に掲げた放課後児童クラブの役割を果たす観点から、各放課後児童クラブにおける育成支援の内容について、利用者や地域住民への周知を推進させるための方策 等

- (3) 都道府県行動計画等に盛り込むべき内容
- ①地域の実情に応じた放課後児童クラブ及び放課後子供教室の研修の実施方法、実施回数等(研修計画)
 - ②放課後児童クラブ及び放課後子供教室の実施に係る教育委員会と福祉部局の具体的な連携に関する方策
 - ③特別な配慮を必要とする児童への対応に関する方策 等

- (4) 事業計画策定に当たっての留意事項
- 地域と学校が連携・協働し、幅広い地域住民や保護者等の参画により地域全体

で子どもたちの成長を支え、地域を創生する「地域学校協働活動」を全国的に推進するため、平成 29 年3月に社会教育法が改正、同年4月に施行された。

都道府県・市町村の教育委員会は、放課後子供教室を含む地域学校協働活動の機会を提供する事業を実施するに当たっては、地域住民等と学校との連携協力体制の整備、普及啓発その他必要な措置を講じることや、地域学校協働活動の円滑かつ効果的な実施を図るため「地域学校協働活動推進員」を委嘱できるとされたことから、市町村及び都道府県は地域学校協働活動の実施計画と本プランの事業計画との間で齟齬が生じないように十分に留意する必要がある。

- 5 市町村の体制、役割等
- (1) 運営委員会の設置
- 市町村は、地域の実情に応じた効果的な放課後児童クラブ及び放課後子供教室の実施に関する検討の場として、「運営委員会」を設置する。
- その際、市町村の教育委員会と福祉部局が連携を深め、学校の教職員や放課後児童クラブ、放課後子供教室の関係者との間で共通理解や情報共有を図るとともに、学校施設の使用計画や活用状況等について、十分に協議を行い、教育委員会と福祉部局の双方が責任を持つ仕組みとなるよう、適切な体制づくりに努める必要がある。
- なお、地域の実情に応じ、運営委員会に代わり得る既存の組織等をもって代替することも可能とする。
- ① 主な構成員
- 行政関係者(教育委員会及び福祉部局)、学校関係者、PTA関係者、社会教育関係者、児童福祉関係者、学識経験者、放課後児童クラブ関係者、放課後子供教室を含む地域学校協働活動関係者、学校運営協議会関係者、地域住民 等
- ② 主な検討内容
- 教育委員会と福祉部局の具体的な連携方策、小学校の余裕教室等の活用方策と公表、活動プログラムの企画・充実、安全管理方策、ボランティア等の地域の協力者の人材確保方策、広報活動方策、放課後児童クラブ及び放課後子供教室実施後の検証・評価 等

- 6 都道府県の体制、役割等
- (1) 推進委員会の設置
- 都道府県は、市町村において円滑な取組促進が図られるよう、管内・域内における放課後児童対策の総合的な在り方についての検討の場として、「推進委員会」を設置する。

なお、地域の実情に応じ、推進委員会に代わり得る既存の組織等をもって代替することも可能とする。

① 主な構成員

行政関係者(教育委員会及び福祉部局)、学校関係者、PTA関係者、社会教育関係者、児童福祉関係者、学識経験者、放課後児童クラブ関係者、放課後子供教室を含む地域学校協働活動関係者、学校運営協議会関係者 等

② 主な検討内容

教育委員会と福祉部局の具体的な連携方策、都道府県内における放課後児童クラブ及び放課後子供教室の実施方針、安全管理方針、人材確保及び質の向上のための従事者・参画者の研修の企画・充実、広報活動方策、事業実施後の検証・評価 等

- (2) 従事者・参画者の研修等
- 都道府県は、放課後児童クラブにおける放課後児童支援員となるための研修のほか、管内・域内の各市町村が実施する放課後児童クラブの従事者(放課後児童支援員、補助員)・放課後子供教室の参画者(地域学校協働活動推進員、協働活動支援員、協働活動サポーター等)の資質向上や、両事業の従事者・参画者と小学校の教職員等との間での情報交換・情報共有を図るため、合同の研修を開催する。

- 7 市町村における放課後児童クラブ及び放課後子供教室の実施
- ※放課後児童クラブについては、「市町村」に社会福祉法人等を含む。
- ※放課後子供教室については、都道府県が実施する場合には、「市町村」を「都道府県」と読み替える。
- (1) 学校施設を活用した放課後児童クラブ及び放課後子供教室の実施促進
- 学校は、放課後も、児童が校外に移動せずに安全に過ごせる場所であり、同じ学校に通う児童の健やかな成長のため、学校関係者と両事業の関係者とが、実施主体にかかわらず立場を越えて、放課後児童対策について連携して取り組むことが重要である。このため、市町村は、放課後児童クラブ及び放課後子供教室の実施に当たって、以下の内容に留意しつつ、学校教育に支障が生じない限り、余裕教室や放課後等に一時的に使われていない特別教室等の徹底的な活用を促進するものとする。
- なお、長期休業日や土曜日等、学校の授業日以外の活動についても、ニーズ等に応じて柔軟に対応することが必要である。
- ①学校施設の活用に応じた責任体制の明確化
- 放課後児童クラブ及び放課後子供教室は、学校施設を活用する場合であつ

ても、学校教育の一環として位置付けられるものではないことから、実施主体は、学校ではなく、市町村の教育委員会、福祉部局等となり、これらが責任を持って管理運営に当たる必要がある。

その際、事故が起きた場合の対応や、例えば、教室不足等により放課後児童クラブ及び放課後子供教室に転用したスペースを学校教育として使用する必要性が生じた場合の移転先の確保とスペースの返還などの取決め等について、あらかじめ教育委員会と福祉部局等で協定を締結するなどの工夫により、学校施設の使用に当たって、学校や関係者の不安感が払拭されるよう努める必要がある。

②全ての児童の安全・安心な放課後等の居場所の確保に向けた余裕教室等の活用

ⅰ) 余裕教室の活用促進

○余裕教室の徹底活用等に向けた検討

児童の放課後等の安全・安心な居場所や活動場所の確保は、地域や学校にとっても重要な課題であり、優先的な学校施設の活用が求められていることから、運営委員会等において、放課後児童クラブ及び放課後子供教室の実施に当たって、各学校に使用できる余裕教室がないかを十分協議することが必要である。

また、各学校の余裕教室等の年間使用計画等については、地域の実情に応じて、小学校区ごとに学校関係者、放課後児童クラブ関係者、放課後子供教室(地域学校協働活動)関係者、保護者等からなる協議会を設置するなどして、関係者間の理解を深めつつ、協議を行うことが望ましい。

特に、既に活用されている余裕教室(学習方法・指導方法の多様化に対応したスペース、教職員のためのスペース、地域住民の学習活動のためのスペース等)についても、改めて、放課後児童クラブ及び放課後子供教室に利用できないか、検討することが重要である。

なお、市町村教育委員会は、余裕教室等の使用計画や活用状況等について公表するなど、可能な限り、検討の透明化を図ることが求められる。

○国庫補助を受けて整備された学校施設を転用する場合の財産処分手続

国庫補助を受けて整備された学校施設を使用する場合で、学校施設を転用し、財産処分手続が必要となる場合であっても、「公立学校施設整備費補助金等に係る財産処分の承認等について」(平成 27 年7月1日付け 27 文科施第 158 号文部科学省大臣官房文教施設企画部長通知)において、財産処分手続の大幅な弾力化が図られていることに留意すること。

また、放課後等において一時的に学校教育以外の用途に活用する場合は、財産処分には該当せず手続は不要となるため、積極的な活用について検討

すること。なお、「一時的」とは、学校教育の目的で使用している学校施設について、学校教育に支障を及ぼさない範囲で、ほかの用途に活用する場合であることに留意が必要である。

ii) 放課後等における学校施設の一時的な利用の促進
全ての小学校区で、放課後児童クラブ及び放課後子供教室を一体的に又は連携して実施していくためには、放課後児童クラブの児童の生活の場と、共働き家庭等の児童か否かを問わず全ての児童が放課後等に多様な学習・体験プログラムに参加できる実施場所との両方を確保することが重要である。

このため、7(1)②i)に記載した余裕教室の活用に加え、学校の特別教室や図書館、体育館、校庭等(けが等が発生した場合の保健室を含む)のスペースや、既に学校の用途として活用されている余裕教室を、学校教育の目的には使用していない放課後等の時間帯について放課後児童クラブ及び放課後子供教室の実施場所として活用するなど、一時的な利用を積極的に促進することが望まれる。とりわけ、放課後子供教室については、学校の図書室や家庭科室、音楽室、理科室といったスペースを、学校教育の目的には使用していない放課後等の時間帯において積極的に活用し、多様な体験・学習プログラムを実施しているケースもみられることから、こうした取組を児童や保護者、地域のニーズに応じてより一層進めていくことが期待される。加えて、放課後児童クラブ及び放課後子供教室の児童が参加する共通のプログラムを実施する際には、多くの児童が参加でき、活動が充実したものとなるよう、参加人数やプログラムの内容等に応じて、これらの多様なスペースを積極的に活用することが必要である。

なお、こうした場所の確保に当たっては、特別な配慮を必要とする児童の受入れとそれらの児童が安心して過ごすことができる環境の配慮にも十分留意することが重要である。

(2) 一体型の放課後児童クラブ及び放課後子供教室の実施

① 一体型の放課後児童クラブ及び放課後子供教室の考え方

一体型の放課後児童クラブ及び放課後子供教室とは、全ての児童の安全・安心な居場所を確保するため、同一の小学校内等で両事業を実施し、共働き家庭等の児童を含めた全ての児童が放課後子供教室の活動プログラムに参加できるものをいう。一体型の放課後児童クラブ及び放課後子供教室の中には、放課後子供教室を毎日実施するものと、定期的に実施するものが考えられるが、地域の実情に応じ、適切と考えられる頻度で整備を進めていくものとする。

この場合、活動プログラムの企画段階から両事業の従事者・参画者が連携し

て取り組むことが重要である。

また、一体型として実施する場合でも、放課後児童クラブの児童の生活の場としての機能を十分に担保することが重要であり、児童福祉法第34条の8の2第1項の規定により、市町村が条例で定める基準を満たす必要がある。

なお、放課後子供教室を毎日実施する場合は、放課後児童クラブの児童の生活の場を確保するとともに、共働き家庭等の児童を含めた全ての児童が放課後子供教室の活動プログラムに参加できる環境整備に配慮する必要があり、例えば、両事業の実施場所が同一の小学校内であるが、余裕教室と専用施設などのように、活動場所が離れているような場合、両事業の従事者・参画者が常に連携し、放課後児童クラブの児童も放課後子供教室の活動プログラムに参加できるようにすることが必要である。また、放課後子供教室を定期的(週1～2回程度)に実施する場合は、放課後子供教室の活動プログラムに放課後児童クラブの児童も参加できるよう、両事業の従事者・参画者が常に情報共有を図り、活動内容や実施日を放課後児童支援員等が把握し、児童の主體的な参加を促すよう配慮する必要がある。

② 一体型の放課後児童クラブ及び放課後子供教室の留意点

一体型の放課後児童クラブ及び放課後子供教室の実施に当たっては、以下の点に留意しつつ、一体型の利点を生かした取り組みの推進を図ることが重要である。

○全ての児童を対象とした多様な学習・体験活動のプログラムの充実

両事業を一体的に実施することにより、共働き家庭等か否かを問わず、全ての児童が一緒に参加できる学習・体験活動プログラム(共通プログラム)を実施することが必要である。

その際、共通のプログラムの充実を図る上では、地域学校協働活動推進員等のコーディネーターが中心となって、地域にある様々な教育資源を幅広く活用し、学校での学びを深めたり広げたりする学習や、補充学習、文化・芸術に触れあう活動、スポーツ活動等、児童の興味・関心やニーズ、地域の資源等を踏まえた多様なプログラム、児童が主体となって企画したプログラムを充実するとともに、児童によるボランティア活動など、低学年だけでなく高学年の児童の学が意欲を満たす内容や、異年齢児交流を促す内容も充実することが望ましい。

なお、活動場所の広さや安全管理上の都合等により、参加人数を一定数に制限しているプログラムがある場合にも、両事業の従事者・参画者が連携して情報を共有するなどして、希望する児童が参加できるよう十分留意することが必要である。

(3) 放課後児童クラブ及び放課後子供教室の連携による実施

学校施設を活用して放課後児童クラブ及び放課後子供教室を整備しても、なお地域に利用ニーズがある場合等については、希望する幼稚園や総合型地域スポーツクラブなどの地域の社会資源の活用も検討しつつ、小学校外での整備を進めていくものとする。

また、公民館や児童館等、小学校以外で実施している放課後児童クラブ及び放課後子供教室等、保護者や地域のニーズを踏まえ、一体型として実施していない場合についても、両事業を連携して実施できるようにすることが必要である。

例えば、児童館で実施している放課後児童クラブと学校施設内で実施している放課後子供教室の場合、一体型と同様に、放課後子供教室の活動プログラムの企画段階から両事業の従事者や参画者が連携して全ての児童を対象とした活動プログラムを企画し、学校施設内のみならず、児童館でも実施するなど、両事業の児童が交流できるような連携方法が考えられる。

(4) 学校・家庭と放課後児童クラブ及び放課後子供教室との密接な連携

本プランの実施に当たっては、児童の様子の変化や小学校の下校時刻の変更、事件・事故や天災等の緊急時などにも対応できるよう、学校関係者と放課後児童クラブ及び放課後子供教室の関係者との間で、迅速な情報交換・情報共有を行うなど、事業が円滑に進むよう、十分な連携・協力を図られたい。特に、両事業を小学校内で実施する場合は、小学校の教職員と両事業の従事者・参画者の距離が近く、連携が図りやすい環境にあることを生かし、日常的・定期的に情報共有を図り、一人一人の児童の状況を共有の上、きめ細かに対応するよう努める必要がある。

また、保護者との連絡帳のやりとりや日常的・定期的な対話等を通じて、家庭とも密接に連携し、児童の成長を関係者で共有していくことが重要である。なお、児童の状況等には家庭が関係する場合もあることから、対話等を通じて保護者が抱える悩みや不安を把握した上で、保護者に対する支援につなげることも考えられる。

こうした学校と家庭、放課後児童クラブ及び放課後子供教室の関係者間の連携に当たっては、先述(7(1)②)の小学校区ごとに設置する協議会を活用することや、平成29年3月に改正され、同年4月に施行された地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)により設置が努力義務化された学校運営協議会において、情報や課題等を共有し、活動の改善や発展につなげることも重要である。

(5) 来所・帰宅時における児童の安全確保

平成30年6月22日に関係関係会議において策定された「登下校防犯プラン」

において、登下校時の児童生徒等の安全を確保するための総合的な防犯対策が取りまとめられた。放課後児童クラブや放課後子供教室は、児童が放課後に来所し、そこから帰宅する場所であり、各々の事業関係者は、児童の来所・帰宅時の安全確保の一端を担う者として期待されている。

こうした観点から、各事業関係者が来所・帰宅時の安全確保について取り組む際の参考となるよう、「放課後児童クラブ等への児童の来所・帰宅時における安全点検リストについて」(平成30年7月11日付け30生社教第4号・子子発0711第1号文部科学省生涯学習政策局社会教育課長事務取扱、厚生労働省子ども家庭局子育て支援課長連名通知)のとおり、放課後児童クラブをはじめ、放課後子供教室、児童館等、児童が放課後を過ごす事業の関係者を対象としたチェックリストを作成したので、積極的に活用いただきたい。

なお、児童の下校時の安全確保を図る上では、地域学校協働活動の一環として実施される登下校の見守り等に関わる地域住民等と連携を図ることも重要である。

(6) 民間サービス等を活用した多様なニーズへの対応

児童の放課後活動について、サービスの水準・種類に対する多様なニーズを満たすためには、地域における民間サービスを活用し、公的な基盤整備と組み合わせることも有効である。

そのため、放課後児童クラブについては、既に多様な運営主体により実施されているが、待機児童が数多く存在している地域を中心に、民間企業が実施主体としての役割をより一層担っていくことが考えられる。その際、地域のニーズに応じ、本来事業に加えて高付加価値型のサービス(塾、英会話、ピアノ、ダンス等)を提供することも考えられる。

また、放課後子供教室については、地域と学校が連携・協働して社会総振りかて子どもを育ちを支える観点から、大学生・高校生や企業退職者、高齢者などの地域住民の一層の参画促進を図るとともに、子育て・教育支援に関わるNPO、習い事や学習塾等の民間教育事業者、スポーツ・文化・芸術団体などの地域人材の参画を促進していくことも望まれる。

8 特別な配慮を必要とする児童への対応

(1) 基本的な考え方

放課後児童クラブにおける障害のある児童の受入れクラブ数や受入れ児童数は年々増加しており、放課後子供教室においても、活動を希望する児童が多く参加しているものと考えられる。また、虐待やいじめを受けた児童が放課後児童クラブや放課後子供教室に来所すること、地域によっては日本語能力が十分でない児童も多く来所することもあることから、事業の実施者において、こうした特別な配慮を必

要とする児童が安心して過ごすことができるようにすることが重要である。

(2) 学校・家庭との連携

特別な配慮を必要とする児童の利用を推進するに当たっては、7(4)に記載したことに加え、当該児童の状況等を学校関係者と放課後児童クラブ及び放課後子供教室との間で相互に話し合い、必要に応じ、専門機関や要保護児童対策地域協議会、障害児通所支援事業所等の関係機関と連携して適切に対応する必要がある。

(3) 放課後等デイサービス事業への学校施設の活用や放課後児童クラブとの連携障害のある児童の中には、放課後児童クラブと生活能力の向上のために必要な訓練等を提供する放課後等デイサービス事業所に通う者もみられる。児童の放課後等の安全・安心な居場所や活動場所の確保の観点から、放課後等デイサービスの実施に当たっても、学校施設の積極的な活用が望まれるほか、両事業者が連携をとりながら、こうした児童の育成支援及び療育を進めていくことが重要である。

9 総合教育会議の活用による総合的な放課後児童対策の検討

平成 26 年6月に公布され、平成 27 年4月から施行された地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律(平成 26 年法律第 76 号)に基づき、新たな教育委員会制度では、全ての地方公共団体に、首長と教育委員会を構成員とする総合教育会議を設けることとなっている。総合教育会議においては、教育を行うための諸条件の整備その他の地域の実情に応じた教育、学術及び文化の振興を図るために重点的に講ずべき施策等について協議を行うこととなっている。この総合教育会議を活用し、首長と教育委員会が、総合的な放課後児童対策の在り方について十分に協議し、放課後等の活動への学校施設の積極的な活用や、放課後児童クラブ及び放課後子供教室の一体的な、又は連携による実施の促進を図っていくことも重要である。

なお、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律について」(平成 26 年7月 17 日付け 26 文科初第 490 号文部科学省初等中等教育局長通知)においても、総合教育会議の協議事項の一つとして、教育委員会と福祉部局が連携した総合的な放課後児童対策について取り上げることも想定されているところである。

10 市町村等の取組に対する支援

本プランに基づく市町村等の取組に対し、国は、必要な財政的支援策を講じるた

め、毎年度予算編成過程において検討していくとともに、効果的な事例の収集・提供等を通じて地域の取組の活性化を図るものとする。

＜本件連絡先＞

【放課後児童クラブ、児童館等に関すること】

厚生労働省子ども家庭局子育て支援課
電話:03(5253)1111 内線:4845、4966

【放課後子供教室に関すること】

文部科学省生涯学習政策局社会教育課
地域学校協働推進室
電話:03(5253)4111 内線:3260

【学校施設の活用に関すること】

文部科学省大臣官房文教施設企画部
施設助成課
電話:03(5253)4111 内線:2464

【学校との連携に関すること】

文部科学省初等中等教育局参事官付
電話:03(5253)4111 内線:3705

【総合教育会議に関すること】

文部科学省初等中等教育局初等中等教育企画課
電話:03(5253)4111 内線:4678

1-1. 青森県鶴田町

1. 放課後児童クラブ・放課後子供教室の実施について

1) 放課後児童クラブ及び放課後子供教室の運営状況

- 鶴田小学校内の屋内運動場1階で放課後児童クラブ(1か所)を実施。放課後子ども教室(同市の表記を適用、以下同じ)と一体的な運営を行っており、サンシャインスクールとして運営している。
- 1年生から6年生まで全学年が登録可能で、現在の登録児童数は280名程度(支援の単位となるクラス数は8)。全児童数は550名程度であり、約半数がサンシャインスクールに登録している状況。内訳でいうと、1年生から3年生までは、ほぼ全員が登録、4、5、6年生がそれぞれ30人、20人、10名程度。
- 上記登録児童数280名程度のうち、実際の利用者は150名程度である。各クラス(支援の単位)22名程度が利用している。
- 町が運営(公立公営)、所管は教育委員会。交付金申請等は福祉部局が担当するが、職員研修や運営に関する業務は教育委員会が担当している。

2) 両事業の整備に関する方針

(これまでの経緯)

- 青森県の教育委員会は、放課後子どもプラン発表(2007年)以降、放課後児童クラブと放課後子ども教室の普及に取り組んでいる。鶴田町も県の方針に沿う恰好で放課後児童クラブと放課後子ども教室をサンシャインスクールとして設置することになった。なお、それまでは児童館で放課後子ども教室を実施していたが、小学校内での放課後子ども教室の実施に伴い、児童館は廃止となった。
- サンシャインスクールを設置するのは小学校内であるため、運営に係る諸々の調整においては、福祉部局よりも教育委員会が所管する方がスムーズに進みやすいという考えから、教育委員会が担当することになった。
- 令和2年4月より、6つの小学校を統合して全町1学区制とした。6つの小学校があった当時は8か所(各学校に1か所、公民館に1か所、町の施設に1か所)のサンシャインスクールを設置していたが、それらを小学校の統合に伴って鶴田小学校の敷地内併設の1か所に集約した(8か所/支援の単位8のサンシャインスクールが1か所/支援の単位8になった)。
- 小学校統合後のサンシャインスクールの配置について、検討委員会を設置し検討を重ねてきた。選択肢として地域ごとの設置を維持する「分散型」と統合小学校(1か所)への「集約型」があったが、以下の理由から「集約型」が適切であるという結論に至った。
 - 「集約型」は、学校の教育活動を終了した児童が、各自のタイミングでサンシャインスクールに移動できるので、安全管理体制を確保できる。
 - 震災等の緊急事態への対応を考えたとき、「集約型」は学校本体と連携しているため、緊急避難、集団下校など様々な対応が可能。また、大規模地震を想定したとき、児童を耐震性に優れた新設校舎に留めておけることなど、安全確保の点から「集約型」が望ましいと考える。

(職員体制)

- 各クラスに放課後児童支援員等2名、放課後子ども教室スタッフ指導員1名の計3名を常時配置している。
- 放課後子ども教室スタッフの勤務時間は週15時間程度と短いため、地域の女性を中心に登録人数が多く、交代制で活動に従事している。放課後児童支援員等の勤務時間は週28時間。常時2名が配置されるようシフトを組んでいる。
- 放課後子ども教室スタッフは、登録人数は多いものの定着に課題があり、常に募集をかけている状況。町としては、放課後子ども教室のスタッフとして2年程度の経験を積んだ後に放課後児童支援員となるルートも視野に入れて採用している。
- 上記のほか、放課後子ども教室の有償ボランティアとして、学習サポーター制度を運用している。学習サポーターは週1回から登録でき、元教員で退職後も地域の子どものために働きたいという思いを持つ

た方 6～7名が登録している。土曜日や長期休業期間中に体験イベント(手品会、習字教室、卓球教室等)を開催しており、そこに参加いただいている。

3) 両事業の連携、又は一体型実施に関する方針

- 上記のような経緯の中で放課後児童クラブ・放課後子ども教室を整備したこともあり、「留守児童対策のため」「子どもの体験学習のため」の別々の事業を実施するという認識は薄く、2つの事業をうまくミックスさせて実施してきた。
- 実際の運営を主導するのは、放課後児童クラブの支援員である。しかし、放課後児童支援員は「保護者が家にいない児童に対する育成支援」が主たる業務という意識が強く、放課後子ども教室として行う製作活動や体験イベントへの協力という点において理解を得るのが難しい場合がある。両事業職員の意識の統一や協力体制の確立は、同町の課題の一つである。
- また、サンシャインスクールの集約により、かつては8つの地域それぞれで別々に活動していた職員・スタッフが同じ場所で働くこととなった。8つのクラスから集まった職員・スタッフの認識の統一化や協力に向けた意識の醸成も課題となっている。

4) 両事業実施における学校施設の活用方針

- 鶴田小学校内、屋内運動場の1階にサンシャインスクールを設置している。支援の単位別に8つの部屋を設けており、各部屋間には、使用用途に柔軟に対応できるように可動式の仕切りを設置した。
- 学校施設内で事業を実施しているが、サンシャインスクール専用施設であり建物管理、責任関係を学校と分離している。建物設置要綱上、(学校ではなく)社会教育施設となっている。
- 統廃合前は、教室の一角を借りて事業を実施していた。1か所に集約したことをきっかけに、学校とは別に専用施設を設けることとなった。
- 児童は学校終了後、一度学校の昇降口を出て、少し歩いてサンシャインスクールの昇降口に入る。両者はちょうど良い距離間にある。同じ敷地内だが、建物も世界も切り変わるようになっている。

2. 両事業の連携強化に向けた取組

(運営委員会の実施)

- サンシャインスクールの運営に関する検討の場として、運営委員会(鶴田町放課後子どもプラン運営委員会)を設置している。行政関係者、学校関係者、PTA 関係者、社会教育関係者、学識経験者、放課後児童クラブ関係者、(放課後子ども教室を含む)地域学校協働活動関係者等が構成員となっている。
- 同会議体は、事業計画の検討・承認及び事業報告の場である。利用料金や開所時間を変更する場合や設置要綱を改訂する場合の協議・承認の場にもなっている。
- 事業計画は、放課後児童クラブ・放課後子ども教室で分けていない。鶴田サンシャインスクールとして一体的な事業計画を立てている。

(リーダー会議の実施)

- より具体的な運営計画、活動計画を検討する場として、リーダー会議を定期的に行っている。参加者は、自治体担当者と8つのクラスの管理的立場にある放課後児童支援員(リーダー)である。
- 上述の通り、同町では両事業職員・スタッフの協力体制の確立や8クラスの職員・スタッフの認識の統一化が課題となっている。しかし、上述の運営委員会は職員・スタッフ以外の多くの関係者が構成員となっており、現場の実態や支援員の本音を聞き取ることが難しい場合がある。そこで、リーダー会議において自治体担当者がリーダーたちの思いや困りごと、悩み、不満等を聞き取り、運営内容の改善に向けた話し合いを行う。
- リーダー会議は、月に最低でも1回、多い時には月に2～3回実施している。話し合いを重ねると、町が目指すサンシャインスクールの姿と職員・スタッフの思いとのギャップが明らかになったり、日々の業務の苦労や人間関係上の悩みが聞かれるなど、運営上の課題が浮き彫りになってくる。自治体担当者が、現場の職員・スタッフの不平・不満を含めた正直な思い一つひとつを受け止め、応えていく関わりを継続することによって、信頼関係の構築に努めている。

- 同時に、自治体担当者の側からも、サンシャインスクールをどうしていきたいのか／児童にとってどのような場となるかが望ましいのかを、会議の場でリーダーたちに説明する。サンシャインスクールは、児童に安全安心な居場所と様々な体験活動を提供することで、「行きたくなる」場所でなければならないと考えている。登録している全ての児童が、学校が終わったあとに「サンシャインに行くぞ！何をして遊ぼうか！土曜日でも行きたい！」と思えるものであってほしい。こうしたメッセージを一貫して訴え続けることで、「児童が過ごしたいと思える場所にしよう」という意識が職員・スタッフの間で強化されつつあるように思う。

（合同研修の実施）

- サンシャインスクールの目指す姿と現状とのギャップを埋めていくために必要なことの一つに、職員一人ひとりのスキルアップがある。同町では、職員の事業理解向上や力量形成を目的として、研修を行っている。
- これは、弘前大学地域創生本部と鶴田町の共催という形式で実施するものである。同大学では、地域活性化に寄与する研究や教育を通じて、自治体や企業、地域の団体等と連携し、地域課題の解決に取り組んでいる。
- 研修プログラムを策定するため、2020年の年末に、同大学講師がサンシャインスクールを訪れ、児童の様子や児童と職員のやりとり等を視察した。そして、講師が感じた課題と、自治体担当者の課題意識とのすり合わせを行い、どのようなプログラムが適切か検討した。
- 具体的には、視察を通じて、児童の動きとそれに対応する職員の動きが慣れてない／ぎこちない印象をみてとることができた。職員と児童の関係性が人によってバラバラで、児童への声掛け等、職員によって異なる対応がなされている。
- これは、児童期の「子ども観」と、児童にとって放課後とはどういう世界なのかという「放課後観」について、サンシャインスクール内で共通認識がつくられていないことによるものと推察された。結果として、150人を超える児童よりも、職員・スタッフの方が目立つような印象を受ける。この状況を変え、「サンシャインスクールは児童が主体となって活動する場」であるという意識を強化するためには、講義形式の研修よりも、実践指導の中で職員自身が課題に気づくところからスタートしたほうが良いと考え、以下のようなプログラムを作成した。
- 1回目の研修では、講師と職員が放課後の子ども観について話し合う時間を作った。2回目は、社会保障審議会で提示された遊びのプログラムを実践することで、児童が主体的に遊びを広げていく瞬間を職員の方に間近に見てもらうこととした。3回目は、遊びのプログラムを実践している他県の児童館長（放課後児童クラブを児童館内で実施している）がサンシャインスクールの現場に入り、具体的な助言指導を行うこととした。
- 3回の研修は、現場の職員・スタッフにとって遊びに関する引き出しを増やし、情報収集のアンテナを高くするきっかけとなることを目指し企画したものである。コロナの影響で2回目以降の実施が延期となっているが、リーダー会議での話し合いと本研修とが両輪となり、職員・スタッフの意識の強化や理解の促進、スキルアップにつながっていくと良い。

以上

1-2. 兵庫県淡路市

1. 放課後児童クラブ・放課後子供教室の実施について

1) 放課後児童クラブ及び放課後子供教室の実施状況

- 放課後児童クラブは 11 か所、放課後子供教室は 7 か所で実施しており、クラブ・教室ともにすべて淡路市が運営している(公営)。
- 放課後児童クラブは、小学校敷地内又は隣接地の専用施設のほか、公民館内で実施するものもある。放課後子供教室は、放課後児童クラブとは別の公民館や小学校敷地内等で開催している。開催頻度は、1週間に1回程度。クラブ・教室ともに全学年を対象としているが、実際の登録児童は両者ともに低学年が多い。

(所管部局について)

- 3～4年前に放課後児童クラブの所管部局が福祉部局から教育委員会(教育部社会教育課)となり、現在はクラブ、教室ともに社会教育課が所管している。両事業の所管が教育委員会に統一されていると学校との連携がしやすいほか、公民館での放課後子供教室の活動を計画する際にも調整がスムーズに進む。
- 別の担当者が担当していたため詳細は不明だが、学童保育の運営においては学校との情報共有が重要であり、両者の連携を円滑化するために、放課後児童健全育成事業を教育委員会に移管したようだ。たとえば、児童が学校からクラブへ移動する時間に警報が出た場合の対応方針は、学校やケースによって異なる。各クラブは学校ごと・ケースごとの判断に準じた対応をとる必要があるが、所管部局が同じだと、その辺りの情報共有を迅速に行うことができる。

2) 両事業の整備に関する方針

(職員体制)

- 放課後子供教室には3名のスタッフ(7教室で計3名、会計年度任用職員)がいるほか、7教室で 40 名程度の有償ボランティアが登録している。指導員と公民館の職員が相談して、あらかじめ登録されているボランティアの中から教室の活動内容に合った方を選定し、活動ごとに協力を依頼している。
- ボランティアの登録者は、元市職員や元教師のほかは、従来から公民館活動に協力いただいている地全ての放課後児童クラブにおいて、放課後児童クラブ利用児童は放課後子供教室の活動に参加できる。ただし、2つの実施場所が離れており、放課後児童クラブ利用児童が子供教室活動に参加する際に、支援員の付き添い等があるわけではなく、利用児童本人が「子供教室の活動に参加すること」を放課後児童クラブに伝え、自身で両事業の実施場所を行き来することになるため、これらを「一体型」としては捉えていない。
- 他方、4～5年前から北淡地区の1教室で月1回、小学校施設を借りて、放課後児童クラブ(小学校に隣接)参加児童と支援員が専用施設から小学校に移動し、放課後子供教室の活動と一緒に参加する活動を実施している。ここには放課後児童クラブ利用児童の他、北淡の放課後子供教室に登録している 11 名全員が参加している。以降、同市における一体型実施推進の取組は、本活動を念頭に置いて記載している。
- 域の方がほとんどである。新規ボランティアの確保はなかなか難しく高齢化が進んでいるものの、小学生時代に放課後子供教室に通っていた現役高校生に声掛けし参加してもらうなどして、協力者を募っている。

3) 両事業の連携、又は一体型実施に関する方針

(両事業の参加児童と一緒に活動する日の設定)

- 上記の活動終了後、放課後児童クラブ利用児童は支援員と一緒にクラブへ帰る。それ以外の日にも放課後子供教室への参加は可能だが、放課後子供教室と放課後児童クラブとの行き来に支援員の付き添いはない。
- 普段の放課後子供教室は工作等の遊びが多い一方で、上記活動日には放課後児童クラブから 20～

30 名弱が参加するため、通常 10 名程度の放課後子供教室が、40 名程度の規模になる。そのため、体育館又はグラウンドを主な活動場所として、スポーツや屋外でのゲーム等、大勢で行うダイナミックな活動を企画することができる。

- また、放課後子供教室には放課後児童クラブと比べると幅広い学年の児童が参加しているため、両事業の利用児童と一緒に遊ぶ機会をつくることで、異年齢の児童の交流の場が広がる面もあるだろう。この活動に参加することにより、次から(交流日以外の)放課後子供教室にも参加したいと考える児童が増えればよいと感じている。

(両事業の参加児童と一緒に活動する際の企画・運営)

- 社会教育課で実施日時と実施場所を決め、それを現場に下ろしていく。前々月または前月に、月 3、4 回の子供教室実施日を決め、そのうち月の第 2 実施日を「両事業の参加児童と一緒に活動する日」と決めている。
- 活動の企画は、放課後子供教室の指導員と社会教育課が主体となっており、放課後児童クラブの支援員に連絡するフローとなっている。定期的に公民館で子供教室の担当者会議を実施しており、企画内容については、職員が公民館等に赴くもしくは公民館職員とメール等でやり取りの上決定している。
- 活動実施においても、基本的に放課後子供教室のスタッフとボランティアが主導し、放課後児童クラブの支援員がサポートする方針をとっている。リーダー(=放課後子供教室)とサポーター(=放課後児童クラブ)の体制で実施しているためか、両事業の職員間での認識や児童への関わり方の違いに起因するトラブル等は起きていない。
- 放課後子供教室のスタッフにしてみれば、通常は 11 名程度の児童の対応を行っているところ、本活動の実施日は通常より多くの児童への対応や活動を先導する役割が求められることになる。しかし、長期にわたり実施する中で、既にこうした運営方法が定着しており、放課後子供教室指導員からの不満等は出ていない。
- 利用者への周知については、実施の都度、放課後児童クラブが保護者向けに連絡する。

(活動実施に関する課題と今後の方針)

- 中には放課後子供教室への参加に積極的でない児童もいるものの、現状、本活動の実施日には放課後児童クラブの利用児童は全員、放課後子供教室に参加することとしている。放課後児童クラブに児童を残すとなると支援員の配置を分ける必要があるなど、管理の面で難しい問題が出てくる。また、希望者のみの参加とすることで参加者が集まらない可能性も懸念されることから、現在は北淡地区のみ試験的に、全員参加での実施としている。
- 今後、本活動を拡大していきたい意向はあるものの、基本的に放課後児童クラブは小学校単位で設置している一方、子供教室は地区単位で実施しているため、それら全てに同様の活動を導入するのは難しいと感じている。また、放課後児童クラブの利用児童数が多い地区(100 人以上の規模)で本活動を実施し、それを放課後子供教室で先導するのは難しいのではないかと感じている。
- 放課後児童クラブ・放課後子供教室の数を増やしていく予定はないが、月に 1 回実施する本活動のモデルを今後も継続し、成功すれば他にも展開していきたい。1 地区に 1 クラブ、1 教室のみ設置されている地区では実践可能ではないかと考えている。

2. 両事業の連携強化に向けた取組

(運営委員会の実施)

- 地区ごとの定期的な打ち合わせとして、「放課後子ども教室運営委員会」を年 1 回実施している。各地区で放課後子供教室のスタッフや公民館職員、ボランティアスタッフに出席いただき、年度当初の運営方針等について協議を行っている。
- この他にも、7 つの地区の放課後子供教室の担当者 3 名と所管課長等が毎月 1 回集まり、定例打合せのような形で情報共有を行う場も設けている。クラブ・教室両事業の担当者として、社会教育課の職員も参加しており、その場で上記の活動(両事業の参加児童と一緒に行う活動)についても検討される。
- これらの委員会・会議で話された内容は、重要な内容のみ所管課から放課後児童クラブに日々共有を行っている。その他、毎月所管課から放課後児童クラブ向けに発信している学童クラブだよりでは、放課

後子供教室の次回の実施日・実施内容等を周知するほか、北淡地区については、月 1 回の交流活動についても周知している。

(安全管理)

- 両事業の参加児童と一緒に活動する際の活動の進め方や安全管理策について、マニュアル等の整備は行っていないが、たとえば夏場は熱中症対策として体育館で実施するなどの基本的な対応は行っている。

3. ガイドに掲載してほしい事項

- 淡路市では、登録すれば放課後児童クラブ利用児童も放課後子供教室に参加できるが、この形式を一体型としてはこれまで認識していなかった。一体型の定義を明示してもらえるとありがたい。

以上

1-3. 東京都練馬区

1. 放課後児童クラブ・放課後子供教室の実施について

1) 放課後児童クラブ及び放課後子供教室の運営状況

(所掌体制)

- 放課後児童クラブ・放課後子供教室の両事業を含め、管内の子ども関係の施策全般を教育委員会事務局こども家庭部が所掌している。一体型事業「ねりっこクラブ」(詳細は後述)は、放課後児童対策係が一括して担当しているが、ねりっこクラブ事業に該当しない放課後児童クラブ、放課後子供教室は、別の係が担当している。

(放課後児童クラブ)

- 放課後児童クラブは管内に 103 か所ある。
- 放課後児童クラブの運営形態は、公立公営(30 か所)、公立民営(59 か所)、私立民営(14 か所)の 3 パターンあり、公立民営 59 か所のうち、37 か所が「ねりっこクラブ」である。最終的には、管内 65 校すべての小学校内等に放課後児童クラブを設置し、ねりっこクラブとしての運営に切り替えていく予定である。
- 放課後児童クラブを小学校内で実施している放課後児童クラブが 54 か所ある。残りの 49 か所は、利用者の多様なニーズに合わせて、利便性の高い駅前等に設置している。

(放課後子供教室)

- 放課後子供教室は、管内の全小学校区に計 65 か所で実施している。
- 放課後子供教室は、もともと地域(PTA、学校周辺の町会・自治会等)を軸としたボランティア「学校応援団」が、学校応援団ひろば事業(以下、「ひろば事業」という)として実施していた。
- ひろば事業は、基本的に週 5 日(学校が開いている平日)実施している。保護者や保護者OBに子どもを見守るスタッフとして加わってもらうことがある。なお、学校応援団はひろば事業のほかにも、校庭開放(全校で実施)、図書館開放(半数で実施)、体育館開放等を実施しており、同じ学校内で、他の学校応援団の事業に携わる方も、ひろば事業の子どもを見守ってくれている。
- 放課後子供教室のうち、「ねりっこクラブ」に移行したものは、別事業「ねりっこひろば」として整理され、区内の所管部署も変わる。この場合、「学校応援団ひろば事業」のボランティアは「ねりっこクラブ」スタッフとしてねりっこクラブ運営事業者には雇用されることとなる。

2) 両事業の連携、または一体型実施に対する方針

- 平成 28 年より、放課後児童クラブと放課後子供教室の事業運営を一体的に行う「ねりっこクラブ」を開始した。ねりっこクラブでは、放課後児童クラブを「ねりっこ学童クラブ」、放課後子供教室を「ねりっこひろば」と呼び、同一の委託事業者が運営する。
- ねりっこひろばは基本的に週 5 日(平日)、ねりっこ学童クラブは週 6 日(月～土)開設されている。
- ねりっこクラブでは、放課後児童クラブに登録している子どもが必要な保育を提供されることを目指しつつも、ねりっこひろばを利用する他の子どもと交流する機会を設けられるよう配慮している。そのため、ねりっこクラブ内でも、両事業の拠点や実施日時、活動内容(おやつの有無を含む)は異なり、それぞれに活動する。ただし、活動時間の一部は双方の登録児童が同じ場で放課後の時間を過ごすことができる。
- 放課後児童クラブを「ねりっこクラブ」に移行する場合には、基本的に放課後児童クラブの委託事業者が、両事業の運営を引き継ぐこととしている。したがって、「学校応援団ひろば事業」のスタッフは放課後児童クラブ委託事業者には雇用されることとなる。事業者には「雇用される」形態はボランティア意識と相反する面もあるため、移行が決まったひろば事業のボランティアスタッフからは不満の声も挙がったが、ねりっこクラブの運営にあたり、「地域の方々子どもたちを見守る」形態を崩すつもりはないことを伝えた。その結果多くのボランティアが事業スタッフとして残ることになった。
- なお、同区では平成 25 年頃から「夏休み居場所づくり事業」を実施し、夏休み期間、放課後児童クラブを利用しない子どもたちが安全に過ごすことのできる居場所を提供していた。本事業は、放課後児童クラブ委託事業者がひろば事業のスタッフを雇用して実施したため、ひろば事業スタッフにとっては、雇用

されて放課後子供教室活動に従事するプレ体験として機能したかもしれない。

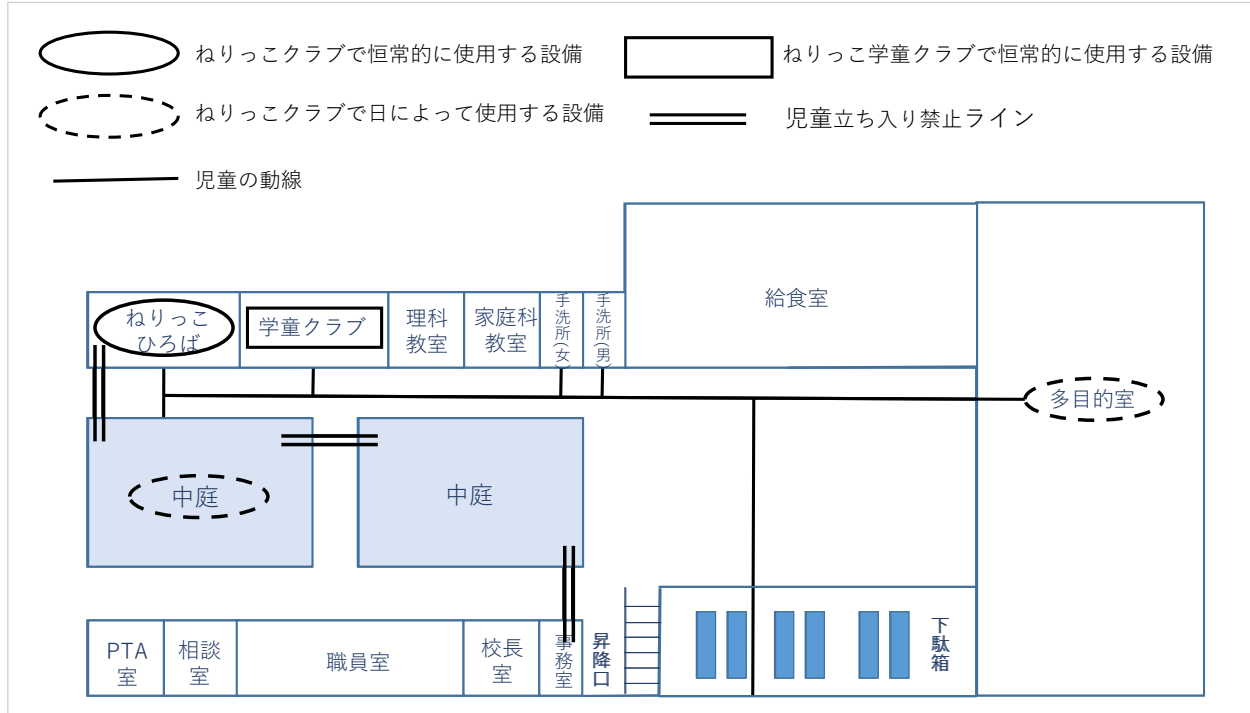
- なお、「ねりっこクラブ」でない放課後児童クラブも、小学校内で実施している場合には(同一小学校内で実施する)放課後子供教室の活動に参加できる。ただし放課後児童クラブに登録している子どもが放課後子供教室に参加できるのは、放課後児童クラブ側で、放課後子供教室との交流機会を設けた時に限られる傾向があり、両事業を行き来できる機会は少ない。
- 小学校内に設置している放課後児童クラブ 54 か所のうち、一体型事業の「ねりっこクラブ」は現時点で 37 か所だが、残りの 17 についても、将来的には一体型の「ねりっこクラブ」にしていく予定である。特に、現状、民間事業者に対して補助金を出し運営する民立民営の放課後児童クラブが 14 か所あるが、これらもゆくゆくは事業者がステップアップし、一体型事業の「ねりっこクラブ」運営業者へ移行してもらうことを目指している。

3) 両事業実施における学校施設(小学校余裕教室等)の活用方針

(小学校と教育委員会との間での協定締結)

- ひろば事業の理事に学校の先生が入っており、もともと学校とは密接な関係を構築できていた。
- 学校施設の活用にあたっての責任体制明確化に努めている。「ねりっこクラブ」をスタートした平成 28 年以降、「ねりっこクラブ」を開始するごとに、教育委員会の教育長と各学校の校長との間で、学校施設の使用に関する「ねりっこクラブの実施に関する協定書」(以下、「協定書」という)を結んでいる。協定書では、基本的合意事項として、「教育委員会は、小学校の学校教育に支障が生じないよう配慮の上、事業を実施するものとする／小学校は、学校教育に支障がない限り、教育委員会が実施する事業に協力するものとする」としたうえで、学校施設・設備の使用と使用時間、管理責任、緊急時の対応、学校教育に支障が生じる場合の対応を明記しルール化している。
- 放課後子供教室だけでなく、放課後児童クラブも余裕教室を活用して実施している。活動時間帯の責任範囲を明確化しておかなければ、学校の理解や協力は得られない。協定書には、放課後に使用するスペースだけでなく、放課後児童クラブ実施中の子どもの移動ルートや行動範囲も明記し説明している(図1)。協定締結時には、それでも不安を述べる小学校もあるが、実際には、子どもたちは「行ってよい」と決められた場所にしか行かない。職員が責任を持って子どもを見守っており、合意事項が守られていることを協定書と合わせて実感してもらうことで、最終的に学校の理解が得られる。
- 緊急時対応については同協定の中で、「練馬区児童館・学童クラブ危機管理基本マニュアル」に則ることとしている。具体的には、災害発生時にはねりっこクラブの方で子どもの引き渡し等を実施することとなるが、緊急時対応の内容を周知・共有しておくため、学校にもマニュアルを渡している。

図1 ねりっこクラブの実施に関する協定書(イメージ)
(放課後児童クラブ実施中の子どもの移動ルートや行動範囲の確認に関する部分)



(学校施設を活用した活動実施に関する話し合い)

- 専用区画以外の学校施設活用について、大まかな合意事項は協定書内に記載している。ただし、放課後の時間の始まりは学年ごと／日ごとに異なり、両事業で使用できる場所や使用できる時間も、学期ごと／日ごとに様々である。たとえば、低学年の子どもは早く授業が終わるため、他学年が授業を行っている時間に両事業の活動場所を用意する必要がある。
- そのため、教室の使用に関しては、現場の責任者が各学校と話し合い、年度ごとの教育活動カリキュラムに基づいた綿密な調整を行う。調整にはコーディネーター（詳細は後述）が関わることもある。また、学校側において、ねりっこクラブの活動で利用したい教室（家庭科室等）の授業をできるだけ午後に入れないといった配慮をしてもらうケースもある。放課後児童クラブ・放課後子供教室ともに実施場所を学校から借りるケースでは特に、調整に際して学校側にかなり配慮してもらう必要がある。
- 調整にあたっては、各学校から年度ごと・学期ごとのクラス数、使用できる教室の有無、時間割等を聴取したうえで、使用できる教室を確保するため個別の調整を学校側に依頼することとなるため、学校との関係づくりが大変重要である。

2. 両事業の連携強化に向けた取組 (コーディネーターの配置)

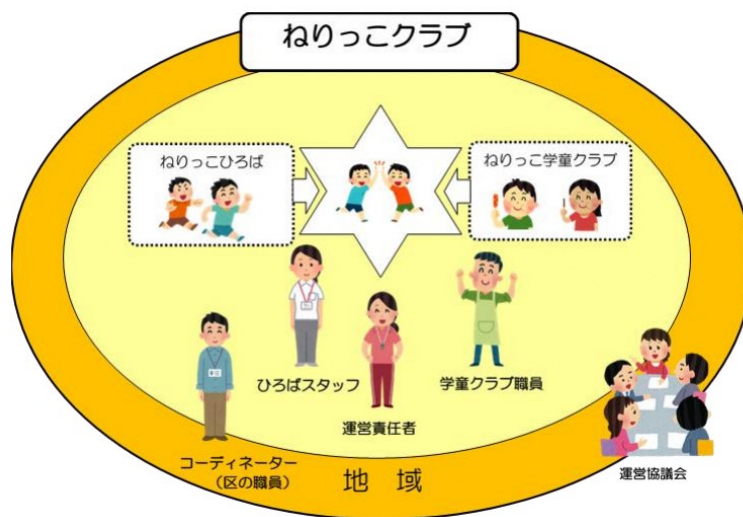
- 放課後児童クラブや児童館の業務経験を有する区の職員を、コーディネーターとして配置している。ねりっこクラブごとに担当コーディネーターが決まっており、現在は8～9校を2名で担当している。コーディネーターは、学校との調整や職員向け研修の企画のほか、運営中のねりっこクラブへの対応（立ち入り調査、保険対応、利用者アンケート調査、危機管理、準公金管理）、新規に実施するねりっこクラブの準備対応、ねりっこ学童クラブ入会関連業務、ねりっこクラブ周知活動（ホームページ作成、ねりっこクラブ見学会の実施）を担っている。
- なお、地域の児童館にねりっこクラブのコーディネーターを移管し、周辺地域のコーディネーターとしての機能を付与する計画であり、既に2館で実施している。これにより、各学校で実施している「ねりっこ

ラブ」の取組の横展開に向けたつなぎ役となることも期待している。

（両事業の運営に関する話し合いの場の設置）

- 「放課後子ども総合プラン運営委員会」を年3回程度実施している。主な議題は、自治体全体の放課後施策とその具体的な内容、一体型の推進状況等である。個別の運営に関する議論ではなく、「ねりっこクラブ」への移行に向けた区全体の方針を検討したり、「ねりっこクラブ」の事業報告や意見を聴取する場となっている。
- また、コーディネーターが中心となって学校ごとに「ねりっこクラブ運営協議会」を実施している。自治体職員（コーディネーター）、放課後児童クラブ関係者、放課後子供教室関係者のほか、学校関係者やPTA、主任児童委員、青少年委員の参加を呼びかけている。ねりっこクラブの活動に関することのほか、地域の子どもをめぐる課題、地域住民と子どもたちの関わりについて、情報提供、協議を行う。たとえば、子どもの帰宅時間のピークが17時過ぎであることが共有されるなど、実態に即した話題が挙がる。

図表2 ねりっこクラブ運営協議会の位置づけ



- なお、「放課後子ども総合プラン運営委員会」と小学校区ごとの「ねりっこクラブ運営協議会」において、相互交流は現段階では行われていない。

（研修）

- 放課後子供教室スタッフ及び放課後児童支援員向けに、区で研修を企画・実施している。
- 研修テーマによっては、学校応援団のスタッフも参加できる。両事業関係者が一緒に受ける研修は、それぞれの地域の状況や「ねりっこクラブ」の運営状況に関する情報共有の場にもなる。
- 区のコーディネーターが、地域と地域それぞれの「ねりっこクラブ」の中で目にしたものをテーマとして、研修の題材を検討する。日々の運営において課題の一つと感じているのが、放課後子供教室スタッフ、放課後児童支援員の子どもたちの見方の違いである。両者では子どもとの距離感等、子どもの放課後への関わり方の視点が異なるので、様々な見方があっていいということを理解したうえで、どのような視点を持つと両方で協力して子どもを見守ることができるかを考えられるような研修プログラムとしている。
- 子どもと関わるうえで大切にしていることは事業間で異なるかもしれないが、双方が子どものためを思っている。そのため、よくある事例等を紹介しながら、「どちらが間違いというわけではない」「お互いが大切だと思っていることは、どちらも子どもたちにとって大切なこと」というのが伝わるよう話を組み立てている。
- そのほか、学校施設の活用に向けた学校との関係づくりも、研修テーマとして設定している。

図表3 令和3年度ねりっこクラブ研修予定

◇	放課後における子どもとの関わり方について・チームねりっこ
◇	安全管理・危機対応・コンプライアンス・個人情報保護
◇	ねりっこクラブ事業の特色や生かし方(運営上の留意点、支援の単位とセカンドスペースの活用等)
◇	地域との協働の仕組み(運営協議会の進め方等)
◇	ねりっこクラブ事例共有・検討

3. 一体型実施又は両事業の連携による成果、課題

- 区内では放課後児童クラブの需要が高く、待機児童対策としても、今後「ねりっこクラブ」の拡大が期待される。
- 放課後子供教室の日数を増やしていくことで、待機児童の解消及び潜在的ニーズに応えることができる。国全体の方向性に加え、区内に児童館が少ないこともあり、放課後児童クラブ以外の子どもたちの遊び場として、ひろば事業には潜在的ニーズがある。
- これら両事業の違いに関する利用児童の保護者への周知は、今後の課題であると感じている。

4. ガイドに記載してほしい事項

- 学校施設の活用方法について様々なアイデアがあれば聞きたい。学校施設をどのように活用しているのか、学校との関係づくりも含めて知りたい。
- 両事業の目的の違いを理解したうえで、関係者が協力して子どもたちと関わる場合のポイントがわかると、連携が円滑に進むのではないだろうか。
- 情報の横展開について知りたい。それぞれの地域で、それぞれの事業が構築されているので、横展開が難しいと感じる。

以上

1-4. 千葉県浦安市

1. 放課後児童クラブ・放課後子供教室の実施について

1) 放課後児童クラブ及び放課後子供教室の実施状況

- 放課後児童クラブは市内 17 か所(17 小学校)に設置している。運営形態は、全て公立・民営である。
- 放課後子供教室は市内 18 か所で実施している。市内 17 小学校に各1か所での実施に加え、浦安駅前「放課後児童交流センター」がある。
- 各学区の放課後児童クラブ・放課後子供教室は、小学校の校舎内又は小学校に隣接した施設で実施している。
- 放課後児童クラブ・放課後子供教室は、「新・放課後子ども総合プラン」に基づき、令和元年度から「放課後うらっこクラブ」として、一体的運営をしている。
- 各校における両事業の運営事業者は同一であり、民間企業や社会福祉法人、NPO団体が受託している。
- 両事業とも所管は健康こども部青少年課である。

2) 両事業の整備に関する方針

- 両事業の実施場所は、原則として、学校校舎内の余裕教室等を使用している。使用できる教室の確保が困難な場合は、学校敷地内に専用施設を建設している。また、隣接した民家を借用して対応している例もある。
- 原則として、学校内の余裕教室等は専用室として借用するが、放課後子供教室については、図工室や体育館等を放課後のみ借用する方法も取っている。特に、児童数が増加している学校では、余裕教室自体が減っているため、このような対応をするケースが増えている。
- 学校校舎内の余裕教室等を使用(借用)する場合は、学校及び教育委員会と協議をしている。学校側も協力的であり、スムーズに協議が進んでいる。なお、施設確保の優先順位としては、放課後児童クラブの確保を優先する。
- 日々の活動における校庭や体育館等の学校内施設の利用については、青少年課と小学校、うらっこクラブの施設長等の3者で調整し、決定している。具体的には、年次計画を3者で共有後、月間行事や突発的な行事等については、日々小学校とクラブにおいてコミュニケーションを取り、調整・対応をしている。
- 施設の利用について、小学校は協力的である。たとえば、急に雨が降って校庭での遊びができなくなった場合等には、学校に相談して体育館を利用させてもらう等、柔軟なやりとりを実現できている。
- 「放課後うらっこクラブ」の活動に伴う小学校の施設や設備の利用における責任は、原則として青少年課が負うこととなるが、施設や設備品等の破損等については、教育委員会と都度協議している。

3) 両事業の連携、又は一体型実施に関する方針

(放課後うらっこクラブ事業開始の経緯)

- 「放課後うらっこクラブ」は、平成 27 年度からのモデル事業(詳細は後述)を経て、令和元年度から市内全ての小学校を対象に「放課後うらっこクラブ」として一体的な運営を開始した。
- 令和元年度に「放課後うらっこクラブ」の一体的運営を開始するにあたり、運営事業者のプロポーザルを実施し、業務委託先を選定した。その際、同一小学校における両事業の運営事業者は同じとなるよう募集した。
- 同一小学校内における放課後児童クラブ・放課後子供教室の運営を同じ事業者によるものとした理由の一つに、両事業の職員・スタッフ同士の連携のしやすさがある。「放課後うらっこクラブ」の試行の際に、現場から「両事業を同じ学校内で実施しているにも関わらず、まったく接点がない」という意見があった。また、放課後児童クラブ利用者からは「放課後児童クラブに通っていない子どもと遊びたい」という意見もあった。そこで、両事業間の交流促進、保護者や子どもの満足度の向上を目指し、放課後児童クラブ・放課後子供教室を同一事業者とした。

- 「放課後うらっこクラブ」として一体的運営を行っているものの、普段は、放課後児童クラブ・放課後子供教室はそれぞれの教室で過ごしており、定期的に「交流活動」として、両事業の児童が参加するイベントや行事、遊びを開催する。なお、交流活動の頻度や内容は、運営事業者が企画している。（現在は、コロナ禍のため交流活動を中止している。）

（モデル事業の実施）

- 「放課後うらっこクラブ」のモデル事業は、平成 27 年度は夏季休暇に実施、平成 28 年度から2小学校をモデル校として実施した後、モデル校の数を少しずつ増やしていった。
- モデル事業では、放課後児童クラブと放課後子供教室(当時は「放課後異年齢児交流促進事業」と呼んでいた)による一体的な活動のほか、放課後子供事業における「ランドセル来所」や「お弁当スペース」の提供も実施した。
- モデル事業後のアンケートにおいて、保護者からは「放課後児童クラブに入っていない子どもと遊べるのは良い」「ランドセル来所をこの先ずっとやってほしい」等のご意見、また、子どもからは「交流活動に参加して楽しかった」「今後利用していきたい」等の高い評価をいただいた。このモデル事業により得たご意見やご指摘は、令和元年度からの「放課後うらっこクラブ」の完全実施に大変参考となり、活用させていただいた。

2. 両事業の連携強化に向けた取組

（交流活動調整員の配置）

- 「放課後うらっこクラブ」の職員の中に「交流活動調整員」を1名配置している。普段は放課後児童支援員として勤務するが、交流活動(放課後児童クラブと放課後子供教室の全ての子どもが参加することのできる活動)を実施する際には、放課後児童クラブと放課後子供教室の両事業の調整を図り、交流活動を企画・実施をする。
- なお、浦安市では、支援の単位(1 児童室)の児童数が 30 名を超える場合は、3名の放課後児童支援員等を配置しており、これは国の基準よりも多い。さらに、交流活動時には、4名の放課後児童支援員等が育成支援に従事する。そのため、交流活動に参加しない子どもが放課後児童クラブにいた場合にも、育成支援を行うことができる。

（安全管理マニュアルの作成）

- 「放課後うらっこクラブ」の安全な運営を図るため、防犯および防災に関する対策をまとめた「放課後うらっこクラブ安全対策マニュアル」を策定し、ホームページ上に掲載している。両事業で異なる対応が必要となる事項(特に「暴風警報発令時等の対応」等)については、分けた記載としている。

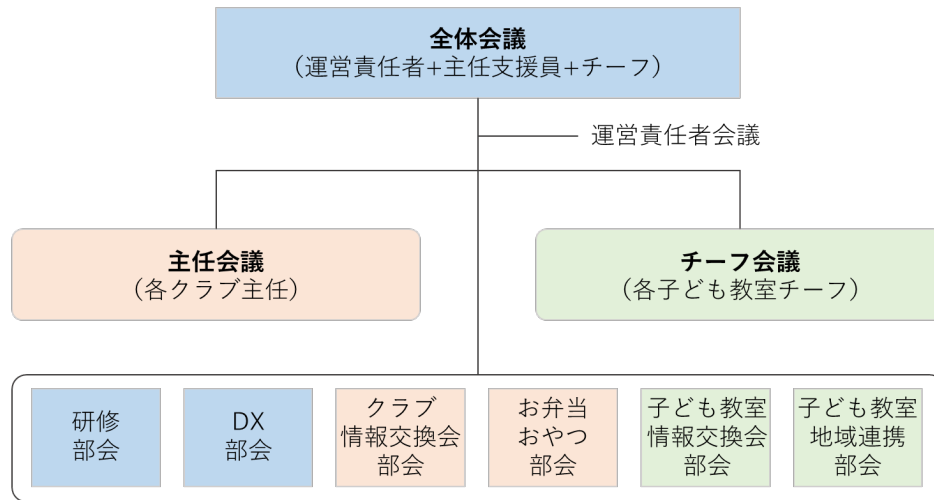
図表1 安全対策マニュアルの目次構成

1 日々の備え
2 来所及び帰宅時の安全確保
3 不審者が侵入した時等の対応
4 暴風警報発令時等の対応
5 大地震発生時の対応
6 火災発生時の対応
7 感染症等の発症時の対応
8 ケガや体調不良への対応
9 食物アレルギー反応への対応

（全体会議の実施）

- 「放課後うらっこクラブ」の全体を総括する会議体として「全体会議」がある。ここには、青少年課及び運営事業者の運営責任者、両事業の施設長(主任)及びチーフが参加する。
- 全体会議の下部組織として、「運営責任者会議」「放課後児童クラブ主任会議」「放課後子供教室チーフ会議」、そして6つの「専門部会」を設置している。

図表2 会議体



- 「全体会議」は、年2回程度実施し、放課後うらっこクラブ事業における全体的な運営方針や実施要領、連絡事項の周知・確認の場としている。
- 「放課後児童クラブ主任会議」「放課後子供教室チーフ会議」は、ともに年2回程度実施し、両事業の具体的な事務手続きや連絡・確認事項の共有、また各施設での取組状況や課題を共有するとともに、解決案等を協議する場となっている。
- 「運営責任者会議」は、臨時的・突発的に、運営責任者を招集して対応すべき事案・事項が発生した場合に開催する会議である。
- 専門部会は、「放課後児童クラブ主任会議」「放課後子供教室チーフ会議」で挙げた課題や話題をもとに、特定のテーマについて掘り下げて、議論したり、勉強したりする部会である。令和3年度は、研修部会・DX部会・クラブ情報交換部会・お弁当おやつ部会・子供教室情報交換会・子供教室地域連携部会の6つの部会を設置した。
- このように会議体を体系化して運用することにより、関係者間での情報共有、ノウハウの共有が図られるようになった。また、各施設間のコミュニケーションも活発となり、全市的に一体感を持って放課後うらっこクラブ事業を運営できるようになった。このことは、職員・スタッフの視野の広がりやスキルの向上につながっているのではないかと感じている。

（放課後児童クラブ運営協議会の設置）

- 「放課後児童クラブ運営協議会」は、クラブを利用する保護者の代表、学校関係者、クラブ運営事業者、地域住民(民生委員等)で組織し、放課後児童クラブの運営をより良いものとするため、設置している協議会である。市は、オブザーバーとして参加する。協議会は、全ての放課後児童クラブにおいて設置されている。
- 「放課後児童クラブ運営協議会」では、クラブを利用する保護者や子どもの声をクラブの運営に反映できるよう、またより良いクラブ運営を図るため、学校や地域住民の協力をいただけるよう、各校クラブの運営方針・活動計画の共有、保護者負担金の予算・決算、行事やイベントの実施報告等について、話し合っている。クラブの運営について、様々な立場の関係者が意見を出し合う交流の場ともなっている。

（研修の実施）

- 研修については、県が実施する認定資格研修や資質向上研修、また各事業者にて社員育成のために実施する職員研修のほか、市内の全放課後うらっこクラブの支援員やスタッフ等を対象とした研修会等を専門部会(上述)が主体となって実施している。
- 研修部会では、両事業で直面する課題等をテーマに研修を企画し、開催している。令和2年度には、コ

- ロナ禍での「放課後うらっこクラブ」の運営について、専門家による講習会(リモート形式)を実施した。
- また、情報交換部会では、年1～2回程度、参加者から集ったテーマをもとに、ワークショップ形式の研修・情報交換を開催している。

図表3 情報交換部会での研修・情報交換テーマの一例

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none"> ・コロナ禍における遊びやイベントについて ・グレーゾーン(発達障がい等)児童への接し方について ・高学年の受け入れによる課題対応について |
|--|

- 放課後児童クラブ職員には、認定資格研修等、専門的な知識を習得する機会があるが、放課後子供教室のスタッフには、そうした学習機会がなかった。このような中、「放課後うらっこクラブ」として、部会制度の導入や、クラブ及び子供教室の合同研修会の開催等の取みにより、放課後子供教室のスタッフの知識の習得の機会が増えるとともに、「放課後うらっこクラブ」の関係者間での情報共有、ノウハウの共有が図られるようになった。また、各施設間のコミュニケーションも活発となり、全市で一体感を持って放課後うらっこクラブ事業を運営できるようになった。

(事業内容の周知)

- 新1年生の入学前の説明会において、放課後児童クラブと放課後子供教室の概要や活動内容を記した資料を配付している。
- 事業内容については、両事業とも毎月発行するおたよりで周知している。
- おたよりとは別に、「放課後うらっこクラブ」利用者向けアプリにて、情報を発信している。このアプリは、無料のツールを使って、放課後うらっこクラブ職員や市青少年課職員で作成したため、開発に係る費用は発生していない。
- アプリには、「放課後うらっこクラブ」の概要や施設の写真、入会の問い合わせに関するFAQのほか、紙で配るお便りをデータ化し、アプリ上で閲覧できるようにしている。運用開始したばかりでまだ十分に使いこなせていないが、今後情報提供を充実させていきたい。

3. 一体的運用の成果と今後の課題

- 「放課後うらっこクラブ」の一体的運用及び交流活動の実施により、保護者の就労に関わらず、全ての児童の放課後の居場所が確保できた。また、放課後児童クラブと放課後子供教室の子どもと一緒に遊ぶ機会も増え、同学年だけでなく、異学年の交流も促進された。放課後における「学校でもなく、家庭でもない、子どもたちが、安全で楽しく過ごせる居場所」を設けることにより、子どもの自立性や豊かな心を育み、健全育成にもつながっていると感じている。
- 今後の課題は、保護者との連携である。保護者が安心して放課後児童クラブや放課後子供教室に子どもを預けられるよう、保護者への情報発信や報告を、もっと積極的に行っていきたいと考える。また、コロナ対策や安全なイベントの実施等において、保護者の協力は不可欠である。「預けたらお任せ」ではなく、より良い放課後うらっこクラブ事業の実現に保護者も一緒に考えて、協力いただけるような仕組みづくりを考えていきたい。
- 昨今、「学校と地域との連携」「コミュニティスクール導入」等の取組も始まっている。特にコミュニティスクールと放課後うらっこクラブ事業は、関連性も高く、相乗効果も期待できる。地域の子どもを、学校・行政・地域の大人たちが、見守り、育てていく。そのステージが、「放課後うらっこクラブ」となれるよう、今後も取組を進めていきたいと考える。

以上

1-5. 東京都八王子市

1. 放課後児童クラブ・放課後子供教室の実施について

1) 放課後児童クラブ及び放課後子供教室の実施状況

(放課後児童クラブ)

- 放課後児童クラブは公立民営で 137 か所設置している。委託先は、NPO 法人 5 法人、社会福祉法人 6 法人、営利法人(株式会社)1社となっている。
- 運営については指定管理者に委ねているものの、市は管理運営を指導する立場にあるため、基本的に年 3 回現地へ赴き、現場の実施状況を当該年度の仕様書と照らし合わせて確認している。その他、全法人を集めた情報交換・意見交換等も定期的の実施している。
- 法人(指定管理者)によって運営の特色は様々である。NPO 法人は元々地域で立ち上げたところが多いため、地域の子どもを見守る視点を重視し活動している印象。営利法人(株式会社)では、同法人が運営する他施設とのオンライン交流会を実施するなど、活動内容が特徴的。社会福祉法人は保育園の運営も行っているため、保育に対する姿勢がしっかりしていると感じている。
- 参加者のほとんどは低学年児童であり、高学年を受け入れている施設は 19 か所のみである。このうち、16 か所は 6 年生まで受け入れているが、3か所については4年生までしか受入れを行っていない。

(放課後子供教室)

- 放課後子供教室は委託で 66 か所実施している。委託先は、50 か所が PTA や地域の方々と構成された団体、16 か所が放課後児童クラブの指定管理者である。
- 活動日数は、全体平均でみると年間 100 日前後、すなわち週に3、4回程度。積極的に活動する放課後子供教室は、週5日と活動頻度が高く、地域の方による見守りや放課後児童クラブとの連携による活動等を行っている。一方で、保護者会を実施している間の児童の見守り等といった限定的な実施に留まるところでは、活動頻度が少ない。活動場所や人員の確保等の地域の実情に即して実施しているため、活動状況は様々である。
- 実施場所は、66 か所全てを小学校内等で実施しており、放課後児童クラブと同一小学校内等で実施するものが 51 か所である。原則小学校の校庭を借りて実施しているが、屋内プログラムを実施する場合は体育館や空き教室も使用している。使用教室の決定にあたっては、放課後児童クラブ、放課後子供教室両事業の職員が、各々学校に対して体育館や空き教室の利用予定を確認し、基本的に両事業で使用教室が被らないように調整している。活動内容は原則として自由遊びであるが、教室が借りられた場合は宿題のサポートなども行っている。学習支援員による宿題サポート(学習指導)を行うことで、学習の基礎・基本となる知識の習得につながっている。

(所管部局)

- 以前は子ども家庭部(福祉部局)で放課後児童健全育成事業を担当していたが、2021 年 10 月 18 日の組織改正により、両事業とも放課後児童支援課(教育委員会)の所管となった。所管を統一したねらいの一つに、学校との連携促進がある。以前は、放課後児童クラブの担当者と放課後子供教室の担当者がそれぞれ別々に学校と調整していたが、両事業の所管部局を教育委員会とすることで、学校との情報共有が行いやすくなるのではないかと考えた。

2) 両事業の整備に関する方針

(これまでの経緯)

- 元々は公立公営および私立民営の放課後児童クラブを設置していたが、平成 16 年度以降、指定管理者制度の導入により、元々運営を行っていた NPO 法人や社会福祉法人が徐々に指定管理者に移行していき、現在の形態となっている。
- 所管部局の統一前から、放課後児童クラブと放課後子供教室を同一小学校内で実施するケースは多くあったが、所管課の職員同士や、両事業に参加する児童、運営者同士の関わりはほとんどなく、活動場所を分けたり、ビブスや帽子着用によってどちらの事業に参加している児童がわかるようにするなどして両事業の区分をつくったうえで、放課後児童クラブ・放課後子供教室それぞれが、それぞれの方針の下

で活動していた。しかし、平成 27 年度の国の「新・放課後子ども総合プラン」公表を受け、両事業の運営者に対して、放課後児童クラブの利用児童と放課後子供教室の参加児童と一緒に活動できるようにするよう、市から働きかけを行った。

- 放課後児童クラブと放課後子供教室の運営主体が異なる場合もあるが、一体型での実施にあたって事業者から特に反発はなかった。安全管理等ルールが異なる場合は、どちらかに合わせるのではなく基本的に学校のルールに統一することとしている。学校によってルールが異なるため、実施している学校の方針との食い違いを避けるためにも、全施設用の統一マニュアル等は作成していない。

（一体型の事業量目標）

- 今後、放課後児童クラブと放課後子供教室の児童が同じ場所で自由遊びを行うだけではなく、両事業が協力して企画・運営する共通プログラムを充実させた形の一体型を 10 か所程度増やすことを目指している。これは、両事業の特性を活かしつつ、全ての児童に様々な活動体験を提供できる方法として、共通プログラムの実施が望ましいと考えているためである。プログラム設計や運営のための人員増員が必要であることを考慮し、10 か所程度の増設を目標として設定した。

（放課後子供教室の事業量目標と担い手確保）

- 放課後子供教室は開催日数の拡充を進めており、今年度は週 5 日が 36 か所だが、これを令和4年度は、40 か所に増やすことを目指している。しかし、活動場所や担い手の不足によりなかなか進められていないのが現状である。担い手の多くは有償ボランティアであり、各地域の町内会等への声掛けや、学校長からの紹介により集めているが、十分な人員を確保するのは難しい状況である。見守りや安全管理などは、放課後児童クラブの職員や地域のシルバー人材センター、PTA、OB の保護者等に依頼をしている。

3) 両事業の連携、又は一体型実施に関する方針

（学校施設の利用）

- 小学校施設設備の利用については、現場（運営者）が学校と調整しており、市として学校との関わりはそれほど多くないが、市職員も頻繁に小学校に顔を出し、状況を確認しているため、学校との関係性の構築は行っている。
- 放課後児童クラブの活動場所が専用室（余裕教室の活用を含む）だけで足りない場合など、放課後だけ特別教室を借り、臨時の追加保育室として使用する場合がある。専用施設を有する場合にも、工事等の事情で使用できない時など、期間限定で教室を借りる例がある。実際には、普通教室も含めて教室がほとんど使われており、学校側としては教育活動に支障が出てしまうため協力したくても難しい現状がある。そうした中でも、放課後子供教室を実施していない日に放課後子供教室用に貸し出している教室を、緊急居場所対策事業として臨時で使えるようにするなど、協力的な学校は多い。
- 学校施設以外には、学童保育所として町内会の会館や、団地の集会所等を使用している。ビルテナントの一部を改修したところもある。施設は全て市が準備する。
- 放課後子供教室については、地域によっては余裕教室自体が少ないため、活動場所を確保することが難しい。そもそも放課後児童クラブのように専用の施設があるわけではないため、屋内施設を借りたい場合に苦労している状況である。学校の理解を促すべく、学校職員や学校運営協議会、PTA、放課後児童クラブ運営者、市の所管部局で構成された運営委員会（詳細は後述）の場で、状況の共有や学校施設利用に向けた議論を行っているところである。

（一体型の実施方法）

- 放課後児童クラブと放課後子供教室の両方に登録している児童であれば、両方の活動に参加できる。放課後児童クラブ利用児童の放課後子供教室への参加方法は施設によって異なっており、放課後児童クラブに一度登所したあと全員で放課後子供教室に参加する形式や、荷物のみ放課後児童クラブに置いて放課後子供教室に自由に参加できるところなど様々である。これ以上の自由な行き来を実現しようとする、さらに徹底した安全管理体制が必要となるため実現は困難だろう。
- 放課後児童クラブの利用児童が放課後子供教室の活動にも参加できるもののうち、活動企画・運営で両事業職員が協働しているものが 16 か所である。これらはプログラムの共同企画等は行っていないも

の、両事業の運営主体が同じであるため放課後児童クラブ、放課後子供教室の職員・スタッフが両事業の児童を分け隔てなく見守る形式をとっている。運営における両事業の協働に際しては、両事業への学習場所や遊び場の提供といった側面での学校の理解も重要な要素であると感じている。体育館等広い活動場所を提供してもらうことで、人数制限を設けることなく両事業の児童と一緒に活動させることができ、またそうして集まった多くの児童に対して、両事業の職員・スタッフが協働で見守りを行う契機にもなり得ると考えている。

2. 両事業の連携強化に向けた取組

(連携推進員の配置)

- 東京都のモデル事業(都型一体型学童クラブモデル事業)の一環で、令和元年度から八王子市では「連携推進員」を設置している。連携推進員は放課後児童クラブの職員で、日々の育成支援に加えて、学校との調整、両事業職員・スタッフ間の調整、プログラムの企画、安全管理や両事業の活動に関するルールの共有等、幅広い業務を担っている。特に、ルールの共有に関しては、両事業間でのルールが異なるために、事故発生時の責任の所在が明確化できないことが一般的な課題としてよく聞かれる。そのため、連携推進員が放課後児童クラブと放課後子供教室、さらには学校も含めた仲介役となることで、円滑に調整を図れるのではと考えた。
- 放課後児童クラブと放課後子供教室の共通プログラムの企画時には、両事業の橋渡しとして連携推進員が間に入ることで、参加者数等を把握しやすい。これによって、両事業の児童が参加しやすい環境がつけられることを期待している。
- 現在連携推進員を設置しているのは2か所のみであるが、令和4年度からは11か所に配置する予定である。この有効性が認められれば、今後更に設置数を増やしていきたい。

(運営委員会の設置)

- 運営委員会は基本的に年2回開催。放課後子供教室や放課後児童クラブの実施状況や連携方針について意見をもらう場となっている。
- 構成員は放課後児童クラブ関係者、放課後子供教室関係者、生涯学習審議会委員、小学校長、PTA連合会、民生児童委員で約10名となっている。他にも市の管理職等が入っている。
- 一体型で実施する共通プログラムの企画等の具体的な議論内容を市の事業計画等に盛り込むところまでは話が行きついていないが、国の新・放課後子ども総合プランの内容を市としてどのように具現化していくかという観点から、様々な議論を行っている。
- 所管課統一前も運営委員会は実施していたが、議題は両課・両事業の連携方策に終始していた。所管課が統一された現在は、もう一步進んだ話ができるのではないかと考えている。今後は国の新・放課後子ども総合プランで示された方針を市としてどのように実行に移していくかなど、委員会で出た意見を市の課題として受け止め、積極的に取り組んでいきたい。

(一体型で実施するプログラムの企画、周知)

- スポーツに興味を持ってもらいたいというねらいのもと、一体型で実施する共通プログラムとして、市でスポーツのプロを招いた交流プログラムを計画している。先日は試行的に元プロ野球選手を招いて開催した。今後はサッカーなど幅広く増やしていきたいと考えている。
- また、従来より放課後子供教室で実施している出張体験講座として、藍染め体験や音楽教室、昔遊びのワークショップなど約20の講座がある。この講座には放課後児童クラブの児童も参加可能となっている。これを両事業が協力して企画・運営する共通プログラムにつなげていけたらと考え力を入れているところである。
- 放課後児童クラブ、放課後子供教室ともに、一体型で実施するプログラムについて定期的にお知らせを配布している。野球教室など実施場所が学校である場合は、学校経由でお知らせを配布している。参加申込書は放課後児童クラブ、放課後子供教室のどちらに提出しても可としている場合もある。

(研修会への登壇)

- 令和元年度から3年連続で「東京都放課後子供総合プラン研修」の事例発表者として、八王子市の職員や小学校の校長が登壇している。

- 参加者は両事業を担当する市町村の職員や運営者などである。新・放課後子ども総合プランを理解することを目的とした研修で、両事業関係者が意見交換を行う中で、相互に理解を深めることができる。研修の中で「各自治体の課題」として最も多く聞かれるのが学校との調整の難しさであり、令和3年度の研修では八王子市の小学校長が登壇者として参加し、放課後児童クラブ、放課後子供教室と学校の連携事例等について発表を行った。

（一体型実施の成果と今後の課題）

- これまでは通う小学校が同じであっても登録先が放課後児童クラブ・放課後子供教室で異なれば一緒に遊ぶことができなかったが、そうした友達同士が同じ場所で活動できるようになったことは大きなメリットであると感じている。
- また、一体型を進めるにあたり、市からの要望だけでなく学校側のニーズも取り入れたことが学校側との関係づくりにおいては有効であったと感じている。現状、低学年児童のみを受け入れている放課後児童クラブが多いため、高学年になり初めて放課後子供教室に参加する児童も多い。そうした中、低学年時から児童の特徴を把握している教員と情報共有ができることは、運営側にとってのメリットである。さらに、学校側は普段保護者と話す機会が少ないため、放課後児童クラブの場を活用し、迎えに来た保護者に児童の状況を報告できる点で教員にとってもメリットとなる。また、一体型実施を通じて、今後入学予定の児童に関する情報や、学校生活以外の児童の様子を把握したいといった学校側のニーズにも応えられている。日頃から運営者と学校間で頻繁に連絡を取り合い、また互いの行事や活動への参加を通じて、普段からニーズを伝え合う関係性が作られていたからこそ実現できたと感じている。
- 一方で、両事業の連携にあたっては、学童保育は「保育」、放課後子供教室は「教育」といったように、もともと両事業の実施目的が異なることから、人員や場所の確保面で障壁も生じている。しかし、本来国の「放課後児童健全育成事業」における放課後児童クラブの目的は「保育」ではなく家庭学習の場（＝教育）も含んだ「生活の場の提供」と示されている。長年学童保育に携わる職員はこの点を認識していないために両事業の連携に踏み切れない面があるため、各職員がこの正しい目的を念頭に置いて取り組んでいく必要があると感じている。
- 特に、場所の確保が一番の課題である。両事業の児童を対象にした際にはある程度の広さを確保する必要があり、かつ屋外の場合には雨天時の場所やプログラム変更等にも対応する必要がある。また、放課後児童クラブで使用する場所はクラブの占有と決まっているため、放課後児童クラブの登録児童しか立ち入ることができない。そのため、両事業の共通プログラムをクラブの占有場所内で企画した場合に、放課後子供教室のみ参加している児童が申し込めないことに申し訳なさを感じている。放課後児童クラブ・放課後子供教室で複数の部屋を借りている場合には、共用利用できる教室を一部屋設けることで、学校側としても貸し出す教室数が減少し負担軽減につながるのではないかと考えている。
- さらに、両事業の人員確保面でも課題を感じている。放課後児童クラブと放課後子供教室の自由な行き来を可能にする上では、放課後児童クラブに残る職員と子供教室に行く職員の両方が必要になる。一体型の拡大にあたり、人員確保面での国からの補助などがあれば実施しやすくなるのではと感じている。

3. ガイドに掲載してほしい事項

- 運営側の課題については市の調査等を通じて把握しやすい一方、施設利用にあたり学校側の協力を得る方法や学校側のニーズについては把握しづらい面がある。学校側の事情を理解しつつ連携を進めるための運営団体の学校との関わり方や、関係性の構築方法について解説されているとありがたい。

以上

1-6. 神奈川県平塚市

1. 放課後児童クラブ・放課後子ども教室の実施について

1) 放課後児童クラブ及び放課後子ども教室の実施状況

(放課後児童クラブ)

- 公立民営で49か所に設置しており、それぞれ運営を保護者会、社会福祉法人、NPO法人、学校法人、一般社団法人等に委託している。小学校内で実施するもののほか、民間借家や学校法人の幼稚園で実施するものもある。設置場所の検討は運営者と協議のうえ市が行っている。

(放課後子ども教室)

- 神奈川県の放課後子ども教室推進事業として実施している放課後子ども教室(同市の表記を適用、以下同じ)が2か所ある。1か所は平成19年より八幡小学校で実施している「やわた子ども村」、もう1か所は平成28年より港小学校で実施している「港放課後子ども教室」であり、いずれも一体型として実施している。そのほか、地域学校協働活動推進事業として、土日に横内小学校・横内中学校で活動(横内マイタウンスクール)を実施している。

(八幡小学校での取組について)

- 放課後子ども教室の委託先である「やわた子ども村」がプログラム企画を行っており、卓球やバスケットボールといったスポーツから、絵手紙、囲碁将棋、玉すだれづくり等の屋内活動に至るまで様々な活動を行っている。「やわた子ども村」には自治会、社会福祉協議会、商店街、子ども会、PTA、小学校等が参画しており、放課後子ども教室における子どもへの指導も含めて有志で行っている。
- 同地区の放課後児童クラブは、放課後子ども教室と同様に「やわた子ども村」が運営を担う。
- 登録人数の内訳は、放課後児童クラブのみ登録している児童が38名、放課後子ども教室のみ登録している児童が83名、放課後児童クラブと放課後子ども教室の両方に登録している児童が36名(令和2年3月現在)である。学年別の登録数は定かではないが、参加者数で見ると3年生、2年生、5年生の順に多いようだ。活動場所は、八幡小学校の余裕教室である。

(港小学校での取組について)

- 放課後子ども教室の運営は、自治会、スポーツ団体、公民館、学童役員、小中学校職員、住民ボランティア等で組織された運営委員会に委託し、卓球・体育遊び、ニュースポーツの体験、郷土かるた等のプログラムを実施している。放課後子ども教室の実施頻度は週に2~3回である。
- 同地区の放課後児童クラブは、以前は保護者会が運営を行っていたが、負担を減らすため令和2年から社会福祉法人に運営を任せている。放課後子ども教室の活動に参加している放課後児童クラブ利用児童は、イベント的な感覚で楽しく参加しているようだ。運営主体が変わったとはいえ、支援員等のメンバーはさほど変わっておらず、地域の顔見知りであるため、放課後子ども教室とは異なる団体が運営していてもほぼ問題はない。
- 参加人数の内訳は、放課後子ども教室にのみ登録している児童が44%、放課後児童クラブと放課後子ども教室の両方に登録している児童が56%となっている(令和2年3月現在)。
- 放課後子ども教室の活動実施時には毎回、放課後児童クラブの指導員3~4名が児童に同行し、見守りや遊び等を一緒に行っている。放課後子ども教室の終了後は、放課後児童クラブの指導員と児童が全員でクラブへ移動する。

(所管部局について)

- 健康・こども部は健康課、保育課、こども家庭課、保険年金課、青少年課から構成されており、その中の青少年課で放課後児童クラブを担当している。放課後子ども教室は教育委員会の社会教育課が所管している。
- 放課後児童クラブの運営については委託先の団体に任せているものの、市としても現場確認や、保護者から市へ直接届いた苦情の伝達・調整、緊急時における開閉所の判断等を担っている。放課後子ども教室の運営についても事業の実施内容やスケジュール等については委託先である地域の組織に任せているものの、適正な公費執行状況の確認や調整は市が行っている。

2) 両事業の整備に関する方針

(これまでの経緯)

- 八幡小学校、港小学校の2か所については、一体型実施を意図的に開始したというよりも、設置当初から一体型の運営が行われていた。
- 平成9年に中学校区ごとに設置された「平塚市地域教育力ネットワーク協議会」(社会教育課の所管)主導のもと、当初から地域住民全員で児童を見守る体制がとられている。当協議会は中学校区非行化防止推進団体、及び平塚市中学校区青少年健全育成連絡協議会を前身としており、地域社会における子どもたちの様々な交流・体験を可能にする教育環境づくりを目的に、各地区における世代間交流や体験事業等の実施に加え、案内看板の設置やパトロール等の共通事業を行っている。当協議会の代表は「放課後等子どもの居場所づくり運営委員会」(詳細は後述)の委員として、放課後児童クラブ、放課後子ども教室の両事業の検討にも携わっている。

(学校施設の利用)

- 児童数増加に伴い、平成29年度以降、毎年放課後児童クラブを学校外から学校内に移設するなど、学校内の教室での実施を増やしている状況である。
- 民間借家で運営されている放課後児童クラブの小学校内余裕教室等への移設を進めるべく、教育総務課(教育委員会)で「市立小学校での学童保育に関する余裕教室開放利用のガイドライン」を作成し、学校側が効率的に余裕教室を開放していくための指針を策定している。
- 放課後児童クラブで利用可能な余裕教室の考え方や、開放利用にあたっての詳細な手続き・諸条件について解説がなされており、余裕教室を教育活動の目的以外に開放利用することに対しての学校長の判断を助け、学校施設の有効利用を促すガイドラインとなっている。

【ガイドライン作成の背景】

余裕教室を学校教育目的以外に利用可能とするニーズが高まる中、平塚市では平成22年より教育委員会で「一時的余裕教室開放利用のあり方検討会」を設置し、小学校関係者を交えて、余裕教室開放のための指針を策定している。その後、平成26年の「放課後子ども総合プラン」策定を受けて、表現等の見直しを含めたガイドラインの改訂を行った。

【ガイドラインの内容】

1. 趣旨
2. 余裕教室等の定義
3. 学校における教室等の定義と配置
 - (1) 教室等の分類
 - (2) 教室配置に関する注意事項
 - (3) 教室配置の指定
 - (4) 「学童利用可能な余裕教室」の要件
4. 「学童利用可能な余裕教室」の指定にあたって
 - (1) 「学童利用可能な余裕教室」の指定にあたって
 - (2) 「教育目的上必要な教室」の水準
 - (3) 平塚市の子育て環境の充実に向けて
5. 「学童利用可能な余裕教室」の開放利用について
 - (1) 開放利用許可までの流れ
 - (2) 「開放利用許可」後の流れ
 - (3) 開放利用開始後
 - (4) 開放利用中止の場合
6. 開放利用に際して諸条件

- また、「放課後等子ども居場所づくり運営委員会」(詳細は後述)でも、校長会や教頭会の代表を交えて学校施設の利用について議論を行っている。しかし正直なところ、学校側としては、児童数は減っているものの、それが空き教室の増加につながるわけではないとの意見だ。教室配置は小学生が普通の学

校生活を送る上で機能的な配置(同一学年を同一階に配置するなど)になるよう決めているため、空き教室があったとしても余裕教室としての開放に適さない場合が多い。その点について学校とすり合わせを行っていく必要がある。さらに、放課後児童クラブで余裕教室を使用することは、多少なりとも教室を管理する教員の負担につながることであるため、この点も余裕教室の使用が難しくなる理由の一つである。

- 学校との調整は、それぞれ地域のコーディネーターが行っている。また、地域教育力ネットワーク協議会には小学校長が所属していること、放課後子ども教室の運営母体にも学校関係者が参画していることなどにより、学校との調整は比較的スムーズに行えている。
- 学校内に放課後児童クラブを設置する際には、利用に関する確認事項やルールを市(青少年課、教育総務課)、学校側(校長、教頭)、児童クラブの間で協議し、書面に記した上で余裕教室を使用させてもらっている。利用に関する取り決めの有効期間は年度内としているため、更新のタイミングで書面を基に合意内容を見直し、追加事項等が必要な場合には市(青少年課、教育総務課)と小学校、放課後児童クラブの話し合いを行い、方針を決定することとなる。

(放課後子ども教室の担い手)

- 放課後子ども教室の有償ボランティアには、卓球や体育遊び等の専門的な技能を持ち、かつ時間に余裕のある地域住民が多く登録している。ボランティアは多くの地域住民と繋がりがある方や既存の地域組織を起点に各地域で各企画に相応しい人にお声掛けをしており、現在港放課後子ども教室では6名、やわた子ども村では約20名に依頼をしている。放課後子ども教室の熱意と達成感を維持できる環境が形成されているためか、長年ボランティアにご協力いただいている方が多い。

(子ども教室開催の周知方法)

- 八幡地区、港地区の放課後子ども教室については、平塚市ホームページ内の「ちいき情報局」において、毎月初めに実施予定を公表している。

(コーディネーターの設置)

- 各地域のコーディネーターは学校との調整のほか、プログラム企画や担い手確保等を行っている。また、学校施設を活用する他の事業との利用教室や利用日等の調整についても、全体調整の一環として担っている。

2. 両事業の連携強化に向けた取組

(運営委員会の実施)

- 年に1回、小学校の校長、教頭、平塚市地域教育力ネットワーク協議会の代表、事業実施団体の代表(やわた子ども村、港放課後子ども教室、横内マイタウンスクールの代表)、中央公民館館長に加え、市職員である青少年課長、教育総務課長、教育指導課長、社会教育課長で構成される「放課後等子どもの居場所づくり運営委員会」を実施している。
- ここでは、放課後子ども教室における活動プログラムや運営・活動状況について、それぞれの代表者から情報共有を行っている。実施方針に関しては、市主導というよりも地域主体で定めている。

(協議会の実施)

- 平成9年より、中学校区ごとに「平塚市地域教育力ネットワーク協議会」を設置している。校区ごとの協議会は中学校教諭や該当エリアの小学校教諭、公民館の担当者等で構成されており、地区ごとの自主事業計画や全地区共通事業の実施計画等について議論されている。また、この協議会の代表者会議には、15中学校区の代表者、校長会、健全育成協力者会、学校代表者(校長)、関係課が参画しており、共通事業の運営や自主事業の情報共有、研修会企画等について議論されている。

3. 両事業の連携、又は一体型実施の効果と課題

(一体型の効果)

- 放課後児童クラブの児童が放課後子ども教室に参加することで、様々な年代、地域の人と交流することができる。放課後児童クラブは低学年の参加が多く、学年が上がるごとに人数が減るのに対し、放課後子ども教室には高学年の児童や地域住民等様々な人が参加している。

（活動実施に関する課題と今後の方針）

- 現在、放課後子ども教室は2か所のみであるが、今後増やしていきたいという思いがある。とはいえ、放課後子ども教室の活動は、地域の機運の高まりやコーディネートできる人材、また指導者として活躍できるだけの技能と時間がある人材がいて初めて成立するものである。新しく活動を立ち上げるには、地域教育力ネットワーク協議会等、既存の地域組織を活かした「地域の子どもを地域で育む」意識の醸成が不可欠であると考えている。また、既設の2か所における関係各所との調整は、各教室の事務局長やコーディネーターが担っている状況である。すなわち、子ども教室の実施において一番の課題となるのは、やはり担い手の確保である。
- また、平塚市では公民館や「子どもの家」事業のほか、地域で進める「寺子屋」など、放課後の学習支援や週末等の子どもたちの居場所づくりを目的とした様々な取組が行われている。そのため、市民のニーズが放課後子ども教室のみに集中していないという実情もある。
- さらに、今後30人学級化が進められた際には、余裕教室の確保が難しくなると予想している。直近では児童数増加に伴って児童クラブの学校内移転を進めているが、少人数学級化が進めば、場所の確保に向けた学校との調整も難化する可能性がある。

以上

1-7. 新潟県新潟市

1. 放課後児童クラブ・放課後子供教室の実施について

1) 放課後児童クラブ及び放課後子供教室の運営状況

(所掌体制)

- 放課後児童クラブは首長部局内（こども未来部）、放課後子供教室は教育委員会内で所掌している。

(放課後児童クラブ)

- 市内の放課後児童クラブは、公立民営の「ひまわりクラブ」が中心で 148 か所に設置している（公立のみ「ひまわりクラブ」と呼称）。設置場所は①小学校内、②小学校の敷地内、③子どもたちが歩いて行ける公共施設、の優先順位としており、新・放課後子ども総合プランでいう「小学校内等」の範囲内にて実施し、子どもたちが安全に過ごせるよう配慮している。
- また、一部の私立幼稚園、NPO 法人、保護者会、地域コミュニティ協議会等を運営主体として、民立民営の放課後児童クラブが 34 か所設置されている。

(放課後子供教室)

- 市内では 20 年前から、子ども（小学校 1 年生～6 年生）と地域住民との多様な活動を目的として「ふれあいスクール」を実施していた。
- 市が作成した「子どもふれあいスクール事業 活動の手引き」に基づき、各学校の PTA と教育委員会の共催により運営している。各学校での事業の運営は PTA を中心とした地域を主体とする組織が行っている。
- 放課後子供教室（ふれあいスクール）の管内実施数は 66 か所で、うち 52 か所では、同じ校舎内や近い敷地に放課後児童クラブが設置されている。放課後子供教室の活動頻度は週 1 ～ 3 回程度で、子どもたちの自由遊びを原則としている。
- 放課後子供教室は各学校単位で実施されおり、実施校の在籍児童全員が参加可能である。参加にあたっての登録や費用は不要である。

(放課後子供教室におけるスタッフ確保)

- 放課後子供教室の運営においては、PTA 等が「運営主任（地域学校協働活動推進員）」を担い、計画立案、学校との連絡調整等を行っている。学校ごとに複数人の運営主任がおり、放課後子供教室の活動には毎回、運営主任が 1 名以上出席することとなっている。多いところでは 20 人ほどの運営主任がいる。
- また PTA を中心とした地域の方々が、ボランティアとして放課後子供教室の活動を支えている。中には自分の子どもが小学校を卒業したあとも、地域住民としてボランティアに参加する方もいる。組織的な参加はほぼなく、あくまでも小学校区に住む「個人ベース」での参加が多い。農業が盛んな地域であるため、昔から学校ボランティア等、学校と地域とのつながりが深い背景があると思われる。一方で、近年は開設当初から携わっている高齢者が活動から抜けて、運営が厳しくなっているところもある。
- 学校ごとに実施方法は異なるが、多くの学校が学校だより経由でスタッフ募集を行っているようだ。しかし人員確保が難しくなってきたため、近年は PTA 活動の業務の中に放課後子供教室を組み込み、「当番ボランティア」として活動に参加する方を確保するなど、PTA が積極的に放課後子供教室の活動を支えている学校が増えている。
- これについて現場から特に不満等は出ておらず、逆に PTA の活動として正式に位置づけられることで、スムーズに放課後子供教室の活動に参加ができるという声が聞かれている。さらに一部の小規模な学校では、当番ボランティア制度として、全保護者が順番に放課後子供教室のスタッフを担ってもらえるよう振り分けを行っている学校が数校ある。授業参観とは違い、休み時間に近い子どもの様子を見ることができると、仕事を休んで参加した保護者からは「参加してよかった」という前向きな声がほとんどである。
- さらに、地元の学生を中心とした学生ボランティアの受入れを積極的に行っており、講師ボラン

ティアとしてイベントの企画や参加を行っている。教員志望の学生が子どもとの関わり方を学ぶことができるばかりでなく、若い学生との交流の機会とあって、子どもたちにも好評である。現在、15～16の小学校で、50人程度の学生ボランティア、及び大学のイベント企画サークルが関わっている。市としても、放課後子供教室のボランティア確保の面で、大変喜ばしいと感じている。新潟大学では、放課後子供教室等でのボランティア活動を単位認定するシステムがあるが、単位のためというよりも、子どもたちと関わりたいという主体的な姿勢で活動に参加する学生が非常に多い印象がある。

- 市の職員は、学生ボランティアと個々の放課後子供教室との調整や、大学側との連絡を密に行っており、新潟大学を中心に新潟青陵大学、医療福祉大学等と連携している。また市内専門学校の学生もボランティアに参加している。学生ボランティアの希望が大学近くのエリアの小学校区に限られることは課題に感じている。

2) 両事業の整備に関する方針

- 小学校内での放課後児童クラブ活動場所の確保に関しては、こども未来部と教育委員会や学校の先生方との間での調整になるのだが、組織間のつながりが薄く、理解してもらえないことが課題だった。令和3年度よりこども未来部に教員OB（元校長等）を配置し、余裕教室の活用等学校側との調整が必要な業務を担っていただいたことで、学校側との調整がスムーズになった。

3) 両事業の連携、又は一体型実施に対する方針

- 両事業の参加児童と一緒に学習や体験活動を行うことができる「共通プログラム」として、スポーツ大会等の行事や避難訓練等のイベントを実施している。昨年は8件の実施があった。
- 放課後子供教室は平日の放課後と土曜日の午前中に実施しているが、平日は自由遊びが中心となる一方で、土曜日は2時間以上の実施時間があるため、行事を開催することが多い。市では共通プログラムの企画案をまとめた「ふれあいプログラム集」（冊子体）を作成し、アイディアの共有や取組の横展開を図っている。実施にあたっては、企画段階から両事業が連携して取り組むことが重要と感じている。
- なお、共通プログラム以外でも、放課後児童クラブの児童は放課後子供教室に自由に参加することができる。土曜日は両事業の開所時間が違うため、子どもはまず放課後児童クラブに行き、その後放課後子供教室に参加するケースが多い。
- 両事業の実績報告に向けて、各学校の連携方法や感想等を聞き取るアンケートを実施したり、日誌等から状況把握するなどを行っている。

2. 両事業の連携強化に向けた取組

（両事業の実施に関する検討体制）

- 市全体で両事業のあり方について検討するため、「放課後子どもプラン推進委員会」を設置している。学識経験者や行政関係者等で構成し、放課後児童クラブと放課後子供教室がどのように連携すると良いかについて検討している。
- 併せて、放課後子供教室を実施している各学校で「ふれあいスクール運営委員会」を組織している。参加者はPTAの代表、学校の代表、運営スタッフの代表（運営主任等）、地域団体の代表、地域教育推進課職員等である。
- 放課後児童クラブの職員に運営委員会への参加義務はないが、依頼するとほぼ出席してくれている。「ふれあいスクール」の活動方針や安全管理等を知る機会にもなると好評である。
- このような取組を研修会で周知することで、各施設の運営主任が自校の放課後児童クラブの職員に伝達し、横に広がっていている。学校によっては、放課後児童クラブ職員が運営委員会に参加することが当たり前とされるほど、両事業間で良い関係性を築いている。
- 両事業での連携推進において、責任問題等の課題にぶつかることは避けられない。しかし、まずは同じ会議の場に集まり情報を共有すること、また一つの議題について一緒に考え互いの理解を

深めることが、「連携」の入り口であると捉えている。新潟市では、両事業の職員が子どもたちの放課後について一緒に検討することを「熟議」と呼び重んじている。なお、連携推進のため、「職員同士が直接子どもたちの出欠について情報交換することも“連携”であること」、また「情報共有・協議のために各学校で最低年1回の運営委員会を実施すること」を市から呼びかけている。

（研修）

- 放課後児童支援員等の資質向上に向け、新潟県が主催する研修への参加のほかに、支援員が集まる情報交換会という位置づけで、独自の「新潟市放課後児童クラブネットワーク研修会」を実施している。
- また、放課後子供教室の運営主任を対象とした研修を、地域教育推進課（教育委員会）主催で年3回実施している。特別な配慮を必要とする子どもへの関わり方や、報酬等の事務的な処理方法が主なテーマとなっている。ほかにも各学校の実践例の報告を行ったり、講師を招き子育てについての講演会を実施したりしている。事業の方針から本来は対面開催が望ましいと考えているが、コロナ禍の現状を考慮し、自宅でも再生できるように1回目と2回目はDVDを各学校に1枚ずつ配布して回覧してもらっている。さらに2回目はDVDに加えて、バーコードリーダーを配布するオンライン配信（YouTube、教育委員会のアカウントを使用）で研修を受講する形式も行った。
- DVDへの書き込み作業は手間がかかるが、全員が視聴しやすいという声があった。一方で、学校内で一枚しか配布しないため、だれか一人が所有しつづけると全員に回覧できない恐れがあるとして、オンライン配信も行った。対面開催してこそ価値がある研修だと考えているため、あくまでも一時的な方策として採用した。

（処遇）

- 放課後児童支援員等の処遇改善は、令和元年度までは市独自のベースアップがあったが今は据置きとなっている。国が用意しているキャリアアップ処遇改善事業は、通年活用している。

（責任の所在）

- 学校での活動には学校管理下の保険、放課後子供教室での活動には放課後子供教室が加入する保険、放課後児童クラブでの活動には放課後児童クラブが加入する保険が適用されることとなり、放課後子供教室実施校の子どもは全員、団体総合補償制度費用保険に加入している。活動参加時間ごとの保険適用範囲は所管部局内で整理しており、責任体制を明確化した上で対応にあたっている。基本的には学校に責任が問われないよう配慮している。
- 放課後児童クラブで学校施設の一時的な利用をお願いする際、何かあったときは放課後児童クラブ側で責任を持つ旨を伝えている。また予め備品等の使用に関するルールを決めている。
- 必要に応じて、学校と各放課後児童クラブとの間で合意書を用意している。コロナ禍では「密」の回避のため、場所の利用へのさらなる制約がかかっており、学校施設の一時的な利用にあたって合意書を交わし、借りる時間と場所、使い方のルール等をまとめているケースもある。

（両事業のスタッフ間の連携）

- 日常的に、両事業のスタッフが目視で子どもの出欠状況を確認するために、放課後児童クラブ・放課後子供教室を行き来することがたびたびある。そのほか、両事業の予定（おたより）を直接交換する、放課後児童支援員にふれあいスクール運営委員会（上述）へ参加してもらうなど、両事業のスタッフの関わりを確実に深める工夫を行っている。

（安全管理）

- 国の方針に基づいたコロナ禍での「安全衛生管理マニュアル」を作成し、すべての放課後子供教室実施校に配布している。一方、放課後児童クラブは、それぞれ運営事業者が作成したマニュアルを有している。手を何秒間洗うかなど、指導方法の細かい部分において両事業間で方針が異なる場合は、学校の方針に統一する方向ですり合わせを行うことにより、子どもが混乱しないようにしている。

3. 一体型実施、又は両事業の連携による成果、課題

- 放課後子供教室に放課後児童クラブの職員が顔を出した際、子どもが非常に喜ぶという話があった。スタッフが両事業を行き来し、子どもたちと直接話しながら出欠状況を確実に把握することは、子どもたちの安全確保の観点からも、スタッフが安心できるという観点からも重要である。また、放課後子供教室を実施している時間は、放課後児童クラブの利用児童数に比較的余裕があるため、放課後子供教室に顔を出して活動に参加するという考え方のスタッフもいる。事業の垣根を越えて、両事業のスタッフに見守られることは、子どもたちの安心につながる。
- 職員同士のコミュニケーションは重要だが、それぞれ異なる運営事業者の下で業務に従事する立場にあるため、当人同士で連携に関する話し合いをしても、上手く実行に移せないことがある。両事業を一体型実施する場合、実態として職員・スタッフに別事業の業務を頼むことにもなるため、運営事業者の理解と後押しがあることで、市としても両事業の一体型を推進しやすくなる。

(人員不足)

- 「ふれあいスクール」事業を始めて 20 年になり、ボランティアの高齢化が進んでいる。人手不足の声は聞くものの、PTA や学生の力を取り入れるなど、工夫して運営している。
- 一方で、最近は特別な配慮を必要とする子どもが増えており、現状の体制では人手が足りない場合がある。しかし、人員の加配においては、ある程度の知識や経験等を有する人材を配置する必要があるため、安易に人を雇うこともできない。

以上

1-8. 山口県萩市

1. 放課後児童クラブ・放課後子供教室の実施について

1) 放課後児童クラブ及び放課後子供教室の実施状況

- 放課後児童クラブは各小学校区に1か所、全 16 か所に設置している(県の運営する萩総合支援学校にも市の児童クラブを設置しており、これを含む)。運営形態は、全て公立公営である。
- 放課後子ども教室(同市の表記を適用、以下同じ)は市内 20 か所で実施している。実施場所は小学校や公民館、セミナーハウス、児童館等の市の施設等で、運営も市が担う(公営)。
- 放課後子ども教室の活動には、学校がある日の放課後に定期で実施する活動と、土曜日等の学校休業日に単発で実施する活動とがあり、活動内容や活動場所も様々である。

図表1 放課後児童クラブ実施状況(令和3年度)

クラブ名	登録児童数(人)							
	利用形態	1年	2年	3年	4年	5年	6年	合計
明倫①	合計	49	63	0	0	0	0	112
	通年利用	46	49					95
	長期休業利用	3	14					17
明倫②	合計	0	0	56	30	13	12	111
	通年利用			47	15		3	65
	長期休業利用			9	15	13	9	46
児童館	合計	16	13	10	9	11	5	64
	通年利用	16	12	10	7	5	2	52
	長期休業利用		1		2	6	3	12
椿東①	合計	30	47	0	0	0	0	77
	通年利用	25	41					66
	長期休業利用	5	6					11
椿東②	合計	0	0	38	25	11	6	80
	通年利用			28	16	4	3	51
	長期休業利用			10	9	7	3	29
椿西①	合計	11	8	11	10	4	2	46
	通年利用	10	8	9	6	2		35
	長期休業利用	1		2	4	2	2	11
椿西②	合計	10	8	7	5	8	2	40
	通年利用	10	5	5	3	2		25
	長期休業利用		3	2	2	6	2	15
白水	合計	5	7	6	5	1	0	24
	通年利用	5	4	5	5	1		20
	長期休業利用		3	1				4
越ヶ浜	合計	5	5	5	3	1	2	21
	通年利用	4	5	3	2		2	16

		長期休業利用	1		2	1	1		5
大井	合計		1	3	2	2	2	2	12
		通年利用	1	3	2	2	1	1	10
		長期休業利用					1	1	2
三見	合計		4	0	5	0	3	2	14
		通年利用	4		5		3	1	13
		長期休業利用						1	1
支援学校	合計		2	2	2	2	0	1	9
		通年利用	2	1	2	2		1	8
		長期休業利用		1					1
川上	合計		3	1	3	4	2	0	13
		通年利用	3	1	3	3	1		11
		長期休業利用				1	1		2
多磨	合計		2	7	2	3	1	0	15
		通年利用	2	6	1	2			11
		長期休業利用		1	1	1	1		4
小川	合計		1	4	2	3	4	5	19
		通年利用	1	2	2	3	3	5	16
		長期休業利用		2			1		3
むつみ	合計		3	2	2	1	5	1	14
		通年利用	1	2	2	1	4	1	11
		長期休業利用	2				1		3
育英	合計		3	5	6	9	2	3	28
		通年利用	3	5	6	7	1	3	25
		長期休業利用				2	1		3
明木	合計		1	4	1	4	2	1	13
		通年利用	1	3	1	1	1		7
		長期休業利用		1		3	1	1	6
佐々並	合計		1	2	2	1	3	2	11
		通年利用	1	2	2	1	3	2	11
		長期休業利用							0
福栄	合計		6	2	6	4	1	8	27
		通年利用	6	2	6	4		5	23
		長期休業利用					1	3	4
合計	合計		153	183	166	120	74	54	750
		通年利用	141	151	139	80	31	29	571
		長期休業利用	12	32	27	40	43	25	179

図表2 放課後子ども教室実施状況(令和3年度)

No.	子ども教室名	実施場所	内容	開催日	令和2 年度 年間実施 日数	一 体 型	連 携 型	左 記 以 外	参加 児童数
1	明倫小学校放課後子ども教室	明倫小学校	学習、ものづくり	月・水・木・金		○			2508
2	椿東小学校放課後子ども教室	椿東小学校	手話、絵画	年間16日間程度	20	○			153
3	白水放課後子ども教室	白水会館	茶道	毎月第3水曜日	13	○			136
4	越ヶ浜小学校放課後子ども教室	越ヶ浜小学校ほか	別紙参照	年間7日間程度	7	○			69
5	大島公民館放課後子ども教室	大島公民館	学び、体験	毎週水曜日	33			○	495
6	見島っこふれあい教室	見島公民館	学び、体験	火・水 (月4日程度)	28			○	248
7	萩セミナーハウス放課後子ども教室	萩セミナーハウス	工作等	月1回	11		○		110
8	児童館放課後子ども教室	児童館	工作等	土曜日、 長期休暇時	67		○		311
9	三見公民館放課後子ども教室	三見公民館	体験教室等	年間10日間程度	10		○		32
10	大井小学校放課後子ども教室	大井公民館ほか	音楽・ものづくり	火・水(第2・4)	47		○		201
11	小川公民館放課後子ども教室	小川小学校	体験教室等	年間7日間程度	7			○	13
12	江崎公民館放課後子ども教室	多磨小学校	体験教室等	年間7日間程度	8			○	87
13	弥富公民館放課後子ども教室	弥富小学校	体験等	水曜日	26		○		48
14	明木公民館放課後子ども教室	明木図書館(明木小学校)	読書、紙芝居等	毎週水曜日	91		○		358
15	佐々並公民館放課後子ども教室	佐々並小学校ほか	バトミントン、卓球	火・木・金・土	137		○		961
16	福川公民館放課後子ども教室	福栄小学校	学び、スポーツ	月・水・金	99			○	484
17	川上公民館放課後子ども教室	川上公民館ほか	茶道、華道、将棋等	年5日、土曜日	16			○	68
18	むつみ生涯学習資料館放課後子ども教室	むつみ生涯学習資料館	学び、体験	月～金	228			○	917
19	むつみ子どもの館放課後子ども教室	むつみ子どもの館	学び、体験	土曜日	43			○	9
20	須佐公民館放課後子ども教室	須佐公民館	学び、工作、スポーツ等	毎週水曜日、 長期休暇時	74		○		474

- なお、放課後児童クラブの所管は萩市福祉部子育て支援課、放課後子ども教室の所管は教育委員会文化・生涯学習課である。

2) 両事業の整備に関する方針

- 同市の放課後児童クラブ事業は、「空き教室の有効活用」を主な目的として開始したという経緯がある。

そのため、事業実施場所は基本的に小学校の空き教室となっている。ただし、現在は小学校内に放課後児童クラブ専用室を設けているところや、小学校敷地外に設置しているところもある。

- 上記のとおり、放課後児童クラブの利用形態には「通年利用」と「長期休業利用」の2枠があり、長期休業期間中は放課後児童クラブ利用者が増えるため、小学校と交渉して使用していない教室を追加で借りるようにしている。校庭や体育館の使用については、各クラブの職員が都度小学校と交渉・調整を行っているようだ。
- 全小学校区(島しょ部を除く)に放課後児童クラブを設置しており、新たなクラブの開設予定は、今のところない。とはいえ、職員の確保には課題を感じている。放課後児童クラブの勤務時間は午後から夕方となるため子育て世代にとって働きにくく、賃金の面でも好条件とは言い難いためである。ハローワークを通じて募集を行ったり、支援員の知人に声掛けをしてもらったりしているが、なかなか思う成果は得られない。
- 放課後子ども教室は、文化生涯学習課の正職員と会計年度任用職員が企画運営を行い、各地域の有償ボランティアがこれに協力する体制で実施している。たとえば、明倫小学校で実施する「ものづくり教室」には、児童クラブ支援員の経験のある方が有償ボランティアとして参画・協力している。「絵画教室」では市内の絵画教室の先生、椿東小学校の「手話教室」では萩市内の手話グループの方、白水小学校の「茶道教室」には市内で実施されている茶会の先生というように、それぞれの分野に応じて協力者を得ている。また「学びの教室」(タブレット教室)も、担当の社会教育指導員(元教員)が週数回指導している。会計年度任用職員は、運営の補助的な役割を担っている。
- 小学校や活動内容によっては、隣接する施設を利用することもある。担当職員が放課後子ども教室の年間活動計画を立てた後、各小学校や施設に連絡し、実施場所を確保する。

3) 両事業の連携、又は一体型実施に関する方針

(これまでの経緯)

- 平成 17 年3月に、萩市と阿武郡川上村、田万川町、むつみ村、須佐町、旭村、福栄村の1市2町4村が合併して、新しい「萩市」が誕生した。各市町村では、合併前からそれぞれ放課後児童クラブ事業を実施していた。
- 放課後子ども教室は、最も早いところで平成 19 年にスタートした。現在実施中のほとんどが平成 20 年度以降に開始したものである。放課後子ども教室には学びの要素が入るものの、先行して始まっていた放課後児童クラブとはほぼ同じような事業として受け止められていた。また、両事業間の情報共有や子どもたちの行き来はなく、それぞれに運営を行っていた。しかし、(放課後子どもプラン等の)国の政策もあり、平成 22 年頃から連携を推進するようになっていった。
- 一体型実施は、まず市内1校で試行的に開始した。放課後児童クラブ登録児童と放課後子ども教室登録児童の双方が参加できるイベントを企画し、実施したのが最初である。「子どもを預かる」という目的の下で運営する放課後児童クラブでは、なかなかイベント等を実施できていない実態がある一方、放課後子ども教室では子どもに様々なイベント等が実施されており、非日常の体験が提供されていることから、放課後子ども教室に放課後児童クラブの子どもが参加しても良いか、という相談の下、ボトムアップ的に一体型での実施・連携した実施が始まったものと推察する。また、放課後子ども教室側としても、参加者数を確保するために、放課後児童クラブの子どもに参加してもらいたいという思いがあったかもしれない。

(一体型実施・連携した実施の状況)

- 現在、4か所の放課後児童クラブ・放課後子ども教室が一体型として実施している。また、一体型ではないものの、8か所の放課後子ども教室に、放課後児童クラブ利用児童が参加可能となっている(連携した実施)。
- 萩市で一体型として特徴的な取組を行うものが4か所(明倫小学校、椿東小学校、越ヶ浜小学校、白水小学校)がある。放課後子ども教室で年に4回程度(コロナの影響により、一昨年以降は実施回数が減少)、土曜日に放課後児童クラブとの共同開催によるイベントを実施するものである。
- 放課後児童クラブの職員は、共通プログラムの運営には参加しないが、実施場所への引率、活動に参加せず放課後児童クラブに残る子どもの見守りを行う。一方で、不定期のイベント(土曜日等)に実施する

もの)実施は、放課後児童クラブの登録児童のほぼ全員が放課後子ども教室の活動に参加することとなり、参加人数も多いため、放課後児童支援員が児童の引率だけでなく活動時の見守りにも加わる。

- 活動内容の企画は文化生涯学習課が担う。前年度に年間計画を起案し、子育て支援課にこれを説明、了承を得た後に協議会(活動従事者による会議体、詳細は後述)での説明を経て確定するというのが基本的な流れである。活動の周知に向けては、文化・生涯学習課が作成した案内文を放課後児童クラブに配布し、児童の参加申込を受け付ける。

(越ヶ浜小学校における実践)

- 越ヶ浜小学校では、放課後児童クラブと放課後子ども教室の実施開始当初から共通プログラムを行っている。プログラム実施場所は小学校に限らず、近隣の資源を活用しながら多様な活動(自然観察、サツマイモ掘り、伝統行事体験等)を行っている。
- 同小学校では、両事業の実施開始当初から協議会を設けて連携した活動体制を構築しているため、ごく自然な流れの中で一体型実施を実践している。共通プログラムへの参加人数は十数名と適度な人数規模となっていることも、充実した活動ができている理由の一つであろう。
- 萩市、阿武町全域と山口市阿東地域をエリアとする萩ジオパークは、2018年に日本ジオパークに認定され、「大地と人のつながりを楽しむ」ことのできる場所として活動しており、同小学校の所在地はその中心となる地域である。そういった環境の中で、萩ジオパークを活用した「笠山自然観察」「サツマイモの苗植え・収穫」「魚釣り」等の放課後子ども教室を実施している。日本ジオパークに認定された際に、市のジオパーク推進課の担当職員が講師となって放課後子ども教室のイベントに協力した。その後、地元の活動グループ「笠山ジオの会」に引き継がれ、教室のプログラムに協力している。
- 放課後子ども教室の運営委員会には17名が参画している。構成員は、学校運営協議会の役員、校長、教頭、PTA会長、民生委員、放課後児童支援員、漁協役員と様々である。また、構成員以外の地域の方も活動に対して非常に協力的であり、活動実施においては恵まれた地域といえる。協力者は年配の方が多く、地域の後継者を育てたいという思いがある。
- 越ヶ浜は地理的に半島に位置しており、独特の地域性を持つ。歴史的には北前船の寄港地であったことから港町として栄えた地域で、漁業が盛んである。また、椿の群生林や天然記念物の汽水湖「明神池」など、観光資源が豊富だ。地域の方たちは、地域の魅力・特色を次の世代にも理解してもらい、引き継いでいきたいという強い思いを持っている。地域の特産物(水産物)を生活の糧としていることから、地域に対する意識・愛着もひとときわ高いものと考ええる。漁業集落は、もともと家が密集しており、隣近所等の人同士の結びつきが強いことも、地域住民が子どもたちの活動に協力的である一因かもしれない。

(その他の特徴的な取組)

- 白水小学校では現場の要望により、夏休みに1回、近隣の福祉施設を利用して共通プログラムを実施している。そのほか、定期の活動として年間10回程度の共通プログラムがある。
- 椿東小学校の放課後子ども教室は年に10～11回程度(おおよそ月に1回の頻度)実施されており、放課後児童クラブ利用児童も希望により参加可としている。実施場所は小学校敷地内の施設である。
- 明倫小学校では放課後子ども教室がほぼ毎日実施されており、放課後児童クラブ利用児童も希望に応じて参加できる。一方で、同小学校は登録児童数が多く、放課後児童クラブ利用児童が放課後子ども教室のイベントへ参加することによる放課後児童支援員の負担も大きいことから、連携した実施に係る課題も多い。

2. 両事業の連携強化に向けた取組

(協議会の設置)

- 一体型として実施する地域のほとんどが、協議会を設置している。放課後子ども教室の活動については、文化生涯学習課が年間計画を立て、書面で関係者に配布する。協議会が設置されているところでは、その年間計画を参照しながら話し合いを実施し、前年度の振り返りと次年度の活動計画承認を行う。
- 協議会を設置していない小学校では、前年度の実施状況と次年度の運営に関するアンケートを配布し、その結果を参考にして文化生涯学習課が次年度計画を立て、了承を得る。

3. 一体型実施の成果と今後の課題

- 一体型を実施することで、放課後児童クラブと放課後子ども教室の両事業の登録児童が集まり、子ども同士の交流が拡大・充実する。このことが、山口県が取り組む個人や人間関係のより良い変容をめざした「AFPY(やまぐちふれあいプログラム)」を実践する場となっており、皆で何かをやり遂げよう、取り組もうという意識を育てる効果があると感じている。実際に、一体型での実施は両事業職員・スタッフ間の相互理解につながるという声が、現場からも聞かれている。
- 保護者からも、子どもに様々な体験を提供し、人間力の醸成につながるという点で、評価を得ていると思われる。そのため、協力者を増やすことで、一体型の実施回数を増やすことも考えたい。
- 放課後児童クラブでイベントを企画すると、どうしても子どもを守る方向に意識が強くなりてしまいがちである。放課後子ども教室が企画するイベント等に、放課後児童クラブ利用児童が参加できることは、子どもたちにとって楽しめる時間・機会が増えることになるので、今後も継続していきたい。
- 放課後児童クラブと放課後子ども教室では、子どもへの関わり方が異なる。前者は子どもを守ること、後者はチャレンジすることを重視した計画づくりが行われる。それぞれ異なったアプローチがなされることで、子どもの体験が広がり、相乗効果がもたらされているのではないかと感じている。
- 少子化により児童数が減少する状況ではあるが、働く保護者は増えており、放課後児童クラブの利用者数も増える傾向にある。そうすると、放課後児童クラブの利用児童のうち希望する者全てが放課後子ども教室の活動に参加するというのが難しい状況も生じてくるだろう。今後は、放課後児童クラブ利用児童が共通プログラムに参加する場合のルール(参加可能な人数の枠を決め、順番での参加とする)を工夫する必要がある。同時に、空き教室や人員の確保等の問題にも対応する必要がある。
- また、共通プログラムの実施が放課後児童支援員にとって負担となってはならない。活動に関わるスタッフの負担や不満を解消してこそ、真の成果につながる。現場の実情に配慮した運営計画も、今後の活動方針を考えるうえで重要な検討事項といえる。

図表3 AFPY
(やまぐちふれあいプログラム)



以上

1-9. 大阪府吹田市

1. 放課後児童クラブ・放課後子供教室の実施について

1) 放課後児童クラブ及び放課後子供教室の実施状況

- 市内 36 の全小学校区で、放課後児童クラブと放課後子供教室を実施している。
- 放課後子供教室は、以前(15 年くらい前)より教育委員会内所管となり、現在は教育委員会地域教育部青少年室が所管している。同様に、放課後児童クラブは市長部局の児童部所管であったのが、5年ほど前に教育委員会地域教育部放課後子ども育成室に移管となった。
- 放課後子供教室には、「太陽のひろば」と「地域の学校」の2つの種類がある。学校がある日の放課後に実施するのが「太陽のひろば」、学校休業日に実施するのが「地域の学校」である。以下は、「太陽のひろば」について詳述する。
- 「太陽のひろば」は、地域教育協議会に委託して実施している。私立学校や支援学校に通学する子どもも、それぞれが住む小学校区内の活動に参加できる。支援を要する子どもについては保護者同伴としている。
- 参加方法については、36 の小学校区ごとに様々なパターンがある。うち 10 校の教室では週に複数回開催しており、登録制での参加としている。それ以外の教室は、学校が早めに終わる水曜日を中心に実施しており、参加方法(登録制／自由参加制)は委託団体がそれぞれに判断している。活動内容は「児童数等の地域の実情に合わせたもの」を基本ルールとしており、自由遊びが中心となっている。
- 「太陽のひろば」の活動を支えるのは地域ボランティアの方で、同市ではこの方たちを「フレンド」と呼んでいる。保護者、保護者OB、高齢者クラブ等の地域団体メンバー等がフレンドとなって、見守り等で協力くださっている。

2) 両事業の整備に関する方針

- 放課後子供教室は 36 校すべてで実施しており、今後、教室数を増やす予定はない。
- 一方で、水曜日を中心に開催している教室においては、学校の教育課程が変更されたことによる授業数の増加により、曜日を固定した開催が難しくなっている。そのため、学校と調整をしながら、水曜日に限らず、学校が早く終わる日に開催するよう促している。
- たとえば、懇談会の日や家庭訪問実施日等には、学校が早く終わる。このような日に放課後の時間を活用して放課後子供教室を開催するという取組を普及させていきたい。現在1校ではこれを実践できているが、この取組をより多くの学校で実践することで、子どもの居場所の確保につながると考えている。

3) 両事業の連携、又は一体型実施に関する方針

- 十分な広さの活動場所が確保できない場合を除き、基本的には放課後児童クラブ利用児童を含めた全ての児童が放課後子供教室の活動に参加できることを基本方針としている。ただし、放課後児童クラブ登録児童の放課後子供教室参加方法は、地域により異なる。放課後子供教室へ参加する場合には放課後児童クラブを「欠席」として扱うところもあれば、放課後児童クラブに来所した後、一斉に放課後子供教室の活動場所へ向かうところもある。
- (現在はコロナの影響で開催を見合わせているが)放課後の子どもたちに多様な体験を提供するため、放課後子供教室では紙芝居等の活動プログラムを実施している。放課後児童クラブ利用児童もこれに参加できる。
- また、放課後児童クラブでは年に1回お祭りを開催している。これに放課後子供教室の登録児童を招待し、一緒に遊ぶという関わりもある。

2. 両事業の連携強化に向けた取組

(市の職員による活動サポート)

- 放課後子供教室のボランティア(フレンド)は基本的に1日当たり3人体制で見守りを行っているが、コロナの流行により衛生管理等の業務が増えたことで、ボランティアや学校等から「管理体制を充実させて

ほしい」という声が出てきている。その場合は、担当課の職員が出向いて見守り等の活動に協力している。

- ボランティアとは別に、ブロックアドバイザー（市の会計年度任用職員）3名（週5日・1日当たり5時間勤務）が、一人当たり2校を担当し、曜日ごとに担当校を巡回して助言や活動のサポートを行っている。
- 上記の者は学校での管理職経験を有し、水曜日を中心に放課後子供教室の活動に参加している。ブロックアドバイザーには、学校の事情に精通している人材を配置していることから、児童の見守りだけでなく、余裕教室利用に関する学校との調整、地域から学校への要望の伝達等、学校と地域の橋渡し役を担ってもらっている。

（連携会議・運営会議の開催）

- 各小中学校区において放課後児童クラブと放課後子供教室、学校、地域住民の4者が参加し、放課後児童クラブ・放課後子供教室の運営方法について話し合う「連携会議」を開催するよう促している。開催頻度は、月1回や学期に1回等、学校によって異なる。会議では、どのように子どもたちの居場所を確保するか、学校の現状がどうなっているかなどについて、互いに情報を共有し話し合っている。
- 連携会議とは別に、「新・放課後子ども総合プラン」に基づく運営会議を年2回実施している。運営会議には校長会の代表、PTA代表等が出席し、市全体の放課後施策を検討している。

（安全管理）

- 安全管理に関する認識統一のため、放課後児童クラブ、放課後子供教室、小学校との3者で一緒に避難訓練を実施している。
- 放課後児童クラブ・放課後子供教室のそれぞれにおいて、ケガや事故への対応や災害時の対応、コロナ禍での育成支援・活動等に関するマニュアルやルールを作成している。そのため、それぞれのルールを共有したうえで、両事業間で子どもの行き来がある時間帯には、同じ方針・ルールの下で対応がなされるよう、調整を行っている（マスク着用基準、使用可能な遊具・備品、避難経路、救急車の要請判断基準等）。

（研修の実施）

- 子どもの健全育成に関わる関係者間の理解を促し、同じ認識の下で子どもに関わる体制を構築するため、青少年室が企画する青少年指導者講習会（年に6回計画）に放課後児童クラブ職員、児童センター及び児童会館職員、見守りに協力する地域の方、PTAの方、青少年指導員等が参加できるようにしている。
- 研修は、活動プログラムに関すること、子どもとの関わりなど幅広いテーマとし、外部の講師を招いて実施している。講座によって参加人数は異なるが、各講座平均で約40～50名に参加いただいている。近年は発達障害をテーマにした講座への関心が高く、100名近い参加者を得ている。

（利用者への事業内容の周知）

- 毎年、事業内容や前年度の活動実績をまとめた事業概要を作成しており、同市に視察等の来訪者があった場合には配布している。また、講座等を開催した際にも、報告書等を作成している。

3. 一体型実施又は両事業の連携による成果、課題

- 一体型として実施する放課後子供教室の活動に地域の協力を得ることで、地域の方々が放課後児童クラブ利用児童を含めたより多くの子どもの放課後の様子を見ることができる。これによって、子どもと地域との間に顔の見える関係性がつくられ、「登下校中の子どもに声を掛ける」「地域内の安全確保に目を配る」等、地域で子どもを見守る目を増やすことができている。
- 一体型実施・連携した実施の推進にあたり、同市では児童数の増加により、放課後児童クラブ利用児童と放課後子供教室参加児童と一緒に活動することが難しいという課題が生じている。児童数が1,000人を超える学校では、放課後子供教室参加児童が200名、放課後児童クラブも200名という規模になる。こうした中で両事業に参加する児童が同時に校庭で遊ぶとなると、安全確保の面で難しさがある。放課後児童クラブと放課後子供教室の活動時間や場所について細やかな調整を行う、コーディネーターが必要だと思われる。
- 現状では、地域ボランティアの方が両事業間の日々の調整を担ってくださっている。ブロックアドバイザー

ーがコーディネートする場合もあるが、主体となって動いているのは地域住民であり、新型コロナウイルスの感染対策による密の回避も考慮しながらの調整であるため、負担になっているのではないかと感じている。

以上

厚生労働省 令和3年度子ども・子育て支援推進調査研究事業
放課後児童クラブと放課後子供教室の一体型実施における連携に関する調査研究 報告書

2022(令和4)年3月発行

発行・編集／ みずほリサーチ&テクノロジーズ株式会社

社会政策コンサルティング部

〒101-8443 東京都千代田区神田錦町2丁目3番地

TEL 03-5281-5276
